

水俣市議会会議録

平成26年9月第4回定例会（8月29日招集）

水俣市議会事務局

平成26年9月第4回定例会（8月29日招集）会期日程表

（会期 8月29日から9月18日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月29日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	30日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	31日	日			市の休日（日曜日）
4	9月1日	月			議案調査
5	2日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	3日	水			議案調査
7	4日	木			議案調査
8	5日	金			議案調査
9	6日	土			市の休日（土曜日）
10	7日	日			市の休日（日曜日）
11	8日	月			議案調査
12	9日	火	午前9時30分		本会議
13	10日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（野中重男君、牧下恭之君、藤本壽子君）
14	11日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（岩村龍男君、中村幸治君、川上紗智子君） 議案質疑 委員会付託
15	12日	金	——	委員会	委員会
16	13日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	14日	日			市の休日（日曜日）
18	15日	月			市の休日（敬老の日）
19	16日	火	——	委員会	委員会
20	17日	水		休 会	議事整理日
21	18日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成26年9月第4回水俣市議会定例会会議録目次

平成26年8月29日（金） — 1日目 —

出欠席議員	1～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
請願文書表	2
開 会	3
開 議	3
教育長の挨拶	3
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	4
議案上程	5
日程第3 議第56号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	5
日程第4 議第57号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	19
日程第5 議第58号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	31
日程第6 議第59号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	35
日程第7 議第60号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	36
日程第8 議第61号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	38
日程第9 議第62号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	38
日程第10 議第63号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	39
日程第11 議第64号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	40
日程第12 議第65号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	40
日程第13 議第66号 平成25年度水俣市病院事業会計決算認定について	42
日程第14 議第67号 平成25年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	46
日程第15 議第68号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について	48
日程第16 議第69号 水俣芦北広域行政事務組合の事務所の位置の変更に伴う規約の一部変	

更について	1～49
市長の提案理由説明	49
質 疑（議第69号）	53
委員会付託	53
休憩・開議	53
委員会の審査報告	53
○総務産業委員長の報告	53
委員会審査報告書	53
委員長報告に対する質疑	54
討 論	54
採 決	54
散 会	54

平成26年9月9日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	3
○高岡利治君の質問	3
1 観光振興及び南九州西回り自動車道水俣インターチェンジ（仮称）の開通について	3
2 水俣市誘致企業立地促進補助金について	3
3 教育問題について	4
4 水俣市ふるさと納税（寄附）について	4
市長の答弁	4
産業建設部長の答弁	4
○高岡利治君の再質問	6
産業建設部長の答弁	7

○高岡利治君の再々質問	2～9
産業建設部長の答弁	11
市長の答弁	11
○高岡利治君の再質問	13
市長の答弁	17
○高岡利治君の再々質問	18
市長の答弁	20
教育長の答弁	21
○高岡利治君の再質問	22
教育長の答弁	22
休憩・開議	23
○緒方誠也君の質問	23
1 企業誘致問題について	24
(1) 市長の企業等訪問について	
(2) 株式会社 田中商店について	
(3) バイオマス発電所計画について	
2 日本創生会議より消滅可能性都市に判定されたことについて	24
3 子ども・子育て支援事業について	24
市長の答弁	25
○緒方誠也君の再質問	27
市長の答弁	28
○緒方誠也君の発言	28
副市長の答弁	29
○緒方誠也君の再質問	30
副市長の答弁	31
○緒方誠也君の再々質問	33
副市長の答弁	33
福祉環境部長の答弁	34
○緒方誠也君の再質問	35
福祉環境部長の答弁	35
○緒方誠也君の再々質問	37
福祉環境部長の答弁	37

休憩・開議	2～37
○田口憲雄君の質問	37
1 所信表明について	38
(1) 水俣市産業振興戦略（仮称）について	
(2) 地域の「活力」について	
2 地域医療体制について	39
(1) 医療センターの状況について	
(2) 地域医療の連携について	
3 学校再編について	39
(1) 学校再編後の状況について	
(2) 学校跡地の利活用状況について	
市長の答弁	40
○田口憲雄君の再質問	41
市長の答弁	43
○田口憲雄君の発言	44
病院事業管理者の答弁	45
○田口憲雄君の再質問	47
病院事業管理者の答弁	47
○田口憲雄君の再々質問	48
病院事業管理者の答弁	49
教育長の答弁	50
○田口憲雄君の再質問	52
教育長の答弁	53
○田口憲雄君の再々質問	53
教育長の答弁	54
散 会	54

平成26年9月10日（水） — 3日目 —

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1

議事日程第3号	3～2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○野中重男君の質問	2
1 水俣病について	3
2 原発避難者の受け入れ、及び原発再稼働の動きについて	3
3 災害対策と防災情報の伝達について	4
市長の答弁	4
福祉環境部長の答弁	4
○野中重男君の再質問	5
福祉環境部長の答弁	8
○野中重男君の再々質問	8
福祉環境部長の答弁	10
市長の答弁	10
市長の答弁	11
○野中重男君の再質問	13
市長の答弁	14
○野中重男君の再々質問	15
市長の答弁	16
総務企画部長の答弁	16
○野中重男君の再質問	17
総務企画部長の答弁	18
休憩・開議	19
○牧下恭之君の質問	19
1 介護保険見直しと地域包括ケアシステムについて	19
2 便利なコンビニで納税を	21
3 市民の命を守る予防対策を	21
市長の答弁	23
○牧下恭之君の再質問	26
市長の答弁	26
○牧下恭之君の再々質問	27
市長の答弁	28

総務企画部長の答弁	3～29
○牧下恭之君の再質問	30
総務企画部長の答弁	31
○牧下恭之君の再々質問	33
総務企画部長の答弁	33
福祉環境部長の答弁	33
○牧下恭之君の再質問	34
福祉環境部長の答弁	36
教育長の答弁	36
休憩・開議	36
○藤本壽子君の質問	37
1 川内原発の再稼働に反対し、電力の自給を目指す施策について	37
2 水俣病問題について	38
3 携帯電話基地局設置時における紛争予防のための条例制定について	38
4 子育て支援のための保育料軽減について	38
市長の答弁	39
○藤本壽子君の再質問	40
市長の答弁	43
○藤本壽子君の再々質問	44
市長の答弁	45
福祉環境部長の答弁	45
○藤本壽子君の再質問	46
福祉環境部長の答弁	48
市長の答弁	48
○藤本壽子君の発言	49
総務企画部長の答弁	49
○藤本壽子君の再質問	50
総務企画部長の答弁	52
○藤本壽子君の再々質問	52
総務企画部長の答弁	53
福祉環境部長の答弁	53
○藤本壽子君の再質問	54

福祉環境部長の答弁	3～55
○藤本壽子君の発言	55
散 会	55

平成26年9月11日（木） —— 4日目 ——

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
請願・陳情文書表	3
開 議	4
諸般の報告	4
日程第1 一般質問	4
○岩村龍男君の質問	4
1 環境首都としての今後について	5
2 環境モデル都市に関わる会議について	5
(1) 環境モデル都市推進事業について	
(2) 環境モデル都市円卓会議について	
3 ごみ分別について	5
4 公共下水道について	6
市長の答弁	6
○岩村龍男君の再質問	7
市長の答弁	7
○岩村龍男君の再々質問	8
市長の答弁	8
副市長の答弁	9
○岩村龍男君の再質問	11
副市長の答弁	11
○岩村龍男君の再々質問	12
副市長の答弁	12
福祉環境部長の答弁	13

○岩村龍男君の再質問	4～13
福祉環境部長の答弁	14
○岩村龍男君の再々質問	14
市長の答弁	15
福祉環境部長の答弁	15
産業建設部長の答弁	15
○岩村龍男君の再質問	16
産業建設部長の答弁	16
○岩村龍男君の再々質問	17
産業建設部長の答弁	17
休憩・開議	18
○中村幸治君の質問	18
1 教育について	18
(1) 教育長の教育に対する基本的な考え方について	
(2) 教育委員会制度改革について	
2 防災について	19
(1) 台風8号時の避難勧告について	
(2) 広島土砂災害について	
3 肥薩おれんじ鉄道水俣駅について	20
(1) 肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理について	
(2) 肥薩おれんじ鉄道水俣駅周辺整備について	
市長の答弁	20
教育長の答弁	20
○中村幸治君の再質問	22
教育長の答弁	22
○中村幸治君の再々質問	24
教育長の答弁	24
市長の答弁	25
市長の答弁	25
○中村幸治君の再質問	28
市長の答弁	29
○中村幸治君の再々質問	30

市長の答弁	4～31
総務企画部長の答弁	32
○中村幸治君の再質問	32
総務企画部長の答弁	33
○中村幸治君の再々質問	33
総務企画部長の答弁	34
休憩・開議	34
○川上紗智子君の質問	34
1 子ども子育て新支援制度について	35
2 介護保険について	36
3 住宅リフォーム助成について	36
市長の答弁	36
福祉環境部長の答弁	36
○川上紗智子君の再質問	39
福祉環境部長の答弁	40
○川上紗智子君の再々質問	40
福祉環境部長の答弁	42
市長の答弁	42
○川上紗智子君の再質問	43
市長の答弁	44
○川上紗智子君の再々質問	45
市長の答弁	47
産業建設部長の答弁	47
○川上紗智子君の再質問	48
産業建設部長の答弁	48
○川上紗智子君の再々質問	48
産業建設部長の答弁	49
休憩・開議	50
質 疑	50
日程第2 議第56号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	50
日程第3 議第57号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の	

	制定について……………	4～50
日程第4	議第58号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について……………	50
日程第5	議第59号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……………	51
日程第6	議第60号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第3号）……………	51
日程第7	議第61号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	51
日程第8	議第62号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）……………	51
日程第9	議第63号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）……………	52
日程第10	議第64号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）……………	52
日程第11	議第65号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）……………	52
日程第12	議第66号 平成25年度水俣市病院事業会計決算認定について……………	52
日程第13	議第67号 平成25年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について……………	52
日程第14	議第65号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について……………	53
議案上程……………		53
日程第15	議第70号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第4号）……………	53
日程第16	議第71号 平成25年度水俣市一般会計決算認定について……………	54
日程第17	議第72号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について……………	58
日程第18	議第73号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について……………	61
日程第19	議第74号 平成25年度水俣市介護保険特別会計決算認定について……………	62
日程第20	議第75号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について……………	64
	市長の提案理由説明……………	65
	休憩・開議……………	67
	質 疑……………	67
	委員会付託……………	67
日程第21	特別委員会の設置について……………	67
	休憩・開議……………	68
	正副委員長互選結果の報告……………	68
	散 会……………	68

平成26年9月18日（木） ——— 5日目 ———

出欠席議員……………	5～1
------------	-----

事務局職員出席者	5～1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	4
諸般の報告	4
日程第1 議第56号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第20 陳第10号「要援護者＝私たちの「いのち」を守れない避難計画での川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書」の採択を求める陳情についてまで20件に関する委員会の審査報告	4
○総務産業委員長の報告	5
○厚生文教副委員長の報告	9
委員会審査報告書	13
委員長報告に対する質疑	14
○野中重男君の質疑	15
修正動議	15
休憩・開議	15
○谷口明弘君の議第70号に対する修正案の提案理由説明	17
質 疑	18
○緒方誠也君の質疑	18
○谷口明弘君の答弁	18
○緒方誠也君の再質疑	19
○谷口明弘君の答弁	19
休憩・開議	20
討 論	20
○真野頼隆君の反対討論（請第3号）	20
○川上紗智子君の賛成討論（請第3号及び陳第7号）	21
○福田斉君の反対討論（陳第7号）	22
○谷口明弘君の反対討論（陳第8号）	24
○野中重男君の賛成討論（陳第8号、陳第9号、陳第10号）	25
○岩村龍男君の反対討論（陳第9号及び陳第10号）	27
○藤本壽子君の賛成討論（陳第7号、陳第9号、陳第10号）	28

○緒方誠也君の反対討論（議第70号修正案）	5～29
○高岡利治君の賛成討論（議第70号修正案）	31
採 決	32
日程第21 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	35
採 決	36
閉会中継続審査・調査申出書	36
議案上程	37
日程第22 議第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	38
日程第23 議第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	38
日程第24 議第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	38
日程第25 議第79号 人権擁護委員候補者の推薦について	39
日程第26 議第80号 人権擁護委員候補者の推薦について	39
日程第27 意見第5号 農協改革に関する意見書について	39
日程第28 意見第6号 川内原発再稼働に当たっては、拙速な再稼働は行わず、住民の安全 安心の確保を最優先し、対応するよう求める意見書について	40
日程第29 意見第7号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書について	41
日程第30 意見第8号 オスプレイの佐賀空港配備と低空飛行訓練等の全国運用中止を求 め、オスプレイが参加する日米共同実動訓練の中止を求める意見書 について	42
日程第31 意見第9号 消費税引き上げ決定に反対する意見書について	43
市長の提案理由説明（議第76号から議第80号）	44
○総務産業委員長の提案理由説明（意見第5号）	45
○谷口明弘君の提案理由説明（意見第6号）	46
○真野頼隆君の提案理由説明（意見第7号）	46
○谷口眞次君の提案理由説明（意見第8号）	47
○野中重男君の提案理由説明（意見第9号）	48
休憩・開議	49
質 疑	49
討 論	50
○谷口明弘君の反対討論（意見第8号及び意見第9号）	50
○谷口眞次君の賛成討論（意見第9号）	51
○野中重男君の賛成討論（意見第8号）	53

採 決	5 ~54
日程第32 議員派遣について	56
採 決	56
閉 会	56

平成26年8月29日

平成26年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成26年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成26年8月29日水俣市長第4回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成26年8月29日午前10時0分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成26年9月18日午後0時49分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成26年8月29日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前10時48分 散会

（出席議員） 16人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
藤本壽子君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	瀧上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	次長	（鬼塚吉文君）
主幹	（岡本広志君）	主幹	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）		

（説明のため出席した者） 13人

市長	（西田弘志君）	副市長	（本山祐二君）
総務企画部長	（門崎博幸君）	福祉環境部長	（松本幹雄君）
産業建設部長	（緒方康洋君）	総合医療センター事務部長	（大塚昭一君）
総務企画部次長	（本田真一君）	福祉環境部次長	（川野恵治君）
産業建設部次長	（関洋一君）	水道局長	（前田仁君）
教育長	（吉本哲裕君）	教育次長	（福島恵次君）
総務企画部企画課長	（水田利博君）		

○議事日程 第1号

平成26年8月29日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第56号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

第4 議第57号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第5 議第58号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第6 議第59号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第60号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

第8 議第61号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第9 議第62号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第10 議第63号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

第11 議第64号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

第12 議第65号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

第13 議第66号 平成25年度水俣市病院事業会計決算認定について

第14 議第67号 平成25年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

第15 議第68号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について

第16 議第69号 水俣芦北広域行政事務組合の事務所の位置の変更に伴う規約の一部変更について
(総務産業)

平成26年9月第4回水俣市議会定例会請願文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
請第1号	「農協改革」に関する意見書提出を求める請願について	葦北郡芦北町大字佐敷424 高峰 博美	真野 頼隆 塩崎 信介	総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（大川末長君） ただいまから平成26年第4回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（大川末長君） 会議に入ります前に吉本教育長から発言を求められております。

この際、発言を許します。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

私は、先の定例市議会において教育委員に選任をいただき、教育長に就任をいたしました。

これまでの経験を生かし、市民の幸福実現に向け、市政の振興・発展に努めてまいります。とりわけ子どもたちから高齢者に至るまで、幅広い教育行政の推進に誠心誠意尽くしてまいります所存であります。

議員各位におかれましては、何とぞ温かい御指導賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大川末長君） これから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した請願1件は、議席に配付の請願文書表記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成26年6月分の一般会計、特別会計、及び公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、西田市長、本山副市長、門崎総務企画部長、松本福祉環境部長、緒方産業建設部長、大塚総合医療センター事務部長、本田総務企画部次長、川野福祉環境部次長、関産業建設部次長、久木田総合医療センター事務部次長、前田水道局長、水田企画課長、坂本財政課長、吉本教育長、福島教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大川末長君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において田口憲雄議員、谷口眞次議員

を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（大川末長君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成26年9月第4回定例会（8月29日招集）会期日程表

（会期 8月29日から9月18日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月29日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	30日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	31日	日			市の休日（日曜日）
4	9月1日	月			議案調査
5	2日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	3日	水			議案調査
7	4日	木			議案調査
8	5日	金			議案調査
9	6日	土			市の休日（土曜日）
10	7日	日			市の休日（日曜日）
11	8日	月			議案調査
12	9日	火	午前9時30分		本会議
13	10日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	11日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	12日	金	——	委員会	委員会
16	13日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	14日	日			市の休日（日曜日）
18	15日	月			市の休日（敬老の日）
19	16日	火	——	委員会	委員会
20	17日	水		休 会	議事整理日
21	18日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（大川末長君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月18日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

-
- 日程第3 議第56号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議第57号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議第58号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議第59号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第60号 平成26年度水俣市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議第61号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議第62号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議第63号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議第64号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議第65号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議第66号 平成25年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 日程第14 議第67号 平成25年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 日程第15 議第68号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第16 議第69号 水俣芦北広域行政事務組合の事務所の位置の変更に伴う規約の一部変更について

○議長(大川末長君) 日程第3、議第56号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第16、議第69号水俣芦北広域行政事務組合の事務所の位置の変更に伴う規約の一部変更についてまで、14件を一括して議題とします。

議第56号

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定することとする。

平成26年8月29日提出

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
 - 第1節 利用定員に関する基準（第4条）
 - 第2節 運営に関する基準（第5条－第34条）
 - 第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）
- 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準
 - 第1節 利用定員に関する基準（第37条）
 - 第2節 運営に関する基準（第38条－第50条）
 - 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）
- 第4章 雑則（第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関し、必要な基準を定めるものとする。
（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- (10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (14) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (15) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (16) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設が受領することをいう。
- (17) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (18) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (19) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (20) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
- (21) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。

(22) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、熊本県、市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
 - (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を

記録する方法)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに順ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 4 前2項の特定教育・保育施設は、第1項又は前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和24年法律第164号）第24条第3項（附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

- (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項までの金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）
 - (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項
 - (3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）
 - (4) 保育所 児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針
- 2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の

急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 提供する特定教育・保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 第3条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。）

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第46条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（秘密保持等）

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言にしたがって必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
 - (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
 - (3) 第19条に規定する市への通知に係る記録
 - (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び法第19条第1項第2号に掲げる利用中の子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは、「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び法第19条第1項第1号に掲げる利用中の子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小

学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（水保市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 年条例第 号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特別地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1号第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所にあつては、水保市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わ

なければならない。

- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う特定教育・保育施設（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。
 - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること。
- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。
 - 3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
 - 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下

この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品
 - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
（定員の遵守）

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（記録の整備）

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 次条において準用する第19条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費（法第28条第1項の規定による特例施設型給付費を含む。この項において同じ。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第30条第1項の規定による特例地域型保育給付費を含む。この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる利用中の子ども（次条第1項の規定により特定

利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる利用中の子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。
（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び法第19条第1項第3号に掲げる利用中の子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる利用中の子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

第4章 雑則

（委任）

第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

（特定保育所に関する特例）

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）」をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

- 2 特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（施設型給付費等に関する経過措置）

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市町村が定め

る額」とする。

- 2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

(利用定員に関する経過措置)

- 第4条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

- 第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、本案のように制定しようとするものである。

議第57号

水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定することとする。

平成26年8月29日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第21条）
- 第2章 家庭的保育事業（第22条－第26条）
- 第3章 小規模保育事業
 - 第1節 通則（第27条）
 - 第2節 小規模保育事業A型（第28条－第30条）
 - 第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）
 - 第4節 小規模保育事業C型（第33条－第36条）
- 第4章 居宅訪問型保育事業（第37条－第41条）
- 第5章 事業所内保育事業（第42条－第48条）
- 第6章 雑則（第49条）

附則

- 第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関し必要な基準を定め、本市の監督に属する家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない

者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。))が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の目的)

第2条 法第34条の16第1項の規定により市が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と家庭的保育事業者等)

第4条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

（家庭的保育事業者等と非常災害）

第7条 家庭的保育事業者等は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

（家庭的保育事業者等の職員の一般的要件）

第8条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のあるものであって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等）

第9条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第11条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（衛生管理等）

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

（食事）

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用

乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立にしたがって行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。
(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
 - (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
 - (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
 - (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
 - (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。
- 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) 連携施設

- (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
- (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第1号及び前号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。
- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかな

ければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項
(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第19条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第20条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言にしたがって必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。
- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。
- (6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

(職員)

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
 - (2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合
- 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修

(市長が指定する熊本県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
- (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する熊本県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者)であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項において同じ。)とともに保育する場合には、5人以下とする。

(保育時間)

第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第26条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでの要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区 分	施設又は設備
---	-----	--------

2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(イ) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（職員）

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、

1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第30条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第30条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する熊本県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

第4節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

(4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第34条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規

模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第36条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育
- (5) 離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育

(設備及び備品)

第38条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第39条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

(準用)

第41条 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第42条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数を踏まえて市が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクに掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第46条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

（職員）

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する熊本県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」とする。

第6章 雑則

（委任）

第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（食事の提供の経過措置）

第2条 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1

号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業B型等に関する経過措置）

第4条 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

（利用定員に関する経過措置）

第5条 小規模保育事業C型にあっては、第35条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

（母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第6条 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）の施行の日までの間は、第37条第4号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法」とあるのは「母子及び寡婦福祉法」と、「第6条第5項」とあるのは「第6条第4項」とする。

（提案理由）

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、本案のように制定しようとするものである。

議第58号

水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定することとする。

平成26年8月29日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めることを目的とする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽^{けんざん}に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業生等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したものの

(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（利用者を平等に取り扱う原則）

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（運営規程）

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項
(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言にしたがって必要な改善を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間
- (3) 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

- 2 放課後児童健全育成事業者が放課後児童健全育成事業所を開所する日は、原則として、次の各号に掲げる日以外の日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携し

て利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

(提案理由)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本案のように制定しようとするものである。

議第59号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年8月29日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

牧ノ内団地	昭和 24年度～36年度	水俣市牧ノ内95番地	木造平屋 簡易耐火平屋	44	を
-------	-----------------	------------	----------------	----	---

」

「

牧ノ内団地	昭和 24年度～36年度	水俣市牧ノ内95番地	木造平屋 簡易耐火平屋	35	に
-------	-----------------	------------	----------------	----	---

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

牧ノ内団地の一部住宅の除却に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第60号

平成26年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

平成26年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191,330千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,428,829千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成26年8月29日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
14 国庫支出金		2,242,067	95,834	2,337,901
	2 国庫補助金	611,142	95,834	706,976
15 県支出金		1,235,118	33,687	1,268,805
	2 県補助金	579,324	34,287	613,611
	3 委託金	61,432	△600	60,832
18 繰入金		684,508	18,649	703,157
	1 基金繰入金	684,508	18,649	703,157
19 繰越金		21,140	19,068	40,208
	1 繰越金	21,140	19,068	40,208
20 諸収入		431,265	789	432,054
	4 雑収入	315,723	4	315,727
	5 受託事業収入	4,089	785	4,874
21 市債		1,056,700	23,303	1,080,003
	1 市債	1,056,700	23,303	1,080,003
補正されなかった款に係る額		8,566,701		8,566,701
歳入合計		14,237,499	191,330	14,428,829

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		1,689,579	12,693	1,702,272
	1 総務管理費	1,347,237	△8,031	1,339,206
	2 徴税費	202,909	5,545	208,454
	3 戸籍住民基本台帳費	75,425	15,179	90,604

3 民 生 費		5,095,364	6,578	5,101,942
	1 社 会 福 祉 費	2,802,043	△2,522	2,799,521
	2 児 童 福 祉 費	1,513,345	8,300	1,521,645
	3 生 活 保 護 費	779,976	800	780,776
4 衛 生 費		1,986,347	59,568	2,045,915
	1 保 健 衛 生 費	312,150	26,429	338,579
	2 清 掃 費	851,258	1,050	852,308
	3 簡 易 水 道 設 置 費	9,491	30,427	39,918
	4 環 境 対 策 費	303,448	1,662	305,110
5 農 林 水 産 業 費		371,557	15,625	387,182
	1 農 業 費	262,025	△9,095	252,930
	2 林 業 費	74,612	24,720	99,332
6 商 工 費		477,181	6,801	483,982
	1 商 工 費	236,292	5,125	241,417
	2 総 合 経 済 対 策 費	240,889	1,676	242,565
7 土 木 費		1,695,297	88,335	1,783,632
	2 道 路 橋 り ょ う 費	373,689	87,741	461,430
	5 都 市 計 画 費	898,389	594	898,983
8 消 防 費		407,003	180	407,183
	1 消 防 費	407,003	180	407,183
9 教 育 費		932,890	1,550	934,440
	1 教 育 総 務 費	211,108	△3,715	207,393
	4 社 会 教 育 費	297,404	596	298,000
	5 保 健 体 育 費	205,887	4,669	210,556
補正されなかった款に係る額		1,582,281		1,582,281
歳 出 合 計		14,237,499	191,330	14,428,829

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
複写機・プリンター複合機借上料 (総務課)	自 平成27年度 至 平成31年度	千円 12,096
複写機・プリンター複合機保守委託料 (総務課)	自 平成27年度 至 平成31年度	コピー・印刷枚数 に基づく委託料
畜産経営改善緊急支援資金利子補給金 (農林水産振興課)	自 平成26年度 至 平成36年度	50
文化会館管理委託料 (生涯学習課)	自 平成26年度 至 平成31年度	110,438
徳富蘇峰・蘆花施設管理委託料 (生涯学習課)	自 平成26年度 至 平成29年度	21,245

第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法

臨時財政対策債	千円 500,000				千円 523,303			
補正されなかった事業に係る額	556,700				556,700			
計	1,056,700				1,080,003			

議第61号

平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,418千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,576,072千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年8月29日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
9 繰入金		404,798	787	405,585
	1 他会計繰入金	229,669	787	230,456
10 繰越金		1	38,631	38,632
	1 繰越金	1	38,631	38,632
補正されなかった款に係る額		4,131,855		4,131,855
歳入合計		4,536,654	39,418	4,576,072

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		71,425	787	72,212
	1 総務管理費	38,987	787	39,774
11 諸支出金		14,402	38,631	53,033
	1 償還金及び還付加算金	2,436	38,631	41,067
補正されなかった款に係る額		4,450,827		4,450,827
歳出合計		4,536,654	39,418	4,576,072

議第62号

平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成26年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ778千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ388,348千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年8月29日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 繰入金		140,441	△778	139,663
	1 一般会計繰入金	140,441	△778	139,663
補正されなかった款に係る額		248,685		248,685
歳入合計		389,126	△778	388,348

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		388,682	△778	387,904
	1 総務管理費	20,881	△778	20,103
補正されなかった款に係る額		444		444
歳出合計		389,126	△778	388,348

議第63号

平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成26年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,695千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,295,462千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年8月29日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 国庫支出金		866,358	142	866,500
	2 国庫補助金	307,063	142	307,205
5 支払基金交付金		918,231	164	918,395
	1 支払基金交付金	918,231	164	918,395
6 県支出金		470,714	71	470,785
	2 県補助金	9,937	71	10,008
7 繰入金		483,494	1,281	484,775
	1 一般会計繰入金	483,494	1,281	484,775
8 繰越金		69	11,037	11,106
	1 繰越金	69	11,037	11,106
補正されなかった款に係る額		543,901		543,901
歳入合計		3,282,767	12,695	3,295,462

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総 務 費		79,302	1,210	80,512
	1 総 務 管 理 費	38,450	1,210	39,660
3 地 域 支 援 事 業		62,179	568	62,747
	1 介 護 予 防 事 業	29,351	568	29,919
6 諸 支 出 金		601	10,917	11,518
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	601	10,917	11,518
補正されなかった款に係る額		3,140,685		3,140,685
歳 出 合 計		3,282,767	12,695	3,295,462

議第64号

平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ594千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,438,293千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年8月29日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4 繰 入 金		680,134	594	680,728
	1 繰 入 金	680,134	594	680,728
補正されなかった款に係る額		757,565		757,565
歳 入 合 計		1,437,699	594	1,438,293

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 公 共 下 水 道 事 業 費		590,485	594	591,079
	1 公 共 下 水 道 事 業 費	590,485	594	591,079
補正されなかった款に係る額		847,214		847,214
歳 出 合 計		1,437,699	594	1,438,293

議第65号

平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成26年度水俣市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 平成26年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費	444,724千円	500千円	445,224千円
第1項 営業費用	417,687千円	500千円	418,187千円
第2項 営業外費用	25,921千円	0千円	25,921千円
第3項 特別損失	116千円	0千円	116千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(資本的収支の補正)

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額635,206千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額611,769千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額43,750千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額42,014千円」に、「当年度分損益勘定留保資金104,347千円」を「当年度分損益勘定留保資金82,646千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	83,387千円	23,437千円	106,824千円
第1項 負担金	10,752千円	0千円	10,752千円
第2項 補助金	72,634千円	△6,990千円	65,644千円
第3項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円
第4項 繰入金	0千円	30,427千円	30,427千円

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	718,593千円	0千円	718,593千円
第1項 建設改良費	679,085千円	0千円	679,085千円
第2項 企業債償還金	38,508千円	0千円	38,508千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第6条第1号中、職員給与費「123,700千円」を「124,200千円」に改める。

平成26年8月29日提出

水俣市長 西田弘志

議第66号

平成25年度水俣市病院事業会計決算認定について

平成25年度水俣市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成26年8月29日提出

水俣市長 西田弘志

平成25年度水俣市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター事業収益	6,911,056,000	46,412,000	0
第1項 医 業 収 益	6,668,604,000	46,412,000	0
第2項 医 業 外 収 益	232,451,000	0	0
第3項 特 別 利 益	10,001,000	0	0
第2款 診療所事業収益	14,705,000	0	0
第1項 医 業 収 益	11,803,000	0	0
第2項 医 業 外 収 益	2,900,000	0	0
第3項 特 別 利 益	2,000	0	0
収益的収入合計	6,925,761,000	46,412,000	0

支出

区 分	予 算					
	当初予算額	補正予算額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 総合医療センター事業費	6,885,713,000	60,000,000	0	0	0	6,945,713,000
第1項 医 業 費 用	6,479,262,000	60,000,000	0	0	0	6,539,262,000
第2項 医 業 外 費 用	118,517,000	0	0	0	0	118,517,000
第3項 特 別 損 失	287,934,000	0	0	0	0	287,934,000
第2款 診療所事業費	18,809,000	0	0	0	0	18,809,000
第1項 医 業 費 用	18,705,000	0	0	0	0	18,705,000
第2項 医 業 外 費 用	3,000	0	0	0	0	3,000
第3項 特 別 損 失	101,000	0	0	0	0	101,000
第3款 予 備 費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
第1項 予 備 費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
収益的支出合計	6,906,522,000	60,000,000	0	0	0	6,966,522,000

(単位：円)

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計				
	6,957,468,000	6,852,138,152	△105,329,848	
	6,715,016,000	6,613,660,036	△101,355,964	内仮受消費税及び地方消費税 14,153,737
	232,451,000	235,252,764	2,801,764	" 3,517,029
	10,001,000	3,225,352	△6,775,648	" 38,460
	14,705,000	14,043,414	△661,586	
	11,803,000	11,145,414	△657,586	内仮受消費税及び地方消費税 5,369
	2,900,000	2,898,000	△2,000	" 0
	2,000	0	△2,000	内仮受消費税及び地方消費税 0
	6,972,173,000	6,866,181,566	△105,991,434	内仮受消費税及び地方消費税 17,714,595

(単位：円)

額		決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	合 計				
0	6,945,713,000	6,602,127,256	0	343,585,744	
0	6,539,262,000	6,186,317,463	0	352,944,537	内仮払消費税及び地方消費税 102,752,281
0	118,517,000	45,663,507	0	72,853,493	" 57,359 納付消費税等 7,988,700
0	287,934,000	370,146,286	0	△82,212,286	" 3,778
0	18,809,000	14,524,581	0	4,284,419	
0	18,705,000	14,516,349	0	4,188,651	内仮払消費税及び地方消費税 371,593
0	3,000	0	0	3,000	" 0
0	101,000	8,232	0	92,768	" 0
0	2,000,000	0	0	2,000,000	
0	2,000,000	0	0	2,000,000	
0	6,966,522,000	6,616,651,837	0	349,870,163	内仮払消費税及び地方消費税 103,185,011

(2) 資本的収入及び支出

収入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター資本的収入	1,337,020,000	126,600,000	1,463,620,000	477,300,000
第1項 企 業 債	1,226,300,000	126,600,000	1,352,900,000	241,700,000
第2項 固 定 資 産 売 却 代 金	1,000	0	1,000	0
第3項 補 助 金	2,000	0	2,000	0
第4項 負 担 金	103,892,000	0	103,892,000	0
第5項 繰 入 金	6,825,000	0	6,825,000	0
第6項 出 資 金	0	0	0	235,600,000
資 本 的 収 入 合 計	1,337,020,000	126,600,000	1,463,620,000	477,300,000

支出

区 分	予 算 額					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 充 当 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	継 続 費 通 次 繰 越 額
第1款 総合医療センター資本的支出	1,563,139,000	134,647,000	11,000	1,697,797,000	484,018,000	0
第1項 建 設 改 良 費	1,235,561,000	126,647,000	0	1,362,208,000	484,018,000	0
第2項 企 業 債 償 還 金	319,578,000	0	0	319,578,000	0	0
第3項 長 期 貸 付 金	8,000,000	8,000,000	0	16,000,000	0	0
第4項 補 助 金 返 還 金	0	0	11,000	11,000	0	0
第2款 予 備 費	1,000,000	0	△11,000	989,000	0	0
第1項 予 備 費	1,000,000	0	△11,000	989,000	0	0
資 本 的 支 出 合 計	1,564,139,000	134,647,000	0	1,698,786,000	484,018,000	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額227,935,336円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額77,588,945円、過年度分損益勘定留保資金150,346,391円で補てんした。

(単位：円)

継続費通次繰越額 に係る財源充当額	額		決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	合計				
0	1,940,920,000		1,712,005,758	△228,914,242	
0	1,594,600,000		1,272,500,000	△302,100,000	
0	1,000		0	△1,000	
0	2,000		48,888,758	48,886,758	
0	103,892,000		103,892,000	0	
0	6,825,000		42,625,000	35,800,000	
0	235,600,000		224,100,000	△11,500,000	
0	1,940,920,000		1,712,005,758	△228,914,242	

(単位：円)

合計	決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
		地方公営企 業法第26 条の規定に よる繰越額	継続 費通 次繰 越額	合計		
2,181,815,000	1,939,941,094	46,406,000	0	46,406,000	195,467,906	
1,846,226,000	1,623,654,370	46,406,000	0	46,406,000	176,165,630	内仮払消費税及び地方消費税 77,588,945
319,578,000	302,276,675	0	0	0	17,301,325	
16,000,000	14,000,000	0	0	0	2,000,000	
11,000	10,049	0	0	0	951	
989,000	0	0	0	0	989,000	
989,000	0	0	0	0	989,000	
2,182,804,000	1,939,941,094	46,406,000	0	46,406,000	196,456,906	内仮払消費税及び地方消費税 77,588,945

議第67号

平成25年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

平成25年度水俣市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

平成26年8月29日提出

水俣市長 西田 弘志

平成25年度水俣市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	469,701,000	0	0
第1項 営業収益	461,485,000	0	0
第2項 営業外収益	8,214,000	0	0
第3項 特別利益	2,000	0	0

支出

区 分	予 算				
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額
第1款 水道事業費	342,087,000	△13,344,000	0	0	0
第1項 営業費用	317,713,000	△19,102,000	0	△2,766,000	0
第2項 営業外費用	20,922,000	5,758,000	0	2,766,000	0
第3項 特別損失	2,452,000	0	0	0	0
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0

(2) 資本的収入及び支出

収入

区 分	予 算			小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額			
第1款 資本的収入	25,711,000	37,132,000		62,843,000	0
第1項 負担金	1,000	0		1,000	0
第2項 補助金	25,709,000	8,222,000		33,931,000	0
第3項 固定資産売却代金	1,000	0		1,000	0
第4項 出資金	0	28,910,000		28,910,000	0

支出

区 分	予 算					額	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
第1款 資本的支出	599,667,000	△382,904,000	0	0	216,763,000	162,443,000	0
第1項 建設改良費	561,554,000	△382,904,000	0	0	178,650,000	162,443,000	0
第2項 企業債償還金	37,113,000	0	0	0	37,113,000	0	0
第3項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額157,810,490円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調資金37,239,132円で補てんした。

(単位：円)

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計				
	469,701,000	466,446,189	△3,254,811	
	461,485,000	456,773,169	△4,711,831	うち仮受消費税及び地方消費税 21,687,177
	8,214,000	9,673,020	1,459,020	うち仮受消費税及び地方消費税 217,148
	2,000	0	△2,000	

(単位：円)

額			決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考	
小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計					
	328,743,000	0	328,743,000	304,848,492	0	23,894,508	
	295,845,000	0	295,845,000	273,057,092	0	22,787,908	うち仮払消費税及び地方消費税 3,248,727
	29,446,000	0	29,446,000	29,499,150	0	△53,150	消費税及び地方消費税 13,266,000
	2,452,000	0	2,452,000	2,292,250	0	159,750	
	1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000	

(単位：円)

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費逐次繰越額に係る財源充当額	合 計			
	0	62,843,000	39,056,774	△23,786,226
	0	1,000	1,958,774	1,957,774
	0	33,931,000	18,185,000	△15,746,000
	0	1,000	0	△1,000
	0	28,910,000	18,913,000	△9,997,000

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考	
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継 続 繰 越 額	費 次 額			
	379,206,000	196,867,264	159,737,000	0	159,737,000	22,601,736	
	341,093,000	159,754,682	159,737,000	0	159,737,000	21,601,318	うち仮払消費税及び地方消費税 7,258,815
	37,113,000	37,112,582	0	0	0	418	
	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

整額5,398,969円、減債積立金37,000,000円、過年度分損益勘定留保資金78,172,389円、及び当年度分損益勘定留保

議第68号

水俣市過疎地域自立促進計画の変更について

水俣市過疎地域自立促進計画を次のように変更することとする。

平成26年 8 月29日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市過疎地域自立促進計画中

「
市道は、現在421路線、総延長331.689kmに及んでいますが、改良率は17.7%と低く、今後は、市内中心部における都市計画道路の整備推進と併せ、各集落と市内中心部を結ぶ生活道路の改良、市民だれもが安全で、快適、機能的に利用できる道路の整備を計画的に推進する必要があります。
」

「
市道は、現在421路線、総延長331.689kmに及んでいますが、改良率は17.7%と低く、今後は、市内中心部における都市計画道路の整備推進と併せ、各集落と市内中心部を結ぶ生活道路の改良、市民だれもが安全で、快適、機能的に利用できる道路の整備を計画的に推進する必要があります。
」

「
橋りょうについては、本市においては、高度成長期に整備された多くの橋りょうが、近い将来に更新時期を迎えます。水俣市で管理する橋りょうは約200橋あり、このうち建設後30年以上経過しているものが大半であり、今後、急速に高齢化橋りょうが増加し、道路のネットワークの安全性が確保できなくなるため、補修等を計画的に推進する必要があります。
」

- 「
(3) 自転車歩行者専用道路「日本一長い運動場線」の活用を促進するとともに、歩行者や自転車利用者が利用しやすい道路網の整備、交通をスムーズに行うためのサイン板の設置等を進めます。
(4) 農林業の生産性向上と農林地の高度利用を基本として、農道や林道の整備を推進します。
(5) 市内の道路の改良については、利用頻度、車両の通行の状況など検討しながら、必要な箇所から順次、改良を進めます。
(6) 都市再生整備計画に基づく「自転車のまちづくり」に伴う専用道路の整備を進めます。
」

- 「
(3) 自転車歩行者専用道路「日本一長い運動場線」の活用を促進するとともに、歩行者や自転車利用者が利用しやすい道路網の整備、交通をスムーズに行うためのサイン板の設置等を進めます。
(4) 老朽化した橋りょうについて、長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を進めます。
(5) 農林業の生産性向上と農林地の高度利用を基本として、農道や林道の整備を推進します。
(6) 市内の道路の改良については、利用頻度、車両の通行の状況など検討しながら、必要な箇所から順次、改良を進めます。
(7) 都市再生整備計画に基づく「自転車のまちづくり」に伴う専用道路の整備を進めます。
」

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市 町 村 道			
	道 路	※省略		
		都市計画道路推進事業 都市計画道路見直し、事業計画策定、測量設計等	水 俣 市	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市 町 村 道			
	道 路	※省略		
	橋 り よ う	都市計画道路推進事業 都市計画道路見直し、事業計画策定、測量設計等	水 俣 市	
		長寿命化修繕事業 長寿命化事業計画にもとづく修繕事業（菅原橋等）	水 俣 市	

に、

改める。

（提案理由）

過疎地域自立促進市町村計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

議第69号

水俣芦北広域行政事務組合の事務所の位置の変更に伴う規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、水俣芦北広域行政事務組合同規約の一部を次のように変更することとする。

平成26年8月29日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣芦北広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約

水俣芦北広域行政事務組合同規約（平成7年9月25日熊本県指令地第17号）の一部を次のように変更する。

第4条中「水俣市陳内523番地の3」を「水俣市ひばりヶ丘3番12号」に改める。

附 則

この規約は、平成26年9月1日から施行する。

（提案理由）

一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

○議長（大川末長君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第56号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第57号水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第58号水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

児童福祉法の改正に伴い、水俣市放課後児童健全育成事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第59号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、牧ノ内団地の一部住宅の除却に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第60号平成26年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,133万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ144億2,822万9,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、みなまた環境まちづくり推進事業、住民基本台帳事務経費、第3款民生費に、障害児保育対策事業、第4款衛生費に、簡易水道事業、予防接種事業、第5款農林水産業費に、緑の産業再生プロジェクト促進事業、第6款商工費に、スマートコミュニティの構築事業、物産振興販路拡大事業、第7款土木費に、市内一円市道維持補修費、第9款教育費に、体育施設管理運営費等を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為補正として文化会館管理委託料外4件を追加いたしております。

地方債補正として、臨時財政対策債の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第61号平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,941万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ45億7,607万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、職員の育児休暇取得に伴う人件費の減額及び社会保障・税番号制度導入並びに高額医療費の制度改正に伴う電算システム改修委託料、第11款諸支出金に平成25年度退職者医療交付金の確定に伴う国庫支出金の返還金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第9款繰入金及び第10款繰越金をもって調整いたしており

ます。

次に、議第62号平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ77万8,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億8,834万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費で、育児休業取得職員に係る人件費を減額、社会保障・税番号制度導入に係る電算システム改修費を増額いたしております。

なお、その財源といたしましては、第3款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第63号平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,269万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ32億9,546万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費において、職員の育児休業等に伴う人件費の調整及び社会保障・税番号制度の導入に伴う電算システム改修委託料の計上、第3款地域支援事業において、介護予防事業費の増額、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金、第8款繰越金で調整いたしております。

次に、議第64号平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ59万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ14億3,829万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款公共下水道事業費において、丸島雨水幹線護岸補修工事費を計上いたしております。

この財源といたしましては、第4款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第65号平成26年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、平成26年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を50万円増額して、補正後の収益的支出の額を4億4,522万4,000円とするものであります。

また、第4条に定める資本的収入の額を2,343万7,000円増額して、補正後の資本的収入の額を1億682万4,000円とするものであります。

補正の内容としましては、収益的支出には、災害待機に伴う人件費の増額を計上しております。

資本的収入には、一般会計繰入金及び国庫補助金の増減、資本的支出には、建設改良費のうち、委託費と工事請負費の調整分を計上いたしております。

次に、議第66号平成25年度水俣市病院事業会計決算認定について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収益的収入68億6,618万円、収益的支出66億1,665万1,000円となり、差し引き2億4,952万9,000円の利益となりますが、消費税等調整後の損益計算によりますと、差し引き当年度純利益は1億7,194万円で、当年度未処分利益剰余金は4億4,081万5,000円となります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入17億1,200万5,000円、資本的支出19億3,994万円となり、差し引き不足額2億2,793万5,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額7,758万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1億5,034万6,000円で補填いたしております。

次に、議第67号平成25年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、事業収益4億6,644万6,000円、事業費用3億484万8,000円で、差し引き1億6,159万8,000円となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、差し引き当年度純利益は1億5,619万4,000円となります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入3,905万7,000円、資本的支出1億9,686万7,000円となり、差し引き不足額1億5,781万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額539万9,000円、減債積立金3,700万円、過年度分損益勘定留保資金7,817万2,000円、及び当年度分損益勘定留保資金3,723万9,000円で補填いたしております。

また、当年度未処分利益剰余金1億5,619万4,000円について、減債積立金に3,800万円、建設改良積立金に1億1,819万4,000円を積み立てる処分を行います。

次に、議第68号水俣市過疎地域自立促進計画の変更について申し上げます。

過疎地域自立促進市町村計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであります。

次に、議第69号水俣市北広域行政事務組合の事務所の位置の変更に伴う規約の一部変更について申し上げます。

一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第56号から議第69号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大川末長君） 提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第69号水俣市北広域行政事務組合の事務所の位置の変更に伴う規約の一部変更については、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第69号水俣芦北広域行政事務組合の事務所の位置の変更に伴う規約の一部変更について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第69号については、議事日程記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時45分 開議

○議長(大川末長君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど総務産業委員会に付託しておりました議第69号について、総務産業委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

総務産業委員長 淵上道昭議員。

(総務産業委員長 淵上道昭君登壇)

○総務産業委員長(淵上道昭君) ただいま総務産業委員会に付託されました議第69号水俣芦北広域行政事務組合の事務所の位置の変更に伴う規約の一部変更について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本案は、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、敷地の一部に市のシンボルである桜の木があったのを伐採したのはなぜかとただしたのに対し、ヘリポートを設置するにあたり伐採の必要があったものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成26年8月29日

水俣市議会議長 大川末長 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第69号	水俣芦北広域行政事務組合の事務所の位置の変更に伴う規約の一部変更について	原案可決	全員賛成

○議長（大川末長君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認めます。

これから採決します。

議第69号水俣芦北広域行政事務組合の事務所の位置の変更に伴う規約の一部変更についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり決定しました。

○議長（大川末長君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明8月30日から9月8日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、9月9日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により9月9日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は9月2日正午まで、議案質疑の通告は9月9日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時48分 散会

平成26年9月9日

平成26年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成26年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成26年9月9日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時36分 散会

（出席議員） 15人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	藤本壽子君
中村幸治君	川上紗智子君	福田齊君
牧下恭之君	渕上道昭君	真野頼隆君
谷口眞次君	緒方誠也君	野中重男君

（欠席議員） 1人

塩崎信介君

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	次長	（鬼塚吉文君）
主幹	（岡本広志君）	主幹	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）		

（説明のため出席した者） 16人

市長	（西田弘志君）	副市長	（本山祐二君）
総務企画部長	（門崎博幸君）	福祉環境部長	（松本幹雄君）
産業建設部長	（緒方康洋君）	病院事業管理者	（坂本不出夫君）
総合医療センター事務部長	（大塚昭一君）	総務企画部次長	（本田真一君）
福祉環境部次長	（川野恵治君）	産業建設部次長	（関洋一君）
総合医療センター事務部次長	（久木田美和子君）	水道局長	（前田仁君）
教育長	（吉本哲裕君）	教育次長	（福島恵次君）
総務企画部企画課長	（水田利博君）	総務企画部財政課長	（坂本禎一君）

○議事日程 第2号

平成26年9月9日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 高岡利治君
 - 1 観光振興及び南九州西回り自動車道水俣インターチェンジ(仮称)の開通について
 - 2 水俣市誘致企業立地促進補助金について
 - 3 教育問題について
 - 4 水俣市ふるさと納税(寄附)について
- 2 緒方誠也君
 - 1 企業誘致問題について
 - (1) 市長の企業等訪問について
 - (2) 株式会社 田中商店の提訴について
 - (3) バイオマス発電所計画について
 - 2 日本創生会議より消滅可能性都市に判定されたことについて
 - 3 子ども・子育て支援事業について
- 3 田口憲雄君
 - 1 所信表明について
 - (1) 水俣市産業振興戦略(仮称)について
 - (2) 地域の「活力」について
 - 2 地域医療体制について
 - (1) 医療センターの状況について
 - (2) 地域医療の連携について
 - 3 学校再編について
 - (1) 学校再編後の状況について
 - (2) 学校跡地の利活用状況について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長(大川末長君) ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(大川末長君) 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

塩崎信介議員から、所用のため、本日から12日までの会議に欠席する旨の届け出がありました

ので、お知らせします。

次に、監査委員から平成26年7月分の一般会計、特別会計の例月現金出納検査の結果報告及び平成26年度前期の定期監査の結果報告があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

次に、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（大川末長君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、高岡利治議員に許します。

（高岡利治君登壇）

○高岡利治君 おはようございます。

自民党創水会の高岡です。

まず冒頭に、先月20日に広島で発生しました大雨による土砂災害の犠牲になられた多くの方々に対しまして、心から御冥福を申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に対しお見舞いを申し上げます。また、発生当初から救助活動を行っている陸上自衛隊を初め、消防、警察、そして多くのボランティアの方々には敬意を表するものであります。

それでは通告に従って、以下質問いたします。

1、観光振興及び南九州西回り自動車道水俣インターチェンジ（仮称）の開通について。

①、市とみなまた観光物産協会の関係について市の認識はどうか。

②、みなまた観光物産協会に対して、過去5年間の市から繰り出された補助金及び委託料の金額は幾らか。

③、ことは今現在において花火大会が開催されていないが、予定はあるのか。また開催されない理由は何か。

④、平成30年度に南九州西回り自動車道の水俣インターチェンジ（仮称）が開通予定だが、市として流動人口の増加及び観光振興につなげる施策はあるのか。

2、水俣市誘致企業立地促進補助金について。

①、田中商店が水俣市を相手に提訴したが、どう思うか。

②、過去6回にわたり議会において補助金を否決されているが、市として何が原因だと考え

るか。

③、随意契約の覚書を締結した経緯と、その原因究明が十分なされていないと思うがどうか。

④、今回の提訴に関して市は今後どのように対処していくつもりか。

3、教育問題について。

①、新しい教育長としての方針と、重要な問題は何と考えるか。

②、葦浦前教育長の4年間の実績と評価をどのように捉えるか。

4、水俣市ふるさと納税（寄附）について。

①、ふるさと納税の制度が始まってから、毎年どのくらいの金額（寄附）が寄せられているのか。

②、ふるさと納税（寄附）に対する対応はどのようにしているのか。

③、今後納税（寄附者）に対して、改善や工夫をすべきことはないか。あるとすれば、どのようなことが考えられるか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 高岡議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、観光振興及び南九州西回り自動車道水俣インターチェンジの開通については産業建設部長から、水俣市誘致企業立地促進補助金については私から、教育問題については教育長から、水俣市ふるさと納税については総務企画部長から、それぞれお答えをいたします。

○議長（大川末長君） 観光振興及び南九州西回り自動車道水俣インターチェンジ（仮称）の開通について答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 初めに、観光振興及び南九州西回り自動車道水俣インターチェンジ（仮称）の開通についての御質問に順次お答えいたします。

まず、市とみなまた観光物産協会の関係について市の認識はどうかとの御質問にお答えいたします。

みなまた観光物産協会は、水俣地域の観光施設、観光メニュー、特産品等の地域情報の収集及び発信を行うとともに、観光客の利便性向上を図りながら、ニーズに的確に対応することで、新規及びリピーターの誘客を図ることを目的とした観光案内業務等を本市が委託している協会です。また、本市はみなまた観光物産協会が行う事業の中で、事務処理等についてのアドバイスを

行うことを初め、公益性や観光振興に効果のある事業に対しての補助金助成や人員の動員という形で支援を行っております。さらに、みなまた観光物産協会には、自主的な誘客活動、宿泊施設の案内・調整、観光客の利便性向上、商談会、旅行事業者への営業活動など、各民間事業者と連携し、行政と役割分担をしながら観光振興に努めていただいております。

これらのことにより、みなまた観光物産協会の取り組みや活動が水俣の観光振興や経済の活性化に寄与しているものと認識しております。

次に、みなまた観光物産協会に対して、過去5年間の市から繰り出された補助金及び委託料の金額は幾らかとの御質問にお答えいたします。

先ほど述べましたように、みなまた観光物産協会に対して観光案内業務等の委託を行っており、平成21年度から平成25年度の5年間で約3,700万円の委託料を支出しております。内訳としましては、人件費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、インターネット関係経費などとなっております。また、みなまた観光物産協会独自のイベント等への補助金として、平成21年度から平成25年度の5年間に、約1,000万円の支出を行っております。

イベントの内容としましては、各種グルメフェア、鈴虫まつり、桜まつり、映画祭、花火大会など毎年恒例の行事であり、その費用の一部を補助金として交付しております。また、2次アクセス改善のための湯の児・湯の鶴1,000円タクシーの運行業務、宿泊クーポン発行業務などは、その都度、本市と業務委託契約を結び、協力していただいております。

次に、ことは今現在において花火大会が開催されていないが予定はあるのか。また、開催されない理由は何かについての御質問にお答えいたします。

6月議会で谷口明弘議員の一般質問でもお答えしましたとおり、みなまた観光物産協会が事業主体となり、これまで花火大会を開催してきました。しかし、社会情勢が年々厳しくなる中、協賛金が集まりにくいという課題や駐車場の減少などの課題もあり、みなまた観光物産協会単独の運営は難しく、花火大会の中止が決定されました。

水俣の花火大会は50年以上続いており、なくなってしまうのは寂しいという市民の意見を受け、みなまた観光物産協会に対して、開催に向け検討していただくよう幾度となくお願いしてきました。その結果、理事会での協議がなされ、今年12日には協会の会員全員による、花火大会を議題にした全体会議を開催される予定であります。

本市といたしましても、多くの市民が楽しみにしているイベントであることから、開催に向けた要請を行うとともに、できる限りの支援、協力をしていきたいと思っております。

次に、平成30年度に南九州西回り自動車道の水俣インターチェンジ（仮称）が開通予定だが、市として流動人口の増加及び観光振興につなげる施策はあるのかとの御質問にお答えいたします。

南九州西回り自動車道については、これまで、熊本県建設促進期成会や民間の実施期成会と合

同で国土交通省や県選出国會議員の方々への要望活動等により、市民の念願であった水俣インターチェンジの供用開始が平成30年度になると、ことし4月に公表されました。

本市といたしましては、本自動車道の整備により、救急医療活動を含めた災害に強い道路ネットワークの形成、国道3号の交通混雑の緩和や交通事故の減少あるいは産業活動の支援や地域の観光振興に大きな効果を期待しております。

水俣インターチェンジの開通による流動人口の増加及び観光振興につながる施策としては、福岡や熊本からの移動距離・移動時間が短くなる利点を生かして、水俣観光振興計画では、湯の児育て、湯の鶴観光振興計画では、こころ温まる里山の村づくりをコンセプトとして地域や関係機関と連携しながら観光振興に取り組んでおります。また、さまざまな事業を通じて、市内外への宣伝・広告を強化し、本市のPRを進めていき、観光客の誘客を力強く進めていきたいと思っております。

今後も、新しい切り口での水俣のイメージアップや、食や温泉を中心とした観光資源の磨き上げを行うとともに、特産品を活用した新商品開発やイベント開催の支援をしていくことで交流人口の増加を図りたいと思っております。

○議長（大川末長君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今、緒方産業建設部長のほうから答弁がありました。観光物産協会と市の関係性の認識ということで、いろいろ観光物産協会の委託されている業務内容ですとかイベントの内容、いろいろ多岐にわたって今答弁をしていただきました。非常に大きいものから小さいものまで、いろいろと数があるということは、ある程度理解はできました。非常に観光物産協会としても大変な作業かなと、仕事かなというふうに思っております。

その中で、人間的に今十分なのかどうか、そういうところも今後検討をしていかなければいけない問題だとは思いますが、まず1番目の委託料や補助金に関しましてですが、前にちょっと表をいただいているのを見させていただきますと、補助金、それから委託料合わせて5年間で約4,700万円ということは、年間大体1,000万円弱ぐらいのお金が市から繰り出されているということです。そういう中で、今答弁の中にありました、基本的には観光物産協会が自主的に運営をしていくということを尊重しているというようなことかなと思うんですが、ただ、市からこれだけの予算を毎年繰り出しているわけですから、私としては、もう少し観光物産協会に対してのかかわりの度合いは強めてもいいのかなというふうな感じはいたします。

花火大会の開催の件にしても、答弁の中にありましたように、例えば協賛金が集まりにくいであるとか、駐車場の問題、それから物産協会での単独の運営が難しい、いろいろできない条件というのが今挙げられたように思います。しかし、この花火大会というのは、市民も非常に楽しみ

にしているイベントの一つです。50年近くずっと続いている行事、イベントです。それが今回、今年度できるのかできないのか、いろいろ問い合わせ等もありました。そういう中で、近隣の他市町村あたりでは、ほとんど開催されております。私のところにも、水俣市は花火も上げきらんとかというような、若干お叱りの言葉をいただいた部分もあるので、今回はちょっと質問に取り上げさせていただいたんですが、やはり、そういう声を聞くと非常に私としても残念でならないというような思いをいたします。

実際に、協賛金にしても年々企業も経営状況は厳しいという中で減っているという状況もあるかと思うんですけども、その協賛金を集める努力を実際にしたけどだめだったのか、難しいから最初から諦めていたのか、そのあたりも今後検証する必要があるのかなというふうに思います。

それから、南九州西回り自動車道が開通した後の水俣インター、仮称ですけども、これが開通した後の観光振興についても、これは大変大きな課題だというふうに私は考えます。九州新幹線が全線開業をいたしましたときにも、議会の中でもそうでしたように、通過点にならないようにとか、新水俣駅周辺環境整備やソフト面の強化などがいろいろと言われてきました。しかし、実際ふたをあけてみると、何ら施策が打っていないというのが現状ではないのかなというふうに感じております。やはり、そういう同じ失敗を繰り返さないためにも今から取り組むことが大変必要かなというふうに思っておりますので、そういうことも踏まえまして2回目の質問をさせていただきます。

まず1点目といたしまして、水俣観光振興計画や湯の鶴観光振興計画というものがあるということをおっしゃって、観光振興に取り組んでいくというふうにあるんですけど、その観光振興計画の中身をもうちょっと具体的に説明をしていただきたいと思います。これが1点目です。

それから、2点目として花火大会に関してです。先ほどの答弁の中で今月の12日ですか、観光物産協会の会員全員による話し合いが行われるというふうに今答弁の中でちょっとお聞きしましたが、その会議の中に市のほうからも、例えば担当課なりなんなりが参加をされるのかどうか、もし参加をするということであれば、どういう意見を持って市としては臨んでいこうというふうに思っておられるのか、もしわかれば答弁をお願いいたします。これが2点目です。

3点目として、観光物産協会に対して、先ほどの答弁でも触れられたんですが、今後市としてどのようにかわっていこうというふうに考えておられるのか。これは4番目の答弁にありましたように南九州西回り自動車道、これの開通に伴うことも関連しておりますので、あわせて答弁をしていただければと思うんですが、西回り自動車道の開通に伴う観光物産協会の役割をどのように捉えているのか、この3点を2回目の質問とさせていただきます。

○議長（大川末長君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えいたします。

3つあったかと思いますが、まず1つ目、観光振興計画の具体的な内容でございますが、例えば道の駅みなまたにしましては、熊本県と協議を行いながら、駐車場台数の増加やイベントスペースの確保あるいは観光案内やインフォメーション機能の充実などを含めた改修を計画いたしております。

また、滞在時間がふえるような観光交流の拠点としまして、バラ園を活用したイベントをさらに充実をさせていきたいというふうに考えております。

それから、湯の鶴温泉につきましては、ハード整備としまして環境首都水俣創造事業を活用いたしまして、湯の鶴温泉保健センター、ほたるの湯でございますけれども、地域の方々の利便性の向上を図るとともに、団塊の世代あるいは若い世代の方々にも利用しやすいような施設にリニューアルをして、現在着手したところでございます。

それから、あわせまして熊本県と協働で河川を活用した親水空間整備や景観に配慮した整備を引き続き実施をしていきたいというふうに思っております。

ソフト事業としましては、現在実施しております鈴虫まつり、紅葉祭などの地元のイベントに対しまして、あるいは湯出七滝、旧湯出中学校を活用したウォーキング等の着地型旅行商品の開発などを進めていきたいと考えております。

湯の児温泉につきましては、ハード整備としまして、都市再生整備計画事業を活用した湯の児観光浮棧橋あるいは湯の児島景観整備などを実施しております。

ソフト事業に関しましては、今後も海を活用した着地型旅行商品の開発を行い、さらなる情報の発信に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、あわせまして鹿児島県出水市と県境連携観光協定によります協同観光キャンペーン事業や、県南・宇城・天草地域活性化協議会での協同観光パンフレットによるPRを展開しておりますので、今後もさらなる広域連携を図っていきながら、観光客の誘客に取り組んでいきたいと思っております。

それから、2つ目の花火大会に関してでございますけれども、水俣市の参加についての御質問でありましたが、今月12日に開催の会員全体の会議にはぜひ参加をさせていただきたいというふうに思っております。

市としての会議への臨み方でありまして、これはあくまで協議会会員の全体会議でございますので、状況を見守りたいというふうに考えております。また、そのとき必要であれば、花火大会の実施に向けて実施体制、その他課題を解決できるような、市としてもできる限りの支援、協力をしていくということで、開催に向けて再度要請を行いたいというふうに思います。

それから、観光物産協会に対しての今後のかかわり方でございますけれども、先ほど答弁しましたように、観光物産協会は市からの業務受託を行いながら運営している団体であります。市と

いたしましても協会運営などに対して、積極的に関与し、連携を図りながら各事業を進めているところ です。

今後、西回り自動車道が開通し、誘客を図るためには、観光物産協会の使命というのがますます大きくなるということが予想されます。したがって、今まで以上にさまざまな事業連携、意見交換を行いながら、よりよいみなまた観光物産協会をつくっていく必要があると思いますので、市としてもその辺については努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、3回目の質問をしたいと思います。

今、緒方部長のほうから答弁をいただきました。1番目の水俣観光振興計画や湯の鶴の観光振興計画の中身をいろいろ御説明いただきました。非常に、先ほども言いましたようにいろんな多岐にわたってイベント等もやっていかなければいけないということもあります。そういう中で、やはり一つのイベントを開催するということになりますと、いろいろな方面の協力がやはり必要なのかなと、先ほどの花火大会じゃないですけども、単独での開催が非常に厳しいという状況がもしあるとするならば、今言ったようないろんなところとの連携、協力、そういったものも仰いでいかなければいけないのかなというふうに感じます。そのためには、やはりふだんからのそういった部分の横のつながり、こういうものが大事ではないのかというふうに思うんです。

近所づき合いもそうだと思うんですが、ふだんは疎遠にしているのに、いざ何かあったときに手伝ってくれんだろうか、協力してくれんだろうかと言っても、なかなかやはり人間というのは感情の動物ですから、思ったようには動いてくれないと、協力も上げないというのは、これはもう組織でも一緒なのかなというふうに思いますので、やはり常日ごろからのそういう連携というものをとっていくということも大事になってくるんじゃないかというふうに思っております。

それから、先ほどちょっと申し上げました、観光物産協会のスタッフが不足しているという現状もあるかと。例えば、緊急雇用対策あたりがもうできなくなって、そういう人員が十分に確保できないというような問題があるとすれば、やはりこの辺も市と協議をしながら、観光物産協会のほうと連携をとりながら打開策を見つけていくというようなことも今後必要になってくるのかなというふうに思いますので、この辺も考えていかれればいかがかなというふうに思っております。

それと、南九州西回り自動車道の開通による観光物産協会の果たす役割、これが先ほど緒方部長の答弁にもありましたように、今後、やっぱりこの使命が大きくなるというふうに思うとおっしゃられた。私も同じ意見です。観光物産協会というこの組織が、今後この水俣の地域の観光業、それから流動人口、いろんなことにかかわった中で、やはり一番表に立ってやっていかなければ

ればいけない部署ではないのかなというふうに私は思うんです。それは今までもそうでしたし、今後もさらに、先ほど言ったように九州新幹線の開業のときにもそうであったように、やはり同じ轍を踏まないということであれば、まして、あそこの新水俣駅のところに物産協会が出ております。もう少しあそこを活用できるような、たまに新幹線を利用して、改札をおりまして、なかなか目立たないんですよ。のぼりが立っていたり、いろいろするんですけど、非常に暗い印象とといいますか、目立たないということがありますので、よそから来られた観光客の方とか遊びに来られた方は、やはり駅周辺にそういうインフォメーションや、観光案内を探したりということがありますので、そういうことをもう少しアピールできるような、目立つような場所にしていくように考えていかれたらどうかなというふうに思っております。

そして、やはりまずその事務局が、私、ちょっとこの組織図を見させていただいたんですけども、物産協会にいろいろな部会が4つぐらいあります。湯の児・湯の鶴、それからおもてなし、物産部会ですか、4つぐらい部会があるんですけども、その全体をやはり事務局というのは取りまとめて、そこを管理・運営しながら円滑に組織運営を進めていくというのが、私は事務局のやるべき仕事なのかなというふうに思いますので、大変かと思いますが、やはりそういうところもやっていただきたいと。

この間、湯の鶴で鈴虫まつりがありまして、今回、初めてあの道路を歩行者天国にしてやっただと、非常に盛況だったという話を聞きました。ちょっと私、行けなくて残念だったんですが、今まで以上に集客人員もあったというふうにして、やっぱりそういう部会、単体の部会では、非常に頑張っている部会もございます。そうすると、どこがいい悪いということじゃないんですが、一生懸命頑張る部会はそれなりの成果を出す。でも、やらないところはどんどん貧になっていくということになりますと、同じ観光物産協会の中にあっても格差が出てきてしまうという現象が起こってくるんです。やはり、それはそれぞれの部会が当然頑張らなければいけない問題ではあるんですけども、そこを全体的にうまく底上げをしていくようなやり方も、やはり事務局として今後やっていく必要があるのかなというふうに思っております。

そういうものを含めて先ほど、日ごろ疎遠になっていけば、なかなか協力も仰げないんだよという話もしたんですが、今後やっぱり市であるとか物産協会であるとか商工会議所であるとか地元商店街であるとか地元の企業、こういったものが一体となっていていろんなイベント、行事に取り組めるようなふだんからのそういう横のつながりを持っていくことが大事なのかなというふうに思います。

緒方産業建設部長も今回部長になられて、非常に範囲が広いですから大変だと思うんですけども、農林、そして都市政策といろいろそういう経験をされていますので、そういう知識・経験を生かした中でやっていただきたいと。いろいろ私も地域住民の方の要望や何かをお願いするに

当たっては、非常に緒方部長あたりは真摯に耳を傾けていただいて聞いておられます。そうやって、我々が言うのは地域住民の意見をいかに市政に、それから地域に反映させて、より安心・安全な暮らしができるかということを追求していかないといけない立場ですので、別に議員だから偉そうに言うということじゃなくて、やっぱり真摯に対応したら真摯に対応していただけるという、そういう方にはそういう対応をします。それなりの方にはそれなりの対応かなというふうに思うんですが、今の姿勢を崩さずに、緒方部長を見習いながら私も真摯に今後対応をさせていただいて、この地域の観光の発展のために少しなりとも協力をしていきたいなというふうに思っております。

最後になりますけれども、1つだけ部長のほうに御質問というか、今回、産業建設部長になられたということで非常に役割が大きいということです。そういう中で、今後、この全体、産業建設部の中、特に今言いましたこの質問に出ています商工観光振興、こういうものに関しての考えがもし何かこういうことをやりたいという思いがありましたら、一言おっしゃっていただけたらというふうに思います。

それから、やはり観光物産協会の事務局を中心として、今一生懸命頑張っておられると思うんですよ。そういった意見交換あたりも市も含めて、できれば我々議員も時間があれば、そういう事務局長あたりとの意見交換あたりをして、いろんな今こういう現状問題があるんだとか、こういうことがあるんだということも聞きながら、改善に努めるところに力を注げる部分があるのであれば協力はさせていただきたいというふうに思いますので、この質問を最後とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大川末長君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 今、私の思いといいますか、それは今、高岡議員がおっしゃいましたとおり、いろんな方たちと連携を組みながらやっていくと、そういう必要があるというのはそのように私も思っております。それにあわせて私が思っているのは、それぞれの関係者が意識が薄いということを痛感しております。それは、いろんな団体において同じようなことが言えるのではないかと感じておりますので、市としてといいますか、私としましてはそこら辺の意識の改革、それは非常に難しいことではありますけれども、そこら辺についてはやっていかなければいけない、そういうのが非常に大事じゃないかというふうに思っております。よろしいでしょうか。

○議長（大川末長君） 次に、水俣市誘致企業立地促進補助金について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、水俣市誘致企業立地促進補助金についての御質問にお答えいたし

ます。

まず、田中商店が水俣市を相手に提訴したが、どう思うかについてお答えをいたします。

訴状によりますと、補助金交付がされないことや社会的信用が害されたとして、国家賠償法に基づき、金3,300万円及びこれに対する本訴状送達の日から支払い済みまで民法所定年5分の割合の遅延損害金の支払いを求めるというものであります。誘致企業による提訴という事態になりましたことは、まことに遺憾であり、一刻も早くこの問題の解決に努めてまいりたいと考えております。

次に、過去6回にわたり、議会において補助金を否決されているが、市として何が原因だと考えるかとの御質問にお答えをいたします。

さきの議会でも申し上げましたとおり、最大の原因は、1社単独の随意契約を約束する覚書を締結したことにありと理解しております。ただ、平成25年1月に覚書は破棄され、これまでどおりの見積もり合わせによる随意契約方式での古紙販売がなされております。

次に、随意契約の覚書を締結した経緯と、その原因究明が十分なされていないと思うがどうかとの御質問にお答えをいたします。

覚書を締結した経緯につきましては、さきの6月議会でも申し上げましたが、まず平成22年11月に株式会社田中商店から水俣市に対して、古紙類に関する新規リサイクルシステムについての提案がありました。提案の内容は、市内で現在の収集業者で回収された紙資源物を環境クリーンセンターではなく田中商店が整備する新規施設に搬入し、計量・中間処理・保管をして、市外の資源物再生工場へ出荷するという流通システムの提案でありました。

市においてこの提案を検討したところ、土・日・祝日が持ち込みが可能になり、市民サービスの向上や焼却ごみの減量化につながることで、クリーンセンターの事務経費削減や、あいたストックヤードの活用につながることで、リサイクル産業の集積を行ってきた本市としてさらなる付加価値となると判断したことなどから、平成23年3月に市と田中商店との間で随意契約を約束する覚書を締結しております。

なお、覚書には、市内に同等の条件を提示するような他の中間処理施設が整備され稼働した場合には、この限りではないとの一文を設け、他事業者との公平性にも配慮してありました。しかし、市議会で御指摘がありましたとおり、他事業者への説明がなされないままに、1事業者と随意契約を約束する覚書を締結したことこそが、今回の事態を招く最大の原因だったと理解しております。そのため、今回の件を今後の教訓として、より適切な契約事務に努めるほか、前市長も他事業者への配慮や説明が不足していたとして非を認め謝罪し、減給処分するという形で責任をとられた次第でございます。

また、最大の原因であった覚書は破棄され、これまでどおりの契約方法となっているほか、誘

致企業と地場企業への支援に不公平感があるとの声についても、地場企業への支援策を拡充するなど、原因の究明とその対策は講じているものと理解しております。

次に、今回の提訴に関して、市はどのように対処していくつもりかとの御質問にお答えいたします。

私は、一議会人であった者として、議会制民主主義の中で、これまで6回も議会が否決していることの重大さは十二分に理解しております。ただ、私としましては、本件の原因の究明とその対策が講じられていること、誘致企業立地促進補助金交付要綱に定める要件に合致していること、誘致企業と自治体が裁判で争うことによる社会的影響が大きいこと、裁判費用という新たな出費が発生すること等から、まずは、今議会での補助金の予算化を検討し、問題の早期解決に努めたいと考えております。

今回このような事態を招いたことは、あくまで市に原因・責任があったと考えております。この間、市議会の指摘を踏まえ、原因の究明とその対策も講じております。今議会での補助金の予算化について、議員各位の御理解を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大川末長君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をいたします。

今、市長の答弁にもありましたように、もうずっと過去、平成23年12月の議会からこの問題が出ております。一貫して同じような答弁かなど。改善といいますか、起こったことに対しての対処責任はこうこうとりました、ああやりましたということはずっと今まで聞いてきているんですけども、根本的にこの事態が何で起こったのか、そこの根本的な入り口の部分が全然究明されていないんです。

ここでこの問題の流れを確認しておきたいんですけども、先ほども言いました平成23年の12月議会において、水俣市誘致企業立地促進補助金が田中商店に補助金として2,500万円を補助するという予算案が出されたというのがこの事の起こりです。それ以前に、平成22年11月に田中商店から古紙類に関する新規リサイクルシステムの提案というのが企業側からあっております。それと同時に、田中商店から、事業開始に当たって設備投資、新規雇用に先立って、随意契約の担保保証をもらいたいという申し出が田中商店からあってるんです。これを踏まえて、平成23年3月に市は田中商店との間で随意契約を約束する覚書を締結しているんですよ。

そうすると、これによって予定では翌年の平成24年4月1日から今まで6社による見積もりで入札を行われてきた古紙の売り払い業務というのが、田中商店1社だけに単独売り払いが可能になる随意契約が成立するんです。しかし、それまでの間、古紙の収集システムが大きく変わることへの説明や、他の5社ことはもちろん、市民や議会にも一言の説明もないままこれが進められてきました。

この件がわかったのは、平成23年の12月議会前の我々保守系議員の勉強会において、市と田中商店との間で古紙に関する随意契約の覚書が結ばれているということがわかったからです。本当にこれがいいのかどうか、今まで見積もり入札で行われていた売り払い業務を1社単独の随意契約をするために、要するにそれを担保保証するための覚書ですよ。それを交わしているんです、市が。本来であれば、現在の収集システムが新収集システムに大きく変わるのであれば、政策決定をじゃあそういうふうにしますよと、市が政策決定をした時点で市民や議会、業者に対して説明すべき重大な案件ではないんですか。説明責任というのがあるんじゃないですか。それをせずして、いきなりそういう形で翌年の4月からもそういうふうになりますよというようなことであるということが非常に市としての対応がどうなのか。まずこの出発点がまず問題だということが事の起こりなんです。

それ以前にさかのぼって、また後から説明はしますけれども、ここに田中商店に関する公文書、私が開示請求で取った文章があります。この中に、見ますと、先ほど言った平成22年11月に田中商店から古紙の新規リサイクルシステムに関する提案がされております。その中には、社会福祉事業団と連携して、ガラスビンやペットボトル、紙パック、布類のリサイクル事業にも拡大していくとの提案も入っているんです。ということは、今現在行っているリサイクル事業のほとんどを田中商店1社に任せるという内容になっているんじゃないですか。市はその提案を顧問弁護士である舞田弁護士に文書で古紙等に関する随意契約についての御相談という形で相談をされています。その書類もここにあります。

その内容、中身を読むと非常に市にとっては新しいリサイクルシステムの、要するに一步進んだことになるんだというようなメリットばかりをいろいろ書き連ねてあるんですけども、その最後に、以上の事由により総合的に判断して、随意契約を締結するというお尋ねの文書の中で、その途中に手書きでも挿入してあるんです。1社見積もり（単独随意契約）にて業者選定を行うというものが挿入されているんです。そういう形で相談をしているんですけども、弁護士の意見を賜りたく御相談申し上げますというような相談内容の文章がいつています。これだけ見ても田中商店ありきで、1社に単独で仕事をやるための相談です。

そして非常に残念なのは、ここにいろいろ、その情報開示によって取った文章があるんですけども、ここには、当時の職員から部課長・市長の印鑑がべたべたと押してあるんですよ。当然回ってきますから、最終的には前の宮本市長が押したんです。宮本という公印がついてあります。私はこれを見て、本当に非常に残念だと思うのは、この中身を見たときに、この水俣市の職員の中で、この問題に関して疑問や疑念を誰も持たなかったのか、何の疑問もなかったのか、本当にこれで公平・公正な行政という事務のやり方が、これが通るのかという疑問を誰も持たなかったのかということなんですよ。これが事の発端ですよ。

前市長が10分の1給料を減給しましたとか、覚書を破棄しましたとか、いろいろと理屈をつけておっしゃっておられる。補助金交付要綱に合致しているからと、いろんな条件がありますよ。当然合致はしているでしょう。ただそれ以前に、こういう取り決めに行政が秘密裏に行ったということに対して、そういう責任はどうなっているんだということが全くこの議会の中で議論されていない。私も今回この田中商店問題に対して初めて今回一般質問させていただきました。全くされていないんですよ。

さっき言ったように、こういう文書が回って印鑑を押している人たちが誰も疑問を持っていないと。持っていたかもしれない、いや、これはちょっとまずいんじゃないと思う人もいたかもしれないですよ。でも実際には、それがもう出回って、こういう形でひとり歩きしているということが今回の大きな1つの原因じゃないのかなと私は思います。

そして、顧問の舞田弁護士に相談をした。その弁護士からの回答、またこれもちょうと首をかきげたくなるんですけど、平成23年3月8日に市のほうから舞田顧問弁護士に文書で随意契約に関する問題を公式に相談をしているにもかかわらず、返ってきた返事は平成23年3月10日に弁護士から電話で直接回答をもらっているというんですよ、電話で。文書で公式に依頼をして、どうなんだということを尋ねているにもかかわらず、本来だったら、こういう大事な問題は、大事な問題だから顧問弁護士に相談をしているんでしょう、市は。それを電話で聞き取って市は回答をもらったと。どんなに能力のある職員がいるかどうか私は知りませんが、電話口で言ったことを一字一句漏らさず書き写すのは私は困難だと思うんですよ。電話口の聞き取りの回答なんていうのは、公的な行政機関としてあり得ないんじゃないですか。結局のところ、舞田顧問弁護士からの正確な回答の文書というものは残っているんですか——残っていないんじゃないですか。ということは、きちんとした証拠も残っていないと。疑えば、そういう証拠を残したくないがために電話での聞き取りしかしなかったというふうに言われても仕方ないんじゃないですか。

行政というのは、何でも我々が例えば委員会でも何でもそうです、こういう議会でもそうです。議事録もあります。全て残ります。発言は全て残ります。だから、何か失言をした場合には取り消せと言われます。じゃ行政としても、こういう大事な問題を後々何かあったらいけないということできちんと文書として残すべきもんじゃないですか、それを電話で聞き取っているというんです。それが電話で聞いているものならちゃんと文書ありますよ。でも、これは公式に文書として来たんじゃないで、電話で聞き取りましたという文書なんですよ。こんないいかげんな事務処理があるもんですか——ないでしょう。

我々が一貫して今までこの問題に対して言ってきたことは、今まで入札方式で行ってきた古紙の事業を1社に払い下げるために、随意契約の覚書まで結ぶ必要であったのかということなんですよ。本当に新しいリサイクルシステムで水俣市にとってメリットがある、企業に

とつてもメリットがあるというのであれば、庁内で政策決定をして、きちんとそれを打ち出して、業者さんに手を挙げさせてでもいいから、プロポーザルでも何でもいいですよ、やって受けてもらえばいいじゃないですか。その中で、設備がない、何もなし、田中商店しかいませんでしたというんだったら話は別ですよ。そうじゃないでしょう。大体スタートが間違っているんですよ、だから。そこの検証が全くなされてない。それがなされないことには、今後この行政事務に当たって何の改善にもなっていない。今さっき、市長が言われたように、これまでも十分やってきて、改善にも努めてきたと言っているけど、私は全然改善してない、根本的なことの改善がなされてないというふうに受け取っています。

ですから、そこを踏まえた中で、先ほど言いました田中商店が市を相手に提訴している。この訴状を見てみると、またこれも、この文書の中見ると、私はいつの間にか反市長派と言われているみたいで、反市長派と言われる我々が政争の具としてこの問題を利用しているというふうに書いてあるんですよ。そもそも市長派とか反市長派というの誰が決めたんですか。少なくとも我々は、自分の選挙は、反市長派を掲げて選挙を戦ってきたつもりはこれっぽっちもないですよ、支持者に聞いてもらってもいいですよ。私は、誰々市長の反対派でこの市議員に立候補して戦って、その政権を、市政を潰しますなんて、過激なことを言って選挙を戦ったつもりもないし、この訴状の中に書かれているほかの議員さん方も、恐らく誰一人そういうことを言葉にして戦ってきた議員はいないと思います。でもこれを見れば、知らない市民はそういうふうに受け取るんですよ、誤解を招くんですよ。ですから、政争の具にされたらと、何の根拠もないような言葉が何で出るのかと、非常に心外です。先ほどからよく市長が言われる、私のほうが遺憾ですよ、本当にこれはそういう問題なんですよ。

そこで2回目の質問をさせていただきますけど、田中商店の訴状の中に、反市長派が政争の具にしているという文言がありますが、その件に関して市長は市議時代も含めて、市長になってからもこの表現を見てどう感想を持たれましたか、どういう思いを持たれたか、これが1点。

それから2点目として、今回の件の原因究明と対策は先ほど講じられているというふうに答弁がありましたけれども、ただ経過を見直ただけであって、根本的な原因究明と対策というのは私は講じられてないと思います。ですから、そこがこの問題が生じた発端、根本だと。だから、誰がこの提案を田中商店から受けて、これを誰が中心となって、どのような進め方でこの新リサイクルシステムの流れをつくったのか、そういう検証と原因究明がなされていないけれども、そこにメスは入れたのかどうか。

それから3点目として、舞田顧問弁護士とのやりとりの中で、電話による回答を聞き取りして文章にしていますけれども、このような重大な問題を相談するのに電話でのやりとりだけで済ませることが、公的な行政機関としてあり得るのかどうか、ここをお尋ねします。

4点目として、舞田顧問弁護士への相談で、随意契約については相談していると、前の宮本市長のほうからもいろんな答弁の中であってます。しかし、これを担保保証する覚書、これについても当然随意契約をするための担保保証として覚書があっただけでしょうから、当然、2つセットで私は弁護士に相談すべきもんだと思うんです。しかし、随意契約に関しては相談しているけど、覚書については相談しないというような答弁も前にあったように、この議事録を見れば載っていますけれども、覚書についても当然相談をしてしかるべきだと思うんですけど、これに関してどうなのか。したのかしないのかというこの4点質問いたします。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） いろいろ御意見ありがとうございます。

御意見をこの場でいろんな形を出していただいて検証するというのは非常に大事だと思います。できれば、2年間あったわけですから、宮本前市長のときにその主張をしていただければ、もっとわかりやすかったんじゃないかというふうに、今初めてと言われたので、私は思いました。

私もいろんな形でこの議会にいまして、この田中商店の問題、取り上げさせていただきました。御意見、思っておられる方は、やっぱりこの議会の場でそういった御意見を、できれば2年間あったわけですから、宮本前市長がかわってから私のときに言われるよりは、そのときにやっていただければよかったかなと思いますが、現在私でございますので、私が答えさせていただきます。

反市長派、市長派というのは田中さんが決めるというか主観でございますし、私は高岡さんが市長派、反市長派って自分が思えばいいと思っておりますので、その件に関してはもう田中さんが決められるというふうに思っております。

その訴状にあります市長派、反市長派というのは、当時の流れを見て、田中商店の田中さんのほうがそのように思われたというふうに思いますので、それは水俣市民がその主観で見ていくことじゃないかなというふうに思っています。ですから、私に対しても市長派だったのか、反市長派だったのか、そういった見方があるのではないかというふうに思っております。

原因にメスを入れたのかということでございますが、さかのぼって2年前のことを、じゃ今からというのは、実際は百条委員会等開催したらどうかという御意見があったと思います。私も議会の中でいっそやっぱり百条委員会つくって、その場でいろんなことを、担当者呼んで、宮本前市長も来ていただいて、それをやるのが一番わかりやすいかと思いますが、残念ながらこの議会の中ではそういった方向にはなりませんでした。

今からその2年前にさかのぼってということなんですけれども、当時の担当者は弁護士にそういったふうに相談をせずと回ってきておりますので、判こを押して上に上げて、最終的に責任をとるのは市長だと思います。市長が最後に判こを押されているので、市長がこの問題に関し

では謝罪、減給等をされたということですが、そのさかのぼって、じゃ一人一人市役所の職員を呼びつけて、よかったのか悪かったのか検証する、また処分するというのは、今の時点では私は考えておりません。それよりは、市の職員が、こういったことがもう二度と起こらないようにすること、そして政策については十分注意していただいて、そして積極的な政策を一緒にやっていきたいというふうな思いであります。

3番目の電話でオーケーかというのは、そのときの担当がそういったことをやったので、私としては何とも言えませんが、できれば書面でいただいたほうがよかったのかなというふうに思っております。

覚書を相談したかということでございますけど、それは相談してないということでもあります。弁護士のほうに覚書について御相談をしたかということですが、それはやっていないということでございます。

私からは以上でございます。

○議長（大川末長君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 そうですね、宮本前市長のときに質問していればよかったのかなというふうに思いますけれども、市政がかわって新たなスタートということで、やはり基本的な検証、そういったものを私は西田市長にも期待をしておったんですが、今の答弁であれば、何かどうもそういうことはもう別にしないんだというような答弁にも聞こえました。

最終的に責任をとるのは当然トップ、企業でも何でもそうです、トップですよ。それは表向きの世間一般の社会的な通念上、そういうふうに責任をとりましたという1つのアピールでもありますよ。ただ、私が言っているのは、じゃ、行政、この市役所の中の自助努力はできたのかということなんですよ。さっきも言ったように、じゃあ担当職員がかわりました、2年も3年も前のことだからというんじゃないで、じゃトップが責任をとったから、はいそれでちゃんちゃんで終わりなのか。そうじゃなくて、本当にいいと思ってそれをやったのであれば、もしそれが行政マンとして疑義があるようなことが発生する可能性があるとか、何らかの問題を残すようなことがあるというのであれば、そこは正さなくちゃいけない。それを理解せずして、このまま、じゃトップが責任をとったから、それで終わりですよじゃなくて、それで実際の行政の中の自助努力って働いているんですか、私が言ってるのはそこなんですよ。

誰しも人間だから失敗はあります。間違いもあります。当然私だってミスもします。間違いもあります。ただ、それをやった結果を素直に認めて、二度とそういう失敗をしない、二度とそういう迷惑をかけないという思いで、その本人が反省をするのかどうか。それが世間から厳しく見られている我々議会であつたり行政であつたりというものに携わっている人間の姿勢であり、心構えじゃないんですか。だから、それができているのかどうかということを、私はさっきから尋

ねているんですよ。

前市長が10分の1カットしましたって、それはこの田中商店問題だけじゃないじゃないですか。木質バイオマスの件でも、これも担当職員が新聞社にぼろっと問題を漏らして、翌日の新聞に議会の答弁でもしないようなことがぼんと出たわけでしょう。あれも大きな問題となって、朝からばたばたばたばたしてた。言うなら、私からしてみればあれがメインですよ。あれで議会に混乱を招いた、皆さんに迷惑をかけた、申しわけないということで前市長は減給をされてるんだから。何かいつの間にかそれが田中商店の問題だけで責任をとったみたいな言い方をみんなされていきますけど、違うじゃないですか。意見をはぐらかさないでくださいよ。

覚書だってそうじゃないですか、破棄しましたからいいじゃないですか。じゃ、何か人に迷惑かけました、人を傷つけました。でも反省しているからやった行為はなかったことにしてくださいってような理論と同じことじゃないですか、表現は違いますけど、そういうことに取りられるんじゃないですか。だから、そういう表向き、表づらの、表面的な部分の改善をこうしました、ああしました、だから公平性を保って、行政としてはやったんだからいいじゃないですかということじゃなくて、そこに至ったもともとの根本的な原因の究明はしたのか、しなかったのかということを私は言っているんです、さっきから。それがなかったら、よくなるんじゃないでしょう。行政改革にならないんじゃないですかって言っているんですよ。また、同じことの繰り返しじゃないんですか。いずれまたやりますよ、同じようなことを。そういうのを未然に防ぐのが、行政マンとして公正・公平・透明性を持ってやらなければいけないということでしょう。それは先ほどから言っている我々議員も一緒なんですよ。

だから、この訴状に書かれているように、政争の具にして反対しているとか、反市長派だ、市長派だとか、もうとんでもない話ですよ。そういうレベルの低い問題じゃないんですよ、この問題は。我々も市民の皆さんから付託を受けて選挙で上がってきて、市民の皆さんの血税を2,500万円出すのか出さないのか、これが本当に妥当性があるのかないのかということ、平成23年から議論をしているんでしょう。だから、市長派、反市長派ということにくるならば、じゃ、市長派と言われる人たちの一般質問の中でもどういう質問が出てきたか、立地促進補助金交付要綱に合致しているから出さなければいけないんだ。そういうのをやらなかったら、市が今度評判を落として、もう企業は来なくなるんだ、市長も謝ったからいいじゃないか、覚書を破棄したらもういいんじゃないかとか、もう結局そういうところばかりでしょう、みんな議論しているのは。だから、そこに至るまでの過程と云ったら、基本的に根本的に、どういう関係で、どういう関係性を持ってこの問題がスタートしたのかということに誰もメスを入れない、誰も突っ込んで質問しないじゃないですか、討論でも一緒ですよ。

だから、私たちは反対がための反対を言っているんじゃないんですよ。恐らくこのままいけば、

この問題がどうなるかわからないですよ、それは今度の議会でどうなるかわからない。じゃ、田中商店さんが提訴しているから裁判になるかもしれない。結果、勝つか負けるのかわからない。世間はどうか、世間は、知らない方は。反市長派と言われる議員たちが反対ばかりしてって、企業いじめばかりしてって、来年4月は統一地方選挙ですよ、まあいい材料ですよ。そういうあらぬうわさがどんどん広がるんですよ。だから、私は今回ここでそういう事実関係をきちっとした中で、そういうレベルの低いところで我々議会は議論をしているじゃないということを、一般市民の皆さんに理解をしていただくために、今回この質問を入れたんです。

だから、さっきから言っているように、一企業に肩入れをすることかということじゃなくて、きちんとした行政として、そういう公正・公平が保たれるような検証を私たちはしなければいけないと思うんですよ。それが初めて市民から信頼される行政になるんじゃないですか、そこが私は大事だと思うんですけども、もう一回、そこを聞きますけど、先ほど、そこまでさかのぼって調べる、今のところ考えてないと言いますが、そこが直らなかつたら同じ問題が、同じ失敗がまた出ますよ、それでもいいのかどうか、それが1点です。

それから、私は最近新聞の記事も非常に偏ってるというか、今回の提訴の問題にしるそうなんですけど、はっきりこの場だから言わせてもらいますけど、熊日新聞の8月27日に載ってます、田中商店さんが提訴された議会の補助金削除違法、もう判決出たんですか。これはまあ市長に言ってもしょうがないですけど、新聞社が書いたんだから。こういう記事も市民が見れば、何じゃ議会は違法なことをやっているんだと、そういう解釈になるんですよ。別に市長にどうのじゃないんですけど、マスコミももうちょっと考えてもらいたいなと、こういうものも非常に偏った報道じゃないかと私は個人的に思います。

じゃ、その1点だけお願いします。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） かえすがえすも、やっぱりこの議論をなぜ2年間あった中でやれなかったのかというのが非常に残念に思います、今聞きますと。こういった議論をそのときにやっていただければ、もっと違う方向もあったのかというふうに思います。

さかのぼってというお話でございますが、職員の対応というのは、市長が結局どういった対応をやるのかを見てやっていくというのが非常に大きいというふうに思っています。私は市政運営する中で、こういった部分については厳しくやっていきたいというふうに思っておりますので、細かくチェックもさせていただきます。そういったところで十分、こういったことが起こらないような対応はしていきたいというふうに思っております。

また、新聞等はもう私が論ずるところではございませんが、1つ一番残念なのは、この議論はやっていただきたいんです。しかし、先ほど言われたように、要綱に合致しているということ

高岡議員も言われましたけど、日本は法治国家でございますので、要綱に合致している、条例に合致している、法律内とはいえ、条例は法律でございます。それに合致していることに、出さないということと、さっきの犯人扱いというか、こういうふうになった経緯というのは別個にやっぱり話さないと、この2,500万円を出さないことによって水俣市は非常に、私たちもいろんな形で職員も企業訪問しますし、私たちもいろいろなところへ顔を出しますが、水俣の信用はもうこれで5年、10年おくれたことになると思います。水俣市は、企業が出てくるようなパートナーに選んでいただけるか非常に心配です。これを今からやっていかななくてはいけないのが私たちの行政の役割でもあるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 高岡議員の教育問題について順次お答えします。

まず、新しい教育長としての方針と重要な問題は何かと考えるかとの御質問についてお答えします。

初めに、何を重要な問題と考えているのかについてであります。私は、教育長に就任してから本市の学校教育についてなど概要の説明を受けてまいりました。中でも特に子どもの伸びる力、学力を向上させることが重要であると感じましたし、そのためには、家庭の教育力を高めることが喫緊の課題であると考えています。

私は、教育の場に身を置くのは二度目でありまして、以前、社会教育、生涯学習課に籍を置いて青少年の健全育成を担当したことがあります。市に青少年育成の組織として水俣市青少年育成市民会議というのがありますが、その大きな組織を中学校区単位でブロック別に組織化ができないかと奔走した経験があります。今、新たに教育長に就任しまして、青少年、子どもたちの健全育成は、当時と何ら変わらず、大きな課題であると認識をいたしております。と同時に、その根本はやはり家庭における教育力をもっと強くしなければならないと痛感した次第であります。

そして、家庭の教育力が強くなれば、おのずから、子どもたちの基礎的な学力は伸びていくものと確信しているからです。子どもが安心していられる場所、家庭があること、そのことに尽きると思うのであります。今は、その安心の居場所であるはずの家庭が成り立っていないという状況も散見されます。そして、それがそのまま学校に持ち込まれるケースがあるということです。それは、子どもの側に問題があるのではなく、多くは親、大人の側に問題があるように思えるのです。つまり、大人が健全に育っていない、親がその役割を果たしていないのではないかと思います。

教育方針についてですが、私には、子どもの伸びる素質を育てるのが教育であるとの信念があります。そういった意味において、子育てという視点から家庭の教育力を高めていきたいし、PTAと連携し、また地域の御支援をいただきながら、信頼される先生、学校教育の充実に努めていきたいと思います。

次に、葦浦前教育長の4年間の実績と評価をどのように捉えるかとの御質問にお答えします。

就任間もない私が前任者の実績評価を行うことは大変おこがましいことと心得るわけでございます。葦浦前教育長は、長年にわたり水俣市行政を牽引してこられた経験と、多くの人とのつながりを生かし、将来の水俣を展望した水俣市教育基本目標、心豊かな人づくりを掲げて、学校教育・生涯教育に尽力されました。その実績は周知のとおりですが、例えば、ふるさと教育水俣科を提唱し、土曜授業を計画したり、子どもたちの自立に向けた取り組みとして文部科学省の研究指定を呼び込んだり、二中、一小、一中と市の中心校にコミュニティースクールを位置づけ、開かれた学校づくりの推進等に努力されました。

一方、徳富蘇峰・盧花顕彰事業に代表されるように、水俣市の人・地域づくりを大きな目標にして、前教育長みずからが動き、水俣市の教育界を引っ張ってこられ、その実績は大きいものがあつたと捉えています。

また、その評価として今まで述べてきました前教育長の実績を踏まえた取り組みも、現在、継続しているところであります。しかし、ただ継承するだけでなく、現状の変化や課題を的確に捉えながら、より質の高いものを目指して実践していくことが、水俣の子どもたち、そして水俣市民のためであり、教育に対する期待に応えることになると考えています。

○議長（大川末長君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 年がいもなく熱弁を振るってしまったもんですから、時間のほうがもうすっかりなくなってしまうして、いろいろと教育問題、それからこの後のふるさと納税の問題も質問したかったんですけど、最後に教育長、1点だけ、吉本教育長も行政職でいろいろ経験をされています。この行政職と教育行政の違いは何だと思われるか、その1点だけお答えいただきたいと思います。

○議長（大川末長君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 行政職と、それから教育行政の違いはということですが、行政を行うという意味合いにおいては、本質的には変わらないと思うんです。ただ、教育という意味合いからしますと、人育て、人づくり、いわゆる人格の形成であるとか、あるいは人間形成であるとか、そういった主に人を対象にした行政の範疇かなと思います。ただ、人と申しまして、さまざまな方々がかかわっている、子どもたちの友達もございませうし、あるいは保護者といいますか、お父さん、お母さん、それとももちろんその地域の方々、そういった方々とのかか

わりの中で教育行政というのは進められていくのかなと。私は、そういった意味で地域の伝統であるとか風土というのを基礎に据えながら、今後とも教育行政は進めていくべきではないかなというぐあいに考えております。

○議長（大川末長君） 以上で高岡利治議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時54分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、緒方誠也議員に許します。

（緒方誠也君登壇）

○緒方誠也君 皆さん、こんにちは。

無限21議員団の緒方です。

通告に従い質問します。

昨夜は十五夜、久しぶりの快晴の空、中秋の名月が皆平等に人を照らしました。庭に座り、そよ風に吹かれながら、クツワムシと鈴虫の声を聞き、静かに飲む一杯の酒の味はまた格別であります。酒を楽しみながら名月を観賞し、平和と環境のありがたさを痛感し、満喫しました。邪魔するものは便利と裏腹の飛行機の音、自動車の音と光、防犯灯の光、家庭電灯の光であります。自然との調和の大事さを感じた一夜でありました。

8月20日早朝の広島市の土砂災害は72名の死亡、いまだ2名の行方不明という大惨事となりました。犠牲となられた方の御冥福と被害に遭われた方々に衷心よりお見舞い申し上げます。

自然を無視した環境破壊で、台風、大雨、地震、津波等自然の怒りは巨大化し、人間社会に牙をむいています。環境破壊に歯どめをかける努力と防災が今一番の課題であります。

安倍政権が誕生して2年近くになります。我々の生活は楽になったのでしょうか。円安でガソリンは170円で高どまり、車の必要な地方を苦しめ、年金は下がり、賃金は上がらず、消費税増で物価は上がり、期待された輸出も伸びず、貿易赤字は25カ月間続いております。

大変過酷な福島原発事故を引き起こしていながら、再稼働、原発輸出に猛進する政治、憲法9条解釈を変え、日本の生き方を変え、戦争のできる国にする。秘密保護法案をつくり、言論統制をもくろむ安倍政権に危機感を感じます。東電の吉田元所長の調書が公開され報道されています。東日本が全滅するとの見方をし、死を覚悟しながら現場で必死に頑張る東電現場労働者の姿が想像され、毎日爆発を念頭に置きながら化学工場で働いた者として強い共感を覚えています。

以下、質問いたします。

まず、企業誘致問題について。

市長の企業等訪問について。

熊日新聞朝刊には毎日市長日程が掲載されています。市長の忙しさを改めて再認識させられます。西田市長は就任以来企業訪問の回数も多く、市民は水俣の経済の浮揚につながるものとして、期待を持って見えています。

そこで、①、どのような考えのもとで訪問されていますか。

②、水俣への認識、応援、期待をどう感じられましたか。

次に、株式会社田中商店の提訴について。

最悪の事態になって残念であります。民間企業として訴えたい気持ちは十分理解できます。提案書を出し、覚書協定で原料の安定確保が約束されたので、立地協定をして企業進出した。用地を取得、工場建設、雇用もして事業を開始した。ところが覚書は破棄となり、原料は安定確保できず、その上、補助金は交付されないとすれば、経営上我慢できるものではありません。進出企業をここまで追い込み、企業のやる気もそぐ形となったのは、水俣にとって大きなマイナスであります。そこで、お尋ねをします。

①、訴状の内容をどう判断されていますか。

②、水俣市としてどのように対処されていけますか。

③、裁判となった場合、水俣市の経費負担増は幾らになりますか。

次に、バイオマス発電所計画について。

企業誘致による雇用増と農林業振興につながるとして、8月6日の熊日新聞の一面記事を市民は好感をもって見詰めています。そこでお尋ねします。

①、大臣会見での発表の時期的な見方をどう見ておられますか。

②、大手林業関係者名の発表がないが、原料木材の調達状況はどうなっていますか。

③、新事業会社立ち上げの時期的なものは、いつごろになる見通しですか。

次に、日本創生会議より消滅可能性都市に判定されたことについて。

大都市への人口流出が今後も続くとした上で、20歳から39歳の女性人口が2040年に半分以下になる自治体は、出生率を幾ら上げても人口増は望めないとして、消滅可能性都市と定義し、都市名を発表しました。その中に水俣市が含まれていた問題でお尋ねをします。

①、試算値で水俣は幾らになっていますか。

②、消滅可能性都市に判定されたことをどのように認識されておりますか。

③、国、自治体の早期対策が望まれています。水俣市としてどのような対策に力を入れていこうと考えておられますか。

次に、来年度から施行される子ども・子育て支援事業についてお尋ねをします。

- ①、この法律の目指すところをどのように認識されていますか。
- ②、2015年実施の子ども・子育て支援制度の進捗状況はどうなっていますか。
- ③、水俣市子ども・子育て会議の設置はどのようになっていますか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 緒方議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、企業誘致問題については私から、日本創生会議より消滅可能性都市に判定されたことについては副市長から、子ども・子育て支援事業については福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

まず、私の企業訪問についてのうち、どのような考えのもとで訪問されているかとの御質問にお答えをいたします。

私はこれまで公務における出張の際に、東京を初めとし、水俣市内に拠点を持つ企業の本社や水俣出身の方が代表を務める企業等を幾つか訪問してまいりました。目的といたしましては、本市で事業を行っていただいていることにより、雇用の創出や経済振興の面で大変お世話になっておりますことへの感謝の意をお伝えし、今後も事業を継続していただけるようお願いすることや、直接企業の代表の方とお会いし、関係性をつなぎとめておくことで、新たな事業展開の折に、本市での事業化を検討いただくためのきっかけとすることです。本市の産業振興が少しでも推進していけばいいという思いから、市長である私が直接企業を訪問しているところでございます。

次に、水俣への認識、応援、期待をどう感じられたかとの御質問にお答えをいたします。

既に本市に立地している企業におかれましては、これまでに水俣という土地で事業を続けられたことへの感謝と、これからも事業を通して雇用や投資の面で地域貢献をしていきたいという非常にありがたいお言葉をいただいております。同時に市も地場企業支援に力を入れておりますので、その点に対する期待も口にされます。また、水俣の人は非常に優秀な人が多いということも言われ、よい意味での水俣に対する認識をうかがい知ることができます。

水俣出身の方が代表を務める企業等におかれては、市長である私が訪問しますと、親近感を持って非常に喜んでいただいております。その中で、最近の動向や新たなネットワークづくりができる場などの有益な情報をいろいろと教えていただいておりますし、また、郷土の水俣を応援していきたいという姿勢をお持ちであることを強く実感することができております。

次に、株式会社田中商店の提訴についてのうち、訴状の内容をどう判断されているかとの御質

問にお答えをいたします。

先ほど、高岡議員の御質問にお答えしましたとおり、訴状によりますと、補助金交付がされないことや社会的信用が害されたとして、国家賠償法に基づき、金3,300万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払い済みまで民法所定年5分の割合の遅延損害金の支払いを求めるというものであります。

訴状については、顧問弁護士及び議会の皆様とも相談しながら、その対応を検討してまいりたいと考えております。

ただ、このような事態になりましたことは、まことに遺憾であり、一刻も早く問題の解決に努めたいと考えております。

次に、水俣市としてどのように対処されていくのかとの御質問にお答えをいたします。

先ほど高岡議員の御質問にお答えしましたとおり、私といたしましては、本件の原因の究明と対策が講じられていること、誘致企業立地促進補助金交付要綱に定める要件に合致していること、誘致企業と自治体が裁判で争うことによる社会的影響が大きいこと、裁判費用という新たな出費が発生すること等から、まずは今議会での補助金の予算化を検討し、問題の早期解決に努めてまいりたいと考えております。

今議会での補助金の予算化について、議員各位の御理解を賜りますよう、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、裁判となった場合、水俣市の経費負担増は幾らになるのかとの御質問にお答えをいたします。

仮に裁判となった場合、訴訟にかかわる費用として、弁護士を代理人とした場合、着手金・報酬合わせて522万円程度の費用がかかるものと思われれます。

次に、バイオマス発電所計画についての御質問に順次お答えをいたします。

まず、大臣会見での発表の時期的な見方をどう見ておられるのかとの御質問にお答えをいたします。

去る、8月5日の閣議後に石原環境大臣の談話の中で、本市における木質バイオマス発電事業の本格的検討が開始されたことについて、企業名とともに公表されましたことは、御承知のとおりでございます。

今回の公表につきましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会に向け、環境省が、今後東京の低炭素化を推進することについて石原大臣がお話をされた中で触れられたものでございます。今回、本市で平成28年度中の実施が予定されております、木質バイオマス発電事業では、発電した電力を東京に供給することが予定されているとのことであり、東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた東京の低炭素化に貢献できることはもちろんのこと、このよう

な世界的イベントにおいて、本市の環境モデル都市づくりの取り組みを国内外に大きくアピールできるものと期待しております。

このような意味から申し上げますと、今回の公表のタイミングは、本市にとりましても非常に好都合であったものと考えております。

次に、大手林業関係者名の発表がないが、原料木材の調達状況はどうなっているのかとの御質問にお答えをいたします。

今回、一部の企業においては、社内事情等により、まだ企業名の公表を控えておられると伺っておりますが、原料調達につきましては、地元の林業者と燃料供給協議会の設立に向け、調整を進めておられると伺っております。本市といたしましては、今回の大臣からの公表は、協議会設立の後押しとなるものと期待しております。

次に、新事業会社立ち上げの時期的なものはいつごろになる見通しかとの御質問にお答えをいたします。

現在、参画予定の企業間で、発電設備の仕様、事業採算性判断、事業全体の枠組み等、事業実施可否の最終判断に向けて急ピッチで作業が進んでいると伺っております。平成28年度中の稼働のためには、そう遠くない時期に事業実施の可否や事業会社設立の時期等について判明するものではないかと考えております。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 市長の企業訪問での答弁は、水俣市の産業振興が少しでも推進していけばとの思いから行っている、水俣に対しても事業として地域貢献したい、水俣には優秀な人が多いとの評価、郷土水俣を応援したいとのことで、水俣のイメージもそう悪くないなという感じを受けました。トップセールスを就任即実施に移されていることに敬意を表したいと思います。

企業誘致は、簡単に言葉としては言えるけれども、簡単にできる時代ではありません。粘り強く将来に結びつくよう頑張ってくださいと思います。

バイオマス発電所計画は、急ピッチで近い将来ははっきりするんじゃないかという答弁ですが、複数の企業間での調整でありますので、非常に問題があると思いますが、遅いという感じがします。去年の9月までという話もあったわけですから、ぜひそこら付近は早目に市としても連絡を密にして、目に見える形を早くつくっていただきたいとお願いしておきます。

田中商店提訴問題での答弁は、訴状は国家賠償法に基づき、3,300万円の支払いを求めている。原因の究明と対策は講じられている、補助金交付に合致している、誘致企業と自治体が裁判で争うことは社会的影響が大きい、裁判費用という新たな出費が発生する、今議会での補助金の予算化を検討し、問題を早期に解決したいということだったと思います。

先ほど、高岡議員の大変な熱弁の後ですので、年を考えて、静かに行いたいと思いますけれど

も、我々の質問・討論にも指導・指摘もいただきました。しかし、我々は一貫してこの問題は水俣市発展になる問題だという立場で捉えて質問なり討論をしております。

訴訟にかかる経費として522万円必要となるとの答弁であります。訴状からすれば、長引けばさらにふえるし、裁判費用もかさむことになります。

2回目の質問として、新たな出費の裁判費用は522万円見込まれるとの答弁ですが、522万円という金は、水俣環境まちづくり推進事業ならば、1割負担ですので5,000万円の事業ができる。まして、敗訴となった場合、1,000万円を超える負担増が予測されます。そうすると1億円の大事業ができなくなるということになります。市民の貴重な税金であります。このような出費が予測される事態について、市長はいかが考えておられますか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） この段階で、今裁判にどんどん進んでいるところであります。裁判で提訴という形になりますと、私たちは受けていかざるを得ないわけでございますし、それについては当然弁護士費用等、先ほどの勝って500万円、負けて1,000万円、そういったお金を投入するしかないというふうな今は方向に進んでいるわけでございます。それは非常に血税というものを、大事なお金をそれに使うことがいいか悪いかは最終的には、この議会で決められるわけですけれども、それを市民の方たちがどう判断されるかというふうに思っております。

私も4年に1回選挙で選ばれるわけでございますので、私のこういった態度が4年後どう響くかというのは当然そのときに判断されるというふうに思いますし、市議の皆様方は、また来年、今回のことにつきまして、市民の方たちがどう判断されるかというふうに思います。

この血税という部分、財政難の中で500万円、1,000万円という金額は非常に大きいですが、それについては、いろんな考え方があるので、当然と言われる方もいらっしゃいますでしょうし、もったいないという方もいらっしゃると思いますけど、それは各方が判断していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 訴状にある提案書による項目を見ますと、1として、環境モデル都市の推進に寄与する。古紙類の中間処理に係る事務の軽減、クリーンセンター敷地の有効利用による新たな事業の展開、土・日・祝日、直接持ち込みによる市民サービス、2番目に、経済的に寄与する。雇用機会の増、固定資産税の収入、市県民税収入、土地代金収入とあり、私は改めて補助金交付の正しさを再認識させられました。

また、裁判を行うことは、市民のためにも何もプラスにならないのではないかと。市民の税金が有効に使われる、勝ったとしても何のメリットはなく、負けたとすれば、さらに出費増とな

る、まさにどぶに貴重な市民の税金を捨てるようなものであるというふうに私は理解します。

議会からのもろもろの叱責の中で、地場企業支援策も拡充されたい結果もつくり出しています。市長は、今議会での補助金の予算化を検討し、問題の早期解決に努めたいとの答弁をされました。まさに賢明な判断だと思います。市民の税金が無駄遣いにならないよう、執行部も議会も反省するところは反省し、早期決着を図られるよう努力すべき案件であります。また、新聞各紙が報道し、市民注視の案件でもあります。

さきの質問の中で、市役所内の事務的な根本的原因があるとの指摘がありました。今後システムの問題があるとすれば改善をしていくことは大事なことであります。ただ、この市役所内の原因によって誘致企業に迷惑をかけるということはやめるべきであります。市民のために、雇用の道が開けることを選ぶべきであります。組織図でラインチェックをしているのは民間企業でも同じであります。そのポジション、ポジションの位置にいる人が印鑑をついて、間違いのない判断をしたわけですから、それはそれでありませけれども、やはり流れの中でシステムに問題があるとすれば、そこら付近をどう考えるか、今後市としても考えていただきたいということを訴えて、この問題については終わりたいと思います。

○議長（大川末長君） 次に、日本創成会議より消滅可能性都市に判定されたことについて答弁を求めます。

本山副市長。

（副市長 本山祐二君登壇）

○副市長（本山祐二君） 次に、日本創生会議より消滅可能性都市に判定されたことについての御質問に順次お答えいたします。

まず、試算値で水俣は幾らになっているのかとの御質問についてお答えいたします。

日本創成会議人口減少問題検討分科会によりますと、2040年までの30年間で、全国の自治体の約半分に当たる896市区町村において、子どもを産む中心世代である20代から30代の女性人口が半減するとの試算を発表し、その中に水俣市も含まれております。その試算による水俣市の将来推計人口は、2010年には2万6,978人だった人口が、2040年には1万6,157人と約60%まで減少すると推測されております。また、20歳から39歳までの女性人口につきましては、2040年には2,251人から1,218人と54.1%まで減少すると推測されております。

次に、消滅可能性都市に判定されたことをどのように認識されておられるのかとの御質問についてお答えいたします。

全国的に今後ますます人口減少、少子高齢化が加速し、東京などの都市圏を含む全ての都道府県で人口が減少することが予測されております。このため年金・医療・介護などの社会保障負担の増加や労働力人口の減少による経済への影響等が懸念されており、地域においても経済的な面

や後継者不足といった問題を抱え、自治体の存亡にも影響することになってまいります。

本市におきましても、人口減少は避けられない課題であります。これを真摯に受けとめ、今後も人口減少に歯どめがかかるような施策とともに、人口規模に見合った考え方や対策も検討していかなければならないものと考えております。

次に、国、自治体の早期対策が望まれているが、水俣市としてどのような対策に力を入れていこうと考えておられるのかとの御質問についてお答えいたします。

国は、50年後に人口1億人を維持する政策目標を掲げて、少子化対策への予算配分を拡充するとしており、今後国が検討する具体策や予算配分等に注目していきたいと考えております。

本市におきましては、子ども医療費助成制度について、10月から医療費無料化の対象を今まで小学生までだったものを中学生まで拡大します。また、既に妊婦検診や乳幼児予防接種の無料化、保育料の軽減なども実施しているところです。

今後も、保育所・学童クラブ・子どもセンターなどの利用促進や関係機関等との連携、療育相談事業の推進など、人口減少に歯どめをかけるためにも、特に20代から30代の女性が、働きながらであっても安心して産み育てられる子育て環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 水俣の人口は2040年、26年先には約60%、1万6,157人、20歳から39歳の女性人口は54.1%になる。人口減少は避けられない課題であるが、これを真摯に受けとめて人口減少防止に頑張りたい。それと、子育て等に今力をいろいろと入れているという答弁だったと思います。

日本創成会議の分科会では、ストップ少子化、地方元気戦略を発表しましたが、戦略は結婚・出産・子育てしやすい環境をどうつくるかということだったと思います。基本目標で出生率を1.41から2035年には2.1へ、20代後半の結婚割合を現在の40%から60%、20代前半では8%から25%にすることが必要と言っています。基本目標2では、東京への一極集中の若者の流れに歯どめをかける。若者に魅力ある地域拠点都市や都市住民や若者に魅力ある農山漁村づくりを求めています。

国も地方創成本部も取り組むとしていますが、知事会は非常事態宣言も出して国へ申し入れています。全国知事会の次世代育成支援プロジェクトは、国に対して出生率を高める施策、地域で働き、家庭を築く若者を増加させる施策、世代を超えた支え合いの仕組みが三本柱であります。要するに、1に、結婚・出産・子育てしやすい環境をどう整備するか。2に、若者をどう定着させるか。3に、移住者をどう受け入れるかだと思います。

総務省の調査によりますと、35歳から39歳の未婚率は年々高くなって、2010年には男性で35%、女性で23%になっています。低賃金で身分も不安定な非正規雇用がふえ、多くの若者たち

が将来の見通しが立たず、結婚を先送りしています。30代から40代男性の2割近くは、週60時間以上で働いています。女性に限り、育児の負担が偏れば、出産後も働き続けることは難しくなります。第1子出産後、退職する女性は半数を超えていると言います。世界主要国で一番、子育てと仕事の両立も難しさを証明をしています。

一方、正規雇用の恵まれた収入の人にも未婚者が多いのも事実であります。佐賀県の例を聞きましたが、県職員に未婚者が結構多い。そういうことから、佐賀県では、418運動（しあわせいっぱい運動）というプロジェクト事業に取り組んでいます。そして結婚支援事業、赤ちゃん応援事業等をやっております。

2回目の質問として、答弁での人口規模に見合った考え方や対策を検討とはどういうことなのか。

2番目に、結婚・出産・子育てしやすい環境づくりを日本創成会議は求めています。1回目の答弁でもありましたけれども、さらに水俣としては、どう取り組むべきと考えていますか。

3番目として、水俣として独自の結婚・出産の意義の広報、出会いの場の提供等々、知恵を出すべきではないかと思いますが、これについてどう思いますか。

4番目に、今、田園回帰現象というのが山陰地方を中心に起きています。すなわちUターン、Iターンが多いということでもあります。熊本県は3月、とまらぬ人口減に危機感として移住定住促進戦略を策定しました。県からの指導は何か来ているのか、3年間の移住人口は水俣で幾らか、移住人口受け入れ施策の強化をどう考えておられますか。

以上です。

○議長（大川末長君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） それでは、緒方議員の質問にお答えしたいと思います。4つあろうかと思えます。

まず最初の、先ほどお答えいたしました答弁の中で、人口規模に見合った考え方や対策はどうかということですが、人口減少問題に最大限の努力は当然行わなければならないというふうに思っておりますけれども、現実的には、もう日本全国減少することはもうまず間違いないのかなと、いかに減少数を少なくするのかというのが一番大事じゃないかなと思っております。

その対策としましては、例えば移住等によるものでしたら、短期的なもので当然考えられるかと思えますけれども、じゃ実際に子どもの出生数を上げていく対策というのは、これはもう短期間でできるものじゃございません。そうなれば当然、なかなか難しい面もございます。現在の水俣市の人口は約2万6,000人、これが当然段階的であっても減少すると見込んだ場合には、やはりその時点での例えば財政への影響、行政サービスのあり方とか、その辺は当然見直しが必要に

なるんじゃないかなと。そうなりますと、また地域においてもいろいろ役員のなり手がなくなるとか、行事への参加者の減少などの影響は考えられるんじゃないかなと。ですから、確かに小さな単位での活動というのにも必要かもしれませんが、やはり人口が減ることによる例えば限界集落の問題等もございしますが、そのような人口が段階的に減ることによっての影響というのは当然考えられますので、その段階段階で、どれだけの人口になったらどういう影響が出るのかと、そういうのを見きわめる必要があるんじゃないかなという考えでございします。

次に、結婚等をしやすい環境づくりというのをどうあるべきかなということでございしますけれども、例えば結婚とか出産につきましては個人的なこととございします。結婚していない理由とか、子どもを持っていない理由とか産めない理由等、個々各個人で違うと思います。しかしながら、先ほど緒方議員もおっしゃいました、例えば若者、非正規雇用等による経済的な要因とか、こういうものは当然大きいのではなからうかなと思っております。その意味では、前回の6月議会でも谷口議員の御質問にちょっとお答えしておりますけれども、やはり雇用対策というのは一番重要じゃないのかなという面もございします。

一応うちのほうは先ほども申し上げました中で、子どもを育てながら働き続ける職場環境の充実というのをやはり今取り組んでいるところでございします。これは、学童クラブの拡充やファミリーサポートセンターの創設など新たな子育て施策も実際にもう実施しているところでございします。これらをいろいろ拡大しながら、子どもを産む世代にとって、安心して産み育てられる子育て環境を整えていく必要があるんじゃないか、これを実施することによって、ぜひ子どもを産んでいただく環境を整えれば、その一助になればというふうに思っております。

次に、結婚等の意義の広報ということでございします。これにつきまして、最近の新聞でもございましたけれども、公設の出会いの場をつくっているところがございしますが、九州内ではどちらかという今減少傾向にあり、なかなか個人のプライバシー等の問題もありまして、少なくなってきたと。熊本県でもある事業をやっているところは、それはもう1年で中止になったというものもございします。

現実的に、水俣市ではつくっていないわけですが、水俣の場合は民間で特に商工会議所等の青年部を中心にまちコンとか甘コンとかが行われております。ここもう3年程度ぐらい続いていると思いますので、当然そちらのほうの活動を支援しながらいきたいなというのもございしますし、また、今回の国の戦略の中で、公的な機関の出会いの場の設定というのもちょっとうたわれているようなこととございします。それについては今後状況を見ながら検討していきたいなというふうに考えております。

それから、県が移住定住促進戦略を策定して、県からの指導とかそういうのは来てないかということとございしますけれども、県からくまもと移住定住促進戦略推進協議会の参加依頼があつて

おります。これにつきましては、当然、本市でもいろんな県内各自治体や団体等の連携を図って、今後の戦略の推進や方向性をつくり、また情報の共有化等するためにもぜひ参加したいということでお答えしております。

ただ、今後この会議は始まるわけですので、現時点ではまだ移住人口がどうなるのかとか、そういうような把握は困難でございますし、今後いろんな会議の中で、移住・定住の研修会や制度に係る補助金の活用などを研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 3回目の質問に入りますが、移住者は鳥取県で2011年504人が、2013年に1.9倍の962人に増加をしている。これは島根県の海士町では、人口2,400人の1割が移住者だというふうに人口増加が進んでいるというところもあります。日本創成会議では1万人を切ると消滅可能性は高くなるとしていますけれども、小規模自治体ほど知恵と工夫で移住者をふやし、若者を地元に残し、存続可能性都市に転換することができるのではないかとというふうに識者という方々は言うておられます。幸せがあれば、そこに人は集まる。環境問題での振り向けばトップランナーの考えが今必要なときではないか。魅力ある水俣づくりの視点が必要であるというふうに思います。

西田市長は自身のコラム東奔西走で、水俣環境大学院の設立で若者がまちにあふれる、魅力あるまちづくりを述べておられます。それも大きな1つであります。ぜひ、市役所一丸となった取り組みが必要なときに来ているんじゃないかというふうに考えます。

少子化対策としては、若者の雇用と生活の安定、今言われたとおりであります。出会いの機会づくり、子育て支援の充実等々、切れ目ない支援が大事であります。

3回目の質問をいたします。日本が非常事態との認識が出る今日、まず結婚・出産・子育てしやすい職場づくりを市役所及び関連職場で取り組む考えはないか。

2つ目として、人口減少問題で総合対策プロジェクトチームの必要性は考えないか。

○議長（大川末長君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） それでは、第3の御質問にお答えさせていただきます。

まず、市役所でモデル職場づくりを行ったらどうかということでございます。

これにつきましては、市役所の給与体系、それから福利厚生等につきましては、国に準じて設定させてもらっているわけでございますけれども、例えば出産休暇、育児休暇、看護休暇等、これにつきましては十分職員のほうも活用しているんじゃないかなというふうに考えております。

市だけではなくて例えば保健所もございます。県の職員とか教職員関係、それから国もござい

ますけれども、そのようなところは、ほとんど同じような数字ではないかなと。ですから、市役所だけをモデルということでは考える必要はないのかなと思いますけれども、ただ、やはり市内全部のところに広げられるような、もう少しいろんなお願いとか研究をしていくべきじゃないかなというふうには思っております。

次に、人口減少問題等のプロジェクトチームということでございますけれども、これにつきましては、人口減少問題というのは、先ほどから申し上げておりますように雇用とか、それから教育、子育て、保健とか市役所全部の部署にかかわるようなことじゃないかなと思っております。ですから、ある特定の部署でそれを全部統括するというのは難しいんじゃないかなと。やはり職員がこれが一番の大きい問題なんだという認識を持っていただいて、効果があるように考えていただく、連携を図るとというのが一番じゃないかなと思っております。その意味では、やはりそういう組織とか体制、何かそういうプロジェクトチームまでは申さなくても、やはり今後どのような体制でその辺を図っていくかというのは検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、子ども・子育て支援事業について答弁を求めます。

松本福祉環境部長。

（福祉環境部長 松本幹雄君登壇）

○福祉環境部長（松本幹雄君） 次に、子ども・子育て支援事業について順次お答えいたします。

まず、この法律の目指すところをどのように認識されておられるのかについてお答えします。

子ども・子育て支援事業については、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、関係法律の整備等に関する法律のいわゆる子ども・子育て関連3法に基づいて、子ども・子育て支援新制度が平成27年度から実施される予定です。この新制度の主な内容は、これまで、幼稚園、保育園、認定こども園とそれぞれ異なる財政支援制度のもとに運営されていたものを、施設型給付と呼ぶ共通の財政支援の仕組みに共通化されます。また、地域型保育給付と呼ばれる給付制度が創設され、小規模保育事業が市町村認可事業として新たに位置づけられることとなります。

これらの法律の目指すところは、法の趣旨に鑑み、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実にあるものと認識しております。

次に、2015年度実施の子ども・子育て支援事業の進捗状況はどうなっているのかについてお答えします。

2015年度からの子ども・子育て支援事業を実施するに当たっては、市町村において子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務づけられております。当市においても、本計画策定のた

め、昨年12月に、子育て世帯の実態と子育て支援に係るニーズを把握するためのアンケート調査を行っております。

この計画策定に当たりましては、水俣市子ども・子育て会議において計画内容を協議していただくこととなっており、現在、この調査結果をもとに、各事業の量の見込み等について検討を行い、計画の策定作業を進めているところでございます。

また、現在、当市には認定こども園はありませんが、保育園、幼稚園が認定こども園に移行する考えがあるのか。さらに幼稚園については、施設型給付の枠組みに入らず、現行どおりの幼稚園の枠組みを選択するのを確認しているところでございます。

次に、地方版子ども・子育て会議の設置はどのようになっているのかについてお答えします。

地方版子ども・子育て会議の設置は、平成26年3月市議会定例会において設置条例を可決いただきましたので、本年7月に第1回会議を開催し、8月には部会を開催したところです。

第1回会議におきましては、子ども・子育て支援新制度についての説明と、今回議案として上程しております関連条例（案）につきまして説明を行いました。8月の部会におきましては、アンケート結果をもとに算定しました各事業の確保策などについて協議をいただいたところです。

今後、水俣市子ども・子育て支援事業計画策定に向けて御意見等をいただきながら、今年度中には計画策定を終えたいと考えております。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 法の趣旨は答弁のとおりで、市の量の確保、地域支援の確保だと思います。しかし、この法律は既に基本理念というのは、全ての子どもの最善の利益が実現する社会を目指す。2つ目として、障がい、虐待、貧困、家族の状況等により排除せず、必要に応じて援助等の処置を講ずる。3つ目に、保護者は子育ての第一義的責任を有するも、社会全体が子育てに協力することを理念として挙げております。

そこで2回目の質問ですが、法の趣旨、基本理念を踏まえ、子育てを支える自治体の役割をどのように認識し、仕事と子育てが両立する雇用環境の整備を進めていかれるのか。

2番目として、昨年12月、ニーズ調査をされたとの答弁ですけれども、規模と主な内容はどのようなものだったのか。

3番目に、水俣市子ども・子育て会議は設置後、7月に第1回会議、8月に部会をされたとの答弁です。委員については、3月施行された条例によりますと、委員は10人以内、子ども・保護者、子ども・子育て支援に関する事業者、同学識経験者、その他市長が必要と認める者となっておりますが、最終的に何名で、どのような方々がどのような方法で選ばれたのかお尋ねします。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） それでは、2次質問にお答えします。

まず最初の法の趣旨、基本理念を踏まえて子育てを支える自治体の役割をどのように認識しているのかというような質問だったと思いますけれども、現在、子ども・子育てを取り巻く環境、先ほど副市長の答弁でもありましたが、水俣市においてもいろいろ複雑な問題になっております。核家族の増加、就業形態の多様化、複雑化しております、自治体の役割も非常に大きいものと考えております。このような中で仕事と子育てが両立する環境整備のために、どうするかということで、今議員もおっしゃいましたように、その法の趣旨、基本理念を踏まえていろんな方の意見を伺いまして、今年度、先ほども答弁しておりますけれども、子ども・子育て支援計画、これをきちんと作成し、その計画に基づいて、今後着実に計画を進めていきたいというふうに思っております。

2番目のニーズ調査のことで、その規模と内容だったかと思えます。このアンケート調査につきましては、昨年、平成25年の12月に実施をしております、その規模ですけれども、調査対象者が市内在住の全就学前児童1,192人の保護者の863人で、その方を対象としまして、調査期間が昨年の12月の10日から18日までで、市内の幼稚園、保育園に通っている方には、その幼稚園、保育園を通じてアンケートを配布して回収を依頼しております。その他の方からにつきましては、郵送でアンケートを配っているということでございます。

回収結果につきましては、配布が863件に対しまして、有効な回収が669件ということで、有効回収率にすると77.5%になっております。

その主な内容につきましては、現在定期的にその教育・保育事業を利用していると答えた人が88.8%でございまして、そのうち、75.1%は認可保育所、23.1%が幼稚園を利用していると、今後の利用についても同じような傾向となっております。また、病児・病後児保育の利用については、利用したいという回答が34%となっております。

続きまして、3番目の質問です。子ども・子育て会議の内容というか、そういう質問だったと思いますけれども、まず委員の構成ですが、水俣市芦北郡医師会、保育園・幼稚園と児童養護施設の代表の方、民生委員・児童委員の代表の方、保護者代表ということで水俣市のPTA連絡協議会、市立幼稚園のPTA連絡協議会の代表の方、学童クラブ、そして子育て関連の民間事業者の方ということで、中からの合計10名の方をお願いしております。

その選考方法についてですけれども、水俣市における次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つための規模の整備及び地域ぐるみの子育て支援体制の確立を目的という、ちょっと難しいんですが、その既存の水俣市子どもネットワークという組織がありまして、その中からこの10の方をお願いしております。

以上です。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 今、ニーズ調査の答弁があったわけですが、ニーズ調査としては十分だったと思われるのかどうか。特に、共働き家庭での意見の強かったものは何だったのか。

それと、今回の子ども・子育て支援法では量的拡充と質の改善が車の両輪として取り組むべきというふうになっていますけれども、そうしたときに2015年4月、これは予定どおり実施できる見通しなのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） それでは、3回目の質問にお答えします。

まず、ニーズ調査は十分だったかという、それと意見の多かったものということですが、まずニーズ調査につきましては、就学前の児童を持つ全ての世帯に調査を行っているということで、十分であったというふうに思っております。

それと、特に共働き家庭の意見の強かったものということで、その共働き家庭に限った意見というわけではありませんけれども、自由意見という項目があります。その中で病児・病後児保育の実施でありますとか、企業側の子育てに対する理解の促進とか、保育料が高いとか、そういう意見がっております。

それと、今度の子ども・子育て支援法で、量的拡充、質の改善が2015年4月に実施できるのかということで、現在、子ども・子育て支援新制度につきましては、国においても先ほどの子ども・子育て会議を設置して、現在国でも新制度の設計を行っているところでございます。水俣市におきましても、2015年4月からは必ず実施できるように今現在準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（大川末長君） 以上で緒方誠也議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時50分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田口憲雄議員に許します。

（田口憲雄君登壇）

○田口憲雄君 皆様、こんにちは。

水俣クラブ田口でございます。

温暖化が叫ばれる中、日本列島を襲う豪雨は、広島県で72名の命を奪い、2人の方が行方不明となっています。心から哀悼の意を表したいと思います。

このような災害が起こっているのは、世界の人口増加がもたらす自然環境と経済環境の変化からではないかと思います。現在、日本の人口は約1億2,600万人と減少していますが、人口の1%、約120万人の日本人が海外に進出しています。海外定住者数は約40万人で、約80万人の人が企業労働者として、安い労働力を求めて、今後も西の国へと製造業の進出を目指していくことでしょう。

先ほど、緒方議員の話にもありましたが、日本創生会議の提言、地方元気戦略によりますと、地方からの人口流出がこのまま続いた場合、人口の再生産力を示す二十から39歳の若年女性が2040年までに50%以上減少し、将来的に消滅する可能性のある市町村が全体の49.8%を上回ると推計されています。この資料では、2040年の本市の人口推計は1万6,157名となっており、消滅可能性の自治体に含まれております。

地方元気戦略では、地方の人口減少に歯どめをかけるため、2つの目標が提言されています。1つは地方から大都市への人の流れ、特に若者の流出に歯どめをかけること、そしてもう一つは選択と集中の考え方のもとに若者が魅力を感じるまちにするための投資と施策に集中することです。この2点については水俣市の将来を見据えた場合、今後最も考慮すべきことであると考えています。

人口流出に歯どめをかけるためには、まちの将来を担う若者が安心して生活できるための仕事が必要です。そのためには、将来を見越して、地域の経済を支えるさまざまな取り組みの種を今のうちからまいておく必要があると思います。

それでは、通告どおり質問を始めます。

大きい1番、所信表明について。

(1)、水俣産業振興戦略（仮称）について、2期基本計画では、地場企業の企業力強化による産業の振興を重点事業として取り上げられ、その中に市長のマニフェストである水俣産業振興戦略の策定も明記されております。市長も就任されて半年が経過、水俣産業振興戦略の策定については具体的に進んでいることだと思います。

そこで、①、策定の目的は何か。

名称だけを見ると、仮称とはいえ、耳ざわりもよく、期待するところですが、その中身についても当然お考えを持っておられることと思います。

そこで、②、具体的な事業はどのようなものがあるか。

市長もみずから企業人と言っておられ、事業を営む者にとって日々成果が気になるところで。私は常々市の施策も何らかの形で数値化し、事業の効果を確認していくべきであると考えています。

そこで、③、数値評価を行うつもりはないのか。

市でも政策評価を行っておられますが、市民の立場に立った評価になっているのか。また、市民への周知は十分なものであるか疑問に思います。市長の任期は4年であり、PDCAを繰り返しながらマニフェストの進捗状況を市民と共有していくべきではないかと思えます。

そこで、④、事業効果の周知はどのように行うのか。

(2)、地域の活力について。

重点目標の中で市民の皆様が求めているのは、地域活力を呼び起こして、まちに活力を取り戻すこととありますが、①、地域の活力については、産業別にどのように水俣のランドデザインを描こうと考えているのか。

次に、大きい2番、地域医療体制について。

(1)、医療センターの状況について。

将来人口推計で20年後の人口が、水俣市、葦北郡、出水市、出水郡、伊佐市の合計が12万人台と予測されております。平成22年と比較すると約2割の減少が予測されます。人口減少の続く中で地域医療の重要性について質問していきたいと思えます。

①、医療従事者（医師、看護師等）の確保はできているのか。

②、新設された西館の設備の検証を行ったのか。

③、現在の経営状況をどう捉えているのか。

(2)、地域医療の連携について。

①、北薩地域医療圏を含めた地域医療の連携はどのような効果があっているのか。

次に、大きい3番、学校再編について。

(1)、学校再編後の状況について。

本市においては、少子化に伴い児童生徒数が減少し、学校再編成が実施されて、2011年4月から現行体制となっています。

①、児童生徒第一義として考えられた事柄はどんなものであったのか。また、それに対する効果はどうだったのか。

再編成に際し、一部自由校区が設けられておりますが、メリットとデメリットがあると思えます。

②、自由校区が設けられているが、将来的にもこれを維持するつもりか。

市街地においては、3つの中学校が2つの中学校に再編されました。

そこで、③、市街地中学校の将来生徒数をどのように見込んでいるか。

(2)、学校跡地の利活用状況について。

①、学校跡地の利活用状況はどのようになっているのか、またどのようにしていくのか。

以上で、壇上よりの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 田口議員の御質問に順次お答えいたします。

所信表明については私から、地域医療体制については病院事業管理者から、学校再編については教育長から、それぞれお答えをいたします。

まず、水俣市産業振興戦略についてのうち、策定の目的は何かとの御質問にお答えをいたします。

本市の経済活動の規模を示す市内総生産額は、平成13年度を100とした場合、5年後の平成18年度は80.2、さらに5年後の平成23年度は66.1と減少を続けております。また、15歳から64歳までの生産年齢人口では、平成14年3月が1万8,306人、平成23年3月が1万5,483人となっており、2,823人の減少となっております。

これらの数値からわかりますように、少子高齢化や人口流出に加え、最近の経済・社会情勢の影響を受け、本市の経済環境は年々悪化を続けております。このような状況の中で、雇用の維持・創出を図り、将来にわたる住民生活の安定化を図っていくためには、景気や社会情勢に左右されない、自立した、足腰の強い地域経済の基盤を構築しなければなりません。

そこで、水俣市産業振興戦略では、20年後における水俣の経済の将来像と、その実現に向けた今後5年間の産業政策の基本方針を定めることで、先ほど申し上げました足腰の強い経済基盤づくりのための道筋を明らかにしてまいります。また、施策体系や具体的プロジェクトをできる限りわかりやすく示すことで、住民の方々にも、これからの水俣市の経済や産業のあり方について共有していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、具体的な事業はどのようなものがあるかとの御質問にお答えをいたします。

現在、策定作業に着手したばかりの状態でありますため、具体的な施策については、今後、内容を検討していく中で、さまざまな方の御意見をいただきながら盛り込んでいくこととしておりますが、取り組みの基本的な考え方といたしましては、まず、本市経済の根幹を担う地場中小企業が、みずからの経営力・競争力の向上に取り組みやすい環境づくりを進めたいと考えております。また、水俣の特性や資源を活用し、水俣らしい仕事起こしのための起業・創業支援についても検討を進めてまいります。

その他、新たな視点といたしまして、未来の産業を担う若者の地元就労意識の醸成や新たな仕事の担い手と考えられる高齢者や女性が働く環境づくり、水俣に必要な人材・企業等の誘致促進等についても検討課題として想定しております。

次に、数値評価を行うつもりはないかとの御質問にお答えをいたします。

今回策定いたします産業振興戦略におきましては、定性、定量の2つの目標を設定することとしております。そのうち、定量的な目標につきましては、数値を設定し、施策の実施効果を測定することとしております。具体的な目標値の設定は今後検討いたしますが、効果測定の方法としては、例えば、支援対象企業等について、複数年度の業績を追跡したり、創業した者の数や新事業展開した者の数を追跡することが考えられます。

次に、事業効果の周知方法はどのように行うのかとの御質問にお答えをいたします。

事業効果の周知につきましては、戦略やそれに基づいた事業の情報を住民の方にも共有していただく意味も含め、積極的に公表していきたいと考えております。具体的には、先ほど申し上げましたような実績値や事業報告を市報や市のホームページ、総合経済対策課のフェイスブック、マスコミへの情報提供等の活用を想定しております。

次に、地域活力について、産業別にどのようなグランドデザインを描こうと考えているのかとの御質問にお答えをいたします。

今回策定いたします産業振興戦略は、地域経済の自立化を図り、景気等に左右されにくい強い経済づくりの基本方針を定めることを第一の目的としております。私は、地域活力の向上には、経済の自立化が非常に重要な要素であると考えております。私の考える経済の自立化とは、地場の中小企業や市内でなりわいを営む個々の事業者等が将来にわたって生き残る力をつけるとともに、そのための環境が整っている状況であります。

そのため、今回の産業振興戦略では、産業分野ごとの政策方針を定めるのではなく、まずは、水俣の産業を未来につないでいくための下地づくり、環境づくりに重点を置いた内容を検討しているところです。しかしながら、一言に産業振興と申しましても、それぞれの分野における支援の方法や進め方には違いがございますので、戦略を策定していく段階で、各分野の方々とも意見交換させていただきながら、その後の具体的な施策についても検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（大川末長君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 2回目ですが、水俣産業振興戦略については、まだ具体的なことは白紙だがと、今後、いろいろな人の意見を聞きながら考えるという答弁だったと思います。

本市においては、これまでいろいろな産業振興のための施策が行われてきました。最近では、環境首都水俣創造事業なども実施されています。本事業でも相当の事業費を使い実施したと思いますが、果たして市民には事業効果など十分に理解されてたのか、疑問に思うところです。産業振興の施策を実施し、その効果を市民が感じたときに、初めて成功と言えるのではないのでしょうか。

最初に、日本創生会議の話をしたのですが、その提言の中に、地域経済を支える基盤づくりとい

う選択と集中の考え方のもとで、地域の多様な取り組みを支援していくという政策があります。その中には、地域資源を生かした産業支援、スキル人材の地方へのシフト、農林水産業の再生と3つの取り組みがあります。要約すれば、地域の一次産業に選択と集中をしていきたいと思います。

市長の所信表明の中に農業支援については人材育成はありましたが、林業、水産業にはなかったと思います。そこで、人材育成について質問いたします。

林業の県の生産推計額は98億円で林業従事者が2,782名おります。水俣では生産推計額が約2億2,000万円で、従事者51名です。県では1人当たり352万円で、水俣では447万円です。このデータで見る限り、水俣には九州で一つしかない合板工場があり、これが素材業者を支え、他地域に比べ高い生産額につながっていると思います。

バイオマス発電の話もある現在、林業従事者にとっては嬉しいものと思います。ただ、合板会社とバイオマス発電による木材の需要に対して、現在の供給体制で対応できるのか大変心配しているところでございます。企業の誘致はしたものの、原材料不足、供給不足による原材料の急激な高騰を招き、企業経営の悪化を招いては、雇用の安定をも脅かすこととなります。何のための企業誘致であったかさえもわからなくなってしまいます。バイオマス発電の話もある現在、行政の支援としては、林業従事者に対して選択と集中すべき時期ではないかと考えます。

そこで質問ですが、木材供給体制の強化が、水俣の急務と考えますが、どのように考えておられますか。

次に、就労促進について質問いたします。

水産業に関していえば、県の生産推計額は約146億円、芦北は1億1,000万円、津奈木は2億6,000万円で、水俣市は水俣漁協の総計額6,900万円と、水産物に関しては水俣の事情があると思いますが、少な過ぎると思います。

そこで、質問ですが、地方創生本部による女性や高齢者の就労促進のための加工場が必要ではないでしょうか、どのように考えますか。

次に、ランドデザインについて質問します。

データで物事を見るとはつきりと問題点が見えてきます。もちろん、データの精度は重要です。起業したり産業の充実を図るためには、分子に設備、プラス人、プラスネットワークがあり、分母に資金という公式を使用しますが、2020年の東京オリンピックを見据えて、東京では15万人の雇用と3兆円の経済効果が予測されています。人口減少の続く日本で雇用の供給地域は水俣のような地域が犠牲になってくると思います。

そこで質問ですが、そのような状況の中、今後の水俣のランドデザインをどのように考えておられるのか、3つです。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 3点あったかと思えます。

最初の林業についての選択と集中という言葉の中で林業を選択して集中的に支援ということかというふうに思います。選択と集中というのは、バブル時代にたくさんの企業が多角経営化して、その中でバブルがはじけまして、そのときに非常にこの選択と集中という言葉が企業運営の中でよく言われました。アメリカのGEのジャックウェルチという方が企業を立て直すときに、やはり要らないものを削りながら、1番、2番のものに投資していこうというものだというふうに思います。

日本では、一番有名なのはキャノンですね、キャノンがパソコン等いろいろ手を広げていたのを、複写機とかプリンターに特化して、そして新しい自分のところのビジネスモデルで、たしかインクをたくさん売る、そこで利益を上げるというふうなビジネスモデルだったと思えますけど、そういった形で生き返りました。

自治体がこの選択と集中というのが合うかどうか、今までは余りそういった手法は使われていなかったというふうに思います。税金を使うもんですから、広く浅くいろんなところにとということであったと思えますけど、今、田口議員言われるように、人口減少進み、財源も決まっている中、そして地域間競争がこれだけ厳しくなっていく中では、やはりある程度、選択と集中というのは、こういった自治体運営にも必要ではないかというふうに私も思っているところでございます。

その中で、林業に特化しますと、現在では組合とか、そういった業者さんに機械を買うときの補助というものはやっているかというふうに思います。今、木材関係のものはすごく目が向いております。今言われました新栄合板さん、いろんな投資をされて広がっていただいておりますし、いろんな需要があると思えます。その中で、言われました木質系バイオマス発電、今、水俣市で計画しているところでございますが、それが立ち上がるようでしたら、決してその木材の取り合いになるようなことは私たちも全然考えておりませんし、それは私たちもそういったところにはいろんな意見を言っていきたいというふうに思っております。

中でも、木材の需要は、東アジアを考えますと、台湾、韓国が今までメインだったんですけど、今は中国のほうにすごくマンションが建ち始めて、日本の木材輸出は非常に活発というふうなことを聞いております。そんな中で、やはり水俣市の林業というものを支援していくのは非常に大事だというふうに思います。

まずそういった企業への機械とかの支援、そして人を育てるという部分でも自治体がやはりやることは支援していかななくてはいけない。多分、3Kで人は集まっていないと思えます。きつい・汚い・危険だったですかね、その3Kの多分、代表的な業種でございますので、集まりにく

い。その中で、福利厚生なのか、賃金の部分なのか、業者さんと私たちも話しながら支援していきたいというふうには思っているところでございます。

そして水産業につきましては、当然水俣の水産業者さんにもいろんな形で支援をしていかなくにはいけないというふうにも思っております。先ほど言われました女性とか、高齢者、その方たちが直接水産業に全部行くかどうかはわかりませんが、とって、加工して、そして流通・販売する6次産業化というものも当然私たちも支援していきたいと思っております。

今、浜の活力再生プランというのを国のほうの施策で、うちでつくらなくては行けませんので、それに対して、水俣市産業再生委員会というのを8月に立ち上げて始めたところでございますので、そういった中でも支援の策という部分は出てくるかというふうには思っております。

それとランドデザインでございますけど、ランドデザインというか全体構想だと思うんですね。水俣市にはマスタープラン、基本構想をもう第5次をつくっております。その中で、次にはよくディテールプランという実際実施する詳細の計画、そしてアクション、実行でございますけれども、その中で基本計画というのは出ていますので、それに沿った形になると思うんです。大きいランドデザインで、私がやっぱり示さなくては行けないという部分は、大まかにいろんな、田口議員は各業種によってもランドデザインというふうな言い方をされていましたが、大きく考えますと、水俣市の人口が最高が多分5万5,000人ぐらいで昭和31年ぐらいだと思いますから、目標としては、やはりそこを一つ目標にしていくべきだというふうには思っています。今もう二万六千、七千、ずっと昭和31、32年から右肩下がりでずっと来ておりますので、その部分を、目標としてはその5万人というのを目標にしたいんですけど、実際、5万人住んでもらうというのは、この日本の人口が少なくなっている中では、もう非常に難しいと思います。その中では、やはりいろんな流動人口、イベントとか、今やっています大学院の人でも結構ですし、観光でも結構です。いろんな形で5万人に近い人が水俣に行き来するような、そういったまちづくりをランドデザインとして、私ももうちょっと考えて出させていただきますけど、大まかにはそういったものを考えております。やっぱり活気があるには人が行き来する、人がある程度定住する、そういったものを目標にして、それに付随していろんな子育て支援、そして少子高齢化の支援、そして福祉の政策も、そして企業誘致もみんな伝わってくると思っておりますので、そういった部分をランドデザイン、私の目標としては上げたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 3回目ですが、将来の水俣市の人口について、このままでは2040年には現在の半分ぐらいの程度にまで落ち込む可能性があるという先ほどお話ししました。確かに、人口減少をとめることは並大抵ではなく、さまざまな施策を行ったとしても、その流れをとめることはできないか

もしれません。しかしながら、今何もしなければ、先ほどお話ししたような状況を待つだけになってしまいます。

最近、私が感じていることは、人口が減ることだけに着目して施策を考えていくことが果たして正しいのかということです。私の持論ですが、私は、生活のしやすい人口の適正規模は5万人から10万人程度と日ごろ考えております、市長と同じですね。5万人といえますと、現在の人口の2倍、最盛期1958年の5万461人と同等の数字です。非常に現実離れした数値であり、私もここまで人口を増加させることは不可能と考えます。

しかしながら、水俣市を中心におよそ30分圏内には津奈木町や芦北町、県境を越えると出水市や伊佐市があります。日常的に私たちは市という枠を超え、仕事や買い物、そのほかでこれらのまちを行き来してますし、反対に、これらのまちからも水俣にも来られています。お互いのまちが生活に非常に密着していると言えます。このような、つながりのある地域のことを生活経済圏と言うのですが、水俣市周辺的生活経済圏には約9万9,000の方が住んでいる計算になります。

そこで、これは市長に御提案ですが、今後施策を検討されていく際、産業や経済の分野はもちろんです、それに限らず、ぜひ市内の人口だけにとらわれず、この生活圏を前提として、まずイベントの交流から始めて、生活圏の協議会など積極的なランドデザインを描いていただきたいと思います。

周辺自治体も水俣市と同様に人口減少の問題はあると思いますが、それでもまだ9万9,000人の人口規模があります。水俣市を生活経済圏の拠点として考え、これらの方々を呼び込む、またはつながることができるような事業を組み立てていただきたい。これは要望として申し上げます。

以上で終わらせていただきます。

○議長（大川末長君） 次に、地域医療体制について答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 地域医療体制について、順次お答えいたします。

まず、医療センターの状況についてのうち、医療従事者の確保はできているのかとの御質問にお答えいたします。

現在の医療従事者は、医師51人、看護師226人、薬剤師11人、臨床検査技師18人、診療放射線技師13人、理学療法士12人、作業療法士6人、言語聴覚士4人、管理栄養士8人、臨床工学技士6人、医療ソーシャルワーカー5人、歯科衛生士1人、保健師1人、合計362人となっております。

医療法に定める標準人員数は、医師37人、看護師120人ですので、現状としましては基準を満たしているものの、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科は常勤の医師がいない状況であり、麻酔科は1人であるため、急性期病院として複数名の医師確保が課題といった状況です。

医師確保対策としましては、熊本大学等への働きかけのほか、厚生労働省に基幹型臨床研修病院の申請を行っており、平成27年度から臨床研修医を受け入れる準備を進めているところですが、これにより将来の医師確保につなげて行きたいと考えております。看護師につきましては、現在届け出ている一般病棟入院基本料の施設基準10対1に必要な看護師数は確保しておりますが、産休や育児休業により看護師の配置に苦慮している状況です。ただし、看護師については、現在、37人の看護学生に奨学金を支給しており、平成28年度から採用できるようになるため、改善できると期待しております。また、他の職種につきましては、退職補充及び業務状況等を検討しながら確保していきたいと考えております。

次に、西館の設備の検証を行ったかとの御質問にお答えいたします。

西館については、昨年9月に本体を施工した1期工事分の6カ月点検を、本年9月に外構、立体駐車場及びホスピタルスパイン等を施工した2期工事分の6カ月点検を施工業者が行っております。また、空調からの水漏れなどの問題が生じておりますが、随時、設計業者及び施工業者を呼んで改善しております。

次に、経営状況をどう捉えているかとの御質問にお答えします。

現在の経営状況としましては、平成25年度決算において約1億7,200万円の純利益が計上でき、6年連続で単年度黒字経営となりました。これにより最大で25億円を超えていた累積欠損金は平成23年度で全て解消することができ、現在は約4億4,000万円の利益剰余金を計上しており、経営状況は改善しております。なお、本年6月には、経営の健全性が確保されており、地域医療の確保に重要な役割を果たしていることが認められ、自治体立優良病院として全国表彰を受けました。

今後の経営状況の見通しとしましては、近年、耐震不足に伴う西館の改築工事や総合情報システムの更新など、設備投資を行ったことによる減価償却費及び元利償還金の増加、消費税の税率引き上げに伴う控除対象外消費税の増加、平成26年度から本格的に適用された地方公営企業会計制度の見直しに伴う退職給付引当金の計上義務化など費用の増加が見込まれております。また、医療圏の人口減少に伴い、入院患者数が減少傾向にあり、収益の増加は余り見込めない状況にあることなど、当センターを取り巻く経営環境は厳しくなると考えられますが、今後も引き続き、市民の皆様へ高度で安全な急性期医療を提供するため、職員一丸となって健全経営の維持に努力してまいります。

次に、地域医療の連携について、地域医療の連携はどのような効果があっているのかとの御質問にお答えいたします。

当センターは、熊本県が定める芦北地域保健医療圏において急性期医療を行う中核病院として医療サービスを提供しており、ほかにも開業医による専門診療科の医院や介護療養施設等があり

ます。地域医療連携は、これらの医療機関が連携し、それぞれの特徴を生かして最適な医療を提供することにより、地域の医療サービスの充実を図ることを目的としております。また、鹿児島県出水保健医療圏や姶良・伊佐保健医療圏と隣接しているため、当センターの患者の約2割、救急患者の約1割は鹿児島県内居住者となっておりますので、出水市や伊佐市の医療機関も含めて地域医療連携を進めております。

効果につきましては、かかりつけ医からの紹介患者の受け入れ、病状が安定した患者をかかりつけ医へ逆紹介、慢性期となった患者の介護療養施設等への転院、地域の開業医と共同で入院診療を行う解放型病床の設置といったことにより、それぞれの医療機関が特徴を生かした医療を効果的に提供できるようになったことが挙げられます。

このほかにも、当センターのMRI、CT、RI等の高額医療機器の共同利用、また、がん患者の放射線治療は出水市総合医療センターに依頼し、糖尿病の治療においては、出水市総合医療センターに専門医がいないため、当センターの代謝内科の医師を定期的に派遣するなど、相互に協力しながら連携を図っております。

今後は、人口減少と高齢化の進展により、ますます地域医療連携の重要性が増してくると思っておりますので、より一層連携を進めていく必要があると考えております。

○議長（大川末長君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 2回目の質問をいたします。

人口が減少すると、当然ながら患者は少なくなると予測されます。そうすると、総合医療センターには水俣市を含めた葦北郡、また出水市、伊佐市の患者さんが利用されておりますが、病床数を今より削減して対応しなければいけないと思われれます。

そこで3つ質問をしますが、①、近年の決算では入院患者数が減少しているように感じておりますが、経営対策として病棟の休止を考えておられるのか。

次に、患者数の減少による病棟休止に伴うメリットとデメリットはどのようなものがあるのか。

3つ目ですが、医療収入が減少に転じたとき、どのような経営計画を描いておられるのか。

以上、お尋ねします。

○議長（大川末長君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 今の3つの質問でございますけれども、現時点で今稼働の病棟の休止は考えておりません。病棟休止に伴うメリットとしましては、そのスタッフを有効に効率化できるというメリットがございますけれども、そのデメリットは、ある程度の規模がなければ、いわゆる二次医療機関の救急医療体制はとれないと、そういうデメリットがございます。

これは経営計画の問題もありますけれども、今年度6月に8年ぶりに医療法改正が行われました。19の単独法案を一括法案で改正されたわけですけど、その流れとしまして、総務省がこの前

終わったわけですが、再度新たな公立病院改革ガイドラインを今年度中に策定するという通知がまいりました。その中を見ますと、さらなる病院機能の再編、ネットワークの取り組み、そして数値目標の設定、地方独立行政法人化などへの経営形態の見直し、また病床数削減等が内容として入っております、これは先日の全国の自治体病院協議会、または全国国民健康保険診療施設協議会の総会でもその議論が集中したわけでございますけれども、その人口の減少の続く地方病院にとっては、これは厳しい内容でございます、どこも現時点でこのような医療政策に対応できるような中長期的なビジョンを示せない状況にあるのが現状でございます。

そういう中で、医療センターとしましては、基本的には我々の使命・行動指針としております24時間救急医療体制をとれる急性期病院として維持・存続させること、そのためにはやはり300床程度の病院規模がなければ、これは困難だと考えております。その維持に全力を尽くす所存でございます。ただ、湯の児病院統合時の病床50床、現在休床しておりますけれども、この削減については、恐らく地域医療ビジョンの中で行政の指導が入ると考えております。

もう一つ、経営計画ですけれども、我々は県のほうから地域医療支援病院としての位置づけを認定されておまして、その位置づけの強化策をとっていかうという考えでおります。と申しますのは、先ほどもありましたように、県境を越えた同じ生活圏域の地域中核病院として評価と理解を得るために、外部運営委員として芦北医療圏はもちろん、出水市及び伊佐市の行政、医師会、歯科医師会にも委員として入っていただき、急性期、亜急性期、一般、そして療養在宅介護、そしてみとりに至るまでの切れ目のない医療連携づくりを目指し、意見交換・協議を行っているところでございます。

○議長（大川末長君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 3回目ですが、医療センターでは、これまで看護師の労働環境の改善等、また、患者に対するの安心・安全のサービス策として看護体制を10対1から7対1に体制移行を行っていくという話をされておりました。しかし、人口減少に伴う患者の減少、また医療制度の改定など、今後いろいろな問題があると思います。キーワードは、私が感じる所、医療・介護の地域計画をどうするのかとか、地域医療と在宅医療、救急病院と療養型の病院、看護師の確保、看護学校、労働環境改善などいろいろあると思います。私は、これまで看護師不足の対策として看護学校の誘致、設置の話をしてきましたが、まだなかなか実現しておりません。地域医療を考えると、看護師の確保はこれからも重要な課題と考えられます。

そこで、労働環境の改善策として質問と要望をお願いしたいんですが、質問としては、労働環境の改善策としての看護助手の増加などは考えられないのか。

それから要望ですが、医療センターにも子育て世代の職員が多くいると思います。そのため、院内保育所も設置されていますが、子どもたちが病気のときは預けることはできないと思いま

す。そのため、病児・病後児保育の制度があります。これは、児童が病中または病気の回復期にあって集団保育が困難な時期、保育所・医療機関等に併設された専用スペースにおいて保育及び看護ケアを行うという保育サービスですが、残念ながら水俣市ではまだ実施されておりません。子どもが病気になっても仕事を休めない、そんなときに利用できる病児・病後児保育サービスがあれば、医療センターの職員を初め、多くの子育て世代が安心して仕事ができると思います。第5次水俣市総合計画でも、平成29年度までに1カ所設置することが目標になっています。

そこで、医療センター職員だけではなく市民全般を対象にしたこのような病児・病後児保育設備を医療センターに併設していただくことを前向きに検討していただきますよう要望します。

それと最後の質問になりますが、現在の地域医療は総合医療センターだけでは完結できないと思います。医療センターは、手術や検査目的で入院されるため、目的を達成すると退院や転院となってしまいますが、患者本人にとっては、転院先での回復・療養を経て完結することになるので、総合医療センターを含めた救急病院と療養型の病院、介護施設を連携する医療・介護の地域計画をつくる必要があると考えますが、どう思われますか。

○議長（大川末長君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 先ほどから述べてまいりました大きな点は3つあると思いますけれども、いわゆる病床数削減と経営対策、それと労働環境の改善策、そして地域医療連携の必要性ということでございますが、今、キーワードとして挙げられた事項は、私もいずれも重要な検案と考えております。

それは、先ほど申し上げましたように、医療法改正の中でも全て含まれている課題と私は認識しております。まずは労働環境改善策ですけれども、今度の改革の中で、都道府県単位でこれは医療勤務環境改善支援センターの設置が義務づけられました。これは、厚労省の医政局と労働基準局双方の予算の振り分けがあっているんですね。

実は、私は熊本県のほうから要望を受けまして、この設置基準とか、その運用方法について医療政策課と今まで協議を進めてまいりましたけれども、実はその2つは内容を見ますと、医療従事者の働き方・休み方の改善、働きやすさ・働きがい確保のための環境整備というのを大きく取り上げております。

その内容を今まで見てきましたけれども、具体的には多職種の役割分担の連携、これはチーム医療ですが、医師・事務・看護業務補助者の導入、先ほど言われましたように看護補助者は今現在のところ42名任用しております。ほかに院内保育所の設備、医療スタッフのキャリア形成支援、これらは以前から我々は全て取り組んでいる課題でありまして、今、病児・病後児保育の問題は今後の検討課題とさせていただきますけれども、今後支援センターからの改善要望、支援内容を確認しながら、必要性の高いところから慎重に対応していきたいと考えております。

今回の医療法改正の喫緊の課題は、団塊の世代と言われる我々が後期高齢者を迎える2025年問題が喫緊の課題であります。毎年1兆円ふえ、ことし40兆円に達すると言われる医療費抑制問題が根底にあると。大きく求められているのは、医療と介護の一体改革、そういう中で、新たな病床機能報告制度が今度制度化されました。我々も10月に急性期病床として届ける予定でございます。それと病床機能の分化・連携・地域医療ビジョンの策定、それともう一つ、都道府県単位の医療費支出目標設定などが、これは取り上げています。

基本的には、熊本県には今11医療圏があるんです。これは医療政策上そうなっております、芦北医療圏がやはり二次保健医療圏の1つ、対象人口は約5万人と一番最小の医療圏でございます。そういう中で、結局制度上の定性的な基準が、先ほど申しましたように数値目標を挙げられておると、結局定量的な基準を定める方向性がはっきりしますと、これは人口減少が進む地方においては、これは医療需要度というのは低くなるのは当たり前なんです。そういう中で、今後、第6次保健医療計画が今進んでおりますけれども、前倒しで二次保健医療圏の見直しが始まる可能性がございます。

先ほども取り上げられておりました日本創成会議、2040年問題として衝撃的な報告が公表されたわけですが、恐らくこれは社会保障の基本である医療・保険・福祉、そして教育、それが将来一定レベルを維持できない地域から消滅が始まる。新たな集約化、再編が起きてくるものと私は考えております。

そのような状況の中で、今回、社会保障を目的税として消費税が8%にアップになりました。その結果、これは新たな財政基金制度が創設されたわけですが、全国で904億円、熊本県にはおよそ22億円の配分との情報を得ております。その活用について、早速医療センターも3つの提案を提出しました。そして、県のヒアリングを受けたところ、厚生労働省から内示といたしますか、結果ICTを活用した医療情報提供のための地域医療ネットワーク構築事業が地域モデル事業、いわゆるパイロットスタディーとして採用される可能性が出てまいりました。そのような地域医療連携ネットワーク構築などを通して、この地域で安心して医療を提供できる体制、私たちが持ち得る能力もこれは限界があります。ただし、中核病院、急性期病院としての使命、外部評価をいただくよう今後とも努力を続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、学校再編について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、田口議員の質問のうち、学校再編について順次お答えをいたします。

まず、学校再編後の状況についてのうち、児童生徒第一主義として考えられた事柄はどんなものであったのか。また、それに対する効果はどうであったのかとの御質問にお答えします。

現代社会における少子化の進行は、本市も例外ではなく、子どもたちの数は減少し続け、市街地集中、山間地における児童・生徒数の減少などの問題を抱えております。

そのような状況の中、水俣の子どもたちが、生きる力を身につけ、お互いに磨き合い、将来、郷土水俣を誇りと思うことができるように小・中学校の再編成を行いました。

市街地の小・中学校においては、1校に集中していた児童・生徒数のバランスがとれ、適正な学級数が確保できるようになった。児童・生徒数がふえ、学校行事や生徒会活動など活発になった。野球やサッカーなど、単独でチームをつくることができた。校区が広がり、総合的な学習の時間などで地域人材をさらに活用できるようになった。競争意識が高まり、学習に意欲的に取り組むようになったなどの効果がありました。また、小規模の中学校においては、生徒数増加で体育大会や文化祭、中体連大会など、やっと中学校らしい活動ができるようになった。多くの生徒の中で教育活動を行うことができ、社会性が高まったなどの効果がありました。

次に、自由校区が設けられているが、将来的にもこれを維持するつもりかとの御質問にお答えします。

本市では、学校再編成については平成20年度から平成23年度にかけて実施しております。当時、再編成後の校区問題につきましては、以前から市街地において、道路を挟んで子どもの行く学校が違ふとか、明らかに近いとされる学校ではなく、距離のある学校へ通学しているなどの問題や複雑さを解消するために再編成を考えていく上でわかりやすい校区編成をと議論されたところでした。

そこで、学校再編成時の方針として、原則として行政区単位として河川や道路などわかりやすいところで区分され、同じ小学校から同じ中学校へと校区の変更なく進学できるように配慮を行うことなどが示されています。また、場合によっては、同一家庭の中で、兄弟姉妹がそれぞれ別々の学校に通学することになるなどの問題も生じ、これを解消するために、特に三中校区の平町、大園町地区や深川地区においては児童・生徒の通学距離等を考慮して、変更申請があれば希望する学校への通学を許可している状況にあります。

しかし、どのような事情であれ、校区を選択できるということは生徒数の偏りにより学級数の増減などにも影響を及ぼすことが考えられ、議員御指摘のとおり、将来的に適正規模を維持した学校運営ができるかどうか問題が生じることが考えられます。さらに、同じ地域の中において学校が違ふことにより、子ども同士の遊ぶ機会が少なくなり、地域における子ども会の存続なども難しくなってくることも予想されます。

教育委員会としましては、適正規模による学校運営は教育の充実の上で大変重要であると考え

ていますので、今後も総合的な観点から、子どもたちの教育環境を整えてまいりたいと思います。

次に、市街地中学校の将来生徒数をどのように見込んでいるかとの御質問にお答えします。

将来、子どもの数の減少が教育分野に及ぼす影響は大きく、子どもたち自身への影響についても私たちは深く考えなければならない時期が来るのではないかと危惧しているところです。

そこで、本市の今後の市街地中学校における生徒見込み数であります。まず向こう5年間において、水俣第一中学校から申し上げますと、平成27年度は253名、平成28年度は240名、平成29年度は232名、平成30年度は239名、平成31年度は240名と見込まれています。また、水俣第二中学校の生徒見込み数ですが、平成27年度242名、平成28年度244名、平成29年度235名、平成30年度236名、平成31年度は242名の数値が上げられまして、今のところ大幅な増減はないものと考えられます。しかし、その後の10年先、20年先の将来において、市街地における中学校生徒見込み数は、本市の出生率と大きくかかわりますことから、子どもの数が減少すると教育分野への影響は大きいものと思われまます。

次に、学校跡地の利活用状況について、学校跡地の利活用状況はどのようになっているのか、またどのようにしていくのかとの御質問についてお答えします。

初めに、平成11年4月に閉校した越小場分校及び大川分校につきましては、村丸ごと博物館として、平成20年4月に閉校した石飛分校は、地域の公民館として活用されています。閉校後、社会教育施設として転用された深川小学校及び石坂川小学校は、自治会によるレクリエーション会場や西南戦争の講演会場として、また運動場での地域住民によるグラウンドゴルフなど、地域のコミュニティーの場として活用されています。平成23年4月に閉校した湯出中学校につきましては、15区自治会に校舎の一部を貸与し、地域行事の拠点として活用されているところです。同じく平成23年4月に閉校した水俣第三中学校や久木野中学校につきましては、校舎は老朽化のため利用はほぼない状態であるものの、体育館や運動場は学校行事や部活動に、また広く市民の皆様にも活用されています。

今後、学校跡地の利活用につきましては、学校施設の老朽化問題等も含め、どのように活用していくかを関係機関と連携を図り、協議を重ねてまいります。

○議長（大川末長君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 2回目ですが、学校再編については答弁としてはよいことばかりだったと、今後とも総合的な観点から、子どもたちの教育環境を整えていくということだと思えます。

そこで質問ですが、学校再編成により、市街地の中学校で生徒数の増加があった第一中学校では、旧第三中学校のグラウンドを使用したりとか、エコ改修で校舎も改修されました。第二中学校の保護者から施設、グラウンド等の不満の言葉をよく聞きますが、教育委員会には届いているのかというのが1つです。

2つ目は、学校の跡地の利用状況は、主に地域コミュニティーに利用されていると、今後も協議しながら利活用を考えていくという答弁だったと思いますが、今後の話としては、現在使用されていないとはいえ、建物があるからには管理費等が発生する状況だと思いますし、今後どのようにしていくのかの議論は必要と考えます。そこで、ほかのまちの取り組みなども含めてサテライトオフィスなど検討されていく考えはないのか質問をいたします。

○議長（大川末長君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 学校再編成により、生徒数が増加があった第一中学校では、旧三中のグラウンド、それと校舎は改善されているが、第二中学校の保護者から不満の声というのは、教育委員会等には届いていないのかというお尋ねであったかと思えます。

学校再編成に伴いまして、第一中学校はエコ改修がなされました。平成23年度にスタートしております。このとき当時、旧第三中学校のグラウンド及び体育館は第一中学校のグラウンド、それと体育館として活用されていきました。旧第三中学校区の生徒が今多く通っております第二中学校からの施設利用の要望の声がありましたが、さらにまた市民の利用も多いということから、不公平感を解消して活用の幅を広げていくことを目的に、学校施設から社会体育施設へと転用した経緯がございます。

このようなことから、昨年4月から旧第三中学校施設の有効活用については、利用申請があれば、一応どなたでも利用可能ということでありまして。特に、学校部活動については、双方利用者会議等で協議していくことが肝心であると、そのように思っております。

次に、学校の跡地利用について、サテライトオフィスなどに検討されていく考えはないかというお尋ねでございますけれども、議員が述べられましたように、学校施設は活用がなくても維持管理をするために学校周辺の草刈りであるとか、防犯・防火のための管理費などが必要となります。今後の維持管理費を考えますと、御提案のございましたように、ほかの自治体でも取り組まれていますサテライトオフィスとしての廃校舎の利用をすることは大変有効ではないかとそのように考えております。

したがいまして、今後、学校跡地の活用については、さまざまな観点から関係部署と連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 3回目の質問です。

学校再編成ですが、再編成によって、学校間は切磋琢磨もあって愛校心も生まれてきているように思いますし、今までできなかった団体競技もしやすくなったと思います。ただ、それは生徒間の問題であって、施設がそれに追いついているのか疑問に思うところです。再編成によって、クラブ活動の人員がふえた、あるいはクラブ活動数がふえた。そのようなことであれば当然施設

の整備も必要ではないかと思えます。

そこで質問しますが、施設整備についてどのようなお考えを持っておられるのか、お尋ねします。

○議長（大川末長君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 確かに各学校においては、施設整備面でいろいろと問題をお抱えになっているというお話を伺ってはおります。今後、予算も伴います関係もありまして、段階的に施設は整備していくべきかなと考えておりますので、学校側とその辺十分協議しまして、計画を立てて、今後整備を進めていきたいと、そのように思います。

○議長（大川末長君） 以上で田口憲雄議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明10日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時36分 散会

平成26年9月10日

平成26年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成26年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成26年9月10日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時44分 散会

（出席議員） 15人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	藤本壽子君
中村幸治君	川上紗智子君	福田齊君
牧下恭之君	淵上道昭君	真野頼隆君
谷口眞次君	緒方誠也君	野中重男君

（欠席議員） 1人

塩崎信介君

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	次長	（鬼塚吉文君）
主幹	（岡本広志君）	主幹	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）		

（説明のため出席した者） 15人

市長	（西田弘志君）	副市長	（本山祐二君）
総務企画部長	（門崎博幸君）	福祉環境部長	（松本幹雄君）
産業建設部長	（緒方康洋君）	総合医療センター事務部長	（大塚昭一君）
総務企画部次長	（本田真一君）	福祉環境部次長	（川野恵治君）
産業建設部次長	（関洋一君）	総合医療センター事務部次長	（久木田美和子君）
水道局長	（前田仁君）	教育長	（吉本哲裕君）
教育次長	（福島恵次君）	総務企画部企画課長	（水田利博君）
総務企画部財政課長	（坂本禎一君）		

○議事日程 第3号

平成26年9月10日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 1 野中重男君 | 1 水俣病について |
| | 2 原発避難者の受け入れ、及び原発再稼働の動きについて |
| | 3 災害対策と防災情報の伝達について |
| 2 牧下恭之君 | 1 介護保険見直しと地域包括ケアシステムについて |
| | 2 便利なコンビニで納税を |
| | 3 市民の命を守る予防対策を |
| 3 藤本壽子君 | 1 川内原発の再稼働に反対し、電力の自給を目指す施策について |
| | 2 水俣病問題について |
| | 3 携帯電話基地局設置時における紛争予防のための条例制定について |
| | 4 子育て支援のための保育料軽減について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（大川末長君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、おはようございます。

日本共産党の野中重男です。

広島のとろ砂災害を初め、全国の大雨等で被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げたいと

思います。

さて、早速ですけれども、国政をめぐるのは、どの問題でも安倍政権と国民との矛盾が激化しているというふうに思います。集团的自衛権行使容認の閣議決定では批判が広がっています。消費税増税では、所得が減り、物価が上がり、消費が落ち込み、4月から6月の国内総生産が年率にして7.1%下落しています。典型的な増税不況であります。原発をめぐる2つの判決は、人類と原発は共存できないことを示したものだというふうに思います。人口問題も、きのう本壇でも議論ありましたように、政府の経済政策と大企業の海外進出との関係は切っても切れない課題となっています。これらを見据えながら、水俣市ではどうするのか。大いに議論を深めていきたいと思っているところです。具体的な質問に入ります。

1、水俣病について。

①、特措法の結果が出ました。熊本・鹿児島両県の申請者数と一時金、療養手帳所持者の数はそれぞれ何人か。これらの合計人数は何人か。

②、これらのうち水俣市民は何人か。

③、1969年（昭和44年）12月以降生まれの住民も、熊本県で4人、鹿児島県で2人の計6人が救済対象となったと報道されている。その人たちの地域、年齢、救済対象になった事柄は聞いているか。

④、熊本県衛生研究所は昭和35年に、鹿児島県試験研究所は昭和35年から36年にかけて不知火海沿岸住民の毛髪水銀調査を実施している。それぞれの県の調査した人数と10ppm以上の人数、及び比率は幾らか。

⑤、世界の水銀汚染について、イラク、ニュージーランド、カナダ、フェロー諸島、セイシェル諸島、水俣などで大学や専門研究機関が調査をしているが、これらについては承知しているか。

2、原発避難者の受け入れ及び原発再稼働の動きについて。

①、前回は避難所の運営については出水市と協議している段階だと答弁されました。その後はどうなっているのか。

②、30キロ圏の入院患者・福祉施設などの入所者及び在宅の要介護者の避難についてはどのように聞いているか。

③、現在の避難先は一方向であり、風向きによって避難先が変わると聞いていると答弁された。風向きが変わった場合の計画や要望は聞いているか。

④、スクリーニングや除染は決まったのか。

⑤、水俣市を含む県と2市2町は内閣府と原子力規制委員会に要望書を出したと報道されている。その中で原発再稼働については、新規制基準への適合性審査による安全性を確認の上、国が責任を持って判断すること。その判断に至った経緯や経過について、住民や自治体に説明を求め

るなどが入っているとされている。どのような経過でこれは出され、そして、これをどのように考えるか。

⑥、関西電力大飯原発の運転差し止め訴訟判決は、国富の流出の議論について、また、地球温暖化対策を口実にした原発推進についてどのように判決しているか。

⑦、福島地裁は原発事故で避難を余儀なくされ、絶望から自殺した女性の夫が起こした裁判で判決を下した。その内容はどのようなものであったか。

大きな3、災害対策と防災情報の伝達について。

①、水俣市で行政が把握している土砂災害危険箇所は幾つか。

②、それぞれの地域で自主防災組織ができ、避難訓練などされているのか。

③、防災無線のデジタル化の計画と各家庭で情報が聞ける戸別受信機の設置計画はどのようになっているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 野中議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、水俣病については福祉環境部長から、原発避難者の受け入れ及び原発再稼働の動きについては私から、災害対策と防災情報の伝達については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（大川末長君） 水俣病について答弁を求めます。

松本福祉環境部長。

（福祉環境部長 松本幹雄君登壇）

○福祉環境部長（松本幹雄君） 初めに、水俣病について順次お答えします。

まず、特措法の結果が出た。熊本、鹿児島両県の申請者数と一時金、手帳取得の数は、それぞれ何人か。これらの合計人数は何人かとの御質問にお答えします。

水俣病被害者特別措置法に基づく救済措置に係る判定結果は、8月29日に国及び熊本、鹿児島両県から発表されたところです。これによりますと、申請者数は、熊本県2万7,960人、鹿児島県1万7,973人で、合計4万5,933人となっております。この申請者のうち、一時金の該当者数は、熊本県が1万9,306人、鹿児島県1万1,127人で、合計3万433人となっております。また、申請者のうち、療養費対象の該当者数は、熊本県3,510人、鹿児島県2,410人、合計5,928人となっております。

次に、これらのうち水俣市民は何人かとの御質問にお答えします。

このことにつきましては、国・県に確認しましたところ、申請者はもとより、判定結果に係る方々の居住地域年齢階層、判定区分等につきましては集計などをしていないとのことから、申請者数などに占める水俣市民の数は判明しておりません。

次に、1969年（昭和44年）12月以降生まれの住民も、熊本県4人、鹿児島県2人の6人が救済対象となったと報道されている。その人たちの地域、年齢、救済対象となった事柄は聞いているかとの御質問にお答えします。

先ほどもお答えしましたとおり、申請者等に係る居住地域、年齢階層、判定区分等につきましては、国・県も集計等していないと聞いております。また、県によりますと、救済対象者に係る内容につきましては、個人情報保護の観点から公表されておらず、昭和44年12月以降に生まれた方6人に係る情報などは判明しておりません。

次に、熊本県衛生研究所は、昭和35年に、鹿児島県衛生試験所は昭和35年から36年にかけて不知火海沿岸住民の毛髪水銀調査を実施している。それぞれの県の調査した人数と10ppm以上の人数及び比率は幾らかとの御質問にお答えします。

議員御指摘の調査につきましては、熊本・鹿児島両県の担当部局に問い合わせしましたところ、両県とも、水俣病予防対策の一環として、昭和35年から熊本県衛生研究所、鹿児島県衛生研究所において、有機物分解法等の方法により毛髪に含まれる水銀量の調査を実施しております。その対象は、不知火海沿岸、その近接地区及び熊本市、鹿児島市の住民を対象者としており、昭和35年当時の調査における調査数は、熊本県998人、鹿児島県596人となっております。また、この調査総数におきまして、10ppm以上の人数は、熊本県836人、鹿児島県422人となっております。その構成比率は、熊本県84%、鹿児島県71%となっております。

次に、世界の水銀汚染について、イラク、ニュージーランド、カナダ、フェロー諸島、セイシェル島、水俣などで、大学や専門研究機関が調査をしていることは承知しているかとの御質問にお答えします。

諸外国でメチル水銀中毒に係る調査は、公開されている情報等によりますと、大学研究者等による調査が行われているようでございます。その一例を見ますと、1970年代にイラクにおいて、バクダッド大学とアメリカのロチェスター大学が共同で、メチル水銀により消毒した種子麦を誤ってパンとして食した女性やその後生まれた子どもたちの毛髪水銀値を調査しております。その後、1970年代から1990年代にかけ、ニュージーランドやカナダなどでも、大学研究者や病院関係者等により、毛髪水銀調査や子どもの精神発達等について調査が行われていると聞き及んでおります。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 議論を進める上で、基礎的な数字を答弁していただきましたので、この数字をもと

に2回目以降の私の質問を続けたいと思います。

なお、今答弁していただいた中で、特措法関係の水俣市民は何人かということだとか、居住地等については、今朝の新聞によりますと知事が記者会見でデータを整理するというふうに言っていますので、まだ出てくるかどうかはわかりませんが、これまでは全く出す予定ではなかったのが、少し動き始めたのかなというふうに思います。それが出ると、また違う議論ができると思いますので、とりあえずその御答弁いただいた水俣市民は何人かのところは、今のところはわからないという、これはもう承知しました。

それから昭和44年12月以降の人たちについても、これは該当になった人たちの居住地だとか出てくると思いますので、それが出てきた後、また議論をしたいというふうに思います。

それで、2回目の質問なんですけれども、特措法の結論が出ていますので、これで何を考えるかなんです。1995年に1回政治解決があって、そのときに1万3,000人近くの方たちが何らかの形で救済を受けた。その後、もう患者はいないということで、窓口も締め切られていた。今度また始まってみたら、4万6,000人近くの方たちが申請されて、たくさんの人たちが一時金も来ているし、療養手当も出ているということなんです。この事実をどう考えるのかということなんですよ。1995年でもう終わってしまおうとしたものが、今また新たに窓口を開いて、いろんなことをしたら、これだけたくさんの人が出てきた。この事実をどう考えるのかというのが第1点目です。

第2点目は、環境省は地域外と生年月日で線引きをしていたわけですが、知事はきょうの新聞報道によりますと、地域外の人たちも何らかの関係があるんだというようなことも言っていますが、地域外の人たちのところでも成人について救済対象になった人がたくさんいるというのは私も聞いています。患者会の人たちからも聞いていますし、報道機関の方からも聞いています。それで、昭和44年12月以降生まれの人でも6人の方が救済対象になったということは、当初環境省が設定した線引きそのものに誤りがあったのではないかなというふうに思うんですけれども、これについてはどういうふうに見解をお持ちでしょうか。

3点目です。昭和44年12月以降の生まれの人で、へその緒の水銀値、臍帯水銀値が高い方については、去年の2月に報道されました。それと去年の6月に私はここで一般質問で取り上げまして、こういう方については、データをできるだけ早く本人及び家族に知らせて、公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）での申請だとか、あるいは臍帯水銀値が、例えば1ppmを超えているということであれば、すぐにでも公健法での認定になる可能性もあるというそういう情報をお伝えして、特措法でそのままいくのか、公健法で申請し直すのかということを選択肢を与えたいのではないかなというように言いました。それで、これは水俣市からも伝えられたと思うんですけれども、そういうことも踏まえ、今回の特措法の情報が伝えられた上で、特措法の

処分となったのかどうかということが3点目であります。

今答弁していただいた中で昭和35年、36年の毛髪水銀値のデータを熊本県と鹿児島県に問い合わせさせていただいて、出してもらいました。今、日本人の平均の毛髪水銀値は3ppm前後、2ppmから3ppm前後です。それが調査した人数、熊本県で約1,000人、鹿児島県で600人でしょう。そのうちの84%、71%が10ppmを超えているんです。これは当時の汚染がどんなに大変な汚染だったのかということをお話するものだと思います。この調査での最高値はもう公表されておりますけれども、御所浦の方で、御婦人です。920ppmの方がいらっしゃいます。

それで、この数値をもとに、じゃ今、私たちが何を考えなければいけないんだろうかということをお話したいと思うんですけれども、イラクでの調査は、さっき答弁ありましたが、ロチェスター大学とバクダット大学が調べています。これは、こういうふうになっているんです。母親の最低毛髪水銀値が14ppmから18ppmで小児に発達の影響が見られた。これがイラクの例です。ニュージーランド、妊娠中の母親の毛髪水銀値が13ppmから15ppmで発達テストで非汚染地区と比べると差が出ていた。

フェロー諸島、あるいはインド洋のセイシェル諸島の調査、これはデンマーク大学とロチェスター大学が行っているんですけれども、生まれた子どもの記憶、注意力、言語の能力は、母親の毛髪メチル水銀の増加に伴って低下するという研究結果です。

1970年（昭和45年）にも水俣でも熊本によって調査されています。汚染地区で胎児性患者さんのすそ野に多くの精神遅滞の子どもたちが存在するというデータが出されています。

昭和35年、36年当時は濃厚の汚染であった。その後どうなっているのか。これは1つのデータですけれども、1975年に藤野医師らが調査した鹿児島県桂島の毛髪水銀調査で、平均は9.8ppmなんですけど、最高値では37.4ppmの方が確認されている。何を言いたいかといいますと、この水俣でもそうですけれども、世界の汚染の研究とお母さんの毛髪水銀値をはかると、生まれた子どもに10ppm台で発達障害が出ているということなんです。ということは、今、特措法の手帳だとか、あるいは一時金の該当になるような疫学的条件と四肢末梢の感覚障害だとかがあれば一時金だとか手帳に該当しますよとなっているんですけれども、四肢末梢の感覚障害だとかそういうものでは拾えない、すそ野の広い発達障害が当時の子どもたち、あるいは1975年当時まで桂島でもそうですが、高い水銀値があったわけですから、その当時の子どもたちには影響がある可能性がある。そこですそ野を広く見て、健康被害を捉えるということが必要なんではないかなというふうに思っているんです。

それで質問なんですけれども、これらの世界の水銀の研究あるいは日本での研究も踏まえて、これからも医学的研究は続くと思うんですが、改めて、不知火海沿岸住民の神経所見に限らない、限定しない、あらゆる角度からの健康調査が必要なんではないかなと。私は改めて今回質問

するに当たって、いろんなデータを精査する中で思いました。これについてはどうお考えでしょうか。

以上、4点お願いします。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） それでは、野中議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず最初の質問ですけれども、政治解決で1万3,000人の患者が出て、それでまた今回3万幾らということで、それについてどう思うかというような質問だったと思うんですが、まだまだ問題が残っているということは十分認識しております。しかし、この平成7年の政治解決、そして今回の特措法によりまして多くの被害者の方々が救済されたことにもなるのではないかというふうにも思っております。

被害者の方は高齢化しますし、また症状の変化なども考慮しますと、早期に救済を進めることが重要であるというふうに思います。そういう意味では、この対象になられた方に必要な医療が確保できるということを考えれば、その苦悩でありますとか、苦痛でありますとか、そういうものを幾らかでも解放できたのではないかというふうに思っております。

続きまして、線引きが誤りだったのではないかということですが、今回救済の対象となった方につきましては、先ほど申し上げましたように、その地域、年齢とか、そういうものについて集計がまだされていないということで、公表されておりませんので、これについては、市として申し述べる立場ではないというふうに思っております。

続きまして、3番目ですけど、臍帯水銀値の高い方に情報提供は行われたのかということですが、情報提供につきましては、熊本県に確認をしましたところ、特措法の判定結果をお知らせする際に、本人に直接臍帯水銀値をお知らせするとともに、特措法及び公健法の申請制度を説明しているということでございます。

続きまして4番目です。すそ野が広く、その発達障害などが見られる可能性があるということで、不知火海沿岸住民の神経所見だけでなく、あらゆる角度から健康調査が必要だというのがこの質問だったと思いますけれども、今回、特別措置法に基づく救済措置の結果が出されたんですが、それによって非該当になられる方、あるいは対象外になった方、また調査実施、認定、救済方法などに変更を求める声があるというようなことは十分認識をしております、市としても市民にとって必要で、かつ皆様の御理解をいただけることにつきましては、今後も熊本県や国に伝えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 3回目の質問をしますけれど、具体的な質問に入る前に、今答弁いただいた中で、

1 番目の1995年があって、それが閉じられて、また今回たくさんの被害者が出たということはどう思うかのところでは、早期に救済されたからよかったのかなというような話でしたが、早期というのであれば、1995年に閉じるべきじゃなかったんです、やっぱり。あるいはこの間、最高裁判決が出ているように、判決どおり環境省の判断条件なりが変えておられれば、こんなややこしい制度を幾つもつくらなくてよかったんです。だから、答弁かみ合っていないと思いますけれども、そのことをちょっと指摘しておきたいと思います。

2 番目ですけれども、質問は、線引きは誤りだったのではないかなということなんですが、地域外のところは把握できていないとしても、昭和44年12月以降の人たちが6人くらい対象になっているということについては、これはもう報道されている事実ですから、やっぱり間違いだったところは間違いというふうにはっきり言って、そこから水俣市の行政をどうスタートするかという立場に立つべきではないかというふうに思います。これも指摘しておきます。

3 番目です。臍帯水銀が高かった人に情報は早目に伝わったのかという話なんです。これは、今、特措法の結果をお知らせするとき、実はあなたの臍帯水銀のデータはこうだったんですよということで紹介をされたというのが今の答弁だったように思うんですが、僕もたくさんの方たちにお話しするんですけれども、制度を御存じないです、被害者の人たちは。だから、それは被害者の責任じゃないです、やっぱり。結果が示されて、210万円なり、手帳が来ますよというふうに言われて、一方あなたの臍帯水銀値高かったんですけれども、公健法に申請しますかと、公健法で申請すると、また1年、2年、3年期間がかかるかもしれませんよと。あるいは熊本県の認定審査会は今開店休業状態ですよというようなことを言われれば、もうそんな苦労して長くなるんだったら、特措法でせっかく認めてもらったんだから、そっちを選択しようというふうになりますよ、普通は。

だから、早目に情報を伝えて、結果が出るまでの間でもいいですから、十分考える時間を与えるということが、やっぱり行政の立つべき位置なんではないでしょうか。そういうことを熊本県がされていない、あるいは環境省がしていないということに大変不信感を持ちます。こんな優しくない行政でいいんだろうかということをおもいました。これは水俣市の責任ではありませんので、環境省の進め方がおかしいということをおもっておきたいと思います。

それから4番目の母親の低い毛髪水銀の濃度でも精神遅滞が出ているという話は、今長々と申し上げたんですけれども、答弁あったように、非該当になった人あるいは申請の範囲に入らなかった人、そもそももう年齢が外れているからだめなんだというふうに思われた人たち等々、あるいは特措法で使われている基準には該当しなかったという方もいると思うんですが、こういう方についても、そういう人がいるんだということをおもって把握した上で、あるいは理解した上で、これからの市政を進めていってほしいなというふうに私は思います。

それで3回目の質問なんですけれども、これも発表になってないからわからないというふうに言われるかもしれないんですが、去年の12月議会でしたか、国民健康保険加入者で、1995年の手帳あるいは今回の特措法に基づく手帳等の所持者が他市町村と比べても低いということがあったことがありました。まだ最終結果が出ていませんので何とも言えないんですけれども、水俣は汚染の震源地ですので、他市町村と比べて高くないのではないかなというふうに思っているんですが、このことについては、どうお考えでしょうか。

2点目です。今回の特措法の発表のとおり、被害者がたくさんいらっしゃったこと、そして地域や年齢による線引きが間違いであったことが僕は証明されたというふうに思います。それで特措法はもう締め切られたんですけれども、しかしその一面、公健法に対する認定申請者がふえておりますし、あるいは裁判で救済を求める被害者がふえていて、その受け皿になっています。水俣病が解決していないことは新しい環境大臣も記者会見でそのように述べられているんですけれども、市長の認識はどのように思っておられるか伺いたいというふうに思います。

3点目です。出生年で線引きされた人たち、あるいは特措法でも救済対象にならなかった人たちが水俣市内にもいらっしゃいます。そういう方たちと市長は会って話を聞く機会をつくられたらどうかなというふうに思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

以上、3点です。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） それでは3番目の質問にお答えします。

水俣は汚染の震源地ということで、他の市町村に比べて、その割には少ないんじゃないかと、そのことをどう思うかというような質問だったと思うんですけれども、これ議員も今おっしゃいましたように、そういう数字が公表されておられませんので、他市町村の比較は正直言ってわからないということでございます。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） ちょっと確認なんですけど、水俣病の解決についてどう思うかと、出生の線引きされた方に会われる気持ちがあるかということでございますね。

水俣病の解決につきましては、当然今、救済の措置を求めていらっしゃる方、そして裁判が進行している状況を見ますと、解決というところまで至っていないという思いは当然私もございます。今度、望月環境大臣だったと思いますが、コメントの中で水俣病問題については、風化させてはいけない、現状を検証する。また法的には一区切りだが、これで終わりでないというふうなコメントを出されております。実際、私も同じような気持ちでございます。

今後、国・県と意思疎通を図りながら、水俣病問題の解決に取り組んでいきたいというふうな思いでございます。

それと、線引きをされた方、市長は会われる気があるかということでございますけど、私、市長になりましてから水俣病の団体の方、そして小児性、胎児性の方、いろんな患者さんにも今順次会っているところでございます。その中でいろんな情報、お話を聞くというのが、まず、私が市長になってからの仕事だと思って、今それを進行させているところでございます。その中で、そういった方々と会うということは全然やぶさかではないというふうに思っております。会うことによって、御迷惑がかからない、そういったところをきちっと確認をした上で、私のほうで考慮して対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 次に、原子力発電所事故避難者の受け入れ及び原子力発電再稼働の動きについて答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、原子力発電所事故避難者の受け入れ及び原子力発電再稼働の動きについての御質問にお答えします。

まず、前回は避難所の運営については出水市と協議している段階だと言われた。その後はどのようなになっているかとの御質問にお答えいたします。

避難所の運営につきましては、避難元の自治体、出水市が行うこととなります。避難所の運営に係る職員の配置や人件費、避難時の食糧や毛布等の配布等、出水市で対応することとなっております。また、避難所の光熱水費に関しても原則出水市が負担することとなります。

次に、30キロ圏の入院患者・福祉施設などの入所者及び在宅の要介護者の避難についてはどのように聞いているかとの御質問にお答えをいたします。

出水市に確認したところ、鹿児島県において30キロメートル圏の入院患者・福祉施設などの入所者のうち、ことしの3月に5キロメートル圏内の施設の避難計画が作成され、7月初旬に川内原子力発電所から10キロメートル圏内の入院患者・福祉施設などの入所者の避難計画が策定されました。10キロメートル圏外の避難計画については、鹿児島県において検討されているとのことでございます。

なお、出水市の在宅の要介護者の避難については、出水市において施設入所者の避難とともに検討されているところでございます。

次に、現在の避難先は一方向であり、風向きによって避難先が変わると聞いていると答弁された。変わった場合の計画や要望は聞いているのかとの御質問にお答えをいたします。

出水市に確認しましたところ、現在、鹿児島県において検討されているとのことでございます。

次に、スクリーニングや除染は決まったのかとの御質問にお答えをいたします。

出水市に確認しましたところ、スクリーニング、除染については、現在も国において検討されており、内容については、まだ決まっていないとのことでございます。

次に、水俣市を含む県と2市2町は、内閣府と原子力規制委員会に要望を出したと報道されている。原子力発電再稼働についての要望部分に関しては、どのような経過でこれを出され、そして、これをどのように考えるのかとの御質問にお答えをいたします。

8月26日熊本県庁において、川内原子力発電所に係る熊本県・関係4市町対策推進会議が開催され、議事の1つに国への要望案がありました。事前に事務局である熊本県から国への要望案が示され、本市においては、避難先自治体への支援に関する記述の追加等をお願いいたしましたところであります。

再稼働につきましては、いかなる場合においても、原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じることを前提として、最終的に国が責任を持って判断していただくこと。そして、住民及び自治体に丁寧な説明を行い、その理解を得るように取り組んでいただきたいと思います。再稼働については、引き続き慎重に対応していただきたいと思いますと考えております。市としましても、市民が安心・安全な生活を送れるよう、国等の動向や市民の意見等をお伺いしながら対応を検討していきたいと考えております。

次に、関西電力大飯原子力発電所の運転差し止め訴訟判決は、国富の流出の議論について、また、地球温暖化対策を口実にした原子力発電推進についてどのように判決しているのかとの御質問にお答えをいたします。

報道によると、平成26年5月21日福井地方裁判所は、大飯原子力発電所3、4号機運転差し止め請求事件の判決の中で、国富の流出については、被告は本件原発の稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張するが、当裁判所は、被告が主張する原発再稼働による電力供給、コストの低減と、多くの人の存在そのものにかかわる権利を並べても論じること、議論に加わったり、その議論の可否を判断すること自体、法的には許されないと考えている。

コストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や損失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根をおろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると裁判所は考えていると述べています。

また、地球温暖化対策を口実にした原発推進では、被告は、原子力発電所の稼働が二酸化炭素排出削減に資するもので環境面ですぐれている旨主張するが、原子力発電所で一たび深刻な事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来、最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とするこ

とは甚だしい勘違いであると述べています。

次に、福島地方裁判所は、原子力発電所事故で避難を余儀なくされ、絶望から自殺した女性の夫が起こした裁判で判決を下した。その内容はどのようなものであったかとの御質問にお答えをいたします。

報道によりますと、平成26年8月26日福島地方裁判所は、2011年7月、東京電力福島第一原子力発電所事故で避難していた福島県内の女性が一時帰宅中に自宅で自殺したのは、避難生活で精神的に追い詰められ、うつ状態になったためとして、遺族が東京電力に計9,100万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、裁判長は判決理由で原発事故と自殺の因果関係を認め、展望の見えない避難生活への絶望と、生まれ育った地でみずから死を選んだ精神的苦痛は極めて大きいと述べ、東京電力に4,900万円の賠償を命じた判決を言い渡したものであります。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問をします。

一番最後に御答弁いただいた、原子力発電所事故をめぐる自殺者の件ですけれども、政府統計でも56名にこういう方が上っているというふうに聞いています。家族も地域も全くコミュニティがばらばらにされてしまう、一瞬にして住んでいる家も地域もなくしてしまう、こんな考えただけでも大きな痛手だなというふうに思います。自分たちに置きかえると、今住んでいるところが住めなくなるということほどきついものはありませんので、そういう中で、たくさんの方が自殺されているんだろうなというふうに思います。

それで、質問ですけれども、答弁にありましたように、避難計画はまだでき上がっていないんです。そして難しい。これは前回の6月議会でも言いましたけれども、内閣府が自治体につくれと丸投げするというところに、私は大きな問題があるというふうに思っています。なお、この避難計画に関して、原発避難を考える水俣の会の皆さんが市民アンケートをとっておられます。水俣市内約5,000戸に配布されて、610通の返事があったそうであります。

それによりますと、水俣市が受け入れる避難所で、避難者1人当たり3.3平米以下のところが多くある。車の駐車場所が圧倒的に少ない。車が駐車できない。大型バスが入れない。久木野など店舗もガソリンスタンドもない。そういうところに300人、400の方がおいでになる。水俣市が受け入れるとなっている状況でもこんな困難が出てきています。

そして、このアンケートでは再稼働についても御意見を求めています。

私も今申し上げましたように、それを見せていただいたんですけれども、再稼働反対55%、賛成7%、どちらでもないが26%となっています。市民の皆さんの意向は明確なんではないかなというふうに思っています。市長は、6月議会で、避難計画もできていない状況で再稼働はあり得ないというふうに答弁されましたけれども、市民の意向や避難計画等の進捗が進んでいないこと

からすると、再稼働などあり得ないというふうに考えますが、市長の見解をお尋ねしたいと思います。これが1点目です。

2点目、さきに紹介したアンケートでは、自分たちも避難したいというふうに答えた方が59%に上ります。福島の事故で40キロメートル、50キロメートル圏の飯舘村の人たちが全村避難されているということからして、水俣市民の方でも自分たちも避難したいというふうに思っておられる方がたくさんいらっしゃる結果なんだろうと思います。これについては、水俣市も独自に市民の皆さんのこういう要望に応じて、避難計画をつくるということを検討されたらどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから3点目です。福井地方裁判所の判決は答弁のとおりなんですけれども、国富の流出、あるいは環境問題でも判決はいずれにしても明確です。化石燃料の輸入金額はふえていますけれども、量は横ばいです。これは西日本新聞で報道されているんですけれども、シンクタンクの日本総合研究所の主任研究員も同じことを言っています。6月議会でも私は別の先生の資料を紹介しました。最近のテレビニュースでも燃料調達がふえているのは、むしろ原料そのものが上がっているということと、もう1つは円高だというふうに言っています。

もう1つの論点の地球温暖化論ですけれども、これについては、もう判決は筋違いだというふうに言っているんですが、実際に数字はどうなるかといいますと、化石燃料の消費量がふえていないわけですから、二酸化炭素の量がふえていないというのはもう自明の理であります。再生可能エネルギーと原子力を比べたら、どちらが安全かといったら、再生可能エネルギーに決まっているんです。こういうことからしても、結局、原子力発電必要論は、国民を危険な状況に追いやることになるのではないかなと、脱原発の方向こそが将来の日本の方向と私は思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

とりあえず、2回目は以上3点です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 原子力発電所問題、うちから40キロメートルのところにある川内原子力発電所でございますので、非常に関心が私たちは高いです。その辺の温度差というか、鹿児島県と熊本県というその辺の温度差をやはり埋めていくことが必要だなというふうに私は思っております。私も福島に2度行きまして、あの現状を見たときに、やっぱり心配するところでございます。

質問の中でまずは避難計画がない状態で、再稼働があり得るかということでございますけれども、私の使命は当然、水俣市民の生命と財産を守ることが第一でございます。この原子力発電所問題に関して考えますと、やはり住民の生命や財産、そして安心・安全をやっぱり第一に考えたいというふうに思っているところでございます。それを考えますと、今、避難計画、出水市から受け入れる立場でございますけれども、スクリーニング等もまだ全然はっきりしていない。スク

リーニングすると当然、その水をどう流すかとか、そういった問題も非常にあると思いますけど、そういったところがまだ解決していない状態で再稼働というのは、私は今のところあり得ないんじゃないかなというふうな意見を持っております。

次の、避難計画をつくらないかということでございますけど、国のほうは半径30キロメートルの範囲である緊急時防護措置準備区域UPZ、そこにはつくる方向で示しておりますけど、国のほうがそこを積極的にやっているかどうかというのは非常に疑問であります。その中で、福島を見たときに、風向きによって、福島を越して、もう40キロメートル、50キロメートルでも県を越して宮城県のほうで放射線線量が高い地域があったというのは、実際にあるわけありますので、風向きによっては、こっちに来るかもしれないと考えますと、やっぱり避難計画というものは必要だというふうな認識は持っております。その中で、やはり国のほうはその部分も積極的に指導をしていただきたいというふうな思いはあります。実際、私たちが避難計画をつくるとしたら、その相手先が問題でございますので、そういったところも指導をちゃんと国のほうもしていただいて、国と情報交換しながら、この避難計画については今後対応していきたいというふうに思っております。

それと、原子力発電所が要るか要らないかという議論につきましては、水俣市はこういったものは非常に敏感でありますし、原子力に頼らない、原子力発電に頼らない、そういったまちづくりというのは、やはり進めていかななくてはならないというふうに思っているところでございます。バイオマス発電、これ今準備しているところでございますけど、こういった再生可能エネルギー、そして私たちのライフスタイル、そういったところも見直しをしていくようなことも必要じゃないかなと思っておりますので、最終的に原子力発電所の要らないまち日本というのを目指せればなというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 市長の基本的な考え方はお伺いしました。

それで、最後の質問なんですけれども、1回目の答弁でいただいた県と関係4市町で国に出した要望書の件なんですけど、結論から言うと、熊本県がつくったものにまんまと乗せられちゃったなという思いが実は僕はしているんです。水俣市は、避難計画のところについては物を言ったというのは今答弁ありましたけれども、これよく見てみると、こういうふうに言っているんです。原子力規制委員会の審査に通ったものは安全として国が判断してほしいというふうになっているんです。ところで、その原子力規制委員会の審査は通ったものが、本当に安全なのかどうなのかということを改めてここで考えなきゃいけないと思うんです。

第1点ですけれども、原子力規制委員会の委員長の田中さんは何て言っているかということ、新規性基準に適合しているかどうかは審査したと。しかし、審査はしたけれども、安全とは言って

いないというのが田中委員長の話です。

一方、安倍総理を含めて、新大臣になられた小渕経産大臣等は何を言っているかという、原子力規制委員会の審査が終わったものは順次再稼働するというふうにおっしゃっているんです。これを考えると、誰も安全というふうに言っていないんです、あるいは安全が確保されたとも言っていない。国として誰が責任を負うのかというのが極めて不明確になっているように私は思います。

こういう文章は、水俣市は避難計画のところについては物を言った。そのほかのところ、こういう文章が入っていたということですので、私はこういう文章を紛れ込ませて、曖昧にしながら、国にどうぞ進めてくださいという白紙委任状を出すような文書は拘束される必要がないというふうに思っているんですけれども、これについては、私はそう思っていますが、どうお考えでしょうか。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 国への要望書、県と関係4市町で事務方が集まってまとめたものでございますけど、この文言につきましては、安全性について万全の対策を講じることを前提として再稼働、それは国の責任を明確にしたというふうな意味合いというふうに私は思っております。何度も繰り返しになりますが、再稼働につきましては、こういったまだ避難計画等、ハードの部分結構厳しくやるんですけれども、ソフトのそういった避難計画とか、そういった部分については、非常に緩やかな感じがしております。そういった部分もやはりきちっとしていただきたい。その部分がクリアできないときには、再稼働というものはあり得ないというふうに思っておりますので、今御指摘していただいているように、国に何でも任せるよう白紙委任したんだよという意味合いじゃないというふうに思っただければというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 次に、災害対策と防災情報の伝達について答弁を求めます。

門崎総務企画部長。

（総務企画部長 門崎博幸君登壇）

○総務企画部長（門崎博幸君） 次に、災害対策と防災情報の伝達についての御質問に順次お答えします。

まず、水俣市で行政が把握している土砂災害危険箇所は幾つかとの御質問にお答えします。

土砂災害危険箇所は、国土交通省、当時の建設省ですが、調査要領、点検要領によりまして、都道府県が実施した調査で判明した崖崩れ、土石流、地すべりが発生するおそれのある箇所、水俣市内には、崖崩れが発生するおそれのある急傾斜地崩壊危険箇所が276カ所、土石流が発生するおそれのある土石流危険渓流が111カ所、地すべりが発生するおそれのある地すべり危険箇所が1カ所、合計388カ所の土砂災害危険箇所が点在しています。

次に、それぞれの地域で自主防災組織ができ、避難訓練などされているのかとの御質問にお答えします。

各自主防災組織の活動につきましては、毎年度活動実績を提出していただいております。その活動実績を確認しますと、平成21年度には15区、22区で、平成22年度には3区、22区で、平成23年度には10区で避難訓練が実施されております。平成24年度からは市が主催する津波避難訓練に3区、8区、17区、18区、19区、21区、22区が参加をし、平成25年度の津波避難訓練には1区、2区、4区、5区、8区、17区、18区、19区、20区が参加をしています。

次に、防災無線のデジタル化の計画と各家庭で情報が聞ける戸別受信機の設置計画はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

本市の防災行政無線につきましては、設置後約19年が経過をし、設備の老朽化や部品などの製造中止などにより維持や保守が難しくなっていること、また、アナログ方式からデジタル方式での運用が求められていることなどの理由によりまして、平成25年度に防災行政無線施設整備検討委員会を設置し、検討を進めているところでございます。

検討委員会では、防災行政無線を含め情報伝達のあり方など、さまざまな情報伝達手段につきまして検討を行ったほか、屋外のスピーカーだけでは、全市民へ迅速かつ的確な情報伝達を行うことが厳しいことから、各世帯への戸別受信機の設置につきましても、導入費用の問題などを踏まえながら慎重に検討を重ねているところです。

なお、防災行政無線のデジタル化への更新につきましては、平成25年度に基本設計を完了し、今年度実施設計を行いまして、平成27年度から整備工事に入り、平成28年度内の完成を目指して検討を進めているところです。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 直近ではやっぱり広島土砂災害のことが本当に目に焼きついています。80人近い方がお亡くなりになって、まだ避難生活されている方もいらっしゃいます。本当に痛ましいなということに尽きると思います。

それで、2回目の質問なんですけれども、避難箇所が住民に知らされて、訓練がされていれば、被害は縮小できるんじゃないかなと、盛んに言われています。しかも災害は種類によってもいろんなのがあるんだろうと思います。高潮、津波、大雨によるものもありますし、川の氾濫、いろんなのがあるんだろうと思うんですけれども、それぞれの災害の種類に応じた避難計画だとか情報の発信だとかが日ごろ要るのではないかなというふうに思っています。

それで、自治会や自主防災組織、あるいは水俣市が行う訓練などがいろいろとされているんですけれども、今後とも続けていただきたいというふうに思うんですが、これまでの実績をもとに、さらに水俣市として強化していきたいと思っておられることがあったら御答弁いただきたい

と思うんです。特に、今最初の答弁ありましたように、崖崩れのところで276カ所、土石流危険溪流で111カ所、地すべり危険箇所が1カ所、合計で388カ所の危険区域があるというふうにおっしゃいました。例えば、それぞれのところで、その情報は住民に周知されているのだろうか、あるいは、それぞれの自主防災組織だとか地域で避難訓練だとかがされているのだろうかということもいろいろと考えたりします。これからどういうことを強化しようということ考えておられるのか、そこを答弁いただければというふうに思います。

2点目です。先ほどの答弁で戸別受信機のことを申し上げましたけれども、戸別受信機どうか、今慎重に検討しているということでしたが、これは本当に大切だというふうに思います。特に大雨だとか暴風雨のときは外の放送は全く聞こえません。本当に聞こえません。たまたま私も議員のところは戸別受信機が置かれていましたので、それぞれに情報がとれるんですけども、近所の人たちに伝えようにも、外には出れないし、全部に電話をかけるわけにもいかないし、もう本当に困っちゃっているんです。

それで、これはもうぜひ進めていただきたいというふうに思うんですけども、ずっと要望してきたことでもあるんですが、全額市から持ち出しで設置するのか、あるいは住民の一部分的な負担もあるということを考えていろんな検討をされているのか、今、最終結論が出ないというのは、財政面でのいろんな検討があって、まだ最終結論に至っていないというように考えていいんでしょうか。

以上、2点です。

○議長（大川末長君） 門崎総務企画部長。

○総務企画部長（門崎博幸君） 野中議員の2回目の質問にお答えをいたします。

まず1点目が、避難訓練につきまして、これからどういうところを強化していくのかということだったかと思っております。議員御指摘のとおり、あるいは今回の広島県の豪雨災害でも指摘をされておりますとおり、まず自分のお住まいの地域が危険箇所であるのか危険箇所でないのか、危険箇所であるとすれば、どういった避難行動をとればいいのかというのが今後この被害を最小限に抑える、あるいは未然に防止するという観点から一番重要だろうと思っております。

市におきましては、先ほどお答えしましたとおり、平成24年度、25年度につきましては、市主催ということで、重立って沿岸部を中心に津波の防災訓練を実施をしております。今年度につきましては、今度は山間部を中心にしまして、土砂災害の防災訓練という形で予定をしております。今申し上げましたように、それぞれ、まず事前に図上で訓練をしていただきたいと思っております。その地域、地域でどこが危険場所なのか、避難場所はどこなのか、実際そういった事態に陥った場合に、どういったルートで、どういった手段で避難をするのか、そういったものを事前に検討をいただきまして、それを実際の避難、防災訓練の場で検証していただくという形で

進めていきたいということで今年度は計画をしているところでございます。

次に、防災行政無線の戸別受信機の議論で、住民の負担とか、そういったものはどういった議論をされているのかというような御質問だったかと思えますけれども、昨年度から市内でいろんな議論をさせていただいております。戸別受信機につきまして、全世帯に配布をするということになりますと、1万2,000を超える数が必要になると。それ以外にもいろんな福祉施設でありますとか、そういったところも含めるということになりますと、それ以上の配備をするということになるかと思いますが、例えば仮にそれが4万円、5万円するということになりますと、かけ合わせますと数億円の財源が必要になるということでございます。

今この検討委員会の中では、そういった財源をいかに確保できるのか、あるいはほかの市町村を調査をいたしまして、そういった同等の機能を持つような安価な機器がないのかといったような議論を今進めておまして、実際、その導入に当たって、全額市で負担をするのか、あるいは住民の方からも一部負担をするのか、そういったところの議論までにはまだ至っていないというような状況でございます。

○議長（大川末長君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時51分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。

公明党の牧下でございます。

8月の豪雨災害で多くのとうとい命が奪われました。衷心より御冥福をお祈りいたします。

それでは早速、通告に従い順次質問したいと思います。

まず初めに、介護保険見直しと地域包括ケアであります。

高齢者が住みなれた地域で医療・介護・生活支援などのサービスを一体で受けられる地域包括ケアシステムの実現に向け、いよいよ各地域で知恵を結集し、政策総動員で取り組みが本格的に始まっています。地域包括ケアシステム構築への第一歩となる医療・介護総合確保推進法が6月18日に成立をしました。今後は同法に盛り込まれた財政支援制度などを活用し、各地域の実情を踏まえたシステムをどのように具体化していくか、自治体の取り組みが焦点になってきます。いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が安心して暮らせる地域社会をど

のようにつくり上げていくかは地方政治の最大の政治課題であります。

成立した医療・介護総合確保推進法では、効率的で質の高い医療を行うための病床の機能分化・連携や、在宅医療・介護を推進する新たな基金が都道府県に設置されることになりました。財源は社会保障と税の一体改革で論議され、明確になった消費税の増税分であります。一部のマスコミは、同法成立までの過程で国民の負担増や制度のサービス低下を強調していました。しかし、今のまま介護費が膨らみ続けると、介護保険料のほか、保険に投入する税金を賄うための負担もふえていきます。介護保険料は現在の5,350円から、2025年には8,000円台に突入するとも言われております。だからこそ、限りある財源をいかに有効活用し、重度のお年寄りに振り向ける一方、軽度のお年寄りへのサービスにメリハリをつける必要もあります。自治体が住民のニーズに能動的に対応していくことが肝要であります。

また、同法では一律の負担増を避けるために、低所得者の介護保険料の軽減措置を拡充する一方で、一定の収入がある高齢者は介護保険の自己負担割合を引き上げ、経済力に応じてメリハリをつけています。

さらに、高齢者の急増に対応するには、現在の施設中心から在宅中心のサービスに切りかえざるを得ないことも明確であります。そのために在宅生活を支える定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能型居宅介護サービス、訪問看護などの充実が不可欠であります。ただ、市中心部と山間部などでは高齢化の進み方や地域が抱える課題が大きく異なります。地域包括支援センターが運営する地域ケア会議などを通じて、その地域に適した効果的なサービス体系を組み立て、計画的に実行すべきであります。サービスを提供する人材の確保も大切です。介護職員の処遇改善などに取り組まなければなりません。

同法では、要支援者向けのサービスの一部を市町村事業に移行し、多様なサービスを実施できるようにして、来年度から準備が整った市町村から徐々に移行し、3年後の2017年度末までに全市町村で実施するとしています。それだけに担い手となるNPOや町内会などの支援・育成も急務であります。

高齢者福祉計画、介護保険事業計画は来年度から第6期に入ります。今回の大きな転換をどのように計画、事業に反映し、今後の超高齢社会の備えをしっかりと見据え、高齢者が安心して生活できる福祉のまちを目指して取り組んでいかなければなりません。

医療介護総合確保推進法と第6期高齢者福祉計画、介護保険事業計画への取り組みと、2025年問題をどのように認識し、どのような姿勢で取り組もうとしているのか。医療介護総合確保推進法は高度急性期から在宅医療・介護まで一連のサービスを地域で総合的に確保することが柱であり、医療と介護の連携強化がポイントです。日常生活圏域ニーズ調査、地域ケア会議、そして医療、介護、情報の見える化の現状並びに今後の予定はどうなっているか。

介護保険制度における地域支援事業として、市町村の裁量により介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが平成19年5月から可能になりました。これは、東京都稲城市が高齢者による介護支援ボランティア活動を介護保険で評価する仕組みを創設したいとの構造改革特区要望を平成18年に提出したことを契機に、介護保険制度を活用したボランティア活動支援の仕組みが検討された結果、地域支援事業交付金を活用した取り組みが可能になったものです。

具体的には介護支援ボランティアの活動実績に応じてポイントを交付、ポイントは介護保険料や介護サービス利用料に充てることができ、実質的な保険料負担軽減にもつながります。それだけでなく、高齢者が活動を通じて社会参加・地域貢献ができ、自身の健康増進を図ることにもつながり、いわゆる介護予防にも役立ちます。

平成24年までに、少なくとも64市町村で実施されています。近郊では天草市、球磨村、霧島市、薩摩川内市で実施されています。さらに、8月に厚生労働省より、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保のための制度改正にも介護支援ボランティアの推進がうたわれております。全国の自治体で2017年度までに取り組みを実施することになると思います。

私は、平成21年3月議会より、今回で4回目の質問となりました。高齢者の地域貢献・高齢者自身の介護予防・高齢者の生きがいづくりにつながる介護支援ボランティア制度の実施はどうかお尋ねをいたします。

次に、コンビニ交付・コンビニ収納について平成25年12月議会でお尋ねをいたしました。コンビニエンスストアでの証明書発行については、平成28年1月の個人番号制度の実施と他市町村の状況を考慮し、検討するとのことでありました。平成28年の個人番号制の実施とともに実施できるよう期待したいと思います。

さて、コンビニエンスストアでの収納であります。24時間、365日、全国のコンビニエンスストアで市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料、保育料が納付できます。たくさんの市民の皆様より、コンビニで納付ができれば便利だと言われました。納付者の利便性と収納率アップが見込まれているコンビニ収納の検討はどうなったのか。

次に、市民の命を守る予防対策について。

私は、平成12年に予防医療が進んでいる長野県駒ヶ根市に視察に行きました。駒ヶ根市は、水俣市と面積、世帯数はほぼ同じで、人口は当時水俣市より3,000人ほど多い市であります。ここは、早くから成人病予防に地域ぐるみで取り組んでおります。昭和60年から10年間は行政主導型であったが、今では区独自で健康づくりの年間計画で事業を進めている。区民自身の取り組みなので、子どもから大人まで広がりを見せています。さらにこの取り組みは、生活習慣病の予防に確実につながっています。余談ですが、これはまさしく水俣市のごみ24分別に至るまでの経緯

と、住民と行政が一体となり取り組んできた環境への意識改革と相通ずるものがありました。

生活習慣病の予防の結果として疾患別死亡人数で比較してみますと、平成8年度で死亡総数は、駒ヶ根市は242名、水俣市は332名、その差90名。悪性新生物ガンでは、駒ヶ根市45名、水俣市115名、その差70名もありました。心疾患では駒ヶ根市34名、水俣市51名となっており、まさしく予防医療への取り組みが進んでいる証左であろうと思います。駒ヶ根市の保健予防担当の方は、健康の実態を明らかにすること、医療費の把握で早期発見のときの治療費と手術代及びそうでない場合、突然倒れたときなどは何百万円とかかる。だから、病気になる前に、食生活等の重要性を自信を持って指導している。さらに病気は予防できないかと突き詰めていけば、ほとんどの病気が予防できるところまで行き着くと話をしてくださいました。

私は、この予防医療の視察を通して、今後議員としての進むべき方向性を決めることができました。環境の水俣、さらに予防医療の水俣を目指し、明るい水俣、生きがいのある水俣構築のために予防医療に取り組んでいこうと決意をいたしました。

集団検診受診率が年々減少する中で、胃がん検診率も年々下がっております。日本では毎年10万人が胃がんと診断され、約5万人が亡くなっています。水俣市においては毎年12名前後の方が亡くなっており、最近になって胃がんの原因の95%はピロリ菌であることが判明をしました。つまり、胃がんとはピロリ菌の感染が原因で起こるということでもあります。この菌の感染は、生まれてから10歳ぐらいまでに感染し、現在の感染率は、10代では10%以下に対して、50代では約50%、60代以上では80%の方が感染者と言われております。また、日本のピロリ菌感染者は5,000万人とも言われております。

胃がんリスク検診の検査方法は、採血による血液検査法であり、胃がんそのものを診断するのではなく、胃がんになりやすいかどうかを診断し、胃がん発症リスクの高い人に対してピロリ菌の除菌や定期的な精密検査を勧めるものであります。この検査方法は、従来のバリウムを飲むレントゲン法と比べ、食事の制限もなく、わずかな血液をとるだけで診断が可能であり、早期がんの発見率が高いことや、検査が受けやすく、多数の検診が可能であり、検査費用が安価であることが特徴であります。

日本胃がん予知・診断・治療研究機構が実施した市町村へのアンケート調査結果をもとに胃バリウム検診は、集団検診としての時代の使命を既に果たしたと指摘をしました。ピロリ菌が胃がんの原因であることをようやく国も認めました。血液検査でピロリ菌抗体と胃の萎縮度をはかるペプシノゲンを測定し、その組み合わせから胃がん発症のリスクを明らかにします。その結果をもって、リスクのある人は内視鏡による精密検査を行うことで、対象を絞って効果的な胃がん検診を行うことができます。また、ピロリ菌が発見された場合は、早期に除菌し、胃がんになる危険性を大きく低減させることができます。

胃がん検診は、長年、バリウムを飲み、レントゲン撮影を行う方法で行われてきました。しかし、この検査法は煩わしさと苦痛を伴い、胃がんの発見率も余り高いとは言えません。バリウム検査の中で胃がんを発見できる確率と、極端に言えばピロリ菌を検査して発見できる率は、むしろピロリ菌検査のほうが高いという実証的なフィールドワーク上の統計も出ています。ピロリ菌検査は血液検査です。体への負担も少ない。受診率が上がることは間違いないと思います。ピロリ菌ABC検査を個別検診として実施し、予防医療で多くの市民の皆様の命を守る行動ができませんか。

次に、がん教育について。

文部科学省は2014年度から、がん教育について先進自治体の事例を分析・調査するとともに、報告書を踏まえたモデル事業を実施します。同省内に新たに検討会を設け、全国に展開させるための議論も行う方針です。

現在、がんは保健体育の授業で生活習慣病の予防や喫煙などの有害性を学ぶ際、他の病気と合わせて紹介される程度にすぎない。国が定めたがん対策推進基本計画は、がんそのものやがん患者に対する理解を深める教育は不十分だとしています。

がんの教育に関する検討委員会の報告書では、命の大切さを育むがん教育との視点で、教育の目標を、(1)、がんに関して正しく理解できるようにする、(2)、命の大切さについて考える態度を育成するとしたがんを正しく理解すれば、大人に成長してからの検診の受診率アップにつながるはずだと。闘病生活を送る人々に対する理解が深まれば、命の大切さを学ぶことも期待できる。

具体的な教育内容として、ア、発生要因、イ、疫学、ウ、予防、エ、早期発見・検診、オ、治療などを挙げた。いずれも重要な内容である。実施に当たっては、幅広い関係機関と連携して進めることが求められる。例えば、医師や看護師、保健師、がん経験者らを外部講師として招き、協力を得るなど指導方法を工夫してほしい。ただ、学校だけの取り組みでは限界がある。教育委員会と自治体のがん対策の担当部局が連携して外部講師のリストを作成するなど、学校現場を支援するべきだ。がん医療に携わる専門医でも全ての医師が、がん全般を語れるわけではない。

今後、モデル事業の実施先の選定が進められる。事業の実施によって得られた課題や教訓などを十分に検証して、全国的な普及に生かしてほしいとしています。がん教育をモデル校を指定し、実施してはどうか。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、介護保険見直しと地域包括ケアシステムについては私から、便利なコンビニで納税をについては総務企画部長から、市民の命を守る予防対策をについては福祉環境部長からそれぞれお答えいたします。

初めに、介護保険見直しと地域包括ケアシステムについて、順次お答えします。

まず、医療介護総合確保推進法と第6期高齢者福祉計画、介護保険事業計画への取り組みと、2025年問題をどのように認識し、どのような姿勢で取り組もうとしているのかとの御質問にお答えいたします。

本年度策定する第6期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画については、現在、国から配布された介護保険事業計画用ワークシート等を活用し、平成27年度から平成29年度までの推計に加え、平成37年度、つまり2025年度までのサービス、給付及び保険料等の推計を行っているところであります。

国立社会保障人口問題研究所の推計によると、2015年度における本市の高齢者人口は、9,336人で、10年後の2025年度には9,375人となる見込みであり、本推計の結果、本市の65歳以上の高齢者人口は、今後10年間で39人増加することが見込まれております。しかしながら、2025年には、団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者の年齢層に到達することから、75歳以上の後期高齢者は、今後10年間で419人増加することが予想されております。

御指摘の2025年問題につきましては、75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、本市においても今後十数年後には超高齢社会のピークとなることが見込まれておりますが、本市の高齢者人口は、その後、総人口の減少と同様に徐々に減少していくことが予想されております。このため、第6期計画においては、本市における超高齢化社会のピークとなる2025年を見据え、その後、減少に転じることとなる高齢者の方々が、住みなれた地域で元気で生き生きと過ごせるよう、水俣版地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいきたいと思っております。

次に、日常生活圏域ニーズ調査、地域ケア会議、そして医療、介護、情報の見える化の現状、並びに今後の予定はどうなっているかとの御質問にお答えをいたします。

初めに、日常生活圏域ニーズ調査につきましては、本年3月に無作為に抽出した市内に住む63歳以上の方1,500人を対象に行いました。未提出者につきましては、民生委員に御協力いただき訪問回収を行った結果、1,306人、回収率87%という高い回収率でありました。調査結果の一部については、民生児童委員協議会や介護保険等運営委員会で結果報告するとともに、ホームページに掲載し、8月号の市報にて報告を行ったところであります。

現在、最終的な調査結果の読み取り中で、結果については、介護保険等運営委員会などで意見を伺いながら、第6期の計画策定に反映させていく予定であります。

次に、地域ケア会議につきましては、これまで本市におきましては、支援困難事例や障害福祉

制度から介護保険制度へ移行する事例等、多職種で定期的に地域ケア会議を開催し、個人の支援を充実させていくという一連の過程が地域包括ケアシステムを推進する上で重要であると認識して進めてまいりました。個人で解決できない課題を多職種協働で解決し、そのノウハウの蓄積や課題の共有によって、地域づくり、資源開発、政策形成等につなげ、水俣市における地域包括ケアシステムの構築、定着化が図れるものと考えています。

今後は、支援困難事例だけでなく、各居宅支援事業所の事例の地域ケア会議を定期化し、支援の質の向上を図るとともに、医療関係者との連携強化について重点的に取り組んでまいりたいと思います。

次に、医療、介護については、本年6月の法改正により、介護保険法の中の地域支援事業の包括的支援事業として、新たに在宅医療・介護連携推進事業を創設し、市町村が主体となって取り組むこととなります。しかし、在宅医療体制の整備や医療・介護連携に向けた取り組みは、これまで市町村になじみがないことから、都道府県がより広域的な立場から後方支援、広域調整し、具体的な取り組みを明確に示すことになっていきます。本市においては、認知症関連の事業で培ってきた医療機関との連携をさらに充実させていくとともに、さきに述べましたように、地域ケア会議等において医療関係者とも事例を共有し、連携を推進することから取り組んでまいりたいと考えています。

次に、情報の見える化については、2025年に向け、長期的な視点を持って地域包括ケアシステムの構築に取り組むことが必要であることから、介護保険事業の現状分析に基づいて実行状況を随時検証し、必要な施策を検討する必要があります。そこで、国は、昨年度から試行的に介護・医療関連情報の見える化事業について取り組みを開始したところであります。現在、3月に行った日常生活圏域ニーズ調査結果について分析中で、保険者間の比較分析や比較対象として選択した保険者に関連する取り組み事例を閲覧することができるようになる予定であります。

今後、地域包括ケアシステム構築に向けて、有益な情報を市民も含めて広く共有し、総合的な支援の推進に努めてまいりたいと思います。

次に、介護支援ボランティア制度の実施はどうなったのかとの御質問にお答えします。

介護ボランティア制度については、平成22年度に課内にプロジェクトチームを設置し、介護ボランティアポイント制度について、先進地の7市町の活動状況について調査を行いました。いずれも登録者が0.2から1.8%で登録者が少なく、活動者の固定化が課題に挙がっていました。また、本県で現在、介護ボランティアポイント制度を導入している8市町村においても同様の結果でありました。

本市においては、ボランティア活動を本格化させようと平成23年度からボランティアセンターの窓口を社会福祉協議会事務局内に位置づけ、平成24年度から人材の確保を行い、ボランティア

活動の素地づくりを進めてきたところであります。現在、一部朗読ボランティアや傾聴ボランティア等、地道な活動を継続して行っております。

今般の法改正では、元気高齢者の社会参加、社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながるという趣旨のもと、ボランティアの担い手としての体制づくりを推進していくことが求められています。この介護支援ボランティア制度については、ポイント制度を含め、関係者と協議していきたいと考えております。

○議長（大川末長君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 それでは、細かく質問をしたいと思います。

施設中心から在宅生活、在宅介護に切りかえていくには、手厚いサービス体制が不可欠です。どのように取り組むのか。

要支援事業と予防給付事業が国から市町村に移管されることになるが、要支援者の多様なニーズにどのように取り組み、効果的な介護予防事業を提供していくのか。

地域における要支援者の把握、効果的な支援体制の構築を進める上で、個人情報保護法や各自治体の個人情報保護条例が障壁となっている場合が多い。関係者による情報共有のための体制の早急な整備が必要です。どう取り組むのか。

ひとり暮らし世帯数、老老介護世帯数及び介護保険料は地域包括ケアシステムと地域連携で取り組みを推進された場合の2025年の状況予測はどうなるのか。

次に、介護ボランティア制度ですが、福岡市は8月から、市民の主体的な健康づくりへの活動をポイント化する、ふくおか健康マイレージに取り組んでおります。市民の健康維持と国民健康保険の医療費削減が目的であります。この事業は、希望者が健康マイレージ会員に申し込み、毎日の食事や歯磨き、ウォーキングなど基本的な活動で1日最大5ポイントがたまります。市が開く健康に関する講演会や、がん検診への参加もポイントとして加算。会員は、手帳に記録をつけ、150ポイント以上たまると賞品への応募ができる。応募者全員に参加賞が贈られ、抽せんで温泉券などが当たります。市健康増進課が7月まで会員を募集したところ、定員の1,000人を上回る市民や団体からの応募があったそうです。

同課の課長は、気軽に取り組めるので、自分の健康管理に意識を持つ市民がふえてほしい。年間で約1,100億円かかる医療費負担の削減につながればと期待を込めています。やり方、取り組み次第だと思います。私は介護支援ボランティア制度について平成21年3月より提案して、5年6カ月たちました。その間はまさしく検討するでありました。2025年問題は目の前であります。いつから始めるのかを決めて取り組んでいただきたいと思います。と思うがいかがか。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 5点あったと思います。1番、手厚いサービス、2番がニーズについて、

3番が個人情報、4番が2025年の予測、そして5番が介護ボランティアの制度についてだったというふうに思います。

1番の今後の施設から在宅生活、在宅の介護に切りかえるとき、手厚いサービスということでございますけど、今までの制度から変わっていくということを見ますと、手厚いサービスというのは、やはり不可欠でございますので、そういったところは、私たちも医療・介護と連携しながら地域ケアシステムの機能充実を進めていきたいと思っております。それにつきましては、次期の計画を策定予定でございますので、そういったところに入れていきたいというふうに思っております。

そして要支援者等のニーズ、そういったものにどういった取り組みをしていくか、効果的な介護予防事業を提供していくかということでございますけど、これにつきましても、第6期の計画を策定しているところでございますので、日常生活圏域ニーズ調査の結果、そして事業アンケート等意見を今とっておりますので、そういったものを踏まえながら、つくり上げていきたいというふうに思っております。

3番の個人情報につきましては、今非常に個人情報の案件でテレビをにぎわすことが多いというふうに私も思っております。これにつきましては、同意の方式や導入についてのマニュアル化等をきちとしたもので対応していきたいというふうに思っております。

2025年の状況予測等でございますけど、これにつきましても、第6期の介護保険事業計画を策定中でございますので、2025年に向けて、いろいろなサービス等給付及び保険料の将来推計の分析を行いたいというふうに思っております。

介護ボランティアにつきましては、5年6カ月ですか、ずっとやっておられるということでございますけど、これにつきましても、今ずっと議論しているというふうに私も聞いておりますので、必要性を踏まえて、策定予定であります計画の中に入れていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（大川末長君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 一人一人が安心して暮らしていけるように、前向きな試みが各地で行われております。介護卒業もその一つであります。一度は介護保険サービスを受けていた高齢者が、専門家や地域のサポートを得ながら、サービスなしでも自立した生活を送っております。

埼玉県和光市、鹿児島県龍郷町は要支援から自立へ、介護卒業の取り組みが注目を集めております。水俣市でも各機関と連携されて頑張っている姿を拝見しております。さらに、市民の不安を払拭し、安心して暮らせる水俣をよろしくお願ひしたいと思います。

施設中心から在宅生活・在宅介護に切りかえていくには大変な労力と問題が発生すると思いません。担当者任せにしないで、必要なときには市長が前に出て、問題解決に取り組んでもらいたい

と思いますが、市長はどう考えるかをお尋ねいたします。

ボランティア制度ですが、高齢者の介護予防や健康増進を目的に、愛知県豊明市が2012年10月からスタートさせた高齢者ボランティアポイント制度、愛称アクティブ・シニアクラブが大きな広がりを見せ、登録者数が当初の約6倍に上がっています。同制度を後押ししているのは定期的には開催されるボランティア交流会で、活動に参加している高齢者、アクティブ・シニアや受け入れ施設の担当者たちが一堂に会し、情報や意見を交換することで、より充実した活動への活力源になっているそうであります。

開始から1年半で登録者6倍に増加し、交流会や研修会が活力源になっています。同市の登録者は当初の36人から212人（3月31日現在）と大幅にふえております。ボランティア交流会は、毎年1回開催され、先ごろ開かれた交流会には、新会員を初め、アクティブ・シニアを含む約80人が集まり、会合では、各グループに分かれて、(1)、自己紹介、(2)、ボランティアの内容、(3)、生きがいを感じるなどについて話し合ったそうであります。

これまで最多のポイントを獲得している女性は、ボランティア活動に参加してから、日常生活が充実をし、健康管理にもつながっている。主人も皆さんが喜んでいただけるならと後押しをしてくれますと笑顔で語っておられるそうであります。

また、福祉施設の担当者は、アクティブ・シニアの人が来てくださるようになって施設が明るくなった。食事の後片づけを手伝ってくださり、職員が介護業務に専念できるようになりましたとの感謝の言葉を述べるなど、参加者に喜びが広がっております。

また、交流会のほかに、ボランティアスキルアップ研修会が年2回開催され、参加者の技術向上を助けております。交流会の同日に開催されたボランティアスキルアップ研修会では、傾聴ボランティアとよあけの代表が、相手の悩みをじっくり聞くことで心のケアをする傾聴ボランティアのポイントや体験などをテーマに講演したそうであります。こんなとき、あなたはどんな言葉をかけますかなど、認知症や聴覚障がいなどのある高齢者への対応を参加者に問いかけつつ、高齢者の思いをくみながら傾聴していく大切さを述べておられます。地域ごとに、地域に合った目標や取り組みが違います。しかし、大きな広がりになり、効果を挙げています。水俣市ならでの取り組みを期待したいと思いますが、いつから、どう取り組むのか最後にお尋ねをいたします。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 2点ですかね、在宅の問題について市長はどういった思いかというふうに捉えましたが、基本的にこの福祉の問題というのは、水俣市で非常に大きな問題だというふうに思っております。今後、福祉の問題を中心にまちというのは結構進んでいく部分があるというふうに思っております。その辺につきましては、私たち行政は非常に関心を持って、いろんなところにアンテナを張って、水俣市独自の福祉、そういったものをやっぱり計画していかななくては

いけないというふうに思っているところであります。

それと、介護ボランティアにつきましては、私もちょっとよそのを少し見せていただいたんですが、実際よそでもいきいきサロン等のお手伝いとか、うちでやっているようなものにつきまして、ボランティア制度という形をとっているところもあります。水俣市はまちかど健康塾等をやられるときには、地域の方で入っていただいて、そこも有償のボランティアという、非常にそれに近いものがあると思います。1回手数料が500円ぐらい払われているというふうに聞いておりますので、これをもっと違う形でボランティア制度として、先ほど言われました温泉券とか商品券とか、そういったものに私たちもシフトして、水俣らしいものにしていったらいいんじゃないかなと思います。私も水俣の地域に商品券としてお金が回って潤滑していくということが、福祉と経済につながっていけばと思っておりますし、本来なら、地域内通貨みたいなものもいいのかもしれませんが、そこまでいかななくてもそういった違う形でお礼ができる形、そして今の現状とは……。

○議長（大川末長君） 暫時休憩。

続けてください。

○市長（西田弘志君） ボランティア制度につきましても、水俣市独自のものを今やっているものにも、もう有償ボランティアという形にシフトしていてもいいと思いますし、また新しい形で、先ほど言われた傾聴ボランティア、聞くだけで高齢者の方は非常に喜ばれる、そういったものもあります。ボランティア制度として水俣市でやっていくことも非常に重要だというふうに思っておりますので、その辺はまた福祉行政の中で、6次計画の中で入れていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 次に、便利なコンビニで納税をについて、答弁を求めます。

門崎総務企画部長。

（総務企画部長 門崎博幸君登壇）

○総務企画部長（門崎博幸君） 次に、便利なコンビニで納税をについて、コンビニ収納の検討はどうなったのかとの御質問にお答えします。

昨年12月議会での答弁でお答えいたしました、その後の検討状況につきましてお答えさせていただきます。

現在、市税などの納付につきましては、指定金融機関、収納代理金融機関、ゆうちょ銀行などの各提携金融機関窓口でのお支払い、同金融機関にお持ちの口座からのお引き落とし、市役所税務課窓口でのお支払いと3種類の方法でお願いしております。これらの方法以外で納付をお願いする方法の一つとしまして、御質問がありましたコンビニエンスストアでの納付がございます。

この方法は、議員御指摘のとおり、24時間、365日、全国で利用できる方法であり、本市でもこれまで他市への調査などを通して、検討を行ってきたところでございます。

しかしながら、当初のシステム導入に関する費用、準備期間、導入後の手数料負担などを考えますと、現時点では市民の利便性を前提とした継続的な検討を行いつつ、当面は納税者などにとりましても、便利で確実な納税が見込める口座からの引き落とし、いわゆる口座振替による納付の方法をさらに推奨し、推進していきたいと考えております。

また、市営住宅の使用料につきましては、入居者数784世帯のうち588世帯、約75%が口座からの引き落としであることから、当面は口座からの引き落としを推奨し、収納率を向上させてまいります。

なお、保育料につきましては、口座振替を選択している方の割合が全体約8割を超えていることに加え、送迎の際に直接保育園で納付できることから、現時点ではコンビニエンスストアでの納付は考えておりません。

各収納金の状況を踏まえまして、当面は従来どおり口座振替による納付を推進していくこととしておりますが、コンビニエンスストアでの納付につきましても、市税を中心に引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 昨年12月に質問したときの答弁と全く同じような答弁だったかと思えます。

コンビニ収納の利便性は十分我々も理解し、受けとめている、継続的に検討したい。検討を十分にしたいとの答弁でありました。十分とは時間をたっぷり稼ぎたい意味です。検討は検討するだけで実際には何もしないという意味であります。現時点ではコンビニでの納付は考えていないとはっきり言いながら、引き続き検討ですから、市民の利便性は認めながらも何もしないという答弁だったと思えます。

まず、コンビニで税金の納税は昨年の平成25年から検討をされていますが、導入前のシステム改修費用は幾らと考えるか。導入には少なくとも約2年かかると思っているか。コンビニへ支払う納付手数料は1件当たり幾らと考えているか。費用対効果をどのように考えているのか。市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、市営住宅使用料の滞納件数と金額はどのようになっているか。

既に、水道局でコンビニ収納を実施されております。平成23年度は合計件数は13万163件、そのうちコンビニ振り込みは6,122件で、4.7%でありました。翌年の平成24年度は合計件数は13万8,112件、そのうちコンビニ振り込みは1万1,612件と8.4%で倍近く伸びております。既に水道局で実施をしております。

東京都東大和市は平成24年度からコンビニ収納を実施しておりますが、収納方法の多様化と納

税者の利便性の向上を目指し、コンビニ収納を開始しております。導入効果として期待した納期限内納付率は順調に伸びているようであります。さらに、納期限内納付率を前年度と比較すると、第1期分で固定資産税では9.38ポイント増加、国民健康保険税は2.62ポイント増加、最も大きく効果があらわれたのは軽自動車税で、16.36ポイントの増加を示したようであります。

東大和市長はコンビニ納付は、納税者の利便性の向上にも大きく寄与し、今後の収納率向上にも期待しているとのことでありました。

納税課長は今後の利用動向について、コンビニ収納のメリット、利便性を考えると、これまで窓口納付利用の方々がコンビニ収納の利用にシフトされていくと考えている。結果として、利用件数も増加する。引き続き制度そのものの周知に努めるとのことでありました。市民の利便性と収納率アップ目指して実施に向けて動き出すときにきていると思うがどう考えるか、質問します。

○議長（大川末長君） 門崎総務企画部長。

○総務企画部長（門崎博幸君） では、2回目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、費用と期間と手数料についてということでございますけれども、これまで検討してきた中で、水俣市の場合が基幹システムと滞納整理システムの2つのシステムで動かしております。これと同様のシステムで、コンビニ収納を採用している市町村のほうがございますので、そちらのほうを調査しましたところ、まず、費用につきましては、そのシステム改修等々で約2,400万円程度かかったということでございました。それと、期間につきましては、約2年ということで、ほか、つい最近導入されたところも2年強程度かかっておるということでございますので、期間につきましても、最低でも約2年程度はかかるのかなと思っております。

それと納付の手数料でございますけれども、大体県内見渡してみますと、55円から57円に消費税というような状況でございますので、8%で計算しますと、約57円で61円ちょっとぐらいのかなというところがございます。ちなみに、今、推奨しております口座振替の場合ですと、1件当たり10円ということですので、約6分の1程度で済むというようなところがございます。

それと、次が費用対効果の問題なんですけれども、今申し上げましたように、実際導入しているところを見ますと、二千数百万円に加えて、その後維持していく経費ということで、納付の手数料といいますか、それがまた維持経費ということで今後かかっていくということでございます。これに対して、効果の面ということで考えますと、なかなかこれが数字にあらわれにくいというようなところではないかと思っております。

まず、最も効果としてあらわれますのが、議員御指摘のとおり市民サービスの利便性の向上というところがございます。これにつきましては、数字になかなかあらわれないので、これを費用対効果の面で論ずるとするのは、ちょっと難しいのかなと思っておりますが、それ以外に想定されますのが納期内交付の向上ということだろうと思っております。今、税のほうで考えますと、

約七十数%の方々が納期限内に納付をしていただいておりますという状況でございますので、かつコンビニでの収納という形になりますと、納期内納付の部分に限るということで、納期を過ぎますと督促の手数料とか延滞金が加算をされると、これは率で計算するという形になるものですから、納期内納付に限られてまいるということでございますので、その率が向上をしていくんだらうと思っております。

それに加えて、今まで市役所の窓口で納付をしていただいた方が、24時間、365日ということでございますので、コンビニで納付をされるということになりますと、その分の窓口での事務手続の簡素化といいますか、負担が軽減をするというようなところが費用対効果の面でメリットとして考えられるということだらうと思っております。

次に、それぞれ税目ごとの滞納件数と金額がどのようになっているかということでございます。平成25年度の決算状況で、それぞれ税目ごとに申し上げますと、まず市県民税、これは現年繰越含めてでございますけれども、件数としまして2,710件、金額にしまして3,055万円、固定資産税が約5,600件で、2億5,000万円でございます。国民健康保険税が7,200件程度で1億5,000万円、軽自動車税が1,180件で約450万円、介護保険料が1,100件で680万円、後期高齢者医療保険料が229件で139万円、市営住宅の使用料が374件で約560万円、保育料が247件で2,000万円程度ということで、合計で1万8,596件で、金額に直しますと約4億2,500万円程度が決算ベースでの滞納の件数と金額というようなところでございます。

それと最後が、そろそろ検討、検討ばかりではなくて、動き出す時期に来ているんだらうというような厳しい御指摘でございますけれども、今、申し上げましたように、いろいろメリット・デメリットがございます。その費用対効果の面で、どこで市民の利便性の向上、市長も常々、市役所は水俣市最大のサービス業ということで申しておりますので、当然、市民の利便性の向上、サービスの向上というのを大前提に我々は業務をしなければならないと、努めなければならないと思っております。

ただ、それに伴いまして、じゃあ費用が幾らかかるか、結局それも税金を投入していくということでございますので、もろもろいろいろな状況を検討しながら、今後も引き続き検討はしていきたいと思っております。今、県内14市のうちで、大体半分程度が既にコンビニ納付を導入しておるというところでございまして、いろいろ聞き取りをさせていただきますと、確かに納期内納付の率としては向上していくのは間違いないということですが、それが最終的に今申し上げました滞納の金額、件数あたりにどうはね返ってくるのかということだと、そこはなかなかイコールということでもないんだらうということでございますが、最大限のメリットとしましては、市民サービスの利便性の向上ということでございますので、これにつきまして、さらにまた引き続き詳細に検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大川末長君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 たくさんのメリットがあるということで、ぜひ進めていただきたいと思いますが、私が調査したところ、人口約5万8,000人の合志市ではことしの4月より実施しております。さっき、システムの違いだらうということで言われましたけれども、導入前のシステム改修費用は556万円、検討から1年で実施しております。コンビニへ支払う納付手数料は1件当たり55円ということであります。また、滞納件数と金額を言っていただきましたが、約4億円ぐらいの滞納金額があるということで、周知徹底をしていくと滞納件数も減る可能性もあります。また、他市の事例から納付率はふえておりますので、水道局でもふえているのは事実であります。

本気になって市民の利便性と収納率アップを考えるとときではないかと思います。費用対効果も期待できると思います。門崎部長の前向きな検討ではなく、前向きな実践で水俣を変えていこうではありませんか。いかがか質問します。

○議長（大川末長君） 門崎総務企画部長。

○総務企画部長（門崎博幸君） さらに御指摘をいただきましたので、確かに検討、検討ということで、なかなか先に進んでいないというような状況でございますので、きっちりそこら辺は精査をさせていただいた上で、できるだけ早い時期に、もう検討だけではなくて、するのかもしれないかも含めて、お答えができるような形でやらせていただきたいと思っております。

○議長（大川末長君） 次に、市民の命を守る予防対策について答弁を求めます。

松本福祉環境部長。

（福祉環境部長 松本幹雄君登壇）

○福祉環境部長（松本幹雄男君） 次に、市民の命を守る予防対策についてお答えいたします。

まず、ピロリ菌ABC検査を個別検診として実施し、予防医療で多くの市民の皆様の命を守る行動ができないかとの御質問にお答えします。

ABC検診の検査内容であるヘリコバクターピロリ抗体検査及びペプシノゲン検査は、国が示した有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン2013年度版によりますと、胃がんの死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分のため、市町村が行う検診としては、まだ推奨されておられません。ただ、ハイリスク群の対象者を集約することを目的にして利用が期待されており、現在でもその有効性に関する研究が進められているとのことであります。

全国の約2%から5%の市町村におきましても、熊本県ではありませんが、先駆的に1次検診としてABC検診を実施し、ハイリスク者には内視鏡で精密検査を行うといった2段階方式での検診を行っているところも見受けられます。

本市としましても胃がんの発生については、ヘリコバクターピロリ菌については、非感染者に比べて感染者の胃がんリスクは6倍高いと推定されている研究もあり、また、日本人の半分がピ

ロリ菌感染者と言われていることから、ABC検診については関心を持っております。今後はABC検診の有効性や費用対効果といった動向を見守りつつ、まずは全額自己負担ではありますが、市内医療機関での任意検診が可能かどうか、協議を重ねてまいりたいと思います。

次に、がん教育のモデル校を指定し、実施してはどうかとの御質問についてお答えします。

議員御指摘のがん対策推進基本計画については、平成24年度から5年間をかけて文部科学省が取り組む計画で、がん教育を推進することにより、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解を深めることを目的として実施されるものと把握しております。

がん教育を推進することにより、みずからの健康管理について留意するのみならず、家族や他者を思いやる心も育まれるといった効果や、早期受診や健診率の向上につながるものと期待しております。先ごろ国のモデル事業の委託先として、21カ所の道府県・指定都市が発表されました。本県は入っておりませんでした。今後、事業が実施され、有識者による検討会で先進事例の分析・調査等を行い、全国に展開させるための検討等が行われると聞いておりますので、本市としましては、国の動向を注視して行きたいと考えております。

○議長（大川末長君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 平成6年に国際がん研究機関が胃がんの原因はピロリ菌感染によるものと発表をしました。平成23年には、ピロリ菌が胃がんの発生原因だと国が初めて認めました。平成25年2月にピロリ菌の除菌の保険適用が拡大しました。毎回質問するたびに言われておりますが、平成25年7月、今回の厚生労働省の研究班の推奨レベルは10年前と変わらない。そのデータのもとによって今回もガイドラインが出ました。内容はX線推奨であって、内視鏡は推奨しない。ペプシノゲンもピロリ菌も推奨しないとなっております。それに対して、各有識者、医療機関、マスコミが疑問を持ちました。日本のピロリ菌感染者は5,000万人とも言われ、対策にかかる財源が莫大になることなどの課題があったと推測されています。胃がん検診ガイドラインはおくれている状況であります。

平成24年6月に策定されたがん対策推進基本計画の中に当初記載されてなかった胃がん予防が国の方針として明確に位置づけられ、ピロリ菌除菌が胃がん予防に有用であることなども盛り込まれました。ですから、ピロリ菌検査は重要であると思います。

大阪府寝屋川市で身体的負担が少ないピロリ菌リスク検診がスタートをしました。採取された血液は、外部医療機関で胃がんの最大の原因とされるピロリ菌の有無や、胃がんの前ぶれとなる胃粘膜の萎縮度が調べられ、胃がんの発症のリスクを判定しております。市内医療機関及び検査ができる機関を探して、胃がん撲滅に向けて、健診率40%を目指して取り組んで行くべきと思うがいかががお尋ねをいたします。

次に、がん教育ですが、平成25年12月、静岡県富士宮市立西富士中学校の2年生のクラスで、このほど、がんについて知り、がん予防のために自分の生活を見直そうとのテーマで公開授業が行われました。この日の授業は学級担任と養護教諭のほか、外部講師の保健師が担当し、教科指導として第5校時、午後1時20分から同2時10分に実施をされました。

最初に、アニメによるがん教育DVD「がんちゃんの冒険」、日本対がん協会制作、中川恵一東大准教授監修を見て、がんにならないために、どんな生活をしたらよいのかを話し合った。DVDは48歳、生徒の保護者に近い年齢の男性の日常生活を通して、肉食ばかりだと、がんになりやすい、たばこはよくないなど、がんの原因となる食・生活習慣例を挙げた上で、(1)、生活習慣の改善、(2)、早期に発見すれば治る確率が高い、(3)に早期発見・治療のために定期検診を受けることなどを教えております。

保健師は、バランスのとれた食生活の具体的な内容を指導。また、同市におけるがんの死亡数の推移や、がん検診の受診率などを提示し、早期発見の重要性を強調、きょうの授業の内容を、ぜひ家族にも伝えてほしいと呼びかけたそうであります。

この後、廊下で待機をしていた校長が布製の内臓模型を身につけて登場。9年前に胃がんを患い、手術した経験を模型を使ってわかりやすく解説。手術を受けるときは、これで悪いところを取ってもらえると思い、とてもうれしかった。検診を受けて、がんが発見できたのでよかったと、当時の心情を伝えたそうであります。授業を聞いた生徒は、がんにならないためには食生活に気をつけることが大事だとわかったなどと感想を述べたと。

これを受けて、市教育委員会は今年度、西富士中学校をモデル校に指定し、同校で、がん教育に関する指導の全体計画を策定し、特別活動や教科指導などを通して、がん教育を実施しています。妻をがんで亡くしたという教育長は、あと一歩、早く発見できていたらと思う。中学生にがんの正しい知識と早期発見の重要性を知ってもらうことはとても大切なこと。がん教育が実現できてよかった。今後は他の中学校へも拡大させたいと、がん教育の普及へ意欲を示したそうであります。

児童や生徒の中には、小児がんの当事者や経験者、がんを治療している家族がいる場合もある。授業では、こうしたケースにも十分に配慮するべきである。がん教育については、中学生を対象に実施し、予防医療の正しい知識を持たせることが、家族など大切な人を守ることに繋がります。

9月2日にごがん教育の在り方に関する検討委員会の中川恵一准教授は講演会の中で、正しい知識の習得によってがん検診の受診率も高まる。また、生徒が命の大切さを学び、成長するきっかけとなると力説をされ、文部科学省が、今年度に全国21道府県70校で行う同教育のモデル事業について説明をされました。

また、国の動向も大事ですが、水俣市独自で早期導入することが最大の予防及び命の大切さにつながると思うが、いかがかお尋ねをいたします。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄男君） 牧下議員の2回目の質問に対しまして、まず最初のほうの質問ですけれども、ピロリ菌検査を市内の医療機関で検査できる機関を探して、また胃がん撲滅に向けて、検診率40%に向けて取り組んでいくと思うがという質問だと思います。ピロリ菌の検査につきましては、先ほど答弁しましたように、検診方法としては推奨されていないといいながら、感染者の胃がん率が6倍高いというような研究もあるということで、今後はそのピロリ菌の検査につきましても、ABC検診とともにピロリ菌単独検査の実施ができないか、医師会でありますとか、各医療機関の体制、管外等の状況も含めて調査を行いながら協議をさせていただければというふうに思っております。

それと、胃がんの検診、受診率ですけれども、これは先ほど議員も言われたように、年々低下傾向ということで、平成23年度のデータなんですけど、国が9.2%、県が9.9%、水俣市は9.4%と、議員が言われる40%にははるかに届かないという状況になっております。

今後、胃がんの検診方法のあり方、啓発、それとちょっと問題があると言われた要精密検査、そのフォローを充実させながら、それとピロリ菌とともに胃がん発生リスクの高いという、さっき議員も言われましたけれども、喫煙、それと食生活についての生活習慣の改善に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） がん教育について、学校のほうで実現していただきたいと、そういうお尋ねであったかと思えます。

がん教育を通じて、命の大切さを知ると、そういう意味では非常に有効なことかとは思いますが。ただ、今現在と申しますか、今後、国において全国展開を図るための検討が行われると、そういった検討が行われた後に、国や県で指針が示されましたら、市のほうとしても検討に移りたい、そのように考えております。

○議長（大川末長君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時59分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

(藤本壽子君登壇)

○藤本壽子君 こんにちは、お疲れさまです。

無限21の藤本壽子です。

さて、先日から、内閣改造ということで女性の閣僚が5人になったということでもあります。安倍内閣の支持率アップの要因になったということですが、この5人の閣僚に何よりも望みたいことがございます。女性の立場で日本を平和を守る国として導いてくれるよう切に願うところです。

銃後の女性という言葉が戦時中にはあったようです。銃後の女性は本当に自分の息子や娘を戦場にやらなければならなかったり、大変苦勞をなさいました。私たちはそのような時代を迎えたくはありません。

さて、この女性の政治への進出ということですが、御存じのとおり、ヨーロッパでは、クオータ制の導入が進み、各党派で、例えば女性を50%、男性を同じ比率で立候補させる。その比率は党派によって違っているんですけども、30%だったり40%だったりしているそうですが、何も手だてをしない日本より、格段に民主的であると考えます。

現在の日本の国会、地域での議員数というのは、女性の議員は、地方議会では10%にも満たないというのが現状であります。内閣に女性がふえたからよかったねと喜んでいる場合ではなく、女性は、政治の場においても、制度の見直しを訴え、地方から改革して行けるよう頑張っていく必要があると思っています。

質問に入ります。

1、川内原発の再稼働に反対し、電力の自給を目指す施策について。

今夏、川内原子力発電所の再稼働を認める審査書案が提示され、その審査書案へのパブリックコメントが募集されました。全部で1万7,000という多くの意見が集まり、その関心の高さがうかがえました。この審査書の前提に、大きな不安、矛盾を感じた人は多かったと思います。審査全般にかかわる問題として田中俊一委員長が述べているように、審査書が安全を保障するものではないという前提にあるものだという、あとは安倍内閣の判断にお任せしますよということだと思います。私たち川内原子力発電所から40キロメートルから50キロメートル圏内に住む者としては、このような原子力委員会の審査結果のもとで再稼働をしようとしていることには大変不安、不信を持っています。

御存じのとおり、現在、全国の原子力発電は停止しておりますが、電力事情はさほど緊迫したものではありません。むしろ一企業に電力を任せ続けている現在の電力事情から、今こそ脱却するチャンスだと言えます。

そこで質問をします。

①、出水市との避難計画の進捗状況はどうなっているか。

済みません、きょう朝からの野中さんの質問と重なると思いますけれども、一応質問内容を読みます。

- ②、原発避難計画を考える水俣の会の市民へのアンケート結果をどう思うか。
- ③、再稼働についての判断を国に任せるという要望書は、どのような経緯で出されたのか。
- ④、水俣市における電力自給の施策は、どうなっているか。

2、水俣病問題について。

御存じのとおり、特措法申請締め切り以降も申請者や裁判をする人は後を絶たず、今夏も新聞などでもその状況の報道が続いています。なぜ、水俣病は、これほどまでに広範な被害となったのでしょうか。そのことの根本を問う裁判が提訴されています。そして、この裁判からも、水俣病の教訓ということが浮かび上がってくるのではと思っております。

そこで質問します。

- ①、食品衛生法に基づく義務づけ訴訟の内容を承知しているか。
- ②、水俣市は、水俣病の教訓をどのように捉えているか。
- ③、水俣病の教訓を生かしたまちづくりとはどのようなことか。

次に、3番目です。携帯電話基地局設置時における紛争予防のための条例制定についてです。

このことについては、江添地区と18区を中心にした住民の皆さんから陳情が上がっております。総務産業委員会では、継続という審議結果のまま来ております。住環境を守るため、あと一歩の施策を望みたく、質問をします。

①、3月議会の答弁では、総務省の電波に対する指針に準ずる。また、WHOの報告を見たいということでありましたが、その後の市の見解はいかがでしょうか。

②、条例など設置している先進地の訪問、調査は行ったのか。

最後に、子育て支援のための保育料軽減について質問します。

ことしの夏、私たちは東京の日野市、奥多摩、それから茨城県の常陸太田市を視察しました。3市ともとても参考になりましたが、特にキャッチフレーズからして取り組みの意気込みを感じたのは、黄門さんの誕生したまち、常陸太田市の子育て上手なまちというフレーズでした。とてもそこに刺激を受けましたので、質問をいたします。

- ①、現在、水俣の乳幼児の保育料は、どうなっているか。
- ②、子どもを多く産みたくなる施策につながると思うがどうか。
- ③、水俣市への定住化策につながると思うがどうか。

本壇からの質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 藤本議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、川内原子力発電所の再稼働に反対し、電力の自給を目指す施策については私から、水俣病問題については福祉環境部長から、携帯電話基地局設置時における紛争予防のための条例制定については総務企画部長から、子育て支援のための保育料軽減については福祉環境部長から、それぞれお答えをいたします。

初めに川内原子力発電所の再稼働に反対し、電力の自給を目指す施策について順次お答えをいたします。

まず、出水市との避難計画の進捗状況はどうなっているかとの御質問にお答えをいたします。

現在も引き続き、必要に応じて出水市からの情報の提供や共有・協議を行っております。スクリーニングや除染の場所については、国などから実施場所等についての指示がないとのことで、わかり次第情報をいただけるようお願いしてあります。また、出水市の在宅の高齢者や障がい者等の要援護者の人数の把握がまだできていないこと、避難所の駐車場や交通渋滞等、今後も、引き続きスムーズな受け入れができるよう出水市と協議していきます。

次に、原発避難計画を考える水俣の会の市民のアンケート結果をどう思うかとの御質問にお答えいたします。

原発避難計画を考える水俣の会が実施された市民へのアンケートの集計結果を拝見し、川内原子力発電所再稼働については、再稼働反対が55%、水俣市独自の避難計画については59%が必要であるとの回答であり、今回のアンケート調査結果を、私の考えの参考とさせていただきたいと思っております。

次に、再稼働についての判断を国に任せるという要望書は、どのような経緯で出されたのかとの御質問にお答えをいたします。

本日、野中議員にお答えしておりますが、8月26日熊本県庁において、川内原子力発電所に係る熊本県・関係4市町対策推進会議が開催され、議事の1つに国への要望(案)がありました。事前に事務局である熊本県から国への要望(案)が示され、本市においては、避難先自治体への支援に関する記述の追加等をお願いいたしましたところであります。

再稼働につきましては、いかなる場合においても、原子力発電所の安全性が確保できるよう万全の対策を講じることを前提として、最終的に国が責任を持って、判断していただくこと。そして、住民及び自治体に丁寧な説明を行い、その理解を得るよう取り組んでいただきたいと思います。再稼働については、引き続き慎重に対応していただきたいと思いますし、市といたしましても、市民が安心・安全な生活を送れるよう国等の動向や市民の意見等をお伺いしながら、対応を検討していきたいと考えております。

次に、水俣市における電力自給の施策はどうなっているかとの御質問にお答えをいたします。

本市のエネルギーと産業のあり方については、平成23年度から実施された環境まちづくり推進事業のエネルギーと産業円卓会議の中で、地域エネルギー資源の活用や効率的な利用のあり方、地域エネルギーを活用した産業のあり方が検討され、雇用の増加等につなげられないかという視点で議論がなされました。その中で、議員御質問の電力自給という点についても議論され、幾つかの個別具体的なプロジェクトが提案されました。現在、その中のプロジェクトの一つとして、山間部で豊富な水資源を活用したマイクロ小水力発電を導入し、創エネによるエネルギーの地産地消を図る取り組みを検討しており、今議会にも関係予算を提案させていただいているところであります。

なお、現在誘致を進めている木質バイオマス発電事業につきましても、一部市内への電力供給が検討されているとお聞きしております。また、引き続き家庭用太陽光発電システムの導入支援も積極的に進めており、電力自給の推進が図られているものと考えております。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、第2の質問に入ります。

私のほうも出水市の安全安心推進課のほうの担当に、この避難計画の進捗状況のことで聞いておりますけれども、ちょっと答弁と違ったかなと思うんですが、国のほうの地域防災計画がまだ検討中であるので、内容が決まっていないということでした。それで、そのことで水俣市のほうに具体的なことを話すことができないというふうなことをおっしゃいました。

先日、出水市のほうに行くたびに、南日本新聞を見せていただくんですが、御存じのとおり、国から避難計画をつくるために役人を派遣するというので、そういうようなことが一面に書いてあったんですけれども、私はちょっと矛盾を感じまして、今申し上げましたように、国のほうでは、地域防災計画がまだ検討中なんです。その段階において、役人だけ配置してどうするんだということを思いまして、これは何のために来られるんだろうかなというふうに不思議に思ったことでした。

それから、出水市のほうでは担当の方もしておられたんですけれども、原子力発電所から30キロメートル圏内ということで、高尾野のほうで防災の訓練をされているんです。その防災訓練の中で、原子力発電所事故を想定してスクリーニングのこともやってみようということでやられております。

1つの地区の人を15人ぐらいバスに乗せて、そしてテントみたいなところに連れてきて、何台のスクリーニングの機械だったんですかと聞きましたら、2台しかありませんでしたということでした。そこでちょっとやってみて感じたのは、大体スクリーニングには1人3分ぐらいずっと時間をかけるということになっていたらしいんですけれども、もう大幅にかかりまして、3倍ぐ

らの時間がかかったという人もいたらしく、高尾野の知り合いの市議会議員の方から聞いたんですが、ちょっとかなりの人口が要るので、スクリーニングの機械を何台か持ってきてやるといっても、もう膨大な時間がかかるんじゃないかなという実感がありましたということをおっしゃっていました。

それで、私がここで申し上げたいのは、出水市か水俣市かの県境かどこかでスクリーニングというのをやるようになるのかもしれないんですけども、実際にスクリーニングをしたとして、そこからもしどこかに避難しなければいけないとなると、また放射能を浴びるわけです。もう本当にテントのまま移動すればいいんですよ。テントのまま移動すれば、その人は放射能をまた浴びることはないんですけども、テントから出て、また避難するとすると、しかも車とかも放射能に汚染されるということになるので、これは本当に大変な問題だなということを感じました。

それと、福島の方では、前回も申し上げましたように飯舘村の方では3日後ぐらいに避難をしているわけなんですけれども、だんだん自分たちではかっていた数値が高くなったので、国は大丈夫だと言ったんですが、自主的に逃げたわけです。その福島のことというのがあるんですけども、やはりもう一番大事なことは、福島で起こっているのだから、福島の避難したときのことを検証なくして、この避難計画というのとはできないのではないかとこのように思いますので、これが1つ目の市の方に聞きたいことです。福島の検証なく、避難計画はあり得ないのではないかとこのように、私は思いますけれども、市のほうはどう思われるかということなんです。

それと、もう余り長くは言いませんが、野中さんのほうでも紹介していただいた市民のほうのアンケートです。7月24日から31日まで回収期限を8月15日ということで、山間部、市街地、漁村部、ちょっと数字が少し違ってはいたんですけども、私のほうが間違えてて、配布数は5,090枚で、そのうち回収したのは602通、郵便での回収でしたので、回収率は11.8%ぐらいですが、このようなことでの回収率としては、なかなかいいほうだったんじゃないかなという結果が出ています。

その中で、野中さんのほうでもおっしゃいましたけれども、市で独自に避難計画が必要ではないかというふうに説明をしたら、それに対して、59%の人たちが市独自の避難計画が必要じゃないかというふうに答えられているんです。これはもう2番目の質問にはいたしませんけれども、先ほど回答していただいたのでいたしませんけれども、本当にこれはきちんとした避難計画を水俣のほうでは持っていただきたいというふうに、このアンケートの結果からも私は感じております。

そして再稼働には反対という方が55%、その理由としては、福島が終息していないではないか。事故原因も判明していない。そして原子力発電は危険、安全対策が不十分、電気は足りていますよ、事故後の処理費が莫大です、事故が起きない保証はない、これはみんな市民が書いたこ

とです。こちらから、聞いたことではなくて、市民の方たちが言われたことです。

55%が再稼働に反対で、再稼働に賛成をされた方は7%でした。そして、どちらでもないという方が26%でしたが、どちらでもないという人の意見の中で、電気代が高く、生活に影響するという人もおられました。それから同じような事故を起こすほど日本人はばかではないというような意見もありました。それから大方は脱原発が必要と、ほとんどの人は脱原発が必要だということだけれども、段階的にしていく。また、全廃はいつときには無理でも代替エネルギーの開発などで脱原発という意見が多くありました。

これに見られるように、やはり水俣市民は原子力発電所の再稼働については反対の意向が大きいし、また中立の方でも川内原子力発電所を徐々に減らしていきたい、また脱原発をしたいという思いがあるんじゃないかというふうに思いますので、済みませんが、これについては改めて市長のほうの御意見をお伺いしたと思います。

その上でですけれども、熊本県と水俣市、天草市、芦北町、津奈木町で国に要望書を出されています。これも先ほど答弁をいただきましたけれども、私はこれについて、全部読みましたが、要望書の内容を読んで感じましたのは、住民の意見というのが無視されているんじゃないかなというのを強く思ったんです。再稼働について、この4つの市町の人たちがどのように思っているのか、そのことが一番基本ではないかというふうに思うんです。再稼働したいと思っているのか、困ると思っているのか、そのことは、やっぱりもう前提として国のほうに伝えていただきかったなというのがあります。今の私の問いかけに対してどう思われるか、第2の質問の3つ目にしたいと思います。

そして、電力自給のことなんですけれども、私は原子力発電のように、電気をつくるために命がけで電気をつくる必要はないと思っているんです。それがやっぱり水俣の根本の理念ではないかというふうに思っています。自然との調和の中で必要なだけの電力を賄うことが大切だというふうに思っています。

ちょっといろんなヒントがあるなと思いながら、「減電社会」という本がありましたので、それをずっとひもといて読んでみたんです。小澤祥司さんという方が書いておられまして、彼はパンドラの箱がとうとうあいてしまったという思いで、福島事故に物すごくショックを受けられまして、どうしたら自然エネルギーに変えていけるだろうかという思いで本を書いたということだったんですけれども、この中で、いろいろ感じることもありましたが、水俣市が進めている小水力発電も出てくるんです。

その中で、提案されていることは、牧草地だとか酪農、畜産農家でのバイオマス発電とか、ヨーロッパでは市長のほうで進めておられますバイオマスですけれども、やっぱりどうしても原料が足りなくなったりするということなどもあると思うんですが、休耕田に柳の木をずっと植え

られて、それは刈り取っていけば次から次に出てくるものらしいんです。そういうことを休耕田にやりながら、半農、半エネルギーといいますか、そういうふうな形でヨーロッパのほうはもう進めておられる。半分は農業して、半分はエネルギーで、はっきり言えばもうけていくというか、そういうふうな形、もうけるだけではありません、もちろんエネルギーを生み出すことが、自前のエネルギーをつくるということなんです。そういう形に進んでいるところがあるということを知りまして、この半農、半エネルギー、もうちょっと、大きな何か装置で電気をつくるということではなくて、地域にあるそういう農業だとかいろんなことの中からエネルギーをつくっていくということを考えていただけないかということで、このことを2つ目の質問の最後、4つ目にしたいと思うんですけれども、よろしいですか、お願いします。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 4点ですね、あったかと思えます。

検証について、福島を検証したかという、うちのほうではその辺は全然やっていないのが実際だと思います。実際は、担当課等も福島にもう少し話を聞くとか、そういったことも今後やっていかなくてはいけないというふうに思っております。私は、2度ほど議員のときに行かせていただいたんですけれども、やはり現地でお話を聞くというのは、非常に情報収集の中では必要なことだなというふうに思っております。検証という部分で、ネットとか、私も見せていただくんですけど、その中で一番驚いたのは、午前中もちょっと言いましたけれども、40キロメートル、50キロメートル圏内の県境で宮城県のほうに風向きで行っていて、そこがかなり放射線量が高くて、県が違うだけですがごく苦勞されているとかいうのを聞きますと、大変だなというふうな思いをいろんな情報を聞く中で思っているところがございます。

ですから、検証という部分は、まだ今後福島の方に情報収集等は進めていかなくてはならないかなというふうに思っております。

アンケートについてですね、2つ目が。

ここに、私も今集計したのを見せていただきました。5,090通中602通、回収があって11.8%、いろんな形でこれを見せていただいて、反対の意見が59.何%かあった、やっぱりそういった意識のある方は水俣に多いんだなというふうに改めて思ったところがございます。実際こういった生の声というのは、非常に大切にしたいというふうに思っておりますので、今後参考にさせていただきたいと思っております。

そして、2市2町の要望書の中に、市民の意見、そういったものを盛り込んでなかった。今後、盛り込んだらどうかというふうな御質問かと思えますけど、現時点で多分うちぐらい、こういった意見が来ているのはです。ほかの1市2町は、やっぱり今現時点では多分温度差があると思えますので、今後そういったところからも、住民の方の御意見が入ってくればというふうに思っ

おりますし、私たちもこういった御意見は尊重していきたいというふうに思っております。

電力につきましては、水俣市は進む方向としては、やはり再生可能エネルギー、そういったものを重視していくようなまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

私もすごくヒットしました「里山資本主義」というのをちょっと読ませていただいて、誰が買っているのかというと、都会でリタイアされた方たちがかなりこの本を読んで田舎に目を向ける。そういった中で、何かドラム缶のストーブとかそういったもので電気を自分たちで賄うとかいうふうなお話も、今リタイアされる60代前後の方たちに非常に関心があるというふうに聞いております。やはり水俣もそういった自然エネルギーというものを大事にしたようなまちづくりを進めていければというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 原子力発電所についての最後の質問ですが、8月31日に薩摩川内市で再稼働のことでの集会がありました。その中で、福島から避難してきたという女性が発言されておりましたが、福島の現実は正確に伝えられていない。例えば、避難できず餓死した人があったと言っても報道をしてくれない。健康被害しかり、自分たちはやっとの思いでここに避難してきました。再稼働となればどうすればいいのでしょうか、福島の苦しみは何だったのか。さらにショックでしたのは、娘さんが、お母さん、私はもう、子どもを産まなくてもいいから福島に帰りたいと言ったと聞きました。胸がふさがりような思いでした。ここまで子どもを追い詰めているものは何なのか、私たちは、この嘆き、怒りにどう応えたらいいのか。子どもたちの未来を守ることは何なのか。今こそ、水俣だからこそ、川内原子力発電所が再稼働することの意味を捉え直して、はっきりとした意思表示をしてほしいというふうに思っております。これは、私の意見ですので、質問ではありません。

それから、先ほど紹介した本の中には、電力自給のことでは原子力発電所の場合、原子力発電所もエネルギーを入れないと回らないんですけれども、投入されたエネルギーが30%から50%ぐらいしか電気に変換されないという現状があります。原子力発電というのは、出力調整が難しく、どうしても無駄になる電気が出てくるらしいんです。それとやっぱり消費地まで遠いということもあると思います。

だから、やはり地域に発電システムが必要だなと思うのは、このことが言えると思うんです。大型の発電システムを、例えば団地だとか、地域、まちごとにもし発電所があれば、さまざまなエネルギーを交換して無駄の少ない利用が可能になってくるというふうに考えています。つまり、原子力発電が1つの対極にあるとすると、もう1つの持続可能な電力を地域からつくることがとても大切ではないかと思うので、これについては市長の意見を、もう1つ言いますけど、聞かせていただければと思います。

それから、ちょっと余談になりますが、「東京に原発を!」、「原子炉時限爆弾」を書かれた著者、広瀬隆さんという人がおられますが、この方が鹿児島県議会に集まった人々にこんな訴えをしておられました。

鹿児島は、維新の折は、江戸より離れた地で産業を発展させ、明治の礎をつくったお国柄ではないか。今こそ、大地の限りないエネルギーを武器に自然エネルギーの先進地となり、原子力発電から脱却しようと演説されていました。これは水俣にも言えることです。原子力発電から脱却し、自前のエネルギーに転換していく大きな転換点だと私は捉えています。ぜひ原子力発電に頼らない、自前のエネルギーを開発していく施策を大胆に進めてほしいと思いますので、市長の抱負を聞かせてください。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 繰り返しになるかもしれませんが、自然に優しいエネルギーというもの、その前にまず私たちのライフスタイルという部分、今はもう電気に頼って、非常に暑かったらクーラーもがががかけますし、そういったところもやはり見直していくことも必要だというふうに思っています。今後、その中に節電も当然入ると思いますけど、そして省エネ、企業の省エネも対策どんどん進んでおります。その中で、太陽光、木質系のバイオマス発電、そういったものも積極的に使っていくようなものを、私たちが率先してやっていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 次に、水俣病問題について答弁を求めます。

松本福祉環境部長。

（福祉環境部長 松本幹雄君登壇）

○福祉環境部長（松本幹雄君） 次に、水俣病問題についてお答します。

まず、食品衛生法に基づく義務づけ訴訟の内容を承知しているかとの御質問にお答えします。

議員御指摘の訴訟とは、本年5月に、水俣市内の方が原告となり、国及び熊本県を被告として提訴があったものと聞き及んでおります。

その内容につきましては、食中毒患者発生時における食品衛生法に基づく調査、報告の義務づけを求めるもので、水俣病発生に伴う患者の調査やその被害拡大防止策など法律に基づく行為の実施を求めている訴訟との情報を得ているところでございます。

次に、水俣市は水俣病の教訓をどのように捉えているのかの御質問にお答えします。

本市におきましては、急速な経済成長の中で発生した環境汚染が甚大な環境破壊と健康被害を引き起こし、その影響は、人のみならず多くの生物の命を奪い、人々の心をむしばみ、地域社会の存立さえ危うくしてまいりました。そのため市民は、それぞれの生活の中で、長い間、苦悩を重ねてきた事実がございます。

今、私たちは破壊された環境を再生・復元し、あるいは水俣病による被害を受けた方々を救済し、また人々の思いを相互に理解し合うためには、膨大な時間と多くの方々の労力や費用を必要とすることを知り得ることとなりました。

本市では、これまで半世紀以上にわたり、人類史上類を見ないこれら水俣病の発生に伴うさまざまな事象や変化を経験してまいりました。このような苦しく悲しい経験を二度と繰り返すことのないよう、人類に対する教えが水俣病の教訓であると認識いたしております。

次に、水俣病の教訓を生かしたまちづくりとはどのようなことかの御質問にお答えします。

先ほど、水俣病の教訓について、お答えしましたが、この教訓を踏まえ、本市では平成4年11月に、深刻な産業公害の体験を人類への警鐘とし、水俣病のような不幸な出来事を二度と繰り返してはならないという強い決意のもとに、今後進むべき市民の行動指針として、環境モデル都市づくりを宣言し、まちづくりを進めました。また、これに先立ち平成4年6月、水俣市議会においては、水俣病の教訓を生かしたまちづくりの指針として、環境・健康・福祉を大切にすまちづくり宣言を決議されております。これを受け、平成5年3月には、水俣市環境基本条例を制定し、水俣病の経験を貴重な教訓とする地域づくりを進めていく決意をいたしております。

これ以後、ごみの高度分別に取り組むとともに、地域全体でのISOの取り組み、環境マイスター制度、地区環境協定制制度などを立ち上げ、環境保全活動や地球温暖化防止のための活動に市民とともに取り組んでまいりました。これらは、環境基本計画、さらに市の総合計画にも反映させ、水俣病への慰霊やごみ減量とリサイクル、環境学習、環境に配慮した産業、環境にいい暮らしなどの分野において、地区懇談会や環境モデル都市推進委員会、ISO市民監査、各種実行委員会、さらに円卓会議など市民との意見交換、相互理解あるいは市民とともに取り組みの検討・実施、さらに検証するという手法により市民協働でのまちづくりを進めているところでございます。これら施策の根底にあるものは、環境の大切さ、命の大切さであり、施策への取り組みを市民協働で進める方法は、水俣病を経験した水俣市が取り組むべき使命と考えております。

このように、本市におきましては、水俣病の教訓を生かしたまちづくりを市民の皆様とともに進めていると認識いたしているところでございます。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 少し長くなってしまうかもしれませんが、水俣病の被害の拡大の原因になったということで、この水俣病食中毒調査義務づけ訴訟の訴状中にこのようなことを説明しています。

昭和32年7月24日、熊本県は水俣奇病対策連絡会議で協議の結果、食品衛生法により、販売の目的を持ってする採捕を禁止する区域を告示する。食品衛生法を生かしなさいということなんですけれども、熊本県は、同年8月16日、厚生省公衆衛生局長宛に貴局の意見をお伺いしますと照会状を出しています。それに対し昭和32年9月11日、厚生省公衆衛生局長は、魚介類の摂食を規

制する指導が必要としながら、魚介類を余り食べないほうがいいよという規制が必要だと言いながら、水俣湾内特定地域の魚介類全てが有毒化しているという明らかな根拠が認められないので、該特定地域で漁獲された魚介類の全てに対し、食品衛生法を適用することはできないものと考えたと回答しています。そして、これを受け、熊本県は食品衛生法の適用を見送っています。

つまり、御存じかと思いますが、昭和32年9月の時点で水俣病の原因は水俣湾産の魚介類だということは判明していたのだから、本来は漁獲規制、喫食規制など、被害の拡大を防止するような策をつくるべきでありましたけれども、このことについては、御存じのように、国・県の責任は既に関西訴訟で確定している事項ですけれども、私が申し上げるのもなんですが、こういう最初の誤りがあったというふうに思っています。

これは、規制ができなかったということですが、その次に水俣病患者の調査、疫学調査のことでは、ちょっとこれはもう大分近くなりますが、1969年6月の県議会で、一斉検診は技術的に不可能で意味がない。申請すれば、審査・門戸は開かれていると答弁したとあり、もともと被害者を調査、特定しようとする意思はなかったということがあらわれていると思います。

つまり、ここで言いたいのは、喫食者自体を把握しようとしなかったために、食中毒の患者数がまず報告されなかった。これはもし、普通の食中毒だったら、いろんな食中毒があると思うんですけれども、まずは患者数をきちんと把握すること、それは最低必要なことです。それから、今言いましたように、喫食者が多くならないように規制をするということがまず大事なことだったと思います。

このことが、被害の実態を、不知火海一帯の甚大な数の申請者へとつながり、いつ解決の目途がつくかわからない、そのような状況に陥っているということを招いたことではないかというふうに私なりに理解しています。

この裁判のこの訴状の中で何が一番言いたいのかといいますと、なぜ義務づけ訴訟を行うのかといいますと、要するに今の認定基準というのがどこから出ているのかといえば、きちんとした裏づけがないわけです。

それで、被害者のまず調査をして、きちんとデータを集める。そこで被害者のメチル水銀暴露による蓋然性（確立）を定量的に把握し、これに基づき因果関係を判定する指標にしたい。また、水俣病の適正な基準を策定する、適正な基準の運用による認定が必要だということの趣旨で、この義務づけ訴訟をしたということがあります。

それに加えて、私は調査が必要だと思いますのは、水俣病かどうかわからないという、その基準に矛盾があると捉えているんですけれども、その中で、水俣病の申請者に対しては、やはり不当な差別を生み出した可能性がある。はっきり言わせて、金欲しさに申請をしているとかいうふうな、そういったことを言う人もいます。私はこのきちんとした調査の中で、水俣病の地域の

被害がもっと平面的に見えてくるのではないかというふうに思っています。

地域の分断をも改善に向かわせることであると思いますので、調査をしてほしいと、そういう思いがありますけれども、このことについて、まず市の見解をお聞きしたいと思います。

そして、水俣病の教訓のことですけれども、これは私の考えでございますが、水俣のまちづくりを考えるとき、まず環境を汚すような企業活動をしない。第1次産業においても、何より環境に負荷のない安心・安全なものをつくる。医療・福祉の面でも、これらを踏まえ、何より住民に優しいまちづくりを目指すことが大切かと思っています。

水俣病の教訓ということで、市民に十字架を背負わせているという意見を持つ人があったりも聞いていますけれども、私はこの水俣病の教訓として言うことは、市民として決して後ろ向きなことではなく、前向きで誇りのある政策だというふうに考えています。このことについて、市長に見解をお聞きしたいと思います。

以上、2つです。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄男君） 最初のほうの御質問にお答えしたいと思います。

被害の広がりということで平面的な調査をしてほしいとのお話でしたけれども、これは先ほどの野中議員の質問のときでしたか、市長も答弁しましたが、その辺について必要なことにつきましては、国・県にも伝えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 水俣病の教訓について市の取り組み等を考えての御意見というふうに考えさせていただきますと、教訓といいますと、当然、水俣病を経験したまちとして環境を守るということは一番にくるところでございます。私たちは海を汚されたわけでございます。58年たつて、今、現状で海はきれいになりました。しかし、この水俣病という言葉は今、日本、もう世界的な言葉になっております。今までは非常に水俣を嫌うというか、水俣御出身の方が水俣病という言葉を逃げて、水俣病という言葉をやそに行ったときに言えない。水俣出身と言えないという方がたくさんいらっしゃいました。

私たちの年代は、ほとんどもう水俣病について勉強していませんでした。私たちより上の方もそうだと思いますけど、今の若い方は水俣病についていろんな形で発生したメカニズムもよくわかっておりますし、水俣病資料館等で勉強されていますし、今の子どもたちは大分違います。そういうものを教訓として発信していくことが水俣の役割だと思っています。これは福島にもつながっていくと思っております。

福島は今から、環境汚染があったまちとして今後何十年、何百年になるかもしれない土地で

ざいます。その中で、水俣病の教訓というのは十分役に立つと思っております。先日も福島的女性の方が来られて、水俣病の教訓を学ぶということで来られていました。

そういったものを私たちも積極的に福島に伝えていく、そういったことも必要だと思いますし、逆に水俣病という、この公害汚染ということを考えますと、東南アジア、中国、ブラジル、こういったところに、私たちが経験したことを、海を汚すと、今後たくさんのお金も時間もかかるということを、やはりそういったところを発信していくことが水俣の役割だというふうに思っておりますので、こういった教訓を発信していくことが非常に重要だというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 時間がなくなってきましたので、平成21年7月に締結されています水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法です、特別措置法と言っていますが、その雑則の中の第37条に、ちょっとこれ読むと長くなりますので、要するに水俣病の指定地域の周辺の人たちの健康調査をするということを明記しています。そして、熊本県の前知事の潮谷さんも、それに呼応した形で国に対して具体的なことでも調査をしてほしいみたいなことを言われたと思うんですけども、結局、それは国のほうでもみ消しになったみたいなどころがありますので、私どもは被害者を抱える水俣市民としては、本当に調査の必要性を感じますので、ぜひこのことを今後もまた水俣市としても取り組んで、伝えて、本格的な調査に結びつくようお願いしたいというふうに思います。

この質問はもうこれで終わりたいと思います。

○議長（大川末長君） 次に、携帯電話基地局設置時における紛争予防のための条例制定について答弁を求めます。

門崎総務企画部長。

（総務企画部長 門崎博幸君登壇）

○総務企画部長（門崎博幸君） 次に、携帯電話基地局設置時における紛争予防のための条例制定についての御質問にお答えいたします。

まず、3月議会の答弁では、総務省の電波に対する指針に準ずる。また、WHOの報告を見たということであったが、その後の市の見解はとの御質問にお答えいたします。

ことしの4月に公表される予定でありました無線周波電磁界暴露による健康影響に関する全ての研究についての公式のリスク評価であります。4月に東京にあります電気安全環境研究所の電磁界情報センターへ問い合わせしましたところ、今年度末までに公表が延期されたとのことでありました。このような状況から、現時点におきましては、国の電波防護指針を遵守して設置される携帯電話基地局から発せられる電波が人体へ影響を及ぼしている証拠を確認できていないと

ころでございます。

したがって、本市では、携帯電話基地局設置時における計画書の提出や事前の周知・説明を義務づけるといった条例の制定は、現時点では考えていないところでございます。

次に、条例など制定している先進地の訪問・調査は行ったのかとの御質問にお答えいたします。

全国で条例など制定している自治体のうち、久留米市、盛岡市、鎌倉市の3市につきまして、条例の運用状況などを調査いたしました。

まず、久留米市及び盛岡市での状況ですけれども、高さ15メートルを超える携帯電話基地局の建設に当たり、建築計画の事前周知、説明などを行うことを義務づける条例が制定されております。

運用状況についてお尋ねしましたところ、届け出件数につきましては、久留米市では、届け出がない年もありますが平均すると年間二、三件程度で、盛岡市では年間20件程度あるとのことです。また、両市とも近年の携帯電話やスマートフォンの普及によりまして、住民の理解が進んでいることもあり、反対運動が激しく紛糾したケースはないとのことであります。

鎌倉市では、観光客が多いことや地形の影響による電波障害もあって携帯電話基地局が多く設置されております。このような背景から、景観や電波による影響を心配する住民が多く、市議会への陳情も提出され、全会一致で採択されたのをきっかけに条例が制定されたとのことであります。

条例の内容につきましては、携帯電話基地局に限定したものであり、建築計画の事前周知・説明等の手続は、久留米市や盛岡市と同様でございますが、条例の対象となる携帯電話基地局の高さに基準がなく、ほとんどの携帯電話基地局が対象となっております。また、新規設置だけでなく、形状や出力の変更などの改造も対象となっております。

運用状況についてお尋ねしましたところ、届け出件数につきましては、近年の電波の規格変更などによる改造が多くなっていることから、年間60件から90件ほどで推移しているとのことでございました。届け出の中には、近隣住民の方の意見により、設置場所の変更や鉄塔を見えにくくするなど配慮されるケースがあるとのことでございます。

以上、聞き取り調査を行った3市の中では、住民の関心が高い鎌倉市の条例が内容的にも運用的にも一番先進的であり、有効に活用されていると感じたところでございます。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 10年余りこのことをずっと質問をしておりますが、まず市の担当の方が詳しく私の宿題について調べていただきましたので、そのことにはお礼を申し上げます。WHOの見解なんですけれども、前に副市長が総務企画部長だったときに答弁いただいたときには4月に出るのでということで、それは出なかった、今度は12月だということで、ずっとそういうふうに延

びてはっきりしていかないのかもしれないと思うんです。何度も述べていますように、WHOには研究機関というのがございまして、IARCというんですけれども、そこでの見解は、高周波では限定した証拠が示され、他の遺伝毒性、発がん物質と組み合わせた動物実験のうち4件で発がん増加が確認されています。そして、暴露実験では証拠が認められなかったんです。そこで、つまり2B、発がん性があるかもしれないということの結論を出したわけなんですけれども、私はこの結果というのは、何度も申し上げておりますように、灰色だということで、水俣市はやはり予防の原則から、水俣市民を守るためにはきちんとした対策が必要なんじゃないかなというふうに個人的には思っています。

基地局なんですけれども、基地局を建てるときには、auの基地局の人が建てようとしたときに、撤去したということをお前回申し上げましたが、山のほうに持っていかれたときに、auさんは、この辺にauの携帯電話を持っている人が多いから建てておられるんですかと言いましたら、いいえ、そうではありませんと。要するに、ある程度その企業で決めて建てているということなんだと思うんですけれども、そういうことを回答されたのを聞きまして、やっぱりこれは使用者のニーズに合わせているわけではなくて、企業側のほうの企業活動といいますか、そのほうが優先しているんだなということを感じました。こんなことでは、電波の垂れ流しというのを助長するだけではないかというふうに思いますので、少なくとも業者のほうには、市に知らせてもらうという仕組みが必要だと思いますので、やはり私は基地局設置に当たっては、条例なりできちんとした周知をしてもらうようにしてほしいというふうに思っています。しつこいですが、これを質問の1つにします。

それから、携帯電話基地局設置についての条例などをつくっている先進地ですけれども、総務産業委員会のほうにも資料を出させていただいておりますが、新しくは6月18日に陳情が採択された自治体がございます。東京都の調布市ですけれども、市議会でも基地局事前周知を求める陳情というのが全会一致で採択されました。これは、調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例第1条を実現するためと記述されています。

そして、先ほど市のほうでも調査していただきましたように、私も4市に連絡をとって、条例をつくった後のことを聞きました。まず、施行に至る主な理由、施行後の状況、そのことによる評価の3つです。それで、大体が施行に至る主な理由は、トラブルを避けるため、実際に紛争があったということです。それから、長野県の安曇野市というところがあるんですけれども、そこはとても景観を重視されておりまして、景観を守るためだというふうに言われていました。

施行後の状況としては、20件から多いところで60件の届け出があったと言われております。安曇野市の場合は、届け出があったら、その後、審議会にかけられるらしいんです。これは景観を守るための審議会ですけれども、すごく市民の思いの深さを感じたんですが、そういうふうな自治体も

あります。制定後の評価としては、周辺住民とのトラブルが回避された、積極的に規制できてよかったです。また、安曇野市などは、この条例をつくったおかげで視察に来る人がふえたという報告でした。

このような先進自治体の取り組みというものがあるわけですが、やはり多くのところで、これだけではなく、もっと倍以上のところで今、条例とかができつつあるんですが、水俣市はもう一歩進めていただけないかという思いで、これを2つ目の質問にさせていただきます。

○議長（大川末長君） 門崎総務企画部長。

○総務企画部長（門崎博幸君） 2回目の御質問にお答えします。

確認ですが、2つ目の御質問は、ほかの事例あたりも参考にしながらということで、よろしかったですか。

まず、1点目、やはり条例を制定する必要があるのではないかというような御質問だったかと思えます。

これにつきましては、3月の議会でもお答えしておるとおりでございますけれども、議員御指摘のとおり、今、国際的にはさまざまないろんな機関で研究がなされておるとい状況は承知しております。そういう状況の中で、医科学的といいますか、そういった形で決定的にじゃあ白なのだ、黒なのだというふうなところが限定をされていない。まさしくグレーであろうかと思っております。

市として、いろいろな形で制約を加えるような条例といいますか、理念条例ではなくて、政策的な条例という形になりますと、ある程度そういった科学的な根拠というのがどうしてもはっきりしないと、なかなか条例に制定には踏み切れないのかなと思っております、同じような答弁になってしまいますけれども、WHOの見解が出るということでございますので、それを待って、影響の多少にかかわらず、少しでもその影響があるということであれば、当然それは条例の制定に向けて準備を進めていかなければならないということで考えております。

2点目、いろんな全国自治体で条例が定めてあるということで、先ほどおっしゃられました調布の事例も私どもも拝見をさせていただきまして、いろんなパターンがあって、携帯電話基地局だけに限定した条例もあれば、まちづくりの景観的なものに配慮をするというようなところへの条例の姿もあろうかと思っております。

今後、条例を制定するというようなところになれば、こういった形が適しているのかというところの参考に、そういった形はさせていただければと思っております。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 先ほど、調布市のほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例というのをちょっと紹介したんですけれども、水俣市には、平成20年に環境基本条例というのがあります。この第1

条に、水俣病の経験を貴重な教訓として、環境優先の理念の下、自然環境を継承しつつ、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するために、市民、市民団体、事業者、市内に一時的に滞在する者、市及び市職員の責務を明らかにするとあります。そして、その基本条例の第22条には、条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定めるというふうになっているんです。

私はよくこういう条例のことに詳しくありませんけれども、ぜひこの辺で何とかねじ込んでいただいて、きちんとしたものをつくっていただけないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大川末長君） 門崎総務企画部長。

○総務企画部長（門崎博幸君） 3回目の御質問にお答えします。

市で定めております環境基本条例の中で、雑則というところで私も今拝見いたしました、市長が別に定めるというところで、何とかといいますか、制定ができないかということでございますけれども、先ほどのところでもお答えしましたとおり、水俣市の環境基本条例といいますのは、水俣病を教訓として、今後のまちづくりをどう環境を基軸におきながら進めていくかというような理念的な条例であろうと思っております。

ここの中に、そういった理念的な条例の中に、1項目附則として入れ込むというのは、条例をつくるバランス的なものからいってもなかなか厳しいのかなと、もしつくるにすれば、先ほど申し上げました政策的な、より具体的な条例の中で制定をしていくというのが適しているのかなと思っております。今の段階では先ほど申し上げましたように、科学的な根拠がまだはっきりしていないという状況でございますので、今後またそういった結果を踏まえましてつくっていくということになりますが、仮につくるとすれば、いろんな形で研究をしていく中で、こういった形が一番適しているのかということは研究していきたいと思っております。

○議長（大川末長君） 次に、子育て支援のための保育料軽減について答弁を求めます。

松本福祉環境部長。

（福祉環境部長 松本幹雄君登壇）

○福祉環境部長（松本幹雄君） 次に、子育て支援のための保育料軽減についての御質問にお答えします。

まず、現在、水俣市の乳幼児の保育料はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

現在、保育料は、国が示した基準に従い、保護者の所得税・住民税に応じて各市町村で設定することになっています。保育料の軽減については、保育園等に同時に通う第2子の保育料を半額に、第3子を無料にしており、また18歳以下の子を扶養する世帯の第3子以降が保育所に通う場合、3歳未満児を無料とするなど、多子世帯への負担軽減を図っています。その他、障がい者・

障がい児のいる世帯、母子世帯等への保育料の軽減も行っています。

また、本市では、国の基準よりも全体的に保育料を低く設定するとともに、国が所得階層を8階層に分けているのに対し、市はより細かく、24階層に分けることにより、子育て世帯の負担の軽減を図っています。特に母子世帯等への軽減につきましては、市独自で軽減範囲を拡大しています。これによる平成25年度の本市の保育料を軽減した額は約7,542万円となっております。

次に、保育料の負担軽減が子どもを多く産みたくなる施策につながると思うがどうかとの御質問にお答えします。

子どもを産む・産まないといった理由は、家庭を持ちたいが出会いがない、仕事をしているので忙しくて育児休暇が望めないなどといったさまざまな社会的要因・家庭的要因が複雑に絡み合っていると思われます。保育料を軽減することで、生活に余裕が出て、子どもをもう一人望むという場合なども考えられますので、このようなことも含めて、総合的に取り組んでいく必要があるのではないかと考えています。

次に、水俣市への定住化策につながると思うがどうかとの御質問にお答えします。

保育所に入所するのは主として仕事をしている保護者の児童です。そのため、まずは就職先が確保されることが必要であると思われます。保護者が住むところを決めるに当たっては、勤務先の所在地や、家賃・土地の価格等のさまざまな条件を考慮して選ばれることと思いますが、保育園に待機しなくても入園できる、保育料が安いといった条件は、その条件の1つにはなるかと思えます。定住化を進める際も、要因が複合的であることから、先ほどの問題と同様、総合的に取り組むべき課題ではないかと考えています。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 手短に申し上げます。

大分県豊後高田市というところがございます。2013年2月号の「いなか暮らし」の本という中で、住みたいまち日本一になっています。移住者歓迎度、移住者支援制度の充実度、子育てのしやすさ、老後の医療介護体制など、各部門において総合第1位となっています。ベストランキング全国一位ということです。人口は、2万4,000人ぐらいで、御存じかと思いますが、昭和のまちがあるところでも有名です。このまちを紹介したかったのは、大変申しわけないんですが、私の娘が嫁いでいまして、そのときに一番喜びましたのは、保育料が第2子から無料になっています。それで大変助かったということで、嫁いだばかりのときに自営業をしていますので、働くことができたということがありました。

豊後高田市に子育て支援係というのがあるんですけども、そこに尋ねてみました。第2子については、水俣もそうですが、県の補助が半額ありまして、その半分です、県の補助以外の半分为3歳未満まで市が補助するというふうにしています。豊後高田市では、もちろんそのほかに子

育て支援総合コーディネート、つどいの広場事業や病後児保育もあります。子育て世代転入応援、引っ越しの応援事業とかもあるらしいです。

担当課の方に出生率に反映していますかと尋ねましたら、平成24年の記録ですけれども、15歳から45歳までの平均出生率は全国が1.41でしたが、大分県は1.53で、豊後高田市は1.65だったそうです。もちろん、保育料の軽減だけでは、働きたいお母さんたちには不十分なことが多いと思うんですけれども、保育料を安くするようにしてくださる水俣市のほうの担当課の方のお話も聞きましたけれども、もう一步、第2子からというふうにさせていただくと、もう一人産んでみようかなというふうに思う方もおられると思うんです。今はどうしても非正規雇用の方も多かったり、さまざまな社会の問題を抱えていますので、できましたら、第2子からの保育料無料ということも御検討いただけないかなということで質問をさせていただきたいと思います。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） それでは、第2の御質問にお答えします。

第2子の無料化ということで、今の子育て環境の改善という意味では、ことしから中学生までの医療費の無料化というのを今実施する準備をしておりますけれども、まずはそれということで、第2子の無料化ということにつきましては現在まだ考えておりません。これもお金の問題ではないと思いますけれども、仮に第2子の水俣市の無料化を実施した場合に、市が負担する額というのは約1,689万円ということになっているようでございます。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 昨今、子どもの貧困ということで、大分社会問題化していますけれども、1つつ、1つつだと思うんですが、この子どものことについてはきちんとした手だてが必要かなと思いますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきますようお願いいたします。

これはお願いで終わりたいと思います。

○議長（大川末長君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明11日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時44分 散会

平成26年9月11日

平成26年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成26年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成26年9月11日（木曜日）

午後1時30分 開議

午後5時24分 散会

（出席議員） 15人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	藤本壽子君
中村幸治君	川上紗智子君	福田齊君
牧下恭之君	淵上道昭君	真野頼隆君
谷口眞次君	緒方誠也君	野中重男君

（欠席議員） 1人

塩崎信介君

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	次長	（鬼塚吉文君）
主幹	（岡本広志君）	主幹	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）		

（説明のため出席した者） 14人

市長	（西田弘志君）	副市長	（本山祐二君）
総務企画部長	（門崎博幸君）	福祉環境部長	（松本幹雄君）
産業建設部長	（緒方康洋君）	総合医療センター事務部長	（大塚昭一君）
総務企画部次長	（本田真一君）	福祉環境部次長	（川野恵治君）
産業建設部次長	（関洋一君）	総合医療センター事務部次長	（久木田美和子君）
水道局長	（前田仁君）	教育長	（吉本哲裕君）
教育次長	（福島恵次君）	総務企画部企画課長	（水田利博君）

○議事日程 第4号

平成26年9月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 岩村 龍男 君
 - 1 環境首都としての今後について
 - 2 環境モデル都市に関わる会議について
 - (1) 環境モデル都市推進事業について
 - (2) 環境モデル都市円卓会議について
 - 3 ごみ分別について
 - 4 公共下水道について
- 2 中村 幸治 君
 - 1 教育について
 - (1) 教育長の教育に対する基本的な考え方について
 - (2) 教育委員会制度改革について
 - 2 防災について
 - (1) 台風8号時の避難勧告について
 - (2) 広島土砂災害について
 - 3 肥薩おれんじ鉄道水俣駅について
 - (1) 肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理について
 - (2) 肥薩おれんじ鉄道水俣駅周辺整備について
- 3 川上 紗智子 君
 - 1 子ども子育て新支援制度について
 - 2 介護保険について
 - 3 住宅リフォーム助成について

(付託委員会)

- 第2 議第56号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について (厚生文教)
- 第3 議第57号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (厚生文教)
- 第4 議第58号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (厚生文教)
- 第5 議第59号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第6 議第60号 平成26年度水俣市一般会計補正予算 (第3号) (各委)
- 第7 議第61号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) (厚生文教)
- 第8 議第62号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) (厚生文教)

- 第9 議第63号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号） (厚生文教)
- 第10 議第64号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） (総務産業)
- 第11 議第65号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号） (総務産業)
- 第12 議第66号 平成25年度水俣市病院事業会計決算認定について (厚生文教)
- 第13 議第67号 平成25年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について (総務産業)
- 第14 議第68号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について (総務産業)
- 第15 議第70号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第4号） (各委)
- 第16 議第71号 平成25年度水俣市一般会計決算認定について ()
- 第17 議第72号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第18 議第73号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第19 議第74号 平成25年度水俣市介護保険特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第20 議第75号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について (総務産業)
- 第21 特別委員会の設置について

平成26年9月第4回水俣市議会定例会請願・陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
請第2号	「手話言語法（仮称）」制定に向けた意見書提出を求める請願について	熊本市中央区水前寺 6丁目9番4号 福島 哲美	中村 幸治 福田 斉 真野 頼隆 谷口 眞次 野中 重男	厚生文教
請第3号	「消費税10%への引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める請願について	水俣市洗切町12-20 小崎 繁敏	川上紗智子	総務産業
陳第5号	道州制導入・労働法制改悪に反対し、最低賃金・公務員賃金の改善を求める意見書の提出に関する陳情について	熊本市中央区神水 1-30-7 中原 誠		総務産業
陳第6号	「水俣市民を守る避難計画もできない中での川内原発再稼働には、最大限の規制、対応を要求する意見書」の採択を求める陳情について	水俣市袋2708 滝下 順子		総務産業
陳第7号	集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書提出に関する陳情について	水俣市桜井町 2-2-28 元村 義晴		総務産業
陳第8号	特定秘密保護法を白紙に戻し、秘密保護のあり方を改めて議論し尽くすことを求める意見書採択の陳情について	水俣市丸島町 1-5-32 高岡 朱美		総務産業
陳第9号	「住民を守る避難計画が完備されない中での、川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書」の採択を求める陳情について	水俣市月浦247番地96 永野 隆文		総務産業
陳第10号	「要援護者＝私たちの「いのち」を守れない避難計画での川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書」の採択を求める陳情について	水俣市長崎962 松永幸一郎		総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時30分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、補正予算1件、決算5件、健全化判断比率及び資金不足比率の報告1件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した請願2件並びに陳情6件は、議席に配付の請願・陳情文書表記載のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（大川末長君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、岩村龍男議員に許します。

（岩村龍男君登壇）

○岩村龍男君 皆さん、こんにちは。

自由民主党、創水会の岩村でございます。

本来であれば、朝一番の質問の予定でしたが、機械トラブルのため、昼一番の質問者になりました。物事は計画どおりいかないと教えていただいたような気がします。このようなトラブルは10年か20年に1回あるかないかの確立で、当事者になったということは幸運と受けとめて、今回の一般質問、頑張らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

質問に入る前に、ことしの夏、広島市を中心とした豪雨災害において、お亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。また、各被災地におきましては、一日も早く日常生活が取り戻せるようお見舞い申し上げます。

それでは、さきの通告に従い、順次質問いたしますのでよろしく願いいたします。

私は、ことしの2月に行われました水俣市議会議員補欠選挙において当選をさせていただきました。3月議会、6月議会、また7月には臨時議会と3回の議会を経験し、今回初めて一般質問

に立たせていただいております。

さて、この間、主には3月議会では平成26年度の骨格予算を、6月議会では本予算が提案され、一部を除き可決されてきました。また、第5次水俣市総合計画の第2期基本計画を策定されております。西田市長が掲げておられます人が行き交い、ぬくもりと活力ある環境モデル都市みなまたの実現に向けてさまざまな取り組みを進めていかれると思いますが、そのことを踏まえ、第1番目の質問をいたします。

1、環境首都としての今後について。

平成23年第10回日本の環境首都コンテストにおいて、水俣市は日本の環境首都の称号を獲得されております。獲得から3年と5カ月が経過しています。そこで質問します。

①、第5次水俣市総合計画に沿って行動されると思いますが、今後、市長はどのような展開を考えておられるのか。

②、日本の環境首都の称号はどのように生かしていかれるのか。

以上、2点についてお願いいたします。

次に、2、環境モデル都市にかかわる会議について。

環境モデル都市みなまたを継続、実現するには、当然、行動計画の策定、そして実現に向けて会議の場が大切な機関だと思います。また、市民の皆さんの協力が必要だと思いますが、それぞれ、どのような体制で臨まれているのか質問いたします。

(1)、環境モデル都市推進事業について。

①、推進委員会の運営、構成メンバーはどのようなになっているのか。

②、現在、取り組んでいる事業はどのようなものがあるのか。

(2)、環境モデル都市、円卓会議について。

①、円卓会議の運営、構成メンバーはどのようなになっているのか。

②、これまでの円卓会議で決定し、実現したものはあるのか。

③、円卓会議は、行政上どのように位置づけているのか。

以上、5点についてお願いいたします。

次に、3、ごみ分別について。

水俣市が平成4年に環境モデル都市づくり宣言をし、ごみの高度分別を初め、環境を切り口とした地域再生と振興に取り組まれてきております。二十数年前と現在では、社会環境もかなり変わっていると思います。そこで質問します。

①、現在の24分別についての検証はできているのか。

②、ごみ分別が本格的に始まり二十数年が経過しています。今後は高齢者の方の分別対策が必要だと思うが、取り組む考えはあるのか。

以上、2点についてお願いします。

続いて、4、公共下水道について。

公共下水道は、河川等の水質汚濁の進行を防ぎ、豊かな自然環境を保全し、快適で住みよい環境をつくるため必要な事業であります。水俣市の公共下水道は、昭和51年に着手し、市街地を中心に污水管の整備や浄化センターの建設を進め、平成4年に供用開始され、ことしで22年を経過していると聞いております。公共下水道は、市民の生活にとって必要不可欠な施設であり、今後将来にわたって維持していくためには多くの経費が必要であると考えております。また、公共下水道の污水計画には、平成4年に供用開始しておりますが、人口減少など、当時の計画と状況に相違が生じてきていると考えます。そこで、質問します。

①、下水道普及率は現在どれくらいか、また普及啓発はどのようにしているのか。

②、浄化センターの汚水処理能力は、現在の状況からすると能力に余力があると思うが、何らかの対応はとっているのか。

最後に、下水道供用開始区域内においては、上水道料金と下水道料金を支払う場合には、同時に支払いを行うシステムになっているようですが、それぞれの料金を見ますと、下水道料金が上水道料金より高目に設定されているように見受けられます。そこで、質問します。

③、料金を算定する上で、下水道料金と上水道料金の関係はあるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 岩村議員の御質問に順次お答えします。

まず、環境首都としての今後については私から、環境モデル都市にかかわる会議については副市長から、ごみ分別については福祉環境部長から、公共下水道については産業建設部長から、それぞれお答えをいたします。

初めに、環境首都としての今後について、どのような展開を考えておられるかとの御質問にお答えをいたします。

環境首都コンテストは、平成13年から環境NGOが持続可能な地域社会づくりを推進するため、各地域における確固とした取り組みを地球規模へと広げていくことを目指して10年間続けられ、最終年となる平成23年3月に水俣市が首都として認定されたものです。

コンテストの主催団体によりますと、このコンテストを開催した第一の目的は、自治体間に切磋琢磨する仕組みをつくることにより、自治体間の環境施策の総合的な推進を加速化し、日本のフライブルクと呼ぶことができるような自治体を創出する。そして、国内に具体的な目標になる

自治体が出現することにより、全国の自治体に波及的な環境自治体創出効果を生み出すとなっており、参加自治体も自己の施策の取り組み状況を総合的に比較し、評価、見直しに用いることができるかとあります。

ことしの3月に策定いたしました第5次水俣市総合計画の第2期基本計画において掲げた5つの政策、人と豊かな環境が共生するまち、豊かさと活気を実感できるまち、安心して心安らかに生き生きと暮らせるまち、郷土の新しい公共を担う人を育てるまち、自立した行政システムと市民参画のまちを推進していくために228の事業を掲げておりますが、とりわけ環境首都としてはゼロ・ウェイストの推進や新エネルギーの導入促進、地域全体丸ごとISOの推進、市民協働による環境モデル都市づくりの推進、みなまた環境大学の開催などを主要な事業と位置づけ、環境と経済が調和し、持続的に発展する中で多様な豊かさを実感できる環境モデル都市づくりを展開してまいりたいと考えております。

次に、日本の環境首都の称号を獲得されたが、これをどう生かしていくかとの御質問にお答えします。

コンテストに参加した10年間を振り返りますと、毎年主催者の調査を受けることにより、自分たちの取り組みを振り返り、また時には先進事例を紹介してもらい、他の自治体と交流する中でヒントを得ながら、新たな施策を試行錯誤するということを繰り返してまいりました。これらの実績が認められて、また今後への期待も込めて、水俣が選定されたと考えております。日本に1カ所しかないこの称号の意義の大きさに責任と使命の重さを感じながら、他の自治体の模範となり続けるべく、今後も環境施策に生かしてまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 2回目の質問をさせていただきます。

1つ目は、環境首都の称号を獲得し、市長として効果、重みはどのようなものを持たれているのか。また、環境首都の称号については、期限、更新があるのか。

2つ目は、環境首都の称号があることで、市民、担当課、また過剰な予算の負担はないのか。負担があるとすれば、称号は返納し、水俣独自の取り組みを行ったほうが良いと思うが、この2点、よろしくをお願いします。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 環境首都の重みはあるかということと、期限、更新はあるのかということでございますけど、重みといいますと、環境モデル都市という名前は熊本では小国町ですか、全国で23都市あるというふうに聞いております。その中で、自治体1,700ある中で、環境首都というのは水俣だけであります。

私も、いろいろなところへ今、自治体関係、首長さん、いろんなところで会いますが、名刺

交換する中で、この環境首都いうことを言われる方も結構いらっしゃいます。やっぱりそれだけ環境首都という称号をとったということは、いろんな形で皆さんから水俣を環境のまちというふうに見ていただいているというふうな思いがあります。

先ほども出ましたドイツのフライブルグ、世界的に有名なまちですが、そこは環境に特化した政策、車の制限をしたり、路面電車を有効に活用するとか、非常に先進的なものを作って注目されているところでございます。日本では水俣だけでございますので、こういった施策に関してやっていくことが、逆に環境首都という重みは非常にいいほうに私は進んでいるんじゃないかなというふうに思っています。

それと、期限、更新というのは今のところないというふうに聞いております。

それと、2つ目は職員等に負担がないかということと、称号を返納もどうかという話だと思えます。いろんな考えがあつていいと思えます。先ほど言ったように、10年間かけてずっと審査を受け、いろんな形で水俣の施策を挙げて、また次の年にそれを見直して、環境に特化したというものをずっとコンテスト形式でやって、10年間かけて水俣がとったわけですから、この10年という重みを、せっかくとった首都という称号を返納というよりは、これをうまいぐあいに使っていきたいというような私は思いであります。

それと、職員の負担というのは環境についていろんな政策をやっていく中で、負担になっているかどうかわかりませんが、逆にそれが励みになっているというふうに私は思っております。この環境という部分が戦略的に今流れていると思えますので、この大きいベクトルはそのまま維持していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（大川末長君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 ありがとうございます。

環境首都としての水俣市が名実ともに全国に誇れるよう頑張ってくださいと思います。

しかしながら、水俣市は環境に特化したまちづくりで今までやってきています。そろそろクールダウンして、違う方向性の対策が何か考えられるところが市長としてあられるのかお伺いしたいと思えます。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 3月に第5次水俣市総合計画というものをつくっております。その中には、環境と経済が一体となって発展する持続可能な地域社会の構築を目指し、今後さらに環境モデル都市づくりを強力に推進していくという5次計画を立てただけでございます。これは、まあ今までの部分を継続して、昨年ずっと準備していたところで選挙後、私がそれを引き継いでということでございますけど、基本的には私はその政策を踏襲していきたいという考えであります。

ので、その流れは変えたくないというふうに思っております。

その中で、議員、新しくなられて、環境政策ずっとやってきた中で、やはり一回新しい政策というもの、方向転換というものも考えたらどうかということだと思いますけれども、今一回踊り場に来ているというふうには思われます。24分別もやはりもう一回見直していく時期かもしれません。その見直しをして、方向性をもう一回立ちどまって見ていただきたいという、そういった意見は大事に受けたいと思いますけど、今までの流れからして、吉井元市長のときからずっと環境ということにこだわって、もう20年ぐらいやってきたわけですから、私は今のところ、この流れを推し進めていきたいと思っておりますので、また新しい政策等、この中で議員とまた議論ができればなというふうに思っております。

この政策につきましては、今環境について特化した政策でやっているんですけども、今後は農業とかで、水俣らしいオーガニックを中心にしたものというのを一生懸命頑張っていきたいと思いますので、日本にはJ I Sマークというものがありますけど、水俣版の環境首都としてのものがないかと、そういったものを少し考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 次に、環境モデル都市にかかわる会議について、答弁を求めます。

本山副市長。

（副市長 本山祐二君登壇）

○副市長（本山祐二君） 次に、環境モデル都市にかかわる会議についての御質問に順次お答えいたします。

まず、環境モデル都市推進事業についてのうち、推進委員会の運営、構成メンバーはどのようなになっているのかとの御質問にお答えいたします。

環境モデル都市推進委員会は、平成19年に第2次水俣市環境基本計画策定のために組織した環境首都まちづくり委員会が母体となっており、翌年の平成20年7月、国から環境モデル都市の認定を受けた際に、環境モデル都市推進委員会としてスタートいたしております。

設置の目的は、水俣病の経験と教訓を生かした真の環境モデル都市づくりを市民協働で推進することとしており、環境モデル都市推進課が事務局として運営に当たっております。構成メンバーは環境関係団体や経済関係団体、まちづくり関係団体代表、公募市民など約20名と学識経験者で、任期は2年となっております。

次に、現在取り組んでいる事業はどのようなものかとの御質問についてお答えいたします。

昨年より市で行ってまいりました水俣市環境モデル都市第2期行動計画の策定に御協力いただくとともに、この後にお答えいたします5つの環境モデル都市円卓会議のいずれかに所属され、具

体的な環境モデル都市づくり事業の推進に、協働で取り組んでいただいております。

次に、環境モデル都市円卓会議についてのうち、円卓会議の運営、構成メンバーはどのようになっているのかとの御質問にお答えいたします。

環境モデル都市円卓会議については、平成23年度に、市民、企業、行政等がそれぞれの立場を尊重しつつも、積極的に意見を交わし、第5次水俣市総合計画及び環境モデル都市推進行動計画の推進を図るための具体的な事業の検討及び実行などを図っていく協働参画の場として組織したものです。現在は5つの円卓会議を設置しており、ゼロ・ウェイスト円卓会議と環境にやさしい暮らし円卓会議は環境モデル都市推進課で、観光と公共交通円卓会議は商工観光振興課及び企画課、環境大学・環境学習円卓会議は企画課、また、エネルギーと産業円卓会議は総合経済対策課において事務局となり、運営を行っております。構成メンバーは先ほどの環境モデル都市推進委員の方々を中心に、公募市民や学識経験者を加えており、それぞれの円卓会議で10名から20名程度となっております。

次に、これまでの円卓会議で決定し、実現したものはあるのかとの御質問にお答えいたします。

現在、ゼロ・ウェイスト円卓会議では可燃ごみの減少に向けた市民目線でのごみに関する情報誌「みなへら通信」の発行や、生ごみの自家処理推進に向けたモニター事業を実施したり、環境にやさしい暮らし円卓会議では、休耕田を活用したいも焼酎づくりに取り組み、ことしで3回目となるサツマイモが、寄ろ会や市民ボランティアの皆様の御協力も得ながら植えられております。また、観光と公共交通円卓会議では、湯の鶴温泉の現地見学会を開催し、その後の温泉街の町並み整備の参考にさせていただいたり、CO₂削減の一環として商店街街路灯のLED化や店主みずからが講師となるまちゼミなどを実現いたしております。さらに環境大学・環境学習円卓会議では、高等教育・研究活動拠点施設の設置と事業展開について検討を行っており、同じくエネルギーと産業円卓会議でも再生可能エネルギーの活用や省エネ等の取り組みを中心に協議し、マイクロ小水力発電導入などのプロジェクトを進めているところです。

いずれの事業につきましても、環境を軸としながら、地域振興・経済振興を常に念頭に置き、市民生活の向上や地域人材の育成につなげてまいりたいと考えております。

次に、円卓会議は行政上どのように位置づけているのかとの御質問にお答えいたします。

先ほど申しあげました市民、企業、行政などがそれぞれの立場を尊重しつつも、積極的に意見を交わし、第5次水俣市総合計画及び環境モデル都市推進行動計画の推進を図るための具体的な事業の検討及び実行などを図っていく協働参画の場と位置づけており、さまざまな御意見をいただきながら、市民が主役、市民とともに輝くまちづくりをキーワードに、環境にも人にも優しい豊かなまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 2回目の質問に入りたいと思います。

今の答弁からいきますと、環境モデル都市推進委員会の委員会が1つと、円卓会議がゼロ・ウェイスト、環境にやさしい暮らし、観光と公共交通、環境大学・環境学習、エネルギーと産業の5つで、大きく6つの組織があるということかと思えます。

推進委員会は、環境モデル都市を推進する中で、親会として理解していいものなのか。そうであれば、円卓会議については課題を検討し、会議の統合、例えば、ゼロ・ウェイストと環境にやさしい暮らしの円卓会議を1つに考えたり、これまで事業として目的を達成したものについては委員会で管理していくシステムをつくったらどうかと思えます。

また、構成メンバーの任期は2年と答弁がございましたけれども、2年は妥当だと思いますが、任期満了の際のメンバーの入れかえはどれくらい行われているのか。

もう一つ、円卓会議の重要性は答弁でも十分わかりました。円卓会議における事業計画・予算・実行に関しての権限はどの辺まで持っていらっしゃるのかお尋ねします。

○議長（大川末長君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 岩村議員の第2の御質問にお答えさせていただきます。

最初の6つの組織というのは、親会かどうかというものと一緒でよろしいでしょうか。

組織的には、推進委員会というものがございまして、その下に円卓会議がございまして。これは円卓会議が5つに分かれていることですので、組織的には2つかなと思えます。

それと、その推進委員会の横に行政の組織として推進本部、それから課の関係の課長たちが入っている本部がございまして、この組織としましては、市のも入れますと3つで運営しているというような形になろうかと思えます。ですから、円卓会議では推進委員会の下部の組織ですので親会という形になろうかと思っております。

それから、円卓会議の今後新たなシステムづくりをというような問いじゃなかったかなと思っております。

先ほども、どのような事業を今行っているかということでお答えさせていただきました。特に一番皆さんが御存じなのは焼酎づくりとか、いろいろやっているかと思えますけれども、もう既に提案が終わって、事業に移っているようなこともございまして。そのようなこともございまして、今の段階でその円卓会議を一つ一つ、やっている内容がちょっと違います。ですから、場合によりましては、その辺の精査をしながら、今後円卓会議をさらに有効に市民の声を聞きながら実施するための体制づくりというものは、もう少し検討する必要があるのかなというのは感じているところでございます。

それと、メンバーの入れかえはあったのかということでございます。

先ほども申し上げましたけれども、平成21年度に環境モデル都市の委員会で母体となって、平成23年度に改変しております。ですから、そのときには新たに公募を行っておるわけですが、それからもう3年を過ぎておりますので、入れかえにつきましては、委員から申し出がない限りは大体そのまま継続してというのがございます。ただ、もう3年以上、場合によってはそれ以上の方もいらっしゃいますので、いろんな意見を聞くためには、その辺の委員の再検討というのも必要じゃなかろうかなとも考えております。

それから、円卓会議の事業等における権限ということでございますけれども、円卓会議の目的というのは、推進委員会にいろいろ提案を行うということが設置要領にございます。ですから、具体的な事業の検討や実行などを協働の場で考えていただいて提案して、それをどうするかというのは、当然のことながら推進委員会、またはそれを受けました各担当課のほうで、それを事業をどうしていくのか、実施すべきなのかどうかをまず検討いたします。そして、事業化に向けては、やるとなったときには予算要求をさせてもらうわけです。予算要求のときには、当然通常の事業と同じように財政課のほうの査定とかございますけれども、いろいろな課題がないのかどうか、その辺は行っておりますので、必ず提案されたからといって実施する、そのような権限ということじゃなくて、十分協働で研究をしてもらっておりますので、尊重すべきだろうと思いますが、いろんな問題がないかどうか検討させていただいているというような状況でございます。

○議長（大川末長君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 ありがとうございます。ぜひ、水俣市総合計画第2期基本計画もスタートしたばかりですので、各会議の役割や課題を精査していただき、構成メンバーについては、新しいメンバーを広く募集していただくなど、市民へのアピールをお願いし、新しい発想が出てくるよう期待しております。

最後に、水俣市のまちづくりの基本理念の中に、環境と経済が一体となって発展する持続可能な地域社会の構築を目指すと、先ほど市長も言われましたが、環境関連会議の構成メンバーには、地元事業者がどれくらい入っておられるのか。また、地元経済の活性化を思えば、メンバー構成には必要なメンバーだと思うが、どう思われますか。

○議長（大川末長君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） たくさんの方々に御協力いただいているわけですが、当然専門の方もいらっしゃいますが、今質問のございました経済関係以外の方をまず先に申し上げさせていただきますと、当然ほかの委員会にも入っていただいております婦人会や老人会、市校長会とか、例えば国の機関からも入っていただいている人もいらっしゃいます。

経済関係と申しますと、これが経済関係ということでお答えできるのかどうか分かりませんが、たくさんの方にもこちらのほうに入らせていただいております。例えば、ちょっと申し上

げさせていただきますと、名前ではございませんけれども、JAあしきた、それから漁協、森林組合、JRの新水俣駅、肥薩おれんじ鉄道、バスやタクシーの運送関係の方とか、それから商店街連合会のほうからも入っていただいておりますし、商工会議所のほうからも五、六人ほど推薦もいただいております。あと青年会議所、それから建設業関係の方、それとJNCのほうも入っていただいております。

数は何名というのは、ちょっとこれをどう集計すべきかということがございますけれども、結構、ある円卓会議によりますと半分以上ぐらいは入っている部会もございます。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、ごみ分別について答弁を求めます。

松本福祉環境部長。

（福祉環境部長 松本幹雄君登壇）

○福祉環境部長（松本幹雄君） 次に、ごみの分別についての御質問にお答えします。

まず、現在の24分別についての検証はできているのかとの御質問にお答えします。

24種類のごみはその種類別に全て適正に処理され、かつリサイクルされており、特に現在の種別による不都合はございません。今後は新たに分別品目がふえることも考えられますが、基本的には可能な限り見直しを行い、市民の負担を軽減していきたいと考えております。

次に、高齢者の方の分別対策が必要だと思うが、取り組む考えはあるのかとの御質問にお答えします。

現状を申し上げますと、分別が不可能と申し出された世帯には、可燃ごみの生ごみ、プラスチック、新聞などについてはご免除シールを発行しております。不燃物については、特に対策を立てていないのが現状であります。また、このご免除シールの張られた可燃物の袋に不燃物が混入しているという事例はほとんどありません。恐らく家庭訪問されているヘルパーさんなどが不燃物については分けてくださっているのか、同じく資源ごみの日に御近所の方々が協力して出しているものと考えております。

しかし、今後、高齢者世帯の増加は確実であり、障がい者等も対象にした分別・収集について対策が必要と考えております。

○議長（大川末長君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 それでは2回目の質問に入らせていただきます。

24分別に関しては問題ないとの答弁でしたが、リサイクルされる業者との協議、検討会議などはされているのか。実際にリサイクル業者との協議があれば、市民の皆さんの分別の負担軽減ができるのではないかとこのことを1点。

次に、高齢者の方の対策で、可燃物についてのご免除シールは、いい対応だと思います。シー

ルの発行についての申請はどうすればいいのか。また、認知度はどれくらい市民の皆さんに広がっているのか。

一方、不燃物の分別については、高齢者の方には負担が大きいのはわかっております。答弁いただいたように、ヘルパーさんや近所の方の見えないお手伝いや協力があるのであれば、行政として担当課だけの問題ではなく、横のつながりで福祉課、健康高齢課や民間業者と連携をし、目に見えるような事業として今後検討はできないものか、以上3点質問いたします。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） それでは、岩村議員の2度目の質問にお答えします。

まず、リサイクル業者の協力で負担軽減ができるのではないかと御質問だったと思うんですけども、リサイクル業者への協力ということで今考えていますのは、例えば戸別収集であるとか、いろんなことが考えられると思うんですが、市ですとなれば、いろんな調整とかが必要になってきますので、まずは先ほど申し上げましたように、可能な限り分別を見直して市民の負担軽減をしていければというふうに思っております。

続きまして、ご免除シールについてですけど、その申請ということで、これは高齢者というだけでは発行ができません。その介護の程度でありますとか、体の状態とか、出せるのかどうかとか、周りにそういうごみの出してくれる方がいらっしゃるのかとか、いろんなことを調査しますので、高齢の方を介護されている例えばヘルパーさんとか、そういう方が申請で来ていただければ発行ができるというふうに思っております。

それと、認知度ということで、このヘルパー事業所等に、十分認知されているのではないかとこのように思っております。

それと、担当課の問題だけではなくて、横のつながりということで、ほかの課との連携ですけども、これは今からもう当然議員もおっしゃるように、高齢者世帯がふえてきます。そうなる中、その中で、例えばごみ担当課だけではなくて、福祉とか高齢関係のところとか、そういう方面の制度を使ったものが何かできないかとか、またヘルパー事業所とかおっしゃるようなリサイクル業者とか、いろんな事業者ですね、それとの連携とか、そういうものができれば、協力とか調整を行った上で、できることがあれば、それを実現していければというふうに思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 それでは3回目の質問です。

ご免除シールについては、私も最近知りましたので、できれば市報等でちょっと広報ができないのか検討していただきたいと思っております。

また、高齢者の方の分別について、関係部署や民間業者との横のつながりについてもお答えい

ただいたんですが、市長としてはどのようなお考えをお持ちなのか、最後をお願いします。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 水俣市関連というか、業者さん、いろんな形で一緒にやっているわけでございますので、そういった意見を私たち行政も意見交換しながら、いいものにしていくのも行政の形だというふうに思っておりますので、よりよいものができるには、やはりそういった話し合いも密にしていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） ご免除シールの広報掲載ということで今お話ありましたので、最近、ほとんど余り周知されていないこともあると思いますので、また新たにこれについては、広報に載せて周知をしていきたいと思っております。

○議長（大川末長君） 次に、公共下水道について答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 次に、公共下水道について順次お答えいたします。

まず、下水道普及率は現在幾らか。普及啓発はどのようにしているのかとの御質問についてお答えいたします。

下水道普及率とは、総人口に対する下水道供用開始区域内の人口の割合になりますので、当市におきましては、平成25年度末での人口が2万6,519人、これに対して、下水道供用開始区域内の人口は1万3,612人であり、下水道普及率は51.33%となっております。また、下水道供用開始区域内において下水道に接続して水洗便所を使用している割合であります水洗化率でございますと、当市における下水道供用開始区域内の人口が平成25年度末で1万3,612人、そのうち下水道に接続している人口が1万1,969人になりますので、水洗化率は87.93%となります。

普及啓発につきましては、9月10日が下水道の日となっております。市広報紙9月1日号に接続のお願いなど、下水道に関する特集を掲載したところです。また毎年、下水道への接続のお願いに戸別訪問を実施しており、今年度も今月中にお願いの戸別訪問に何う予定にしております。

次に、浄化センターの汚水処理能力は、現在の状況からすると能力が余っていると考えますが、何らかの対応はとっているのかとの御質問についてお答えいたします。

本市の公共下水道の事業計画は、5年から7年ごとに現況を勘案しながら見直しを行っており、その計画に従って、設備の増設、更新を実施しておりますので、浄化センターの現有処理能力については、特に余裕がある状況ではございません。

今後とも、現況に即した事業計画により、将来の流入量を見据えた施設整備を行ってまいりた

いと考えております。

次に、下水道料金と上水道料金の関係はあるのかとの御質問についてお答えいたします。

下水道料金と上水道料金はそれぞれに算定いたしますので、特に関係はございません。しかし、料金算定の基礎となる下水道の使用水量につきましては、上水道の使用水量としております。また、いずれの料金設定においても、運営や維持管理とあわせて施設整備にかかわる費用を勘案しております。下水道は、自然流下が基本であることから、地下深く埋設する管路施設や汚水を浄化して河川に放流するための浄化センターの整備等に、上水道施設より多額の費用を必要といたします。これらのことから、下水道料金は上水道料金より高くなっております。

○議長（大川末長君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 ありがとうございます。2回目の質問に入りたいと思います。

下水道の普及率はわかりました。約88%ということですが、接続すれば水洗化率も上がるということで理解していいかと思いますが、今年度はどれくらいの接続目標を考えておられるのか、具体的な数値があればお聞かせください。

次に、普及啓発については、タイムリーで広報みなまたに掲載されておりましたので、今、答弁いただいたように少しでも啓発のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

また、広報で合併浄化槽の補助金の記載はありましたが、下水道工事の補助金はないのかということをお答えいただきたいと思ひます。

最後に、上水道・下水道料金については、使用水量で決まるということですが、上水道で使用した水が全部下水処理場に流れ込むということは考えられないと思ひます。例えば、家の前に畑や花壇があればその散布をした水、または、車などを洗った水などは下水処理場には流れ込まないと思ひますけれども、こういった少しの水の量ですが、控除する方法はないのか、以上、3点お願ひします。

○議長（大川末長君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 岩村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず1つ目、今年度の接続の目標はどれくらいかということですが、市の水洗化促進計画に基づきまして、今年度は八ノ窪町、汐見町、山手町、桜井町などの下水道に接続をされていない御家庭、約150件を戸別に訪問いたしまして、接続のお願いをいたします。具体的な数値でありますけれども、現在の水洗化率が87.93%でございますので、できたら90%に近づけるように努めていきたいというふうにお願ひしております。

それから、2つ目の合併処理浄化槽には補助金があるが、下水道への補助金はないのかという御質問でございますけれども、下水道への補助金は現在ございません。ただし、融資あっせん制度というのがございます。これは市が金融機関に融資のあっせんを行い、融資資金の償還が完了

した後に、利子の全額を市が助成するという制度でございますので、こちらのほうを御利用いただきたいというふうに思います。

それから3つ目なんですけれども、下水道料金で、その使用の水量ですね、これは上水道でしておりますが、この全部が水処理場には流れていかないのではないかと御質問だったかと思っております。

確かに全部は流れていきませんし、例えば花壇とか洗車等に使われる場合には、そのまま地面に流れるというのが現実でございます。ただ、下水道の料金の算定基礎となります下水道の使用水量につきましては、先ほど答弁を申し上げましたとおりでございます。上水道の使用水量ということにしております。

その理由の1つとしましては、汚水の排出量、これを正確に測定することは困難といえますか、不可能でございます。したがって、現実的に算定する場合には、そういった若干のロスがございますけれども、多少の誤差はありますが、下水道料金の設定におきましては上水道の使用料ですということで、これは全国の自治体が採用しておりますし、また条例に規定されているというところでございます。

ただし、営業等で使用する水の量が下水に排除する汚水の量と著しく異なると、こういった場合には、申告により汚水の量を市が認定するとか、あるいは計量装置により下水道の使用料を控除することができますので、そういったことで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（大川末長君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 それでは、最後の質問になると思います。

ぜひ目標90%の接続率を頑張りたいと思います。基本的には、一般家庭での控除は難しく、汚水量として算定されているということですが、家庭菜園や花壇の取り組みは、環境にも優しく環境モデル都市をうたっている水俣市にとっては大変いいことだと思いますので、行政としては、それらに取り組んでおられる市民の方々の気持ちを少しでも酌んでいただき、これからも勉強していただき、少しでもできるようによろしくお願ひしたいと思います。

今後、下水道の使用料については、値上げ等の議論が出てくる時期も来ると思います。来年度には、消費税のさらなる値上げの可能性も言われております。使用料については、慎重に検討していただき、公共下水道の目的である水環境の保全と整備、公衆衛生の向上、居住環境の改善ということを市民の皆さんにいま一度周知していただき、できることであれば、小学生や中学生の社会科見学の施設見学として浄化センターなどの取り組みも考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大川末長君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 今、岩村議員のほうより提案がございました、小学生や中学生の

浄化センターの社会科見学という提案ですけれども、これまでもそういった施設の見学ということで、たくさんの方がおいでになっておられます。特に、小学校5年生ですか、下水道に関する勉強をするということを聞いておりましたので、そのときに生徒さんを連れてこられると、もちろん生徒さんじゃなくて、先生も勉強をされるということでございますので、市としましては、そういったものは積極的に受け入れといたしますか、ということにしております。

それと、浄化センターを実際見学していただきますと、汚水がBOD（生物化学的酸素要求量）で200ppmぐらいで入ってきて、非常に汚い水が入ってくるんですけれども、いわゆる最初沈殿池からエアレーションタンク、それと最終沈殿池までいった後、放流されるときには非常にきれいな水になっております。BODで約数ppmまで落ちます。飲めるような感じの水になっておりますので、ぜひそういったものを見学していただいて、そういう公共水域の保全という面では、きれいになりましたよということで、費用もかかるということも改めて勉強していただければと思いますので、こちらとしてはぜひ積極的に受け入れをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 以上で岩村龍男議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後2時23分 休憩

午後2時33分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を行います。

次に、中村幸治議員に許します。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 皆さん、こんにちは。

水俣クラブの中村幸治です。

やっと質問が回ってきたということで、最後から2番目の質問になりますがよろしく願いいたします。

今年の夏は、皆さんも御存じのとおり雨が多く、いろいろなところに影響が出ています。特に、夏野菜の値段の高騰は、私たち庶民にとっては頭の痛いことです。全国的には多くの災害が発生し、特に広島の土砂災害については、多くの犠牲者が出ました。災害に遭われた方々へのお見舞いと、亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたします。

それでは質問に入ります。

1、教育について。

6月議会終了後、吉本教育長が新しく就任されましたので、次の質問をいたします。

(1)、教育長の教育に対する基本的な考え方について。

①、教育長は現在の教育のあり方をどのように捉えているのか。

②、教育長としての今後の教育方針をどのように考えているか質問します。

次に、教育委員会制度改革について質問いたします。

今年の通常国会に提出をされた地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案が可決しました。

これは大津市で起きた中学生のいじめによる自殺事件に対して、教育委員会が十分に機能しなかったことが、1つのきっかけとして見直されたものです。

改正の中身は、教育委員長と教育長の一本化として新教育長を新たな責任者とする。教育委員会の会議は教育長が招集する。首長は、総合教育会議を設ける。会議は首長が招集し、教育委員により構成される。首長は、総合教育会議において教育委員と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して教育の振興に関する施策の大綱を策定する、この法律は平成27年4月1日から施行するとなっています。そこで質問します。

①、教育長はこの制度改革をどのように捉えているのか。また、教育委員はどうか。

②、今回、首長主宰の総合教育会議が新しく制度化されたが、この会議について教育長はどのような見解を持っているのか。また、教育委員はどうか質問いたします。

次に、防災について質問いたします。

今年は全国で多くの災害が起き、多くの方が亡くなっています。幸い水俣は大きな被害もなくほっとしているところです。しかし、いつ犠牲者が出る大災害が起きるか誰もわかりません。自分の命は自分で守ることの大切さ、行政としてどのようにして市民の命を守るのか、大変難しい問題です。

今回私は、2つのパターンについて、避難を中心とした質問をいたしたいと思います。

まず、台風8号時の避難勧告について質問します。

①、当市の避難勧告基準はどのようになっているのか。

②、今回の市民への避難勧告はどのような伝達方法だったのか。

③、避難勧告に対して各地区自主防災組織の動きはどうだったのか。

④、今回の避難勧告に対してどのような検証を行ったのか。また、今後の検討課題はあったのか、あったとしたらどのような課題でその対策は何か。

次に、広島土砂災害について質問します。

①、平成15年度水俣土石流災害との比較検証はしたのか。検証したのであれば、その内容と判明した課題は何か。また、判明した課題に対しての対策はできているのか。

②、水俣市の初動体制等で広島土砂災害を想定した場合、住民の安全は確保できると思うか質

問いたします。

次に、肥薩おれんじ鉄道水俣駅について質問します。

(1)、肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理について。

①、肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理責任者はどこなのか。

②、管理委託の決定権はどこなのか。

(2)、肥薩おれんじ鉄道水俣駅周辺整備について。

①、肥薩おれんじ鉄道水俣駅周辺整備はどのようになっているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 中村議員の御質問に順次お答えします。

まず、教育については教育長から、防災については私から、肥薩おれんじ鉄道水俣駅については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（大川末長君） 教育について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 中村議員の教育についての御質問に順次お答えします。

まず、教育長の教育に対する基本的な考え方についてからお答えします。

現在の教育のあり方をどのように捉えているのかとのお尋ねですが、先般、高岡議員に教育に対する基本的な考え方についてお答えしました。そのとき私は、子どもの伸びる素質を育てるのが教育であるとの信念を持っていると述べました。

かつて生涯学習課に席をおき、青少年の健全育成を担当していたことがありました。そのときから、家庭の教育力がだんだん弱くなっていると、ある意味、子どもたちの育ちの環境に危機感を感じていたことがありました。子どもたちの伸びる素質を阻害する要因はいろいろと考えられますが、大根っこのところで、家庭の教育力が低下していることが重大な問題であると認識いたしております。ひいては、そのことから学校教育が成り立ちにくくなるとか、他人との人間関係がうまく結ばず、いじめなどに変質していくといったケース、現状が見えてくるものと思います。

すなわち、親の意識が子どもの育ちに影響を与えていると思います。自分が楽をしたい、自分の都合を優先させたい親は、子どもの育ちについて無意識になり、その無意識、無頓着に気づくことはありません。今の時代、育ての受け渡しができにくくなってきたような気がしています。親の自己都合に育てが優先されたとき、子どもはあしたへの生きる力を見失うのかもしれない。

次に、今後の教育方針についてお答えします。

今まで、るる家庭の教育力に力を注ぎたいと申し述べましたが、そのことを基本にした上で、学校での教育を充実してまいりたいと思います。

そのためには、校長先生のリーダーシップのもとで、まず先生たちが信頼される先生になること、みずからのブランド力を高める自己研償に努めていただきたいと思います。家庭にあっては、子どもたちに安心の居場所があって、地域の人々から支えられ、学校においては信頼できる先生がいて、学習にも身が入る、みずからも毎日が楽しく、友達とも良好な関係ができて、この学校が好きになる、そのような子どもたちの教育環境を整えてまいりたいと考えています。

次に、教育委員会制度改革のうち、教育長はこの制度改革をどのように捉えているのか。また、教育委員はどうかについてお答えします。

本年6月13日に教育委員会制度に関して定めてある地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が成立し、平成27年4月から新たな教育委員会制度が施行されることになっております。新制度のポイントとしては、教育委員長と教育長を一体化した、新教育長の設置及び首長が主宰し、教育行政について協議する総合教育会議の新設が挙げられています。

現行では、教育委員会の代表である教育委員長は非常勤であり、実際は常勤の教育長が教育委員会事務局を指揮・監督し、具体的な事務執行の責任者となっています。そのため、責任の所在が曖昧になっていると言われております。しかし、新制度では、常勤の新教育長が教育委員会の代表として指揮・監督することから、責任の一本化が図られ、新教育長の権限が強化されることが期待されています。

このように、新制度では、教育行政における責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築が図られ、また、地域の民意を代表する首長と教育委員会の連携が図られることで、教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることができると、私、そして教育委員ともに考えております。

次に、首長主宰の総合教育会議が新しく制度化されたが、この会議について教育長はどのような見解を持っているのか。また、教育委員はどうかについてお答えします。

新制度で新たに設けられる総合教育会議は、首長が教育長及び教育委員を招集し、会議は原則公開となります。また、必要に応じ、意見聴取者の出席を要請し、審議を慎重にできるようになっております。

総合教育会議で審議する主な内容は、①、教育行政の大綱の策定、②、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、③、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置等です。このようなことから、首長と教育委員会が協議・調整することにより、ともに教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能になります。しかし、政治的中立性の確保とい

う観点から最終的な執行権限が教育委員会に留保されていることを踏まえなければならないと、私も、そして教育委員も考えております。

○議長（大川末長君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 2回目に質問に入りたいと思います。

まず、教育長の教育に対する基本的な考え方と、教育委員会制度改革について、今答弁を伺ったところです。まず教育についてですが、教育は義務教育、それから幼児教育、家庭教育、そして生涯教育というそのような教育があると思いますけど、家庭教育については高岡議員も質問され、答弁があり、今も答弁をいただきました。私は人間の基礎をつくる上で家庭教育あるいは幼児教育、これは大変重要なことだというふうに考えております。皆さんも御存じのとおり、三つ子の魂百までという教えがあります。来年は、子ども・子育て新支援制度がスタートしますが、教育長として保育園と幼稚園との連携、これについて、どのような考えをお持ちか、1つ伺いたいと思います。

それと、部活動についても教育の大切な一環であるというふうに私は思っております。その教育の一環である部活動についてはどのような考えをお持ちか、質問したいと思います。

次に、教育委員制度改革について質問をします。

この法律の一部を改正する要綱を見てもみますと、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を総合教育会議において協議した上で定めるものとするというふうに書いてあります。

そこで質問なんですが、ちょっとこの文がわからんもんですから、質問したいんですけど、教育基本法第17条の基本的な方針とは、教育基本法を見てもみますと、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定めるというふうにあります。具体的にどうということなのか質問したいと思います。

次に、この法律は首長の権限を教育に取り入れたものというふうになっていると思います。

一方では、教育委員会の組織として法律改正前は先ほども教育長からありましたけど、教育委員の中から選出をされた教育委員長というポストがありました。しかし、今回の改正で教育長1人に一本化され、教育長の権限が強化された形というふうになっていると思います。

そこで質問します。教育について、最終決定権、これがあるのは首長なのか、教育長なのか、どちらと考えるのか。そこを質問して、第2の質問とします。

○議長（大川末長君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 教育長として、保育園、幼稚園との連携、どのように考えているのかと

いうことでございましたけれども、子どもの育ちを支えるために、最も重要な役割を果たしているのは家庭だと言えます。また、子どもが多くの時間を過ごし、そして親しい人間関係を築く場として、幼稚園あるいは保育所等がございます。さらに、子どもたちにとっては、地域社会は豊かな成長の機会を提供しています。幼稚園や保育所は家庭での成長発展を受けて、家庭の外の広い世界に子どもを導きます。そして、子どもたちが集団生活を営みながら、さまざまな活動や協働して行うような遊びを通して体験的な学びを重ねていく場であると考えています。また、小学校以降の生活の学習の基盤を培う機関でもあると考えています。小・中学校の義務教育課程へのつながりを視野に入れることによって、就学前教育における生きる力の基礎の育みがより確かなものになっていきます。

以上のことから、幼稚園、保育所等及び小・中学校が共通の視点や方向性を持ち、連携し合っていくことが、子どもの成長や発達にとって大変重要であると、そのように考えております。

みずからのことで大変恐縮なんですが、私が子育ての最中に、私は人生の大先輩から子育てはつが取れるまでが大事と教えていただきました。1つ、2つのつが取れるまでは、手間をかけて育て、愛情いっぱい注いでやらなければなりません。そして、9つのつが取れて、十になったときから、親は子どものことべったりではなく、遠くに見ながら、肌感覚で近くに感じ、成長を促すものであるに違いないと、私は思っております。

それから、部活動についてどうかということでもございました。中学校の学習指導要領では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるように留意すること、その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようなことなどを示してございます。部活動は、異なる学年や学級の児童・生徒との交流を深めることができると、そして運動の楽しさや、喜びを味わうことができる。児童・生徒の心身の健全な育成・発育を促進し、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的であると、そのように思います。

そしてまた、好ましい人間関係や社会性をそこで培っていく、育成することができると、そういった児童・生徒が互いに協力し合って友情を深める力など、豊かでたくましい人間力を培う活動で、児童・生徒にとってもとても有意義な活動であると、そのように捉えています。

それから、教育基本法第17条に基本的な計画を定めるとあるが、どういうことかということでもございましたけれども、教育基本法の改正の交付・施行が平成18年12月に行われ、この中で第17条教育振興基本計画として新設されております。

内容としては、国・地方公共団体が、総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本計画を定めることについて規定をしております。国においては、基本的な計画を定め、国会に報告し、公表すると、そのようになっています。また、地方公共団体においても、教育の振興のため

の施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならないと思っております。一応、17条に書いてあることはそのようなことで、基本的な計画をつくるんだということでございます。

それから、教育行政について、最終決定権があるのは首長、教育長どちらなんですかということですが、新教育委員会制度では、首長と教育委員会が総合教育会議で協議調整すると、あくまでも協議調整するということになっております。そのことで、ともに教育行政の方向性を共有して、一致して執行に当たることが可能になります。ただ、しかし、政治的中立性の確保という観点から、最終的にはこの教育行政について、執行権限は教育委員会に留保されていると、委ねられているということでございます。そのような認識を持っております。

○議長（大川末長君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 答弁ありがとうございます。

3回目の質問ですけど、まず部活動についてなんですが、県の教育委員会、これが小学校の部活動に対して学校主導、これから外部組織への段階的に移行する方針をたしか打ち出されたんじゃないかなと思います。教育長はこの件に対して、今後どのように取り組んでいかれるつもりなのか、これを1点お伺いしたいと思います。

それから、教育委員会の制度改革、これは市長の権限、これがやっぱり教育行政にかかわる重大な方向転換をした法律ということになっていきますので、教育長の話は聞きました。

そこで、市長がこれについて、どういう考えを持っておられるのか、1つ、これを質問として3回目の質問にしたいと思います。

○議長（大川末長君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 県の教育委員会が示しました小学校の部活動に対する方針に対して、今後どのように取り組んでいかれるのかということでございますが、小学校においては、部活動や社会体育、そして地域のクラブチームなどで、児童が自分の好きなスポーツを楽しんでいます。各小学校における部活動は、児童数の減少により部活動数も減少しています。また、年度によってはチーム人数が集まらず、対外試合ができないと、そういった状況があります。そしてまた、指導できる教師が少なくなり、外部指導者を活用しているなどの課題もございます。しかし、児童と教師の人間関係の深まりや授業とは違った児童の姿を、その中から見つけることができるなど、部活動は児童にとっても教師にとっても大切な教育活動であると、そういう考えを持っています。

これまでも小・中学校が児童・生徒や保護者の要望、指導者等を考慮し、社会体育へ移行したり、部活動を続けて運営したりしていますが、受け皿や指導者の確保、それから学校との連携、部活動の目的の共通理解、それと一番大きいものの1つに運営資金等の問題が解決しなければならないと、そういうことを考えておりますので、そういった問題を解決しながら検討を今後進め

ていきたいというぐあいに考えております。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 教育委員会制度改革についてですけど、今まで教育委員会のいろんな課題というものを踏まえた改革だというふうに思っております。今までも市長の権限として、予算編成とか執行という部分にはかかわっていたわけですが、今後は一般行政と教育行政の密接な連携が必要になっていくというふうに考えております。

また、今後、市長として教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策についても、目標や方針を水俣の実情を踏まえた形で大綱をまとめるということでございますので、そういったものに尽力していきたいと思っております。市長の教育分野に対する責任というものは、やはりそれなりに大きくなっていくと思っておりますので、身が引き締まっているところでございます。

私も子ども3人育てまして、ずっと10年以上PTAさせていただいたり、今も一小には読み聞かせに行っておりますけど、学校とかいうものは非常に私も興味があるところでございますので、そういったものも何かしら経験が役に立てばなというふうに思っております。最終的には、市長と執行権限を有する教育委員会が協議調整するというふうに先ほど言われましたけど、そのようになっていると思っております。その中で、教育政策の方向性が共有していければというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 次に、防災について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、防災についての御質問に順次お答えをいたします。

まず、台風8号時の避難勧告についてのうち、当市の避難勧告基準はどのようになっているのかとの御質問にお答えをいたします。

当市の避難勧告等の発表基準につきましては、水俣市地域防災計画で定めており、雨量、河川、土砂災害、暴風・高潮、地震などによる津波と各種災害ごとにそれぞれ雨量や河川水位、熊本地方気象台や県が発表する各種気象情報などをもとに設定しております。

今回の台風8号での避難勧告の発表につきましては、当市に台風の暴風域が入るとの予想であったため、7月9日の午前10時に災害対策本部を設置いたしました。災害対策本部は、計7回開催し、7月9日午後7時に開催しました第3回目の災害対策本部会議で市内全域への避難勧告を決定し、午後7時10分に市内全域へ避難勧告を発表しております。

次に、今回の市民への避難勧告はどのような伝達方法だったのかとの御質問にお答えします。

避難勧告の市民への伝達方法につきましては、まず、避難勧告が決定した時点で、電話により各自主防災組織の代表者へ連絡を行い、住民の方々への情報伝達をお願いしています。並行し

て、市の防災行政無線、熊本県防災情報メールサービス、NTTドコモのエリアメール、au・ソフトバンクの緊急速報メールで情報を配信しました。また、避難勧告の発表に関して、各種防災機関、報道関係機関へFAXで情報を提供しました。このほか、消防団、消防本部へ巡回・広報活動を依頼し、住民の方々へ情報を伝達したところであります。

次に、避難勧告に対して、各地区自主防災組織の動きはどうだったのかとの御質問にお答えいたします。

台風8号への各自主防災組織の活動等を把握し、今後の対策につなげていくため、各組織の代表へアンケート調査を実施いたしました。

アンケートについては、26地区中20地区から提出があり、自主防災組織が行った主な活動として、市からの避難勧告の連絡を受け、地域の連絡網を通じて住民へ情報伝達を行った。役員で対策会議を実施した。自主防災組織単独、または消防団と連携し、地域の巡回、避難の呼びかけ等を実施した。避難所の運営を実施したなどで、避難勧告発表前に自主避難の呼びかけを行った組織もありました。

次に、今回の避難勧告に対してどのような検証を行ったのか。また、今後の検討課題はあったのか。あったとしたらどのような課題でその対策は何かとの御質問にお答えします。

台風8号に関する検証につきましては、まず、避難所開設要員等の職員や各自主防災組織代表者からの意見・課題を取りまとめるという形で実施しました。職員からの意見としましては、避難所の設備・備品、対応に関する意見がありました。また、地域からもいろいろな意見をいただきましたが、今後の課題と思われるのは避難所がわかっていない、ハザードマップが活用されていない、避難される方が少ないなどの意見で、中でも防災行政無線の放送内容が聞き取れなかったとの意見は複数の地域から出されております。

台風8号への対応等で明らかとなったこれらの課題につきましては、できることから適宜改善できるよう取り組んでいきたいと思っております。

次に、広島土砂災害についてのうち、平成15年度の水俣土石流災害との比較検証はしたのか。検証したのであればその内容と判明した課題は何か。また、判明した課題に対しての対策はできているのかとの御質問にお答えいたします。

8月20日に発生した広島市での土砂災害につきましては、数時間で集中的・局地的に300ミリ弱のまとまった雨が真夜中に降ったということで、平成15年7月20日に発生した水俣土石流災害及び平成24年7月12日に発生した熊本広域大水害に発生の様態が酷似していると感じました。

広島市での土砂災害も水俣市での土石流災害も、いずれも猛烈な雨が降り出してから数時間の間に土砂災害が発生しているため、集中的・局地的に降る豪雨に対して、的確な気象情報の収集・伝達、避難勧告や避難指示の決定・伝達、避難所開設などの災害対応が実施できる市の防災

体制の構築が必要となります。

市では、熊本広域大水害を教訓として平成25年度に各種災害ごとに災害対策本部の設置基準を定め、いずれかの基準を超えた場合は災害対策本部を設置し、早目早目の対応を行っていくこととしています。

しかしながら、市の対応だけでなく、市民が自分の地域の危険箇所を認識し、危険を感じたときは、早目に安全な場所へ避難する。このことを日ごろから考え、いざとなったらずぐ避難できるようにしておくことも重要であります。

広島市の土砂災害では、被災に遭った地区の住民が土砂災害の危険箇所だという認識が薄かったことも被害の拡大につながった1つの要因であると思われます。そのため、まずは、土砂災害の危険箇所等に関して、市民への周知徹底が喫緊の課題であると考えております。土砂災害危険箇所等の周知につきましては、今年度計画しております土砂災害防災訓練や地域での防災講演、自主防災組織リーダー研修会、災害図上訓練などを通して、自主防災組織などと連携しながら進めていきたいと考えています。

次に、水俣市の初動体制等で広島土砂災害を想定した場合、住民の安全は確保できると思うかとの御質問にお答えします。

被害の大きかった広島市安佐南区八木地区での土砂災害が水俣市で発生したことを想定して考えてみますと、当地区の土砂災害発生までの経緯としまして、土砂災害が発生した前日、8月19日の午後9時26分に大雨・洪水警報が発表され、翌8月20日の午前1時15分に土砂災害警戒情報が発表されています。土砂災害警戒情報が発表されたときまでの累計雨量は国が設置している雨量計で60ミリを記録しています。その後の雨量は、20日の午前1時から2時までの間に21ミリ、2時から3時までの間に87ミリ、3時から4時までの間に79ミリと2時から4時の間に猛烈な雨が連続して降っており、3時20分から40分の間に土砂災害が発生したとされています。なお、1時間に120ミリ以上の猛烈な雨が降ったとして、午前3時49分に記録的短時間大雨情報が発表されています。広島市の対応については、午前3時30分に災害対策本部を設置し、午前4時30分に安佐南区に対して避難勧告を発表されています。

水俣市での対応を考えますと、19日の午後9時26分の大雨・洪水警報の発表に伴い、1号配備体制での災害警戒に当たり、大雨・洪水警報の発表を防災行政無線で市民へ伝達します。翌20日午前1時15分の土砂災害警戒情報の発表に伴い、防災行政無線、NTTドコモのエリアメール、au・ソフトバンクの緊急速報メールで市民へ情報を伝達するほか、自主防災組織代表者へ土砂災害警戒情報の発表及び今後の気象見通しを伝達します。土砂災害警戒情報は土砂災害に関する災害対策本部の設置基準であることから、午前1時15分後、速やかに災害対策本部を設置することになります。

災害対策本部員の参集、意思決定などの時間を考慮しても、土砂災害の発生前に自主避難の放送や避難勧告等の発表はできるものと考えておりますが、午前2時から猛烈な雨が降っており、避難所への避難は難しい場合も考えられます。この場合は、土砂災害危険箇所に含まれていない隣近所の家などへの避難、それができない場合は、家の中で最も安全性が高いと思われる家の2階、崖の反対側などへの移動といった屋内での安全確保など命を守る最大限の避難行動を行うこととなります。

土砂災害の危険箇所、早目の避難、また、これらの避難行動等を市民一人一人が十分に認識していただくことも大切なことであり、市としましても自主防災組織や関係機関と連携をとりながら、引き続き市民の安心・安全のため、周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 丁寧な答弁ありがとうございます。

まず、台風8号の避難勧告の伝達方法ということで、答弁の中に自主防災組織、これは電話網を利用した連絡の方法だと思います。それと防災無線、それと消防団による巡回広報、メール、また報道機関などによる方法をとったという答弁がありました。避難された市民、これの数は前もっていただいています。多いときで374人という市民の方が避難をされました。これだけの市民がどこの地区からどのような方法で避難勧告を知り、避難したのか。これは自主防災組織の活動にとって大変重要な資料となると思いますので、避難された人たちは、どの伝達方法で避難勧告を知り、避難されたのか把握をしているのか。それと、開設した避難所に避難された人たちの地区別人数は把握をしているのか質問をしたいと思います。

それから、一応私の携帯メールの中にも、この当日メールが相当入ってきています。というのは7月9日13時6分、このときには議会事務局より避難所の開設をしましたというお知らせです。この内容としましては、本日15時、市内21カ所に避難所を開設するというようなメールが入っています。自主防災組織、地域のほうには14時30分に水俣市より市管理避難所の開設、この連絡があったということで、地域のほうには1時間25分ぐらいおくれて報告というか、避難場所の開設というのがあっているみたいです。

それで、そのときには自主防災組織のほうには17時に防災無線で市民への呼びかけを行うということになっていたみたいです。その後、地域のほうに15時に17時の避難開設を繰り上げるという連絡があったということで、これを見てもみると、その後避難勧告が出たのが19時10分ということですので、相当な時間を持って、余裕を持って避難勧告を出されたという経緯が見えます。

そこで質問なんですけど、市役所の体制が整い、避難勧告基準に達し、避難勧告を決定します。決定した時点から避難開設を始めて、そして市民への周知、これを行うまで最短どれくらいの時間がかかるのか質問したいと思います。

次に、今回の避難勧告に対して検証と課題、対策について1回目の質問をしました。課題については、避難所がわかっていない。またハザードマップが活用されていない。それから避難される方が少ないなどの答弁がありました。これに対して、対策が1回目の答弁ではつきりしませんでしたので、対策について再度質問したいと思います。

それから、もう一つの課題として、これが一番大切なことなんですけど、防災無線が聞こえない、あるいは聞き取れないという多くの声があったという答弁をいただいております。防災無線については、野中議員も一般質問されました。私は次の質問をしたいと思います。戸別受信機を全戸に取りつけるか協議をされていますが、取りつける目的が何なのか。また、戸別受信機にはどのような機能があり、本市としてはどのような機能を必要としているのか質問したいと思います。

次に、広島土砂災害についてです。

この災害と平成15年の水俣土石流災害、これは答弁でもありましたとおり、似通ったところがあるということです。それは、数時間で局地的にまとまった雨が、それも真夜中に降ったということです。

そこでちょっと質問したいと思います。このような状態の中で市民への周知はできるのか、またその方法は何が効果的と思うか質問します。

以上、これが2回目の質問です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 5点だというふうに思いますけど、もし漏れていたらまた言っていただければと思います。

まず、台風8号のときに避難された方は、どの伝達方法か把握しているかということでございますけど、防災行政無線、そして先ほど言いましたように携帯メール、消防団の自主防災組織等の呼びかけ、また自主的な判断で避難されたというふうに思っております。

そして、どの地区から避難されたのかというふうな御質問だったと思いますけど、武道館には洗切、八幡、築地地区の方が避難を行ったというふうに大体こちらで把握しております。大体、避難所の周辺には、やはりお近くの方が来られているということでございますけど、市役所の秋葉会館、総合体育館、そして南部館、もやい館等は周辺の地域以外からもたくさんの方が来られたというふうに把握をしております。

それと、最短でどのくらい時間がかかったかということでございますが、整ってから、そして避難勧告をするまでの時間でございますけど、これにつきましては、避難所開設の意思決定後、大体1時間ぐらいで開設ができたというふうに把握をしております。

それと、防災行政無線の件でございますけど、目的と機能ということの御質問だったというふ

うに思います。やはりもう戸別の受信機というものがありますと非常にわかりやすく伝達ができるというふうにも思っていますし、こういったものには今録音の機能というのもあるというふう聞いておりますので、そういった機能がありますと、非常にいいのかなというふうに思っております。それと、停電しても乾電池等で動くということがメリットかなというふうに思っております。

それと、広島県の災害を受けまして、どういった避難、周知が効果的かということですが、やはり一番は先ほどからお話をしております防災行政無線、これを昨日からいろんなお話がありますが、財源の問題さえクリアできれば、やはりこれが一番最も効果的な伝達方法だというふうに認識はしておるところでございます。

○議長（大川末長君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 一応、行政の仕事は何でしょうかということなんですけど、きのうの市長の答弁の中で、市民の財産と命を守ることだということをしてたしか言われたんではないかなというふうに思っております。実は、私も一応それが一番肝心なことだということを思っています。もし、そうであるとしたら、行政として災害時に1人の犠牲者も出さない、こういう努力、これはすべきではないかなというふうに思っています。これが一番肝心なことかなということです。

今回の広島県の災害、または平成15年の水俣市の土石流災害、これは先ほども言いましたように、真夜中に起きています。このような状況の中で、犠牲者を出さないためには、まず市長の答弁でもありましたとおり、日ごろからの市民の避難に対する意識、これをどうやっていくのかということと、それともう一つ一番大事なことは、真夜中に危険を知らせる方法、これを真剣にやっぱり考えてもらいたいというふうに私は思っております。

そこで質問なんですけど、まず避難に対する意識、これについては、やっぱり地域においては避難訓練、またあるいは危険箇所等の把握、それから災害に応じた避難場所の再確認、また、ハザードマップを活用した危険箇所の確認など、各自主防災組織、そういうところで相当話し合いをして、いろんな場面で勉強したりしてもらいたいと思います。

今、市のいろんな訓練等は、多分地域の代表、その中でとまってしまっているんじゃないかなと思うんです。だから、そこをもう少し地域のほうに力を注ぐという格好で、市として積極的にアドバイス、あるいは指導をするべきだと思いますが、その考えについてどうか質問したいと思います。

それから、真夜中に危険を知らせる方法として、やっぱり防災無線が一番、市長もたしかそう言われたんじゃないかなと思いますけど、しかし、その防災無線が機能していないという現状があるということです。要するに聞こえないとか、そういういろんな意見が出てきています。特に広島県のときも防災無線を8時ぐらいですか、早い時期に防災無線の連絡をしているんです。とこ

ろが、それは窓が閉まっていたりとか、雨の音で聞こえなかったとか、いろんな現状の中で、そういう災害が起きたという可能性もあるんじゃないかなということをおもっています。

そこで、真夜中で雨が強く降る、または窓を閉めて眠りにについている住民の命を守るためには、その住民を何か大きな音で起こしてやるとか、知らせる、そういう方法、これが危険を知らせる、その方法が一番大事なのかなと、そのためには戸別受信機の機能を利用する、これが一番の方法だというふうに私はおもっています。

戸別受信機というのは、グループ分けとかいろんな機能がついているんです。先ほども機能の質問しましたが、土石流災害の危険箇所とか、そういう地域が前もってわかっていますから、そういうところをグループ分けしておいて、もし危険が迫った地域、そういうところがあったならば、親局から緊急呼び出しをして、そういう操作、そして住民に危険を知らせ、避難を呼びかける、こういうことが戸別受信機はできるという、そういう機能を持っています。

そこで質問なんですけど、住民の命を守るために、やはり戸別受信機を設置して、そういう機能を利用すべきだというふうに私はおもいますが、それについてどう思うか、その質問を3回目の質問とします。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 2点ありまして、どんなふうに市民の方に指導していくかということだというふうにおもっています。

御指摘していただいたように、市が情報を流しても、その情報が市民の命を守る行動につながっていかないということは、非常に残念でございます。そういうことにならないようにしたいというのが一番でございます。その中で、やはり訓練、そういったものを充実していくこと、そして地域の自主防災組織活動についてもこれまで以上に積極的にアドバイス、指導等を行っているかなければいけないというふうに思っているところでございます。

戸別受信機につきましては、もういろんな形でここで答弁もされておりますけど、基本的にはやはり先ほど言いましたように、財源をどうにかしてクリアしていきたいということと、そういった機能がどんどん進んでおります。ですから、いい機能で安くというふうになりますと、ずっと待っていると、最終的にはそうなるんでしょうけど、どの時点で採用していくか、そういった機能をフルに活用できるような戸別受信機を導入できるような形を今から防災行政無線整備検討委員会というのがございますので、その中で検討を進めていきたいというふうにおもっています。

○議長（大川末長君） 次に、肥薩おれんじ鉄道水俣駅について答弁を求めます。

門崎総務企画部長。

（総務企画部長 門崎博幸君登壇）

○総務企画部長（門崎博幸君） 次に、肥薩おれんじ鉄道水俣駅について順次お答えいたします。

まず、肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理についてのうち、管理責任者はどこなのかとの御質問にお答えいたします。

肥薩おれんじ鉄道水俣駅の管理責任者につきましては、平成16年の開業当初より水俣駅の所有者であります肥薩おれんじ鉄道株式会社になります。

次に、管理委託の決定権はどこなのかとの御質問にお答えいたします。

管理委託の決定権につきましても、所有者であり、管理責任者でもある肥薩おれんじ鉄道株式会社が独自に選考し、決定されております。

次に、肥薩おれんじ鉄道水俣駅周辺整備について、どのようになっているのかとの御質問にお答えいたします。

肥薩おれんじ鉄道水俣駅につきましては、駅舎の所有者であります肥薩おれんじ鉄道が、本市からの補助を受け、平成26年度末までに改修を行う予定としております。本市としましても、水俣駅周辺には、市の管理施設であるふれあい館や、駐輪場などがあります。駅舎改修に合わせまして、駅利用者の利便性の向上のための駐輪場や駐車場の再整備に加えまして、水俣を観光などを目的に訪れた方々をお出迎えするのにふさわしい水俣市の玄関口となるよう整備を行い、商店街への誘導にもつながるようなさまざまな角度からの検討が必要と考えております。

今後、庁内関係各課で協議する場を設けまして、駅周辺整備の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは2回目の質問に入りたいと思います。

水俣駅がJRから肥薩おれんじ鉄道に管理が移行した、その当初はたしか水俣駅については水俣市在住の方が委託を受け、管理をされていたというふうなたしか思っております。ところが、ある時期から水俣市在住以外の方に管理が移ったという現状がたしかあると思います。どのような経緯で変わったのか、私はちょっと知らないんですけど、基本的には水俣市在住のグループなりが管理をするべきだというふうに思いますが、水俣市としてどのような考えを持っているのか、1つこの件を伺ってみたいと思います。

次に、水俣駅周辺整備についてです。

水俣駅の整備については、答弁の中でもありましたように、整備が進んでいくということは決まっていますが、やはり地域の活性化、これを行うためには周辺整備、これも必要になってくるんじゃないかなというふうに私も思っております。今後、どのような方法で周辺整備計画が進んでいくのか、私も大変興味を持っているところです。

まず、計画を立てるときに重要なことは、地元の皆さん、特に駅周辺、そういう人たちの意

見、これもよく聞いて、それをまた調整して集約をしていくと、計画を立てていくということが大事だということを私自身思っていますので、その地域の人たちの意見、こういうことをお聞きする、そして計画を立てていくということをどのように進めていかれるのか、その1点をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（大川末長君） 門崎総務企画部長。

○総務企画部長（門崎博幸君） それでは、中村議員の2回目の御質問にお答えします。

まず1点目は、水俣駅の管理について、地元が管理すべきではないかというような御意見だったろうと思っています。

確かに議員御指摘のとおり、平成16年当時は地元の方が管理されておられたということでお聞きをしております。その後、いろんな経緯がありまして、現状は市外の佐敷駅を管理されている方が水俣駅のほうも管理されているということでございます。

管理につきましては、当然水俣でそういった地元の方が管理をしたいというような御希望があって、実際するということになれば、水俣の活力向上にもつながりますし、そういったことで地域の活性化にもつながってくるんだろうと思っていますので、そういった受け皿といいますか、そういった方がもしいらっしゃれば、当然それは地元のほうが受けていただいたほうが適当かなとは思っております。

それと2点目、駅周辺整備について、今後地元あるいはその地域の方々の御意見をどう取り入れていくのかというような御質問だったかと思っております。

この駅周辺整備につきましては、今現状としましては、まず駅の改修のほうを進めておるところでございます。具体的にまだ駅周辺整備について動き出すというところまでは至っておりません。今後関係各課が集まりまして、こういった形で水俣駅の周辺整備、シンボル等々も含めまして、こういった整備がいいのかということを検討していくことになります。議員御指摘いただいたとおり、当然、駅を利用される方々あるいはその駅周辺、近隣にお住まいの市民の方々あるいはいろんな観光関係、団体の方もいらっしゃいますし、そういった御意見も踏まえながら整備をしていくというのが大前提だろうと思っていますので、そういう形をどう取り入れていくのかということは、今後また検討させていただきたいと思っております。

○議長（大川末長君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 一応、水俣駅については、水俣市のほうも地元の方がおられれば、そちらのほうがいいのかなという考え方を持っておられるということです。

まず、肥薩おれんじ鉄道としてスタートをする時点で、やはりそれぞれの駅舎管理については、それぞれの地元でやるべきいう、こういう考え方が最初あったというふうにも伺っておりま

す。水俣駅を今後改修していくと、そして、新しく地域の拠点としてそういうことを考えるならば、やはり駅の管理については地元でやったほうが、いろんなところで動きやすい面が、特に行政も打ち合わせ関係等いろんな面で、そういう利便性が出てくるのではないかなというふうに私自身は思っています。

それで、今受けておられる方は佐敷の方ということなんですけど、やっぱり肥薩おれんじ鉄道としては、1年1年の更新だということなんですけど、継続という格好で今現在進んでいる。そういう実態があるんじゃないかなというふうに、私はお聞きしていますので、水俣市として、やっぱり水俣駅の官舎の管理については、地元のほうでぜひできないかなという、そういう意見なり、提言をやっぱり肥薩おれんじ鉄道のほうに今後やっていっていただきたいというそういう考えを持っていますので、その点を1点だけ質問として、第3回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（大川末長君） 門崎総務企画部長。

○総務企画部長（門崎博幸君） 3回目の御質問にお答えいたします。

市としても駅の管理については、提言なりをしていく必要があるんじゃないかというような御質問だったかなと思っています。

今現状としまして、実際、駅を管理したいという方がいらっしゃるということは、まだ当方としては確認ができていない状況でございますけれども、ぜひやりたいんだというような手が挙がってくれば、そういう御意見を肥薩おれんじ鉄道のほうにおつなぎをするということは可能だろうと思っております。

○議長（大川末長君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後3時38分 休憩

午後3時49分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川上紗智子議員に許します。

（川上紗智子君登壇）

○川上紗智子君 こんにちは。

日本共産党の川上紗智子でございます。

遅くなりましたが、最後の質問ですので、どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、広島の土砂災害で犠牲になられた多くの皆さん方に御冥福をお祈りしたいと思います。

そしてきょうは、東日本大震災から3年半、死者1万5,889人、行方不明者2,601人、そして避

難などを余儀なくされている方々が24万人以上いらっしゃる、このことが新聞に報道されておりました。けれど、きょうの新聞のトップ記事は、川内原子力発電所、この記事でした。原子力規制委員会、川内原発、新基準に適合、審査書を正式決定、再稼働はこの冬以降、こういう見出しが躍っていました。私は何とも対照的だなというふうに思いました。

きのうのテレビのニュースで、東日本大震災の被災地の方が、もうあのことは忘れ去られているんじゃないかなと、おじいちゃんが言っていたら、堂々と事故の究明もされないまま、何がどう問題だったのかということが明らかにならないまま、原子力発電が再稼働に向けて動き出している、私は本当に許せないと思います。

先ほど、災害死を1人も出さない、こういう立場でやるべきではないかというお話がありました。そのために、防災無線は有効だ。だけど、なかなかお金が大変なんだというお話がありました。どこかに視察に行ったときもそんな話を私は聞いたような気がします。

これで死者を出さないんだったら、一人でも死者を減らせるんだったら、日本全国に政府がお金を使って、補助をしてつけよう、それぐらいのこともやってもいいのではないか。そのために必要なお金は、これまで湯水のように使ってきた原子力発電関係の予算を見直すべきではないか。また、防衛費が5兆円を超えていると言われています。このことにもメスを入れ、国民一人一人の安全、命を守るために、大きく予算の使い方を変えるべきではないかと切に思ったきょうでございました。

そこで、私は、子どもから、お年寄りまで安心して暮らせる、そんな水俣になっていくために、子どもの問題、高齢者の問題、きょうは質問させていただきたいと思います。

まず1つ目、子ども子育て支援新制度について。

来年4月からスタートする予定となっています、子ども・子育て支援新制度についてお尋ねしますが、まず、この新制度にかかわって今回3つの条例案が提案をされています。この条例案の内容の説明を求めたいと思います。

1つ目は、水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の内容はどういうものか。

2つ目は、水俣市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例とはどういうものか。

3つ目、水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例とはどういうものか。

次に、子ども・子育て支援法にあります子ども・子育て支援事業計画とはどういうものか。

5つ目、市内の保育所、幼稚園の定員と入所者の現状はどうか。

6つ目、市内学童クラブの定員と、入所者数及び指導員の配置はどうなっているか。

次に、介護保険についてお尋ねをいたします。

介護保険が始まった当初、家族で大変な思いをして介護している、社会全体で介護している、こういうことで介護保険が始まったように思っています。

ところが今、老老介護の問題、また若い人たちが介護をするために就職ができなかったり、また仕事が見つからなかったり、途中で職をやめざるを得ない、そんなことまで問題になっている、そんなテレビ報道があっていました。また、どんどん高齢者がふえていけば、介護保険は成り立つのだろうか、自治体の担当者の皆さん方は、不安に思っているんじゃないでしょうか。この介護保険制度が、ことしの6月に改正をされました。多くの皆さんの不安や心配に応える中身になっているのだろうか、私はそう思いながら見てみました。そこでお尋ねをいたします。

1つ目、ことし6月の介護保険改正で、要支援の人が利用する通所介護、訪問介護の見直しを決めたが、どういう内容か。

2つ目、この改正で、利用者及び既存の介護事業所に影響があるのか。

3つ目、水俣市において、要支援の人の介護サービス利用状況はどうなっているのか。

次に、3番目、住宅リフォーム助成についてお尋ねをいたします。

私が初めてこの住宅リフォーム助成制度、ぜひやったらどうかということはこの議場でお話したのは平成23年の6月議会でした。今回で5回目になりますが、今回は、さきの6月議会で、住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情が全会一致で採択をされましたが、これを受けて、きょうは質問をしたいと思います。

まず、市としてどのようにこの陳情採択を受けて、対応しているのか。このことをお尋ねして、本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 川上議員の御質問に順次お答えします。

まず、子ども・子育て新支援制度については福祉環境部長から、介護保険については私から、住宅リフォーム助成については産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（大川末長君） 子ども・子育て新支援制度について答弁を求めます。

松本福祉環境部長。

（福祉環境部長 松本幹雄君登壇）

○福祉環境部長（松本幹雄君） 子ども・子育て新支援制度について、順次お答えします。

まず、水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）の内容はどのようなものかとの御質問にお答えします。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まる予定ですが、この新制度で施設型給付が創設されます。これは、従来ばらばらに行われていた認定こども園・幼稚園・保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化する仕組みです。具体的には、国が定める基準により算定した費用の額を公定価格とし、公定価格から利用者負担を控除した額を市町村が負担することで、教育・保育が必要な就学前の児童へ財政支援を行うという仕組みです。

施設型給付を受けるためには、県の認可を受けた認定こども園、幼稚園、保育所が所在地の市町村から確認を受けなければならないとされています。つまり、市町村が条例で定める運営基準を事業所が遵守することで施設型給付を受けることができるようになるという仕組みが平成27年度から始まるため、その遵守すべき基準を示したのが今回の条例となります。

条例の内容は、第1章で総則を定め、第2章では特定教育・保育施設について、第3章では特定地域型保育について、施設・事業者が従うべき利用定員・運営等に関する基準を定めています。なお、市町村が確認したものを特定教育・保育施設、特定地域型保育事業といたします。

次に、水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の内容はどういうものかとの御質問にお答えします。

まず、家庭的保育事業等とは、水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）における特定地域型保育事業を指します。地域型保育事業は、平成27年度から新たに市町村認可事業となる、主にゼロ歳から2歳の乳幼児を対象とした主に20人以下の規模の小さい保育給付の制度です。この事業は、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4種あり、さらに小規模保育事業が6から19人規模のA型・B型、6から10人規模のC型の3種に分類されます。

A型は、保育所分園に近い類型で、C型は家庭的保育に近い類型、B型はA型とC型の中間型となります。A型・B型は保育所における保育士の配置基準に、さらに1名を加えた職員配置で事業を実施します。保育室等の広さは、保育所の基準と同等程度に定めています。2つのタイプの違いは、A型は職員全員が保育士等有資格者ですが、B型の職員は半数以上が保育士等有資格者であればよいとされ、より家庭的保育に近いものとなっています。C型と家庭的保育事業は、家庭的保育者により保育を実施する事業で、職員の配置基準・保育室等の広さは保育所と同等程度に定めています。なお、2つのタイプの違いは、家庭的保育事業は1から5人の規模で、小規模保育事業C型よりも規模が小さいものとなります。

事業所内保育事業は、事業所の従業員の子どもに加え、地域の保育を必要とする子どもを受け入れる事業が対象になります。

居宅訪問型保育事業は、保育を必要とする乳幼児の居宅において1対1で行う保育事業です。

以上、4つの事業が新たに市町村認可事業として位置づけられることになり、その認可基準を

示したのが今回の条例となります。

次に、水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の内容はどのようなものかとの御質問についてお答えします。

放課後児童健全育成事業とは、保護者が労働等により昼間家庭にいないおおむね小学校3年生までの就学児童に対し、放課後、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもので、いわゆる学童クラブと呼ばれるものです。従来、学童クラブについては、法令上の最低基準はなく、国・県の定めるガイドラインに基づき運営を図ってまいりましたが、いわゆる子ども・子育て関連3法により、児童福祉法が改正されたことに伴い、市町村が学童クラブの設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて、条例で定めることが義務づけられました。

なお、今回の改正により、対象児童がおおむね10歳未満、小学校3年生までとされていたものが、小学校就学児童、小学校6年生までに拡充されています。また、ガイドラインで望ましいとされていた指導員の資格所持と職員の配置基準が従うべき基準とされております。

次に、子ども・子育て支援法にある子ども・子育て支援事業計画とはどのようなものかとの御質問にお答えします。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法により、全市町村で作成が義務づけられたもので、計画期間を5年間とする幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画です。需要の調査・把握を行うことで、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、量の見込み、確保方策を定める必要があります。

当市におきましては、昨年12月に、子育て世帯の実態と子育て支援に係るニーズを把握するためのアンケート調査を行ったところですが、本計画策定に当たっては、水俣市子ども・子育て会議において、計画内容を協議していただくこととなっており、現在、この調査結果をもとに、各事業の量の見込み等について検討を行い、計画の策定作業を進めているところです。

次に、市内保育所・幼稚園の定員と入所数の現状はどうかとの御質問にお答えします。

平成26年9月1日現在、保育所の現状は、全10カ所で、全て私立保育所となりますが、定員810人に対し、入所者数は819人となっており、入所率は101%となっております。また、幼稚園も、全4カ所全て私立幼稚園であり、定員290人に対し、入所者数は186人となっており、入所率は64%となっております。

次に、市内学童クラブの定員と入所者数及び指導職員の配置はどうかとの御質問にお答えします。

当市の学童クラブは、公設民営及び民設民営それぞれ3カ所ずつ、計6カ所ございます。

まず、公設民営ですが、平成26年9月1日現在、一小ふれあい学童クラブが、定員60人に対し、入所者数は64人、指導員の数7人となっております。同じく、二小ふれあい学童クラブ

は、定員45人に対し、入所者数は50人、指導員は6人となっております。同じく、袋ふれあひ学童クラブは、定員35人に対し、入所者数は29人、指導員は6人となっております。

次に、民設民営ですが、西方寺古城クラブが、定員35人に対し、入所者数35人、指導員は2人、同じく西方寺学童クラブが、定員15人に対し、入所者数11人、指導員は2人、同じくはつの学童クラブが、定員15人に対し、入所者数13人、指導員は2人となっております。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 答弁ありがとうございました。

結局、今度の新しい制度というのは、大きく言ったら施設型給付と言われるものを受け取る、これまでの幼稚園とか、保育所、認定こども園、そういうものができる、それと同時に、小規模な保育事業ということで、地域型保育給付と言われる給付を受ける事業ができるということだというふうに思います。

しかし、認可されるだけではだめで、認定こども園とか幼稚園とか保育所は県が認可をする。小規模の場合は市町村が認可をする。認可をされるだけでは給付は受けられない。給付を受けるためには、市町村の確認というのが必要になる。その確認のための基準が最初に説明をしていただいた特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例だということです。それと、家庭的保育事業等に関する条例については、これは市町村が認可をするものだから、そのための基準をつくったと。

学童クラブについては、放課後児童健全育成事業の設備云々という条例は、これまで学童クラブの基準については条例がなかったけれども、今回、これまで県が示していたガイドラインに基づいて、条例としてつくったということだったと思います。学童保育についての条例ができたというのは、これはもう一歩前進だというふうに私も思います。ぜひ、さらに学童クラブが充実していくことを求めたいというふうに思います。

それで、2回目の質問ですけれども、1つは、この新しい制度がつくられた背景は何かというのをお聞きしたいと思います。今、1回目の答弁であったように、現在の保育所、幼稚園など、待機児童はいないようですし、何か特に問題があるというふうには、水俣市の場合思えないんですけれども、なぜ、こういうふう新しいものを取り入れて今度新しくつくったのか、その理由を教えてください。

それから、2つ目ですけれども、新しい制度になって、これまでと比べて保護者の負担というのはふえることはないのかというのが2点目です。

3点目は、新しい制度になって、これまでの保育の質と変わるところはないのか。

それと4点目、これまで水俣市は子育て世代を応援するということで、保育料の負担を軽減するために、いろいろな施策をやられてきていると思います。そのように、市が行われている保育

料負担を軽減するための施策は、新しい制度になっても維持されるのか。

以上、4点お尋ねいたします。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） それでは、川上議員の第2の質問にお答えします。

まず、最初の新しい制度の背景ということで、確かに水保市では余りそういう問題は生じておりませんが、都市部における深刻な待機児童の解消です。国としてそれを考えると。それと、幼稚園と保育園、この2つがそれぞれの管轄で分かれていたため、これらを共通の制度下に置きたいと、そういう背景があるものと思われま。

次に、新しい制度で変わることで、保護者に負担がかかるのではないかとということですが、基本的には保護者の負担というのは余り変わらないんですが、一番変わるのが入所の手続で、保育所と幼稚園、それぞれどちらも施設型給付になった場合、まず市役所のほうで、その保育の必要性というのを市で認定してもらうという手続ができます。1号から3号まであります。そういうのをしてもらう手続がありますけれども、保育園は現行どおり手続については、中身は変わりますが、手続上は変わりません。ただ、幼稚園においても、施設型給付になった幼稚園につきましても、幼稚園が取りまとめて市に申請を行うということで、特に負担増にはならないというふうに考えております。

それと、保育の質の低下ということにつながるかというような御質問だったかと思いますが、これも基本的には何も変わりませんので、保育の質の低下にはつながるようなことはないというふうに思っております。

それと、保育料の負担のことだったと思いますが、現在、市でも国の定める水準よりもかなり安くなるような仕組みにしております。今回新しい制度になりましても、ぜひ今の水準というか、そんな上がるような形にならないように、新しい保育料については検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 ありがとうございます。

保護者の負担がふえるのかというのについての答弁ですけれども、手続の仕方が変わってくると、保育所の場合は今まで市に申し込みに行って申し込むということだったけど、それに一手間加わって、認定をしてもらわなければいけない。これは介護保険みたいな感じ考えればいいんでしょうか。どれぐらいの保育が必要なのかというのを認定した結果、1号、2号、3号というふうに分かっているということだと思っておりますけれども、これが加わると。これは、同時にすれば、何回も市役所に行かなくてもいいということだと思っておりますけれども、同時にできるという

ことなんです。

市の仕事は認定という作業で、市の仕事はふえるということにもなると思いますが、あと幼稚園も同じく認定という作業が加わるということだけど、実際の動きは今までと変わらないということだったと思います。

利用料については、これまで国の基準よりも低く抑えるために、市がやってきたことは引き続きやりたいということですので、これはぜひ引き続きやっていただきたいというふうに思います。

それと、保育の質の問題です。保育所、幼稚園、認定こども園というのは、まだ水俣には存在していないのでわかりませんが、保育所や幼稚園は保育の質は変わらないような基準になっていると思うんですが、もし小規模型の今度新しくふえた事業については、この条例を見た限りでもA型です、A型については、全部今までの保育所と同じような条件でいくんだと。保育をする人は保育士さんなんだ。でも、B型については保育士は半分以上いけばいいと、それからC型に至っては保育士の免許を持たなくてもいいよということになっているんですけど、これは国の基準がこうなっているから水俣の条例もこうなっているんだと思いますけれども、私はこれは大きな問題があるんじゃないかと思うんです。同じ子どもが受ける保育なのに、行くところによって条件が違うというのは、これはおかしいというふうに思います。

それと、保育士さんが何で存在するかというところですけども、児童福祉法に保育士さんが国家資格になったのは平成13年に改正されたというふうに聞いていますが、保育士さんのことを児童福祉法にも書いてありまして、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者を保育士というように書いてあるんです。保育士さんというのは、もちろん子どもに対して、専門的なことを知識や技術を持って対応するというのももちろんですけども、同時に保護者に関してもかかわっていくんだというふうに書かれています。ですから、専門性を持った保育士がいるかないかというのは、私は随分違うと思うんです。

そして今、きょうの先ほどの一般質問でのやりとりで家庭の教育力という問題が言及されておりましたけれども、いろんな家庭があるし、いろんなお父さん、お母さんがいらっしゃる。悩んでいらっしゃるし、いろいろあると思いますけれども、そんな中で保育士の果たす役割は大きいというふうなうたっているんだというふうに思うんです。

そんな中で、なぜ今度の改正で保育士じゃなくてもいいよとなったのかというのは、余り私には合点がいきません。水俣市においても同じようにそれを踏襲するのではなく、水俣市ではやっぱり保育士さんだというようなふうにはすることはできないものか、既に6月議会でこのような条例を決めている大きな大都市部においては、国の基準よりもより厳しい基準、よりよい基準にしているところもあります。そういう点では考え、検討する必要があるのではないかということ

を指摘しておきたいというふうに思います。

それから、先ほどの話には出てこなかったと思うんですけど、同じように小規模のほうで保育所の給食です。給食は、基本的には自園調理というふうになっているんですけど、それが小規模になったら、自園調理じゃなくてもいい、連携した施設から搬入すればいいというようなことにもなっているんですが、それもやはり小さい子どもにとっては、一人一人に応じた給食をちゃんと提供するという意味では、自園調理という原則はやっぱり引き継がなければいけないものじゃないかなと、そういうふうにしなればいけないものじゃないかなというふうに、私は考えます。ぜひこれも、水俣ではどうなのかということを検討していただければというふうに思います。

3番目の質問になりますが、利用料については負担をふやさないという方向で、先ほど答弁がありましたので、これについては、ぜひそのようにお願いしたいということで、先ほど、今るる言いました保育の質を後退させないでほしいと、全ての子どもに今提供されているレベルの保育サービスをぜひ提供してほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。質問です。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） 保育のサービス、もちろんこれが一番保育の事業の中で一番大切だと思いますので、それはもう当然、保育の質の低下にはつながらないように続けていきたいというふうに考えております。これでよろしいですか。

○議長（大川末長君） 次に、介護保険について、答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、介護保険について順次お答えします。

まず、ことし6月の介護保険法改正で要支援の人が利用する通所介護、訪問介護の見直しを決めたが、どのような内容かとの御質問にお答えします。

ことし6月に成立した地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療介護総合確保推進法を受け、来年度以降施行の介護保険制度改正では、これまで全国一律に実施されてきた要支援1・2の介護予防給付のうち、通所介護と訪問介護の2つのサービスについても見直しが行われることになっています。

具体的には、これまでの介護保険制度に基づく予防給付から、市町村が主体となり地域の実情に応じて取り組む地域支援事業に移行され、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業として実施することになります。

次に、この改正で利用者及び既存の介護事業所に影響があるかとの御質問にお答えします。

新しい総合事業では、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合などと連携しながら、多様な生活支援サービスを提供する仕組みをつくり、

地域の支え合い体制づくりを推進していくことが期待されています。

先日、国が示したガイドライン案によると、通所介護においては、現行の通所介護以外の多様なサービスとして3段階のサービスが、また、訪問介護については、現行の訪問介護以外の多様なサービスとして4段階のサービスが設定されています。利用者にとっては、サービス内容の多様化が進み、選択肢が拡大することが予想されますが、事業者にとっては、利用者の減少などの影響が考えられます。

市としましては、柔軟かつ効率的にサービスが提供ができるよう受け皿の確保に努めるとともに、サービスの質が低下しないように、関係者一丸となって取り組んでいく所存でございます。

次に、水俣市において、要支援の人の介護サービス利用状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

平成25年度の要支援認定者の訪問介護及び通所介護のサービス利用実績は、訪問介護が年間2,160件、通所介護が1,519件となっております。一月平均で申しますと、訪問介護が180件、通所介護が126件となります。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 答弁ありがとうございました。

今度の介護保険法の改正です。通所介護、訪問介護の今説明、見直しの内容を言っていましたけれども、この見直しによって、これまでより多様な支援サービスがふえて、選択肢が広がるということでしたが、その広がった分の選択肢の担い手はNPOだったりボランティアだったり、要するに今まで訪問介護で、言えば来てくれていたヘルパーさんとは違う身分の人が来るということになるんだというふうに思います。

それで、ヘルパーさんたちの話を聞いていますと、最初にその利用者さんのところに行ったときには、やっぱり知らないわけですから、関係を築くまで結構時間がかかる人もいるというお話を聞きます。だけれども、行く中で関係性を強め、信頼を強めていろんなことを話できたり、相談されたりというようなことが起きてくるんだという話も聞いたことがあります。

そんな中で、今、通所介護や訪問介護を受けていらっしゃる要支援の方たちは、この新しい法律に変わっても、同じようなサービスは受けられるのでしょうか。利用者にとって、既存の利用者も、今度新しくまた利用する人も出てくるとは思うんですけども、利用者にとって、この新しい制度になってよくなる点、もしくは問題になるだろうと思われる点がありましたら、お答えください。それが2回目の質問の1つです。

それから、介護事業所についていえば、介護事業所というのは介護保険に基づいてサービスを提供する事業所で、通所介護や訪問介護というのは利用数が多かったのではないかと思いますけど、それが減少するかもしれないというお話がありました。同時に、今ある既存の介護事業所の

中に、ヘルパーさんならヘルパーさんという人がいるだけですけれども、その同じ事業所の中に、ヘルパーさんではないけど、ヘルパー的な仕事をする人、ボランティアだったり、身分の違うというか、いろんな担い手の方が同じ事業所の中に存在することにもなるかもしれないというふうに、ちょっと想像されます。

今でさえ、介護を担う人たちの処遇がよくないということで、ヘルパーの講座を受講して、免許を持っていても、実際に仕事にはついていないという方がいらっしゃるということをよく聞きます。こうやって資格のないというのが正確かどうかわかりませんが、ボランティアとか、NPOとかそういう人たちでもやれるよというふうにすることが、ますます介護に従事する人の処遇を低く低下させることにならないかというふうに思うんですけれども、それはどのようにお考えでしょうか。それが2つ目です。

3つ目ですけれども、チェックリストというのを今度の改正の中でつくられています。介護サービスを受けるというときに、25項目のチェックリストでチェックをするリストらしいですけれども、このチェックリストについて説明をお願いしたいというふうに思います。

それからもう一つは、今、要支援と認定を受けている人の中には、専門の人たちによる対応の必要のない人が多いんじゃないかという声もあるんです。それはどのようにお考えでしょうか、どうなのでしょう。

2回目の質問の最後は、今、第6期介護の事業計画をつくる作業が始まっていると思うんですけれども、第6期の事業計画をつくる上で、水俣市として検討すべき課題で特徴的なものは何かということをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 今度の改正につきまして、歓迎すべき点、また問題になる点ということでございました。

今回の改正では、利用者にとって歓迎すべき点といたしましては、新しい総合事業により、サービス内容が多様化していく。そして、元気高齢者も含め、利用者一人一人のニーズに応じたサービスの提供が可能になるというふうに考えております。

また問題点等につきましては、超高齢化社会ピークを迎えるわけですが、介護の重度化や、保険料の負担というものがふえていくものも考えられているところでございます。

それと2つ目の介護労働者の処遇でございますけど、今度、現行制度では要支援の1、2以外にも広く元気な高齢者が要介護状態に至ることなく、多様なサービスを利用して、健康寿命の延命を図っていくということが肝要だというふうに考えております。そういった意味においては、介護労働者が対象とする高齢者も拡大することになり、一概に処遇の低下を来すことにはならな

いというふうに考えているところでございます。

3番目のチェックリストは、65歳以上の方を対象に介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうかという視点で、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ状態等、閉じこもり等がないか、そういった25項目について、これは、はい、いいえと記入というふうに聞いております。

それと、要支援者の中でも専門職による対応の必要がない人が多いということでもよろしいですね。本市においては、要支援者の方々を支える介護サービスの担い手の中心となるのは、やはり専門職の方々であるというふうに思っておりますので、今後も変わりはないというふうに考えております。

それと、第6期につきましては、現在第5期の計画に基づいた1次予防事業、まちかど健康塾をやっておりますけど、冴ざえ塾もやっております。あと2次予防事業で、いきいきアップセミナーといった事業の総括を今後行っていきまして、その成果・評価を踏まえて利用者のニーズに即した効果的な介護予防事業の検討を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 ありがとうございます。

チェックリストの問題なんですけど、65歳以上の人にいろいろな不都合がないかということを対象にやるということで、早期にいろんな問題点がわかって、その人に応じていろんな対応ができるという点ではいいのではないかなというふうに私は思うんですが、同時に介護サービスを受けたいと言ってきた人を介護の認定してほしいと、もし窓口に来た人がいたとします。その人に対して、まずチェックリストをしましょうねと言って、チェックして、介護認定のほうには回さずに、介護のサービスじゃなくて、さっきからお話しになっています通所介護とか、訪問介護は介護給付から外して、市町村がやる事業をするということになっていましたよね。そっちにもう安易に回すということがやられるのではないかという議論が実は国会の中でやられているんです。

それは、善意でも悪意でもあると思うんですけれども、例えば、どんどん介護サービスを受けの人がふえれば、それだけお金がかかって保険料が上がると。でも保険料を上げようと思っても、負担し切れない。今でも介護保険料は負担が重いという声があります。その上にそうなるって困るというようなことも含めて、できるだけ介護サービスを受けさせないようにするというか、そういうことだって起り得るものになってしまう可能性があるんです。ですから、水俣ではこのチェックリストがそういう使い方をされないように、ぜひ要望したいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それから、私がこの問題をどうして取り上げたかという、ほかにも改正介護保険法の中には問題が幾つかあると思っております。でもなぜこの問題を取り上げたかという、どんどん高齢者

はふえていきます。要支援の人たちがふえてくるのはそうなるだろうというふう担当課の方からも話を聞いているんですけども、その要支援の方々に対する対応次第では、要するに介護サービスをどういうものを提供するかということによって、10年後、将来の水俣の様相が変わってくるんじゃないかと、大げさに言えば、そういうことを考えているんです。

要支援というふう認定を受けた方々は、単に軽いというだけじゃないんです。国会の中でのいろんなヘルパーさんとか介護保険の事業所をしている人たちが公聴会や参考人陳述などでお話をされていますけれども、例えば、ヘルパーさんは、結局要支援の方々の掃除や買い物、お食事づくりやデイサービスなど、そういう家事代行だけしていればいいという、そういう役割だけを果たしているわけではないと。先ほども申し上げましたように、訪問を何回もするうちに信頼関係もでき、その人が何でいろんな問題抱えているのか、どんな問題があるのか、そういうのを早期に発見して、いろんな専門の機関につなぐとかいうことをやっているから、重症化が防げている例が多々あるとおっしゃるんです。

だから、専門職が要支援の方々のサービスを提供する担い手になっているというのは、これは必要なことだと思うんです。それをそうじゃなくてもいいというふうになっているところに、単にサービスがいろいろあるからいいじゃないかということでは済ませられない問題があるというふうには私は考えています。

要支援の方々が重度化すると、それだけ介護保険のサービスはもっとたくさん要ることになります。重症化しない、もしあわよくばよくなるというようなことも含めて、要支援の方々に対する対応というのは大きく今後の介護保険の問題を考える上では大事だというふうに思うんです。

それで、先ほど高齢化が進んでいけば介護保険の財政も大変になって、保険料だって高くせざるを得ない、こういう大変な問題だという話がありました。2025年問題というのが言われていますけれども、数的にはそんなにふえなくても、75歳以上の人たちがピークになるころというのは、認知症になる方々もふえてくるということは、統計的にも明らかだというふうに言われています。

それで、要支援の方々に対して、先ほども言いましたように、どんな介護サービスを提供することができるのか。特に、私は認知症の予防について、今も随分取り組んでいらっしゃると思いますが、10年後の水俣を左右する問題として、ぜひ市を挙げて認知症予防に取り組んでいくことを市長にはぜひ考えていただきたいなというふうに思うんです。

私たち鳥取県の琴浦町というところに視察に行って、認知症予防でまちづくりというようなスローガンを掲げてやった結果、重症化する人が少なくなったとかいう話も聞きますし、このことで高齢者が多い水俣市のまちのあり方を大きく変えられると思うんです。でも、それは10年後にやっても遅い。今から始めなければならないし、今、担当課を中心としていろいろ取り組んでい

らっしゃることをもっと大胆に、全ての人が65歳になったら認知症のチェックを受けようと、みんなが進んで受けるような、そういう水俣市にして、認知症予防に取り組んでいくことをぜひ考えていただけないかなというふうに思います。それについて、市長のお考えをお聞かせください。

それと、何でそんなことを言うのかともう一言だけ申し上げます。

要支援の方々に対しての対応が単なるお手伝いであってはならないと、先ほども言いましたけれども、やっぱりいろんな研究が進んでおりますから、専門的で科学的でそういうのに裏づけられた継続的な働きかけ、そしてできれば高齢者の人たちが楽しくできるようなものをしていくことが必要だというふうに思います。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 認知症の方がふえるだろうから、今のうちに手を打ったらどうかということだというふうに思います。

私も認知症のテストを受けたことがありました、パソコン上でです。とりあえずセーフだったんですけど、これは皆さんある程度年齢行って、自分は大丈夫だということをそういった機械的にするときちっと数値としてあらわれるということを知ったことがあります。自分の感覚とそういった部分が乖離しているところがあるのかなと思いますので、やはり早目早目の対応をやっていく、認知症にならないような施策はやっぱり積極的にやっていく。認知症も今はいい薬というか、そういうものも出ているというふうにも聞きますので、早く自分で認識したら、そういったものも対処していただければ、認知症の方がふえるのを抑えることはできるんじゃないかなというふうに思っております。

あと、水俣市につきましては、現在少子高齢化すごく進んでおります。2025年にはもう日本全体が急激に來ます。水俣はもう上がった状態で緩やかにいくと思うんですけども、当然2025年がピークにはなると思うんですが、それを踏まえた形で私たちも福祉というものは非常にまちづくり自体の根幹をなすというふうな考えを持っております。

環境の問題でいろいろお話もさせていただきましたけど、この福祉の問題というのは今からもまちづくりの中では本当に中心になっていくものというふうに思っておりますので、私の政策の中でも今後、福祉の部分は、いろんな情報を入れながらやっていきたい。水俣独自のものがつくっていければなというふうに思っているところでございます。

○議長（大川末長君） 次に、住宅リフォーム助成について答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 次に、住宅リフォーム助成について、議会で住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情を採択したが、市としてどのように対応している

かとの御質問についてお答えいたします。

住宅リフォーム助成につきましては、新たな制度ということになり、財源の確保も含めまして大変厳しい状況であることを答弁してまいりました。しかし、前回の定例会におきまして、住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情が採択されましたので、庁内におきましても、住宅の新築・リフォームに対する助成制度検討委員会を設置したところです。

委員会のメンバーとしましては、都市政策課、環境モデル都市推進課、総合経済対策課など関係各課の課長による構成委員とすることとしております。

今後の予定としましては、水俣市エコ住宅建築促進総合支援事業など、庁内における住宅にかかわる直接的、あるいは間接的な助成制度の精査を行うとともに、既に実施しております県内市町村の住宅リフォーム助成制度の現状などを踏まえながら、新たな住宅リフォーム助成制度の創設の是非について検討してまいりたいと思います。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 答弁ありがとうございました。

2回目の質問ですけれども、改めて議会においてこの陳情を全会一致で採択したということをごどのように受けとめていらっしゃいますか。

以上です。

○議長（大川末長君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 川上議員の2回目の御質問にお答えいたします。

陳情が採択され、どのように受けとめているかという御質問でございますけれども、陳情の内容としまして、仕事の確保の面では、市の公共事業等は年間約15億円程度で推移しており、建築工事では牧ノ内団地の建設や、初野、西ノ浦団地の外壁の改修工事を平成34年から35年度まで随時発注を予定しておりまして、多くの職人がかかわってくるものと思っております。また、普通作業員や大工の賃金等につきましては、公共工事単価で最も低かった平成23年度を基準にしまして、現在では約20%以上上昇している状況でございます。

それと、地元産材の利用促進とか、経済効果につきましては、水俣市エコ住宅建築促進総合支援事業におきまして、一定の効果が出ているものだと思っております。しかし、大工等の職人の雇用機会の拡大とまでは至っていないという思いでございます。したがって、仕事が少ない、それと賃金が安いということで、深刻な状況であるというふうに受けとめております。

したがって、今後はこのような状況を踏まえたところで、検討委員会におきまして、制度の是非につきまして議論をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 議会の中で委員会、私が所属している委員会ではございませんが、陳情者の話を

2回聞いたという話は聞いています。その中で、やはりこの沈滞する景気というか、不況の中で、水俣の地域経済を活性化するためにこれをやったらどうかという思いがあって、採択をされたものだと私自身も思っています。仕事の確保と雇用拡大と経済の活性化というこのことを目指してこの助成制度をやったらどうかということだと思ふんです。

私が4回取り上げた中では、やはりそのこのところを中心に据えて検討してほしいと、私自身は言っていたつもりなんですけれども、なかなか受けとめてもらえなくてという感触があります。けれども、消費税が増税をされて、本当に大変なんです。この助成制度は、大工さんはもちろんですけれども、とにかくいろんな職種、いろんな業種の人たちにとって仕事になるということで、地域の中でいろんな業種の仕事がふえるというところで広がっている制度だというふうに思っています。

この間、消費税が上がって消費が冷え込んで大変なんだと、市は何とかしてくれというお話も要望も来ているということも知っていますけれども、プレミアム商品券の発行などは、その1つだと思いますが、その大きな柱として、この助成制度は力を発揮することは間違いないんじゃないかというふうに私は確信しています。

ことしの4月から、天草市でこの制度が始まりました。6月議会で2,000万円の予算を組んだそうです。8月15日お盆前には申し込みが殺到して、もうなくなってしまったと。9月議会には、さらに2,000万円の補正を今出しているところだというお話を聞きました。やはり外壁の補修とか、そういうのでたくさん要望が来ているらしいんですけれども、ニーズもあるし、それに答える業者の人たちにとっては本当にいい制度だということで好評だということです。大変忙しいというふうに言われていました。

それで、天草の人に何で始めたんだと私は聞きました。そしたら、そら消費税の増税ですよ、もう本当にいかんとすよって、天草に仕事がないということで、大変なんです。だから、これ4月からやろうと思いましたが、市長選があったから7月からになりましたというお話でした。

ですから、10%に上がるというのは私自身は反対ですけれども、消費税がもう8%になっただけでも大変な状況になっていると思いますので、ぜひ前向きに、是非を検討するということができたが、経済活性化の決め手というような位置づけで、前向きにやる方向で検討していただきたいというふうに私自身は思っています。少なくとも、今までのスタンスと違って、この雇用拡大、経済活性化で、この助成制度の実現を議会は望んでいるんだということをしっかり受けとめて、できればスピードアップして検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大川末長君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 今、川上議員、るるおっしゃいました。それについては、私たちとしても理解をしていると、そういうふうに思いますというか、そういう理解をしております。

いわゆる政策決定でございますので、いろんな状況がございますけれども、いろんな検討して、精査して、するしないというのを決めないといけないという、結構大きな事業だと思います。それと財源の問題もございますので、そこら辺を加味しながら、今議員がおっしゃったことを受けて検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、5分間休憩します。

午後4時57分 休憩

午後5時2分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第56号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第2、議第56号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第57号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第3、議第57号水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第58号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第4、議第58号水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

る基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 質疑なしと認めます。

日程第5 議第59号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(大川末長君) 日程第5、議第59号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 質疑なしと認めます。

日程第6 議第60号 平成26年度水俣市一般会計補正予算(第3号)

○議長(大川末長君) 日程第6、議第60号平成26年度水俣市一般会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 質疑なしと認めます。

日程第7 議第61号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(大川末長君) 日程第7、議第61号平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 質疑なしと認めます。

日程第8 議第62号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(大川末長君) 日程第8、議第62号平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第63号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（大川末長君） 日程第9、議第63号平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第64号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（大川末長君） 日程第10、議第64号平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第65号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（大川末長君） 日程第11、議第65号平成26年度水俣市水道事業会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第66号 平成25年度水俣市病院事業会計決算認定について

○議長（大川末長君） 日程第12、議第66号平成25年度水俣市病院事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第67号 平成25年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（大川末長君） 日程第13、議第67号平成25年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 質疑なしと認めます。

日程第14 議第68号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について

○議長(大川末長君) 日程第14、議第68号水俣市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 質疑なしと認めます。

日程第15 議第70号 平成26年度水俣市一般会計補正予算(第4号)

日程第16 議第71号 平成25年度水俣市一般会計決算認定について

日程第17 議第72号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第18 議第73号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第19 議第74号 平成25年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第20 議第75号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長(大川末長君) 日程第15、議第70号平成26年度水俣市一般会計補正予算第4号から、日程第20、議第75号平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、6件を一括して議題とします。

議第70号

平成26年度水俣市一般会計補正予算(第4号)

平成26年度水俣市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,294千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,458,123千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月11日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正(第4号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
19 繰越金		40,208	29,294	69,502
	1 繰越金	40,208	29,294	69,502

補正されなかった款に係る額	14,388,621		14,388,621
歳入合計	14,428,829	29,294	14,458,123

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
6 商工費		483,982	25,000	508,982
	2 総合経済対策費	242,565	25,000	267,565
9 教育費		934,440	4,294	938,734
	1 教育総務費	207,393	4,294	211,687
補正されなかった款に係る額		13,010,407		13,010,407
歳出合計		14,428,829	29,294	14,458,123

議第71号

平成25年度水俣市一般会計決算認定について

平成25年度水俣市一般会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成26年9月11日提出

水俣市長 西田弘志

平成25年度水俣市一般会計決算

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 市税		2,692,239,000	3,095,430,615	2,765,968,818	41,417,222	288,044,575	△73,729,818
	1. 市民税	1,041,171,000	1,101,460,222	1,063,652,743	5,463,629	32,343,850	△22,481,743
	2. 固定資産税	1,406,339,000	1,735,664,857	1,449,999,045	34,617,260	251,048,552	△43,660,045
	3. 軽自動車税	59,766,000	66,950,456	61,145,750	1,336,333	4,468,373	△1,379,750
	4. たばこ税	178,897,000	184,402,905	184,402,905	0	0	△5,505,905
	5. 入湯税	6,066,000	6,952,175	6,768,375	0	183,800	△702,375
2. 地方譲与税		113,001,000	109,684,667	109,684,667	0	0	3,316,333
	1. 地方揮発油譲与税	30,000,000	32,337,000	32,337,000	0	0	△2,337,000
	2. 自動車重量譲与税	80,000,000	73,507,000	73,507,000	0	0	6,493,000
	3. 地方道路譲与税	1,000	0	0	0	0	1,000
	4. 特別とん譲与税	3,000,000	3,840,667	3,840,667	0	0	△840,667
3. 利子割金		7,000,000	4,699,000	4,699,000	0	0	2,301,000
	1. 利子割金	7,000,000	4,699,000	4,699,000	0	0	2,301,000
4. 配当割金		2,000,000	4,563,000	4,563,000	0	0	△2,563,000

	1. 配当割交付金	2,000,000	4,563,000	4,563,000	0	0	△2,563,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		1,000,000	923,000	923,000	0	0	77,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	1,000,000	923,000	923,000	0	0	77,000
6. 地方消費税交付金		270,000,000	266,523,000	266,523,000	0	0	3,477,000
	1. 地方消費税交付金	270,000,000	266,523,000	266,523,000	0	0	3,477,000
7. ゴルフ場利用税交付金		4,000,000	5,184,725	5,184,725	0	0	△1,184,725
	1. ゴルフ場利用税交付金	4,000,000	5,184,725	5,184,725	0	0	△1,184,725
8. 自動車取得税交付金		15,000,000	19,348,000	19,348,000	0	0	△4,348,000
	1. 自動車取得税交付金	15,000,000	19,348,000	19,348,000	0	0	△4,348,000
9. 地方特例交付金		6,000,000	5,608,000	5,608,000	0	0	392,000
	1. 地方特例交付金	6,000,000	5,608,000	5,608,000	0	0	392,000
10. 地方交付税		5,078,181,000	5,334,475,000	5,334,475,000	0	0	△256,294,000
	1. 地方交付税	5,078,181,000	5,334,475,000	5,334,475,000	0	0	△256,294,000
11. 交通安全対策特別交付金		3,653,000	4,071,000	4,071,000	0	0	△418,000
	1. 交通安全対策特別交付金	3,653,000	4,071,000	4,071,000	0	0	△418,000
12. 分担金及び負担金		156,288,000	175,952,601	154,970,999	0	20,981,602	1,317,001
	1. 分担金	974,000	684,914	394,602	0	290,312	579,398
	2. 負担金	155,314,000	175,267,687	154,576,397	0	20,691,290	737,603
13. 使用料及び手数料		170,704,000	183,606,698	177,698,033	22,410	5,886,255	△6,994,033
	1. 使用料	153,074,000	166,314,458	160,405,093	22,410	5,886,955	△7,331,093
	2. 手数料	17,630,000	17,292,240	17,292,940	0	△700	337,060
14. 国庫支出金		2,412,066,712	2,216,890,637	2,131,468,925	0	85,421,712	280,597,787
	1. 国庫負担金	1,647,507,000	1,571,737,254	1,571,737,254	0	0	75,769,746
	2. 国庫補助金	758,281,712	638,979,989	553,558,277	0	85,421,712	204,723,435
	3. 委託金	6,278,000	6,173,394	6,173,394	0	0	104,606
15. 県支出金		2,782,383,000	1,461,222,645	1,457,550,645	0	3,672,000	1,324,832,355
	1. 県負担金	594,895,000	582,728,552	582,728,552	0	0	12,166,448
	2. 県補助金	2,109,662,000	806,387,000	802,715,000	0	3,672,000	1,306,947,000
	3. 委託金	77,826,000	72,107,093	72,107,093	0	0	5,718,907

16. 財産収入		144,544,000	149,325,854	146,231,912	0	3,093,942	△1,687,912
	1. 財産運用収入	8,568,000	12,482,734	9,388,792	0	3,093,942	△820,792
	2. 財産売却収入	135,976,000	136,843,120	136,843,120	0	0	△867,120
17. 寄附金		1,899,000	1,896,376	1,896,376	0	0	2,624
	1. 寄附金	1,899,000	1,896,376	1,896,376	0	0	2,624
18. 繰入金		370,100,000	365,662,085	365,662,085	0	0	4,437,915
	1. 基金繰入金	369,150,000	364,712,887	364,712,887	0	0	4,437,113
	2. 特別会計繰入金	950,000	949,198	949,198	0	0	802
19. 繰越金		360,661,272	360,662,177	360,662,177	0	0	△905
	1. 繰越金	360,661,272	360,662,177	360,662,177	0	0	△905
20. 諸収入		423,853,000	633,347,044	441,118,904	0	192,228,140	△17,265,904
	1. 延滞金加及び過料	5,197,000	18,295,625	18,504,697	0	△209,072	△13,307,697
	2. 市預金利子	2,000	259,153	259,153	0	0	△257,153
	3. 貸付金元利収入	111,346,000	114,728,010	111,589,687	0	3,138,323	△243,687
	4. 雑入	302,669,000	496,247,112	306,948,223	0	189,298,889	△4,279,223
	5. 受託事業収入	4,639,000	3,817,144	3,817,144	0	0	821,856
21. 市債		1,932,841,000	1,755,241,000	1,755,241,000	0	0	177,600,000
	1. 市債	1,932,841,000	1,755,241,000	1,755,241,000	0	0	177,600,000
歳入合計		16,947,413,984	16,154,317,124	15,513,549,266	41,439,632	599,328,226	1,433,864,718

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額との比較
1. 議会費		157,478,000	155,785,773	0	1,692,227	1,692,227
	1. 議会費	157,478,000	155,785,773	0	1,692,227	1,692,227
2. 総務費		2,026,833,365	1,833,331,931	103,517,000	89,984,434	193,501,434
	1. 総務管理費	1,653,970,365	1,487,494,780	103,517,000	62,958,585	166,475,585
	2. 徴税費	195,753,000	178,605,421	0	17,147,579	17,147,579
	3. 戸籍住民基本台帳費	78,558,000	77,889,168	0	668,832	668,832
	4. 選挙費	52,935,000	45,526,085	0	7,408,915	7,408,915
	5. 統計調査費	12,579,000	10,808,917	0	1,770,083	1,770,083

	6. 監査委員費	33,038,000	33,007,560	0	30,440	30,440
3. 民生費		5,287,956,000	5,096,193,981	3,672,000	188,090,019	191,762,019
	1. 社会福祉費	2,890,620,000	2,795,498,929	0	95,121,071	95,121,071
	2. 児童福祉費	1,576,694,000	1,551,162,085	3,672,000	21,859,915	25,531,915
	3. 生活保護費	820,642,000	749,532,967	0	71,109,033	71,109,033
4. 衛生費		2,180,397,000	2,014,783,124	71,101,000	94,512,876	165,613,876
	1. 保健衛生費	341,555,000	298,534,906	0	43,020,094	43,020,094
	2. 清掃費	851,095,000	834,970,731	0	16,124,269	16,124,269
	3. 簡易水道設置費	33,651,000	23,495,360	0	10,155,640	10,155,640
	4. 環境対策費	312,496,000	233,682,127	71,101,000	7,712,873	78,813,873
	5. 病院費	641,600,000	624,100,000	0	17,500,000	17,500,000
5. 農林水産業費		1,670,360,000	654,568,480	985,899,000	29,892,520	1,015,791,520
	1. 農業費	472,206,000	458,273,984	3,004,000	10,928,016	13,932,016
	2. 林業費	1,071,745,000	82,976,548	982,895,000	5,873,452	988,768,452
	3. 水産業費	126,409,000	113,317,948	0	13,091,052	13,091,052
6. 商工費		652,736,000	463,242,566	159,994,000	29,499,434	189,493,434
	1. 商工費	325,511,000	179,058,365	139,994,000	6,458,635	146,452,635
	2. 総合経済対策費	327,225,000	284,184,201	20,000,000	23,040,799	43,040,799
7. 土木費		1,851,738,619	1,538,866,998	231,350,652	81,520,969	312,871,621
	1. 土木管理費	5,660,000	4,674,474	0	985,526	985,526
	2. 道路橋りょう費	558,833,619	353,279,842	150,110,000	55,443,777	205,553,777
	3. 河川費	11,796,000	11,021,153	0	774,847	774,847
	4. 港湾費	9,481,000	9,473,700	0	7,300	7,300
	5. 都市計画費	979,772,000	959,409,009	0	20,362,991	20,362,991
	6. 住宅費	286,196,000	201,008,820	81,240,652	3,946,528	85,187,180
8. 消防費		767,409,000	744,429,028	11,230,000	11,749,972	22,979,972
	1. 消防費	767,409,000	744,429,028	11,230,000	11,749,972	22,979,972
9. 教育費		844,490,000	807,519,060	0	36,970,940	36,970,940
	1. 教育総務費	211,057,000	205,330,497	0	5,726,503	5,726,503

	2. 小学校費	130,980,000	123,774,819	0	7,205,181	7,205,181
	3. 中学校費	89,890,000	82,701,432	0	7,188,568	7,188,568
	4. 社会教育費	204,794,000	193,937,647	0	10,856,353	10,856,353
	5. 保健体育費	207,769,000	201,774,665	0	5,994,335	5,994,335
10. 災害復旧費		38,685,000	21,476,112	16,226,000	982,888	17,208,888
	1. 農林水産施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2. 公共土木施設災害復旧費	38,684,000	21,476,112	16,226,000	981,888	17,207,888
11. 公債費		1,457,331,000	1,457,109,730	0	221,270	221,270
	1. 公債費	1,457,331,000	1,457,109,730	0	221,270	221,270
12. 予備費		12,000,000	0	0	12,000,000	12,000,000
	1. 予備費	12,000,000	0	0	12,000,000	12,000,000
歳出合計		16,947,413,984	14,787,306,783	1,582,989,652	577,117,549	2,160,107,201

歳入合計 15,513,549,266円

歳出合計 14,787,306,783円

歳入歳出差引残額 726,242,483円

内

基金繰入金 350,000,000円

議第72号

平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成26年9月11日提出

水俣市長 西田弘志

平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 国民健康保険税		501,453,000	615,063,466	481,419,894	28,300,557	105,343,015	20,033,106
	1. 国民健康保険税	501,453,000	615,063,466	481,419,894	28,300,557	105,343,015	20,033,106
2. 使用料及び手数料		402,000	473,050	473,150	0	△100	△71,150
	1. 手数料	402,000	473,050	473,150	0	△100	△71,150
3. 国庫支出金		1,302,859,000	1,290,185,225	1,290,185,225	0	0	12,673,775
	1. 国庫負担金	646,975,000	648,333,225	648,333,225	0	0	△1,358,225

	2. 国庫補助金	655,884,000	641,852,000	641,852,000	0	0	14,032,000
4. 県支出金		274,800,000	279,056,933	279,056,933	0	0	△4,256,933
	1. 県負担金	14,972,000	14,105,933	14,105,933	0	0	866,067
	2. 県補助金	259,828,000	264,951,000	264,951,000	0	0	△5,123,000
5. 療養給付費等交付金		297,558,000	345,936,000	345,936,000	0	0	△48,378,000
	1. 療養給付費等交付金	297,558,000	345,936,000	345,936,000	0	0	△48,378,000
6. 前期高齢者交付金		1,241,044,000	1,374,002,619	1,374,002,619	0	0	△132,958,619
	1. 前期高齢者交付金	1,241,044,000	1,374,002,619	1,374,002,619	0	0	△132,958,619
7. 共同事業交付金		584,917,000	567,585,375	567,585,375	0	0	17,331,625
	1. 共同事業交付金	584,917,000	567,585,375	567,585,375	0	0	17,331,625
8. 財産収入		37,000	37,874	37,874	0	0	△874
	1. 財産運用収入	37,000	37,874	37,874	0	0	△874
9. 繰入金		300,385,000	225,758,552	225,758,552	0	0	74,626,448
	1. 他会計繰入金	228,574,000	225,758,552	225,758,552	0	0	2,815,448
	2. 基金繰入金	71,811,000	0	0	0	0	71,811,000
10. 繰越金		61,942,000	459,624,282	459,624,282	0	0	△397,682,282
	1. 繰越金	61,942,000	459,624,282	459,624,282	0	0	△397,682,282
11. 諸収入		3,457,000	15,672,671	14,441,061	0	1,231,610	△10,984,061
	1. 延滞金加算及び過料	1,956,000	7,654,216	7,654,216	0	0	△5,698,216
	2. 市預金利子	1,000	69,936	69,936	0	0	△68,936
	3. 雑入	1,500,000	7,948,519	6,716,909	0	1,231,610	△5,216,909
歳入合計		4,568,854,000	5,173,396,047	5,038,520,965	28,300,557	106,574,525	△469,666,965

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1. 総務費		69,677,000	67,325,188	0	2,351,812	2,351,812
	1. 総務管理費	38,434,000	36,898,137	0	1,535,863	1,535,863
	2. 徴税費	26,926,000	26,401,452	0	524,548	524,548
	3. 運営協議会費	124,000	58,400	0	65,600	65,600
	4. 国民健康保険特別対策費	4,193,000	3,967,199	0	225,801	225,801

2. 保険給付費		3,311,706,000	3,175,161,694	0	136,544,306	136,544,306
	1. 療養諸費	2,956,985,000	2,834,710,390	0	122,274,610	122,274,610
	2. 高額医療費	343,539,000	332,693,115	0	10,845,885	10,845,885
	3. 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4. 出産育児諸費	10,080,000	6,658,189	0	3,421,811	3,421,811
	5. 葬祭諸費	1,100,000	1,100,000	0	0	0
3. 後期高齢者支援金等		388,516,000	388,514,540	0	1,460	1,460
	1. 後期高齢者支援金等	388,516,000	388,514,540	0	1,460	1,460
4. 前期高齢者納付金等		390,000	388,690	0	1,310	1,310
	1. 前期高齢者納付金等	390,000	388,690	0	1,310	1,310
5. 老人保健拠出金		21,000	18,424	0	2,576	2,576
	1. 老人保健拠出金	21,000	18,424	0	2,576	2,576
6. 介護納付金		176,699,000	175,920,019	0	778,981	778,981
	1. 介護納付金	176,699,000	175,920,019	0	778,981	778,981
7. 共同事業拠出金		457,326,000	450,466,205	0	6,859,795	6,859,795
	1. 共同事業拠出金	457,326,000	450,466,205	0	6,859,795	6,859,795
8. 保健事業費		28,746,000	20,811,997	0	7,934,003	7,934,003
	1. 保健事業費	8,198,000	6,968,544	0	1,229,456	1,229,456
	2. 特定健康診査等事業費	20,548,000	13,843,453	0	6,704,547	6,704,547
9. 基金積立金		38,000	37,874	0	126	126
	1. 基金積立金	38,000	37,874	0	126	126
10. 公債費		165,000	0	0	165,000	165,000
	1. 公債費	165,000	0	0	165,000	165,000
11. 諸支出金		97,365,000	96,631,020	0	733,980	733,980
	1. 償還金及び還付加算金	49,344,000	48,610,020	0	733,980	733,980
	2. 繰出金	48,021,000	48,021,000	0	0	0
12. 予備費		38,205,000	0	0	38,205,000	38,205,000
	1. 予備費	38,205,000	0	0	38,205,000	38,205,000
歳出合計		4,568,854,000	4,375,275,651	0	193,578,349	193,578,349

歳入合計	5,038,520,965円
歳出合計	4,375,275,651円
歳入歳出差引残額	663,245,314円
内	
基金繰入金	0円

議第73号

平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成26年9月11日提出

水俣市長 西田弘志

平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 保険料		256,620,000	248,639,100	247,263,000	10,800	1,365,300	9,357,000
	1. 後期高齢者医療保険料	256,620,000	248,639,100	247,263,000	10,800	1,365,300	9,357,000
2. 使用料及び手数料		73,000	48,600	48,600	0	0	24,400
	1. 手数料	73,000	48,600	48,600	0	0	24,400
3. 繰入金		130,311,000	128,458,984	128,458,984	0	0	1,852,016
	1. 一般会計繰入金	130,311,000	128,458,984	128,458,984	0	0	1,852,016
4. 繰越金		384,000	385,100	385,100	0	0	△1,100
	1. 繰越金	384,000	385,100	385,100	0	0	△1,100
5. 諸収入		525,000	175,712	175,712	0	0	349,288
	1. 延滞金加算及び過料	61,000	125,100	125,100	0	0	△64,100
	2. 償還金及び還付加算金	463,000	43,200	43,200	0	0	419,800
	3. 預金利子	1,000	7,412	7,412	0	0	△6,412
歳入合計		387,913,000	377,707,496	376,331,396	10,800	1,365,300	11,581,604

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用品額	予算現額と支出済額との比較
1. 総務費		387,450,000	375,354,096	0	12,095,904	12,095,904
	1. 総務管理費	19,809,000	18,244,519	0	1,564,481	1,564,481
	2. 徴収費	8,102,000	7,749,196	0	352,804	352,804

	3. 後期高齢者医療広域連合納付金	359,539,000	349,360,381	0	10,178,619	10,178,619
2. 諸支出金		463,000	43,600	0	419,400	419,400
	1. 償還金及び還付加算金	463,000	43,600	0	419,400	419,400
歳出合計		387,913,000	375,397,696	0	12,515,304	12,515,304

歳入合計 376,331,396円
歳出合計 375,397,696円
歳入歳出差引残額 933,700円
内
基金繰入金 0円

議第74号

平成25年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

平成25年度水俣市介護保険特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成26年9月11日提出

水俣市長 西田弘志

平成25年度水俣市介護保険特別会計決算

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 保険料		516,381,000	522,690,140	516,006,069	1,585,656	5,098,415	374,931
	1. 介護保険料	516,381,000	522,690,140	516,006,069	1,585,656	5,098,415	374,931
2. 分担金及び負担金		1,950,000	1,516,500	1,516,500	0	0	433,500
	1. 負担金	1,950,000	1,516,500	1,516,500	0	0	433,500
3. 使用料及び手数料		62,000	72,300	72,500	0	△200	△10,500
	1. 手数料	62,000	72,300	72,500	0	△200	△10,500
4. 国庫支出金		838,921,000	830,907,937	830,907,937	0	0	8,013,063
	1. 国庫負担金	547,678,000	537,888,262	537,888,262	0	0	9,789,738
	2. 国庫補助金	291,243,000	293,019,675	293,019,675	0	0	△1,776,675
5. 支払基金交付金		900,680,000	880,899,000	880,899,000	0	0	19,781,000
	1. 支払基金交付金	900,680,000	880,899,000	880,899,000	0	0	19,781,000
6. 県支出金		462,636,000	455,432,654	455,432,654	0	0	7,203,346
	1. 県負担金	452,829,000	445,570,817	445,570,817	0	0	7,258,183
	2. 県補助金	9,807,000	9,861,837	9,861,837	0	0	△54,837

7. 繰入金		472,904,000	460,054,862	460,054,862	0	0	12,849,138
	1. 一般会計繰入金	472,904,000	460,054,862	460,054,862	0	0	12,849,138
8. 繰越金		48,028,000	146,709,985	146,709,985	0	0	△98,681,985
	1. 繰越金	48,028,000	146,709,985	146,709,985	0	0	△98,681,985
9. 諸収入		1,101,000	1,440,081	1,440,081	0	0	△339,081
	1. 延滞金、加算金及び過料	166,000	116,188	116,188	0	0	49,812
	2. 預金利子	1,000	36,840	36,840	0	0	△35,840
	3. 雑入	934,000	1,287,053	1,287,053	0	0	△353,053
歳入合計		3,242,663,000	3,299,723,459	3,293,039,588	1,585,656	5,098,215	△50,376,588

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1. 総務費		77,014,000	75,725,035	324,000	964,965	1,288,965
	1. 総務管理費	37,063,000	36,460,359	324,000	278,641	602,641
	2. 徴収費	8,383,000	8,203,196	0	179,804	179,804
	3. 介護認定審査会費	31,412,000	30,945,400	0	466,600	466,600
	4. 趣旨普及費	21,000	10,100	0	10,900	10,900
	5. 運営協議会費	135,000	105,980	0	29,020	29,020
2. 保険給付費		3,078,481,000	3,007,247,308	0	71,233,692	71,233,692
	1. 介護サービス等諸費	2,646,968,000	2,584,858,282	0	62,109,718	62,109,718
	2. 介護予防サービス等諸費	207,429,000	206,997,703	0	431,297	431,297
	3. その他諸費	3,315,000	3,237,450	0	77,550	77,550
	4. 高額介護サービス費	61,657,000	59,671,125	0	1,985,875	1,985,875
	5. 高額医療合算介護サービス等費	4,100,000	3,248,770	0	851,230	851,230
	6. 特定入所者介護サービス等費	155,012,000	149,233,978	0	5,778,022	5,778,022
3. 地域支援事業		61,623,000	55,512,489	0	6,110,511	6,110,511
	1. 介護予防事業	29,258,000	26,300,404	0	2,957,596	2,957,596
	2. 包括的支援事業・任意事業	32,365,000	29,212,085	0	3,152,915	3,152,915
4. 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1. 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000

5. 公債費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1. 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
6. 諸支出金		23,543,000	23,065,666	0	477,334	477,334
	1. 償還金及び還付加算金	23,543,000	23,065,666	0	477,334	477,334
7. 予備費		2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
	1. 予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
歳出合計		3,242,663,000	3,161,550,498	324,000	80,788,502	81,112,502

歳入合計 3,293,039,588円
 歳出合計 3,161,550,498円
 歳入歳出差引残額 131,489,090円
 内
 基金繰入金 0円

議第75号

平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成26年9月11日提出

水俣市長 西田弘志

平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計決算

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 分担金及び負担金		2,738,000	3,045,570	2,820,970	0	224,600	△82,970
	1. 負担金	2,738,000	2,950,970	2,726,370	0	224,600	11,630
	2. 分担金	0	94,600	94,600	0	0	△94,600
2. 使用料及び手数料		281,344,000	288,208,081	283,044,646	34,120	5,129,315	△1,700,646
	1. 使用料	281,343,000	288,198,081	283,034,646	34,120	5,129,315	△1,691,646
	2. 手数料	1,000	10,000	10,000	0	0	△9,000
3. 国庫支出金		187,900,000	187,900,000	163,900,000	0	24,000,000	24,000,000
	1. 国庫補助金	187,900,000	187,900,000	163,900,000	0	24,000,000	24,000,000
4. 繰入金		678,275,000	672,000,000	672,000,000	0	0	6,275,000
	1. 繰入金	678,275,000	672,000,000	672,000,000	0	0	6,275,000
5. 繰越金		6,398,500	6,494,443	6,494,443	0	0	△95,943

	1. 繰越金	6,398,500	6,494,443	6,494,443	0	0	△95,943
6. 諸収入		1,933,000	1,944,578	1,944,578	0	0	△11,578
	1. 延滞金 加及び過料	1,000	1,400	1,400	0	0	△400
	2. 預金利子	1,000	11,134	11,134	0	0	△10,134
	3. 雑入	1,931,000	1,932,044	1,932,044	0	0	△1,044
7. 市債		319,800,000	291,400,000	291,400,000	0	0	28,400,000
	1. 市債	319,800,000	291,400,000	291,400,000	0	0	28,400,000
歳入合計		1,478,388,500	1,450,992,672	1,421,604,637	34,120	29,353,915	56,783,863

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額との比較
1. 公共下水道 事業費		617,937,500	559,763,706	48,567,500	9,606,294	58,173,794
	1. 公共下水道 事業費	617,937,500	559,763,706	48,567,500	9,606,294	58,173,794
2. 公債費		859,451,000	859,349,990	0	101,010	101,010
	1. 公債費	859,451,000	859,349,990	0	101,010	101,010
3. 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1. 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳出合計		1,478,388,500	1,419,113,696	48,567,500	10,707,304	59,274,804

歳入合計 1,421,604,637円

歳出合計 1,419,113,696円

歳入歳出差引残額 2,490,941円

内

基金繰入金 0円

○議長（大川末長君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第70号平成26年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,929万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ144億5,812万3,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第6款商工費に、企業誘致対策事業、第9款教育費に、小中学校施設耐震化推進事業を計上いたしております。

なお、その財源といたしましては、第19款繰越金をもって調整いたしております。

次に、平成25年度一般及び特別会計決算認定について、順次提案理由の説明を申し上げます。

なお、説明の中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、議第71号平成25年度水俣市一般会計決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額155億1,355万円、歳出総額147億8,731万円、歳入歳出差し引き7億2,624万円となりますが、この残額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源4,218万円を差し引き、さらに地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に3億5,000万円を積み立てた残額3億3,406万円を翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入91.5%、歳出87.3%となっております。

次に、議第72号平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額50億3,852万円、歳出総額43億7,528万円、歳入歳出差し引き6億6,324万円は全額翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入110.3%、歳出95.8%となっております。

次に、議第73号平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額3億7,633万円、歳出総額3億7,540万円、歳入歳出差し引き93万円は全額翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入97.0%、歳出96.8%となっております。

次に、議第74号平成25年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額32億9,304万円、歳出総額31億6,155万円、歳入歳出差し引き1億3,149万円となりますが、この残額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源16万円を差し引いた1億3,133万円を翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入101.6%、歳出97.5%となっております。

次に、議第75号平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額14億2,160万円、歳出総額14億1,911万円、歳入歳出差し引き249万円となりますが、この残額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源247万円を差し引いた2万円を翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入96.2%、歳出96.0%となっております。

なお、議第71号から議第75号までの平成25年度の各会計決算につきましては、監査委員の審査意見書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する説明書を併せて提出いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第70号から議第75号までについて順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決、御認定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大川末長君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後5時12分 休憩

午後5時13分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第70号平成26年度水俣市一般会計補正予算第4号から、議第75号平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、本6件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案のうち、議第71号を除くほかの議案は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第21 特別委員会の設置について

○議長（大川末長君） 日程第21、特別委員会の設置についてを議題とします。

特別委員会の設置について

- 1 名 称 一般会計決算特別委員会
 - 2 構成人員 7人
 - 3 審査事項 平成25年度水俣市一般会計決算認定について
 - 4 審査権限 3に掲げる審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を委任する。
 - 5 審査期間 12月定例会まで
-

○議長（大川末長君） お諮りします。

議第71号平成25年度水俣市一般会計決算認定につきましては、委員7人をもって構成する一般会計決算特別委員会を議席に配付のとおり設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって一般会計決算特別委員会の設置については、そのように決定します。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、谷口明弘議員、藤本壽子議員、中村幸治議員、福田斉議員、瀧上道昭議員、真野頼隆議員、野中重男議員、以上7人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました7人の議員を一般会計決算特別委員に選任することに決定しました。

一般会計決算特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会審査のためしばらく休憩します。

午後5時16分 休憩

午後5時23分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告します。

委員長 真野頼隆議員

副委員長 中村幸治議員

以上のとおりであります。

○議長（大川末長君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、18日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、17日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後5時24分 散会

平成26年9月18日

平成26年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成26年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成26年9月18日（木曜日）

午前10時1分 開議

午後0時49分 閉会

（出席議員） 16人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
藤本壽子君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	次長	（鬼塚吉文君）
主幹	（岡本広志君）	主幹	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）		

（説明のため出席した者） 15人

市長	（西田弘志君）	副市長	（本山祐二君）
総務企画部長	（門崎博幸君）	福祉環境部長	（松本幹雄君）
産業建設部長	（緒方康洋君）	総合医療センター事務部長	（大塚昭一君）
総務企画部次長	（本田真一君）	福祉環境部次長	（川野恵治君）
産業建設部次長	（関洋一君）	総合医療センター事務部次長	（久木田美和子君）
水道局長	（前田仁君）	教育長	（吉本哲裕君）
教育次長	（福島恵次君）	総務企画部企画課長	（水田利博君）
総務企画部財政課長	（坂本禎一君）		

○議事日程 第5号

平成26年9月18日 午前10時開議

- 第1 議第56号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第2 議第57号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第3 議第58号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第4 議第59号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第60号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 第6 議第61号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第7 議第62号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第8 議第63号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議第64号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議第65号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第11 議第68号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第12 議第70号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 第13 請第1号 「農協改革」に関する意見書提出を求める請願について
- 第14 請第2号 「手話言語法（仮称）」制定に向けた意見書提出を求める請願について
- 第15 請第3号 「消費税10%への引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める請願について
- 第16 陳第6号 「水俣市民を守る避難計画もできない中での川内原発再稼働には、最大限の規制、対応を要求する意見書」の採択を求める陳情について
- 第17 陳第7号 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書提出に関する陳情について
- 第18 陳第8号 特定秘密保護法を白紙に戻し、秘密保護のあり方を改めて議論し尽くすことを求める意見書採択の陳情について
- 第19 陳第9号 「住民を守る避難計画が完備されない中での、川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書」の採択を求める陳情について
- 第20 陳第10号 「要援護者＝私たちの「いのち」を守れない避難計画での川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書」の採択を求める陳情について
- 第21 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 議第67号 平成25年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第75号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 陳第5号 道州制導入・労働法制改悪に反対し、最低賃金・公務員賃金の改善を求める意見書の提出に関する陳情について
- 1 陳第2号 携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について（平成25年6月）
- 1 陳第3号 行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情について（平成25年12月）
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 議第66号 平成25年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 1 議第72号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第73号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第74号 平成25年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

第22 議第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第23 議第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第24 議第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第25 議第79号 人権擁護員候補者の推薦について

第26 議第80号 人権擁護員候補者の推薦について

第27 意見第5号 農協改革に関する意見書について

第28 意見第6号 川内原発再稼働に当たっては、拙速な再稼働は行わず、住民の安全安心の確保を最優先し、対応するよう求める意見書について

第29 意見第7号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書について

第30 意見第8号 オスプレイの佐賀空港配備と低空飛行訓練等の全国運用中止を求め、オスプレイが参加する日米共同実動訓練の中止を求める意見書について

第31 意見第9号 消費税引き上げ決定に反対する意見書について

第32 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時1分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、人事案5件、総務産業委員会発議の意見書案1件、谷口明弘議員外7人から意見書案1件、真野頼隆議員外6人から意見書案1件、谷口眞次議員外1人から意見書案1件、野中重男議員外1人から意見書案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

-
- 日程第1 議第56号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第2 議第57号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議第58号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議第59号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第60号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第61号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第62号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第63号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第64号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第65号 平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第68号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第12 議第70号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

- 日程第13 請第1号 「農協改革」に関する意見書提出を求める請願について
- 日程第14 請第2号 「手話言語法（仮称）」制定に向けた意見書提出を求める請願について
- 日程第15 請第3号 「消費税10%への引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める請願について
- 日程第16 陳第6号 「水俣市民を守る避難計画もできない中での川内原発再稼働には、最大限の規制、対応を要求する意見書」の採択を求める陳情について
- 日程第17 陳第7号 集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書提出に関する陳情について
- 日程第18 陳第8号 特定秘密保護法を白紙に戻し、秘密保護のあり方を改めて議論し尽くすことを求める意見書採択の陳情について
- 日程第19 陳第9号 「住民を守る避難計画が完備されない中での、川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書」の採択を求める陳情について
- 日程第20 陳第10号 「要援護者＝私たちの「いのち」を守れない避難計画での川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書」の採択を求める陳情について

○議長（大川末長君） 日程第1、議第56号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第20、陳第10号「要援護者＝私たちの「いのち」を守れない避難計画での川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書」の採択を求める陳情についてまで、20件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長 淵上道昭議員。

（総務産業委員長 淵上道昭君登壇）

○総務産業委員長（淵上道昭君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第59号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、牧ノ内団地の一部住宅の除却に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第60号平成26年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、みなまた環境まちづくり推進事業、第5款農林水産業費に、緑の産業再生プロジェクト促進事業、第6款商工費に、スマートコミュニティの構築事業、物産振興販路拡大事業、第7款土木費に、市内一

円市道維持補修費等を計上している。

これらの財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整している。

また、債務負担行為補正として、複写機・プリンター複合機借上料外2件を追加している。

このほか、地方債の補正として臨時財政対策債の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、総務課の事業のうち、自主防災組織補助金の補助予定先をただしたのに対し、今回21区の6つの組に対し予定しているとの答弁がありました。

また、本市の自主防災組織の組織率についてただしたのに対し、6月30日現在で99.2%となっているとの答弁がありました。

また、税務課の事業のうち、社会保障・税番号は、住民基本台帳の番号と同じものになるのかとただしたのに対し、住民基本台帳の番号をもとに新たに採番する番号であるとの答弁がありました。

また、農林水産振興課の事業のうち、木材供給拠点地域整備事業費補助金の対象事業所についてただしたのに対し、今年度は申請のあった大川林業及びWood Oneの2社へ国・県の補助金を使って補助を予定しているとの答弁がありました。

また、商工観光振興課の事業のうち、みなまた物産販路拡大業務委託の内容についてただしたのに対し、市内業者と連携した新商品の開発、既存の商品のブラッシュアップ、ホームページでの宣伝、観光物産展への出展や全国チェーンの店舗への営業などを予定しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第64号平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ59万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ14億3,829万3,000円とするものである。

補正の内容は、第1款公共下水道事業費において、丸島雨水幹線護岸補修工事費を計上している。

この財源としては、第4款繰入金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、石積み部分の補修工事の詳細についてただしたのに対し、石積み部分の前面に厚さ40センチメートルの腹付けコンクリートを施工し、石積みの緩みを抑える工法であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第65号平成26年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、平成26年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を50万円増額して、補正後の収益的支出の額を4億4,522万4,000円とするものである。

また、第4条に定める資本的収入の額を2,343万7,000円増額して、補正後の資本的収入の額を1億682万4,000円とするものである。

補正の内容としては、収益的支出に災害待機に伴う人件費の増額を計上、資本的収入には、一般会計繰入金及び国庫補助金の増減、資本的支出には、建設改良費のうち、委託費と工事請負費の調整分を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、長野から東部方面への配水管延伸の進捗状況についてただしたのに対し、平成26年度で中鶴のマルイ農協の手前まで管路の延伸や中継ポンプ施設の造成を行っている。そして、渡野の橋までの工事の発注を行っている。今後、10月以降深川小学校の先までの工事の発注を行う予定であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第68号水俣市過疎地域自立促進計画の変更について申し上げます。

過疎地域自立促進市町村計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、通常、市においては橋梁や道路についてはそれぞれ計画をつくってあると思うが、なぜこのように別に計画をつくる必要があるのかただしたのに対し、過疎対策債を受けるために、この計画の策定が必要であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第70号平成26年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,929万4,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ144億5,812万3,000円とするものである。

補正の内容は、第6款商工費に企業誘致対策事業を計上している。

その財源としては、第19款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

本案に対しては、委員から第6款商工費第2項総合経済対策費に計上されている誘致企業立地促進補助金2,500万円を削除する予算の修正案が提出されたため、修正案の質疑、討論、採決を行いました。

この修正案については、これまで何回も提出され議論されてきたが、出発の時点で一企業に対する利益誘導とも考えられ、公平公正であるべき行政がとるべき方法ではなかった。原点に帰って検討し直すべきという指摘に何の検討も改善もなされていない以上、補助金を認めることはで

きないので修正案に賛成であるという意見と、確かに出発点において行政に誤りがあった。行政として二度とこのような過ちはやってはいけない。しかし、覚書は破棄され、宮本前市長は議会に謝罪し減給も行った。このことは議会にも承認され、政治的決着はついている。そして、申請した企業としては補助金要綱に合致している以上、補助金は出すべきであり修正案には反対であるという意見に分かれましたので、採決の結果、賛成少数で修正案は可決すべきものと決定しました。

次に、修正案が否決されたことに伴い、原案について採決の結果、全員異議なく、議第70号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請第1号「農協改革」に関する意見書提出を求める請願について申し上げます。

本請願については、農協改革については現場の農協の意見を聞きながら改革を進めることが妥当であり、賛成であるという意見と、基本的には賛成であるが、具体的にどういうふうに関に働きかけていくかわかりにくい記述もあるとの意見もありましたが、採決の結果、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

次に、請第3号「消費税10%への引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める請願について申し上げます。

本請願については、政府は秋の時点の動向を見て判断するとされている。今の経済状況、国民の暮らしを見る限り、消費税は引き上げるべきではないと考えており、本請願に賛成であるという意見と、消費税引き上げについては、政府において今の景気状況の中で判断されると思うので、中止を求める意見書を上げることには、賛成しかねるとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳第6号「水俣市民を守る避難計画もできない中での川内原発再稼働には、最大限の規制、対応を要求する意見書」の採択を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を了とし、採決の結果、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

次に、陳第7号集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、集団的自衛権行使に反対の民意が多数ある中、採択して意見書を上げるべきで賛成であるという意見と、集団的自衛権は今後も国の安全保障に関して非常に重要なものであり、賛成しかねるとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳第8号特定秘密保護法を白紙に戻し、秘密保護のあり方を改めて議論し尽くすことを求める意見書採択の陳情について申し上げます。

本陳情については、特定秘密保護法は、国会議員やジャーナリストなど、政府が指定した秘密を知ろうとした人まで処罰対象に指定するなど、幅広い人たちを暗闇においてしまうものであり、政府に意見書を上げるべきで賛成であるという意見と、特定秘密保護法があつてこそ米国と日本の安全保障のパートナーシップは保たれると考えるので、賛成しかねるとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳第9号「住民を守る避難計画が完備されない中での、川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書」の採択を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、安全とは言えない原発の再稼働は、避難計画が完備されない中ではあり得ないと考え、意見書を国に上げるべきで賛成であるという意見と、本市議会で以前に国へ意見書を上げたとき、段階的な原発の廃止を求めた。今の経済情勢を考える中、再稼働しながら順次原発をなくす方向に向かうべきと考え、今の時点では再稼働中止を求める本陳情には賛成しかねるとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

最後に、陳第10号「要援護者＝私たちの「いのち」を守れない避難計画での川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書」の採択を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、陳第9号についての議論において、賛成、反対双方の意見がすでに交わされておりましたので、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

なお、請第1号及び陳第6号が採択されたことに伴い、別途意見書を提出しておりますことを申し添えます。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、厚生文教副委員長田口憲雄議員。

（厚生文教副委員長 田口憲雄君登壇）

○厚生文教副委員長（田口憲雄君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第56号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、この条例は、国が子ども子育て支援制度を開始するために国から作成するよう指導があったと思うが、水俣市独自のものは組み込まれていないのかとただしたのに対し、今回の条例は国の基準どおりに作成しているため、独自のものは取り入れていないとの答弁がありました。

また、今回の新制度のポイントに新たな財源を確保して、量の拡充や質の向上を進めるとなっているが、これは消費税を10%に引き上げるにより財源を確保するということかとただしたのに対し、10%に引き上げられた場合の財源であるとの答弁がありました。

また、消費税の引き上げがなかった場合はどうするのかとただしたのに対し、国からは消費税が引き上げられた場合に新制度を実施すると説明を受けているとの答弁がありました。

なお、水俣市においては待機児童もなく、新たに施設をつくる必要はないことから、保育園の利用料を上げるなどの必要はないため、4月から新制度のスタートは可能であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第57号水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、小規模保育事業での従事職員の資格についてただしたのに対し、A型は全員が保育士の資格を有する必要がある、B型は2分の1以上、C型は保育士の資格は不要との答弁がありました。

また、水俣市ではC型についても保育士の資格を有する必要があると定めるなど、基準を高くすることは可能かとただしたのに対し、国が定めた類型となるよう定める必要があることから、A型・B型・C型の類型をなくすことはできないが、例えば、B型は3分の2以上が保育士の資格が必要とするなど、小規模保育事業全体の基準を高くすることは可能であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第58号水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、児童福祉法の改正に伴い、水俣市放課後児童健全育成事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、学童クラブの受け入れが小学6年生まで可能になるということだが、指導員の数に基準はあるのかとただしたのに対し、児童40人に対し2人の指導員が必要と基準で定められているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第60号平成26年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第3款民生費に、障害児保育対策事業、第4款衛生費に、予防接種事業、第9款教育費に、体育施設管理運営費などを計上している。

財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整している。

このほか、債務負担行為補正として文化会館管理委託料、徳富蘇峰・蘆花施設管理委託料を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、個人番号制度について、住民に個人番号カードが発行されるということだが、どのような場面で利用できるのかとただしたのに対し、利用範囲としてはデータを管理することから、年金資格の確認や給付時の書類等が不要になること、労働保険の資格取得などでワンストップでのサービスが受けられるようになること、医療保険等の保険料の徴収などの手続きが簡素化されるとの答弁がありました。

また、健康保険証の代わりにはならないのかとただしたのに対し、保険証としては現在検討中であり、一番に活用できるのは身分証明書として考えていただきたいとの答弁がありました。

また、資料館の屋上及び壁面の防水工事について、6月補正でも改修工事の予算が上がっていたが、今回の防水工事は含まれていなかったのかとただしたのに対し、6月補正では常設展示物に関する改修工事であったため、今回の防水工事は含まれていなかったとの答弁がありました。

また、硬質プラスチック回収のための軽トラック購入予算についてただしたのに対し、現在、硬質プラスチックは粗大ごみとしてステーションで集め、クリーンセンターのピット内で破碎・焼却処分しているが、今回新たにリサイクルするため、分別した硬質プラスチックをピットから移動するために必要であるとの答弁がありました。

また、子どもたちの自立支援事業費の削減についてただしたのに対し、平成25年度から国の事業として水俣市の中学校が自立支援事業の指定を受け、中学生が自らいじめ問題を考え、教師が啓発活動を行うなど、いじめをなくす活動を行ってきたが、国が事業の打ち切りを決定したことにより、平成26年度は熊本県が独自で取り組むことになった。しかし、県の単独事業となったことで、事業費が減額になったことから削減したとの答弁がありました。

また、給食センターで高校生へ給食を供給する余力はないのかとただしたのに対し、現給食センターを建設した当初に比べると小中学生の数は減っているが、アレルギー対応食の割合が多くなっている。施設の能力というよりも、職員が細かな作業に時間を取られており、高校生への給食供給までは余力がないとの答弁がありました。

また、徳富蘇峰からの蔵書について、現在も整理を行っているのか、同志社大学とのかかわりについてただしたのに対し、徳富蘇峰から寄贈された淇水文庫の原簿を、昨年、同志社大学が

データ化したが、現在残っている原簿の数量調査もしたいとの話があった。本市としても約7,900冊ある原簿をデータ化する必要があると考え、2名の雇用を行ったとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第61号平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,941万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ45億7,607万2,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、職員の育児休暇取得に伴う人件費の減額及び社会保障・税番号導入並びに高額医療費の制度改正に伴う電算システム改修委託料、第11款諸支出金に、平成25年度退職者医療交付金の確定に伴う国庫支出金の返還金を計上している。

これらの財源としては、第9款繰入金及び第10款繰越金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、育児休業による減額について、人員の補充はしているのかとただしたのに対し、既に人員の補充はしており、今回の補正については、差し引きしたうえで減額しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第62号平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ77万8,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億8,834万8,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、育児休業取得職員に係る人件費を減額、社会保障・税番号制度導入に係る電算システム改修費を増額している。

その財源としては、第3款繰入金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、電算システム改修費について、国からの補助金はどの程度あるのかとただしたのに対し、80万円の予算に対し3分の2の53万3,000円の補助であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第63号平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,269万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ32億9,546万2,000円とするものである。

補正の内容は、第1款総務費に、職員の育児休業等に伴う人件費の調整及び社会保障・税番号制度の導入に伴う電算システム改修委託料、第3款地域支援事業費に、介護予防事業費の増額、第6款諸支出金に、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金を計上している。

これらの財源としては、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金、第8款繰越金で調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、臨時職員の人数と雇用期間についてただしたのに対し、1人を雇用し、雇用期間は今年8月から来年3月までであるとの答弁がありました。

また、臨時職員の採用人数が1人であることについて、業務に支障はないのかとただしたのに対し、人数的には厳しいが、介護予防事業に精通した人物を採用したことにより業務に支障がないようにしたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第70号平成26年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第9款教育費に、小中学校施設耐震化推進事業を計上している。

その財源としては、第19款繰越金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、6月の補正予算に加えての追加予算となるが、学校施設の安全性を考えると当初の設計を行う時点でしっかりとした調査ができなかったのかとただしたのに対し、当初は目視のみの調査を行い、予算を上げたが、足場を組み、打診を行ったところ今回の追加予算が必要となった。今後は業者へ委託するなど、しっかりとした調査を行うよう検討していくとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、請第2号「手話言語法（仮称）制定に向けた意見書提出を求める請願について申し上げます。

本請願については、手話を言語として広く国民に広め、普及させるための環境整備は必要であると思うので意見書を上げることに賛成であるとの意見があり、採決の結果、全員異議なく採決すべきものと決定しました。

なお、本請願の採択に伴い、別途意見書を提出しておりますことを申し添えます。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成26年9月12日

総務産業常任委員長 淵 上 道 昭

水俣市議会議長 大 川 末 長 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第59号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

議第60号	平成26年度水俣市一般会計補正予算（第3号）付託分	原案可決	全員賛成
議第64号	平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第65号	平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第68号	水俣市過疎地域自立促進計画の変更について	原案可決	全員賛成
議第70号	平成26年度水俣市一般会計補正予算（第4号）付託分	原案可決	全員賛成
請第1号	「農協改革」に関する意見書提出を求める請願について	採 択	全員賛成
請第3号	「消費税10%への引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める請願について	不 採 択	賛成少数
陳第6号	「水俣市民を守る避難計画もできない中での川内原発再稼働には、最大限の規制、対応を要求する意見書」の採択を求める陳情について	採 択	全員賛成
陳第7号	集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書提出に関する陳情について	不 採 択	賛成少数
陳第8号	特定秘密保護法を白紙に戻し、秘密保護のあり方を改めて議論し尽くすことを求める意見書採択の陳情について	不 採 択	賛成少数
陳第9号	「住民を守る避難計画が完備されない中での、川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書」の採択を求める陳情について	不 採 択	賛成少数
陳第10号	「要援護者＝私たちの「いのち」を守れない避難計画での川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書」の採択を求める陳情について	不 採 択	賛成少数

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成26年9月12日

厚生文教常任副委員長 田口 憲 雄

水俣市議会議長 大川 末 長 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第56号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第57号	水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第58号	水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第60号	平成26年度水俣市一般会計補正予算（第3号）付託分	原案可決	全員賛成
議第61号	平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第62号	平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第63号	平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第70号	平成26年度水俣市一般会計補正予算（第4号）付託分	原案可決	全員賛成
請第2号	「手話言語法（仮称）」制定に向けた意見書提出を求める請願について	採 択	全員賛成

○議長（大川末長君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「議長」「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 総務産業委員長から御報告ありました委員長報告の中で、議第70号平成26年度水俣市一般会計補正予算第4号の報告がございました。その中で、修正案については、賛成少数で可決というふうに言われたように私は思うのですが、本来は賛成少数で否決だったように、私は当委員会に出席しておりまして思いました。その事実確認を委員長にお願いをしたいと思います。

○議長（大川末長君） しばらくお待ちください。

（議長、総務産業委員長報告を確認）

○議長（大川末長君） 精査しました結果、修正案は否決されたというふうになっております。委員長の読み間違いでございます。

よろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○議長（大川末長君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

（「議長」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 議第70号平成26年度水俣市一般会計補正予算第4号に対する修正案を提出します。

（「賛成」と言う者あり）

○議長（大川末長君） ただいま谷口明弘議員から、平成26年度水俣市一般会計補正予算第4号に対し、修正案の動議が提出され、所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

ここで、文書配付並びに議事整理のため暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

開議 午前10時54分

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議第70号平成26年度水俣市一般会計補正予算第4号に対して谷口明弘議員外6人から修正動議が提出されました。

議第70号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び水俣市議会会議規則第17条の規定により提出します。

平成26年9月18日

提出者議員 谷 口 明 弘
 " 岩 村 龍 男
 " 高 岡 利 治
 " 塩 崎 信 介
 " 牧 下 恭 之
 " 淵 上 道 昭
 " 真 野 頼 隆

水俣市議会議長 大 川 末 長 様

(提案理由)

市政運営に当たっては、公平、公正かつ透明性を確保することが大切である。今回で7度目の提案であるが、その間、市は、我々が最大の問題とする覚書の締結、すなわち一企業への利益加担、利益誘導となる覚書の締結に至った経緯などを検証することなく、このまま認めてしまえば第二、第三の過ちが繰り返される恐れが拭いきれない。

また、同業他社への理解を求める行動も不十分で、自己資金でプレス機を購入し、建屋を建てて事業をしている業者との不公平感や行政への信頼という点において大きな溝がある。

しかるに、今議会に予算が計上提出されている誘致企業立地促進補助金については、まだまだ解明すべき疑惑が残り、また到底市民の合意が得られているとは思えないことから、補助金を削除するため、この修正案を提出するものである。

議第70号 平成26年度水俣市一般会計補正予算(第4号)修正案

平成26年度水俣市一般会計補正予算(第4号)を下記のとおり修正する。

第1条中「29,294千円」を「4,294千円」に、「14,458,123千円」を「14,433,123千円」に改める。

第1条第2項第1表を次のとおり修正する。

第1表 歳入歳出予算補正(第4号)

歳 入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
19 繰越金		40,208	4,294 29,294	44,502 69,502
	1 繰越金	40,208	4,294 29,294	44,502 69,502
歳入合計		14,428,829	4,294 29,294	14,433,123 14,458,123

歳 出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6 商工費		483,982	0 25,000	483,982 508,982
	2 総合経済対策費	242,565	0 25,000	242,565 267,565
歳出合計		14,428,829	4,294 29,294	14,433,123 14,458,123

(参考)

平成26年度水俣市一般会計歳入歳出補正予算(第4号)事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計
19 繰越金	40,208	4,294 29,294	44,502 69,502
歳入合計	14,428,329	4,294 29,294	14,433,123 14,458,123

(歳出)

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 商工費	483,982	0 25,000	483,982 508,982				0 25,000
歳出合計	14,428,829	4,294 29,294	14,433,123 14,458,123				4,294 29,294

2. 歳入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	40,208	4,294 29,294	44,502 69,502	1 前年度繰越金	4,294 29,294	前年度繰越金 4,294 29,294
計	40,208	4,294 29,294	44,502 69,502			

3. 歳出

(款) 6 商工費

(項) 2 総合経済対策費

(単位：千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 総合経済対策費	242,565	0 25,000	242,565 267,565				0 25,000	19負担金、補助及び交付金	0 25,000	誘致企業立地促進補助金 0 25,000
計	242,565	0 25,000	242,565 267,565				0 25,000			

○議長（大川末長君） この際、提出者の説明を求めます。

提出者代表谷口明弘議員。

(谷口明弘君登壇)

○谷口明弘君 議第70号平成26年度水俣市一般会計補正予算第4号の修正案について御説明いたします。

総額2,929万4,000円から誘致企業立地促進補助金2,500万円を減額したいという修正案でござい

ます。

市政運営に当たっては、公平、公正かつ透明性を確保することが大切であります。今回で7度目の提案であります。その間、市は我々が最大の問題とする覚書の締結、すなわち一企業への利益加担、利益誘導となる覚書の締結に至った経緯などを検証することなく、このまま認めてしまえば第二、第三の過ちが繰り返される恐れが拭いきれません。

また、同業他社への理解を求める行動も不十分で、自己資金でプレス機を購入し、建屋を建てて事業している業者との不公平感や行政への信頼という点において大きな溝があります。

したがって、今議会に予算が計上提出されている誘致企業立地促進補助金については、まだまだ解明すべき疑惑が残り、また到底市民の合意が得られていると思えないことから、補助金を削除するため、この修正案を提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（大川末長君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これから、修正案に対する質疑に入ります。

修正案について質疑はありませんか。

（「議長」「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 提出者にお尋ねします。

先ほどの総務産業委員会渕上委員長報告は、採決の結果、賛成少数で修正案は否決すべきものと決定しました。次に、修正案が否決されたことに伴い、原案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。全員賛成だったということをおっしゃっています。

総務産業委員会は、8名中4名は創水会の議員であります。創水会6名中4名が総務産業委員会に入っております。そこでの全会一致であります。

まず、委員会全会一致の案件に修正案を出すことについていかが考えますか。

2点目は、委員会で賛成した3名の議員が提出者になるのはおかしいのではないですか。特に、渕上委員長がそういう立場に立つということは非常に問題であります。議会を指導する立場の議長も参加しての委員会の決定であります。

3つ目に、創水会6名中4名が参加して賛成しているのに修正案はおかしくありませんか。まさに会派制度を無視した委員会制度軽視、議会の質を落とすことになりませんか。

そういう点について説明ください。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 質問者の緒方議員に回答いたします。

まず、委員会のほうで、私どもはこれまでの経緯も含めまして過去6回、我々は委員会でも本

会議でも修正案を提出し続けてまいりました。

今回、委員会で緒方議員が指摘された点につきましては、まず修正案を出して、その場では賛成少数ということで否決されましたが、その後、全部の予算ということで我々は教育予算も含まれている予算でしたものですから、その部分に関しまして若干逡巡する部分がございます、あの場では賛成という立場をとりましたけれども、その後、本会議において、あの場にいらっしゃらなかった議員さんたちのお声も、ぜひ判断も仰ぎたいということで会派の中で再度検討いたしました結果、当然、本会議にこういう修正動議を提出することは、我々議員に認められた正当な行為でございますから、今回提出するに至りました。

以上です。

○議長（大川末長君） ほかに質疑ございませんか。

（「議長」「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 今の答弁ですけれども、まず委員会の中で賛成したと、これは大変重たいものです。しかも4名とも賛成されているわけですね。一人がたまたま間違っただけという過去あった経緯もありますけれども、4名とも賛成して決められた案件です。

それと提出する権利はあるんだというけれども、そこで賛成した議員がまた提出して反対という立場に立つというのは、非常におかしいのではないですか。教育予算が入ったからということですが、教育予算については厚生文教委員会で審議する問題であって、まさに総務産業委員会では補助金の問題だけですね。これに賛成したということですから、これに反対する案を出すという非常におかしい、これ議会がおかしくなりますよ。水俣市議会が笑われますよ。

議長、ぜひ休憩をとって提出者と話し合って、この修正動議は引っ込めていただきたい。なぜかという、これ水俣市議会の質を守り、権威を守るためです。

最後に、議長をお願いして終わります。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

もう一度議長に何を求められるのですか。

○緒方誠也君 いいですか。

非常に議会として問題点がありますから、ぜひ、できれば提出者と話をし、引っ込めることができるなら引っ込める策を練っていただきたい。そうしないと、水俣市の議会の歴史に汚点を残すこととなります。

○議長（大川末長君） 答弁ありますか。

谷口明弘議員。

○谷口明弘君 私としては、ぜひともこの修正案については、こちらで賛否を問うていただきたい

と考えます。

○議長（大川末長君） 暫時休憩します。

提出者とちょっと調整します。

休憩 午前11時 3分

開議 午前11時 4分

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を行います。

提出者と調整しました結果、提出者は、委員会では否決されたけれども、本会議では、また再度検討していただきたいということで提出すると。これは当然の権利でありますので、提出するということでございます。

以上です。

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

岩村龍男議員から陳第9号、陳第10号について、谷口明弘議員から陳第8号について、藤本壽子議員から陳第7号、陳第9号、陳第10号について、川上紗智子議員から請第3号、陳第7号について、福田斉議員から陳第7号について、真野頼隆議員から請第3号について、野中重男議員から陳第8号、陳第9号、陳第10号について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

初めに、真野頼隆議員。

○真野頼隆君 請第3号消費税10%への引き上げ中止を求める意見書の提出を求める請願について、反対の立場で討論いたします。

急速に進む少子高齢化の中で、持続可能な社会保障制度を確立するには、税金や社会保険料を納付する人の立場に立って、負担を抑制しつつ、必要な社会保障が行える制度を構築しなければなりません。

そういった中で、自民党、民主党、公明党の3党合意により、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、2014年4月に5%から8%、2015年10月に8%から10%へと引き上げられようとしているのは御承知のとおりであります。

今、消費税を上げると消費が落ち込み、景気が悪化してしまうのではとの声もありますが、消費税率の引き上げによる影響を緩和しながら、経済の好循環を軌道にのせるために、例えば、日

本経済の競争力を強化するために、1兆4,184億円の予算を投じるほか、復興・防災・安全対策費として3兆1,274億円、また、女性や若者、高齢者や障がいをもつ方々向けの施策に3,005億円、低所得の方々に配慮した施策に6,493億円など、政府は様々な経済対策を行っております。

また、安倍総理は、9月から11月までの3カ月間の景気動向を見て、最終的に判断をすると明言していますので、私たちとしましては、これからの推移を見守りたいと思います。

よってこの請願には反対であります。

○議長（大川末長君） 次に、川上紗智子議員。

○川上紗智子君 請第3号消費税10%引き上げ中止を求める意見書の提出を求める請願について、賛成の立場から討論いたします。

商店街を回っておりますと、消費税が上がった後も、それを添加できずにそのままの値段で出しているけれども、それさえ売れないという声が聞こえてきました。また、商工会議所から市や議会に要請がきておりますが、その中で市内の会員企業では、アベノミクスの恩恵を受けている事業所は少なく、大企業だけ、中央だけが恩恵を受けているとの意見もまだまだ多くある。このような中、4月1日より消費税増税が実施をされ、懸念されていた駆け込み消費の反動や税負担の増加により、買い控えが売り上げに大きく影響している。市として何とか対策をとってほしいという要請でございました。

こういう商店の声、また商工会議所から要請が出てくる、その数字的な裏づけは、最近発表されましたGDPや個人消費の落ち込みに、はっきりとあらわれているのではないのでしょうか。

8月16日付熊日社説によりますと、GDP落ち込み、景気回復へ家計重視をとという表題で4月～6月期の個人消費の落ち込み幅は、1994年以降最大。大企業がもうかれれば家計も潤い、景気も上向く。この安倍政権の経済運営の基本であります。しかし実態はどうか。増税に加え、円安とそれに伴う燃料費などの高騰で物価が上昇する中、賃金はそれに追いつくほど上がっていない。むしろ実質的な目減りが続き、消費不振を招いている。今、求められているのは増税の中止ではないかと、このことから切に私は思います。国民の暮らしを立て直すために最優先にすべきは、増税の中止ではないのでしょうか。

また、社会保障のためといって消費税増税を言っておりますが、6月には医療介護総合法という法律を強行成立させ、病院の病床削減や特別養護老人ホームの入所基準の改悪、また介護利用料の値上げなど社会保障にこれでお金を使っているのかと言いたくなるような改悪が用意をされています。財政を立て直すと言いながら、今年の4月消費税が増税でふえた後、消費税増税でふえた予算は、防衛費や大型開発の予算だったことを見ても、増税で社会保障を充実するとか財政を立て直すという口実は、破綻しているのではないのでしょうか。消費税法附則18条には、景気条項として景気が悪いときは停止を含め措置を講ずるとあります。

先の反対討論で見守るといふ御発言がありましたけれども、安倍内閣の改造後、閣僚などから10%への増税に対する声高な発言がテレビや新聞から漏れ聞かれます。このことからしても今、見守るのではなく、市民の声や市内の事業所の実態をしっかりと受け止めて、そのことを政府に意見を申し述べる必要があるのではないのでしょうか。

そのことで、よって私は、この請願に賛成をし、ぜひ多くの皆さん方に賛成をしていただきたいと思ひます。

続きまして、陳第7号に対しての討論も行わせていただきます。

陳第7号集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書提出に関する陳情について、賛成の立場から討論いたします。

陳情にもありますように、憲法9条は、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄するとうたっています。

私は、今度の集団的自衛権をめぐる議論の中で、今最も私たち国民が考えなければならないのは、日本という国が今後武力の行使をする国にしていのかどうか、このことだと思ひます。武力の行使で、武力によって国と国の紛争を解決するという道を踏み出すならば、また先の戦争のような悲惨な経験を国民はしなければならない。多くの国民の命だけではなく、他国の人たちの命を奪うことになりかねない。改めて今、第2次世界大戦の教訓を思い起こし、考えなければならないときがきているのだと思ひます。

集団的自衛権の行使というのは、日本に対する武力攻撃がなくても他国のために武力の行使をする。政府がどうごまかそうとも海外で戦争をする国に乗り出すということを意味しています。戦争が始まれば、始まりそうになれば何も言えなくなる。このことは、戦争を経験された皆さん方よくわかっていらっしゃるのだと思ひます。

今、テレビドラマなどで戦争中のことが描かれていますが、戦争を知らない世代もそれを見れば、一体どういう経緯で戦争に突入していくか、理解を深めているのではないかと思ひます。二度と日本が戦争をしない、この思い、願いをしっかりと受けとめてつくられた憲法9条を守っていくことが、日本国民の幸せ、そして世界の平和に貢献するものだと考え、この陳第7号に賛成をいたします。

以上で討論終わります。

○議長（大川末長君） 次に、福田斉議員。

○福田 斉君 陳第7号集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書提出に関する陳情に関し、私はこの陳情に反対の立場で討論します。

安倍政権の発足後、これまでの政策運営が順調に進んでおります。今まで以上に経済を重視して大胆な金融緩和を行い、極端な円高是正で株価も高騰し、久しぶりに日本の社会全体を明るく

感じております。外交・安全保障の面でも世界各国を歴訪され、首脳外交を行うなど、目覚ましい成果が上げられています。

今回の集団的自衛権の解釈是正の閣議決定もしかりであります。自衛隊発足から満60年を迎え、米ソ冷戦後の日本を取り巻く東アジア情勢が一層緊迫していることを踏まえ、まさに今後の日本の安全保障法について見直しが進められています。

これまでの解釈では、日本に対する武力攻撃以外は、任務遂行のための武器使用さえも簡単には認めようとしませんでした。この解釈の仕方は、世界的に見てもおかしなものであると言わざるを得ません。集団的自衛権を有するが、その行使についてはできないという日本の奇妙な憲法解釈が半世紀以上も続いたことによって、我が国の国際的信頼が損なわれ、国家、国民の安全を不安定なものにしてきたのは事実であります。

ちょうど私の生まれた年の1952年、日本は国連に加盟いたしました。日本国憲法98条には、国際法規は誠実に遵守するとうたわれております。ましてや国連憲章第51条には、個別的自衛権も集団的自衛権も等しく国家固有の権利であるとはっきり明記されております。そうであるならば、加盟した時点で自衛権行使の法改正を議論し、行うべきでありました。その後60年以上がたち、ますます国際社会が変化してまいりました。そういう意味からしても、現行の間違った解釈の是正は、安倍首相のもとで確実に進めてもらわなければなりません。

さて御存じのように、隣国である中国は、過去10年間で国防費を4倍とし、膨大な軍備拡張とアジア周辺諸国への覇権主義的な挑発行動を進めています。北朝鮮の弾道ミサイル問題もしかりです。これらの日本を含む周辺の危機に対応するには、今まで以上の日米同盟の強化によって、抑止力を確立させる必要が迫られているとって過言ではございません。今後の法整備によって、尖閣諸島や離島など、我が国固有の領土への武装占拠などへの対応や、国民生活にとって死活的な意味をもつ持つシーレーン防衛などが可能となるなど大きく期待が持たれます。

さて、これまで日本は、平和憲法のおかげで戦争に巻き込まれることがなかったと主張される人もおられますが、冷戦時代は、日本がこれまで戦争に巻き込まれる国際環境ではなかっただけのことです。今の日本を取り巻く国際情勢は、大きく変化してきています。

護憲派と言われる人たちの議論で決定的に欠けているのは、国際社会の現実を見る目だと私は思います。戦後我が国は、特殊な環境で過ごしてきました。世界各国が、皆善意にあふれているから侵略されることもないし、いざというときには、武力を持たなくてもアメリカが日本をしっかり守ってくれると錯覚してきたのではないのでしょうか。しかし、パートナーであるアメリカのスタンスも、中国という大国同士の絡みで変化が見られます。

世界の安全保障の考え方についての会議で、ある講師の方が言うておられました。世界の安全保障のスタンダードな考え方は、自分も守るが相手も守る。その対極にあるのが、無抵抗主義者

と言われる方たちの自分も守らないが、相手も守らないという姿勢であります。

さて、一方我らの日本はどうでしょう。自分は守るが、相手までは守らないとなっているのではないのでしょうか。平和憲法があるからということをも盾にした解釈の仕方では、国際社会における国の信頼を大きく損ねてしまいます。自分も守るが、相手も守るという世界の安全保障のスタンダードを目指し、日本が普通の国になれることを安倍首相と同様に私も望んでおります。

今回、陳情者の方々がきちんと持論を展開され、主張をされるのは全く構いません。しかし、議会から発せられる意見書となると、限りなく水俣市民の総意でなければなりません。

中央から離れた地方の一小さな自治体の水俣市ではありますが、国際社会の変化に対してこれからの日本はどうあるべきか、冷静な物の捉え方が必要かと思えます。自治体の意見書というのは、そのような大きな判断の上に立って提出すべきものとする以上、今回の意見書提出には強く反対して、私の討論を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、谷口明弘議員。

○谷口明弘君 私は、陳第8号特定秘密保護法を白紙に戻し、秘密保護のあり方を改めて議論し尽くすことを求める意見書採択の陳情について、反対の立場で討論します。

特定秘密保護法については、6月議会でもその必要性についてこの場で述べましたが、本日は別の視点から討論させていただきます。

安倍総理は、国民の生命、財産を守るために、一刻も早く特定秘密保護法を制定する必要があったと述べています。国家の危機管理の最高責任者である総理大臣が、一刻も早く制定する必要があるとの発言は、重く受け止めるべきであると思えます。

中国による東シナ海及び南シナ海での挑発行為や実行支配などは、今や東南アジア諸国及び日本や台湾の共通の脅威となっていることは御承知のとおりです。東シナ海に一方的に設けられた防空識別圏問題では、自衛隊機への近接事案だけでなく、米軍機に対しても同様の事案を引き起こし問題となりました。また最近では、尖閣諸島付近で日本政府にことわりなく海洋調査を実施したり、ベトナムやフィリピンなどでも船による体当たりなどを繰り返しています。

日米同盟を基軸とした専守防衛を基本とする我が国において、もはや一国では我が国を守れません。基本的立場を同じにする欧米や東南アジア諸国と強力な信頼関係を築いて、中国や北朝鮮の脅威に協力して備える必要があります。

現在、そして今後の国際的な安全保障、つまり国民の安全に関わる外交、軍事の分野において、衛星写真の画像や世界各国の国際諜報機関の情報戦が最も重要になってきます。各国と情報を共有できないことは、結果的に国民の安全を脅かす結果となることです。これが国際社会の現実であります。その際、重要な情報を他国から得るためには、その秘密は守られることが前提となります。特に日本には、諜報機関が存在しませんので、これらの情報は他国に頼らざるを得な

い現状があります。

こうした観点を抜きにして日本のマスコミは、国際情勢を踏まえた法案の必要性には触れず、国民の知る権利という観点のみを強調して反対論を唱えておりますが、朝日新聞のいわゆる従軍慰安婦問題に関する32年目の訂正のように、ひたすら日本に自虐史観を植えつけてきた報道のあり方におかしいと気づき始めている国民がふえつつあります。

陳情書の中に、国連自由権規約委員会からの勧告について触れられていますが、国連の組織に関しても私は疑問を感じております。例えば、国連人権委員会は、NGOから提出された議案を事実確認や証拠調べなど十分にせず結論づけるということがあります。従軍慰安婦問題など、その例です。特に現在は、日本の国益をおとしめることを目的としたNGOが、活発に活動しているという現実があります。

また、ツワネ原則にも触れられておりますが、民間団体の制定したツワネ原則ではなく、国際条約や先進同盟国の類似法制を参考にすべきであると考えます。

従いまして、本陳情に対して反対であります。

議員の皆さんの御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（大川末長君） 次に、野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。

まず最初に、陳第8号特定秘密保護法を白紙に戻し、秘密保護のあり方を改めて議論し尽くすことを求める意見書の採択の陳情について、賛成討論を行います。

昨年成立した特定秘密保護法は、多くの反対や慎重な審議を求める国民の声を無視して強行されました。この件に関して、今討論ありましたので、これらについても一定触れながら陳情についての賛成討論を行います。

まず最初に、日本はスパイ天国かということをし述べたいと思います。

国家公務員法あるいは秘密漏えいの罰則などの対象となった事例は、安倍総理の国会答弁でも極めてわずかであります。この秘密については、一定期間かということですが、米国では30年すると全部公開されますけれども、日本の場合は永遠と秘密にされる。公務員だけかという話ですが、公務員だけでは限定されません。関連企業の従業員も対象になるというふうになっています。

それから、今討論があった中で盛んに周辺諸国、特に中国との脅威論の話ございました。日本が同盟を結んでいると言われる米国は、中国と今、事を構える体制になっているのでしょうか。米軍機に接近したという中国機の問題ありましたけれども、すぐこれは、どういう経過でそうなったのかという協議を始めています。経済的結びつきでは、すでに日本とアメリカの関係を抜いて、中国とアメリカとの関係は、世界の最大規模になりつつあります。こういうのを背景にし

て、今、中国との関係をアメリカは考えています。

思い起こさなければいけません。戦前、15年戦争に突入するとき何が言われたか。A B C D 包囲網があるとか、あるいはここは生命線だとか、どこかの勢力の脅威だとか、そういうのがあおられながら軍備を増強して行って、結局15年戦争に突入していった歴史があるのではないのでしょうか。そういうものを改めて振り返って考えるときだというふうに思います。

それから、今討論ありました国際機関から、あるいは各国から情報をもらわないといけないという話ございました。これについては、日本がスパイ天国かというところとも関連するのですが、今年5月に日本弁護士連合会の招きで、アメリカ政府で国防次官補代理を務めて、ニクソン政権でNSCメンバー、クリントン政権時代にもNSCのメンバーで、大統領特別顧問を務めたモートン・ハルペリン氏が来日しています。氏は記者クラブでの講演で、日本には秘密保護法がないから、アメリカが持っている情報を出すべきでないと言った者は、NSCの中では誰もいなかった。自分もそのように認識しているというふうに言っております。

それから、そのほかにもアメリカの秘密指定は、どういう対象になっているのかという話ですが、米国の軍事計画、武器システムまたは作戦など明確に規定しておりまして、8項目だけに限定しています。この秘密が、無限定に拡大することを戒めています。それから、米国では、上下両院の特別委員会から秘密指定の乱用を審査するというので、秘密指定をされた場合、それを審査するようになっています。ところが、日本の場合は、国会をも秘密保護法は拘束するという中身になっていまして、国会が機能しないという仕組みになっています。

このように今回の特定秘密保護法については、現行ある国家公務員法、地方公務員法、自衛隊法、アメリカに関する情報をつかさどる刑事特別法、あるいはアメリカの装備などの秘密を守るための日米相互防衛援助協定などで十分守られているというのが今の到達点ではないかなと思います。

それから、ここで議論を広げたくなかったのですが、従軍慰安婦問題について朝日で訂正記事が出たということで、従軍慰安婦問題がなかったかのような報道がされておりますけれども、これは間違いというふうに思います。吉田証言をそのまま事実のように伝えたことを朝日は訂正したのであって、従軍慰安婦問題については、幾多の判決でも明確になっているということをおし上げておきたいとしたいと思います。

最後に、この特定秘密保護法は、集団的自衛権の行使と連動しています。よって、国会にも情報を出さず、政府が一元的に情報を管理しやすい、あるいは管理し放題のことは、これが本質だと思います。

よってこの陳情は採択されて、政府に意見書を上げるべきだというふうに思います。

続いて、陳第9号及び第10号について賛成討論を行います。

陳第9号は、原発の事故時の避難計画ができない段階での再稼働に反対及び陳第10号は、要援護者の命を守れない避難計画での原発再稼働反対というものであります。これはおおむね共通しておりますので、一括して賛成討論を行います。

政府は、川内原子力発電所を再稼働させる動きを加速させています。しかし、住民の避難計画などは、どうなっているのでしょうか。

鹿児島県では、原発事故を想定した対策が求められている半径30キロ圏の9市町に約21万5,000人が暮らしています。また、244カ所の病院や福祉施設に避難対象者が1万4,000人おります。その中で、入院患者や高齢者など災害弱者とされる要援護者の避難計画の策定は、10キロ圏内の17カ所のみであります。鹿児島県がつくった30キロ圏外への避難に必要な時間、29時間と想定した試算でも、要援護者は除外されております。

米国では、1979年のスリーマイル島原発事故後、米国原子力規制委員会が避難計画を規制対象にして、避難計画が実現不可能などの理由で廃炉になった原発もあります。住民の安全に責任を負えない再稼働など論外であります。

水俣市は、川内原発から40キロから50キロ圏にあります。福島では、同じ距離にある飯舘村が全村避難しました。川内原発が事故を起こしたら、水俣市民も避難をしなければならないのであります。市民の生活が壊され、事業所も活動ができなくなる。水俣を代表する製造業であり、液晶の世界のシェアを二分するJNCも、あるいは関連会社も、そして県南、北薩の中心的医療機関である医療センターの医療行為も閉鎖しなければならない事態になります。

また、福島の事故では、特に障がい者が逃げ遅れ、その災害による死亡率は、一般周辺住民の2倍にもなっていると陳情者は言われています。

以上のようなことが想定されることから、原発避難計画を考える水俣の会が行った水俣市民アンケートでも再稼働賛成が7%、反対が55%になっているのではないのでしょうか。再稼働については、どの世論調査でも反対が上回っています。民意に沿って、議会としても意見書を上げていただきたいというふうに思います。

以上、討論終わります。

○議長（大川末長君） 次に、岩村龍男議員。

○岩村龍男君 私は、陳第9号住民を守る避難計画が完備されない中で川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書の採択を求める陳情について、反対の立場で討論いたします。

今月9月13日読売新聞において、政府の原子力防災会議が9月12日に了承した九州電力川内原子力発電所に関する避難計画では、国を上げての支援方針が示されております。計画では、川内原発で全交流電源喪失などの施設敷地緊急事態が起きた場合、5キロ圏内の人員の輸送手段計画は、入院患者の方や子どもたち、要支援者の移送には、付き添いも含めるとバスと福祉車両、計

77台が必要と示されています。しかし、現状では22台が不足しており、今回、九州電力が不足分を配備することが明記されております。

要支援者施設については、原発から10キロ圏内にある病院、福祉施設は避難計画がありますが、10キロから30キロ圏内では策定が遅れているのは事実です。しかし今回、国を上げて支援をし、地元周辺自治体、九州電力と避難計画の課題に取り組みれていくことは明らかであるため、水俣市としては、これからの避難計画を慎重に見守ることが必要であると考えます。

今回、陳第6号を総務産業委員会は全員一致で採択しておりますので、最大限の規制、対応を要求する意見書を作成し、対応すべきだと思います。また、再稼働反対については、6月議会での討論でも申し上げましたように、水俣市の一方的な態度の表明は慎重に慎重を期することが大切であると考えます。

引き続き、陳第10号要援護者＝私たちのいのちを守れない避難計画での川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書の採択を求める陳情について、反対の立場で討論いたします。

陳情を上げてこられた代表の方の気持ちは十分にわかります。

しかし、現状では、避難計画を国を上げて地元自治体、周辺自治体、九州電力との協議が行われているところであります。水俣市としては、今後の避難計画を慎重に見守ることが大切だと考えます。

今回、総務産業委員会においては、全員一致で陳第6号の陳情を採択しておりますので、最大限の規制、対応を要求する意見書を作成し、対応すべきだと思います。また、再稼働反対については、水俣市の一方的な態度の表明は、慎重に慎重を期することが大切だと思います。

議員の皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大川末長君） 次に、藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。

まず最初に、陳第7号集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書提出に関する陳情について、賛成の立場で討論したいと思います。

7月1日、安倍内閣は、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を強行しました。これは、私たち国民にとって歴史的な決定でありました。憲法9条のもとでは、海外での武力行使は許されないとした歴代政府の見解を180度転換し、日本を海外で戦争のできる国にしたものです。

戦後、なぜ日本は、平和憲法を礎に歩んできたのか。あの原爆の地獄、500万人にも及ぶ戦死者の魂と生き残った人々の心の叫び、そのことが決して戦争で国際紛争を解決しないという道を選んだと私は信じています。この思いに基づく憲法9条の破壊は、決して許されません。

さて、今、多くの世論調査でも皆さんが御存じのとおり60%近い人々が、集団的自衛権行使に反対しています。8月12日現在、全国190の自治体で反対の意見が採択されています。御存じで

しょうか。近隣の市町村では、出水市が反対の意見書を国に上げました。

私は、このことでもわかるように、今、政府に望みたいのは、集団的自衛権行使ではなく、憲法9条を生かした平和的外交を進めること、このことが一番、そしてこのことを国民は願っていると思っています。

よって、この陳情の趣旨を御理解していただき、満場一致で採択していただきますようお願いいたします。

次に、陳第9号、陳第10号については、一括して討論したいと思います。

陳第9号住民を守る避難計画が完備されない中での川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書採択を求める陳情について、陳第10号要援護者＝私たちのいのちを守れない避難計画での川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書の採択を求める陳情についての両陳情に対し、賛成の立場で討論をいたします。

この2つの陳情の趣旨の中、陳情者が訴えているのは、殊に原発の苛酷事故があった場合の要援護者などの避難の困難さ、また現実に事故があった場合の予想することのできない放射能の被害ではないかと思っています。

殊に、川内原発を審査した原子力規制委員長が発言しているように、審査には合格はしたけれども、決して安全だとは私は言っていないと言っています。リスクを回避できないことは、誰の目にも明らかです。

陳情者代表の胎児性患者、松永幸一郎さんは、車椅子で陳情に来られました。そして、その陳情の中で、放射能の汚染は、人間の目ではわかりません。水俣病も同じでした。私も今、水俣病で苦しんでいます。これ以上、公害で将来の子どもたちに苦しい思いはさせたくありません。川内原発の事故が起こったとき、障がい者、高齢者といった介護が必要な人たちは、本当に大変なのです。避難先での生活、将来が不安です。原発の再稼働よりも市民一人一人の安全の確保が先決だと思うと、そのように述べられました。

私は、改めて要援護者の命を守れない避難計画の中での川内原発の再稼働には反対です。この陳情の趣旨には、心から賛同いたします。川内原発1・2号機再稼働に反対する意見書提出についても同意見であり、この陳情を満場一致で採択していただくように心からお願いいたします。

以上、討論終わります。

○議長（大川末長君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「議長」「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 議第70号平成26年度水俣市一般会計補正予算第4号に対する修正案に反対の立場で

討論いたします。

今回の補正予算は、田中商店より裁判所に提訴があり、500万円から1,000万円という市民の血税が、市民の利益につながらない使われ方になる。誘致企業と裁判で争うことは、社会的に問題があり、水俣のイメージダウンになることから早期解決をしたいとして出された補正予算であります。

そもそもこの問題は、田中商店から提案を受け、水俣の環境モデル都市づくりを進める上で大変有効だと判断され、原料を確実に入手できるよう随意契約、覚書が結ばれたものであります。随意契約、覚書は、どこの自治体でも市の施策が必要であれば行っているものであります。ただ同業者がいる中で、調査不足、遅れた説明に問題があったことが判明しました。ゆえに宮本前市長は、議会の指摘を受け、業者説明、実施時期の延長、随意契約の見直し、覚書の破棄、地元企業支援策の充実、陳謝、減給と数々の対応をされてきました。

議会が何回も否決するのに出し続けることは、議会軽視だとの意見があります。返せば、それだけ重要案件だからこそ、議会の理解を求めて出されているのであります。

まず、市との覚書を結び、企業は進出を決断し、次のステップとして立地協定式が行われ、市からの補助金が交付されることを前提に1億円近い金を投資して工場建設、人材の雇用をして事業開始をされました。市は、要綱に合致していることから、補助金の交付を決定し、予算を議会に提出されています。5名の雇用が確保され、税収、土地代収入、市民サービス等々、多くの水俣市にとって利益があります。

今回の修正案の中で、覚書に至った経過等が検証されていない。第二、第三の過ちを繰り返す恐れが拭いきれないとの指摘があります。市役所内部のチェック機能等に根本問題があるとも言われております。それは、市役所内部的問題であって、あるとすれば今後再発がないよう検討すべき課題であります。

水俣市を信じ、水俣の環境政策に貢献したいとして企業進出をしてくれた企業に、迷惑をかけるべきではありません。進出企業を大事にし、企業努力を後押しし、新たな事業展開、雇用増に結びつくようなやる気を持ってもらうことこそが水俣市、市議会としても大変大事なことであります。

今回、やむにやまれず提訴をされています。水俣市としては、新たな経費負担増、水俣市の社会的信用がダウンし、今後の企業誘致が難しくなります。全会一致で補助金交付を決める時です。

よって修正案に反対します。

○議長（大川末長君） ほかに討論ありませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 私は、議第70号平成26年度水俣市一般会計補正予算第4号の修正案について、賛成の立場で討論いたします。

この件に関しましては、今回の一般質問でもいたしました。田中商店への補助金支出に関する件で、誘致企業の協定を結ぶに当たり、さまざまな疑問や不透明な点があるとのことで、過去6回にわたり否決されてきた問題です。

今回、田中商店が市を相手に提訴したことに対して、改めて事のいきさつや経緯を正すために質問をいたしました。私の今回の補助金に対する一般質問の主とするところは、この問題がなぜ提訴という事態にまでなったのか、なぜ過去6回も否決されたのか、今まで市はどう対応してきたのか、今後どうするつもりかといった質問でありました。

ところが、市長から返ってきた答弁は、自分の耳を疑うような言葉でした。まず、そのような質問や議論は、前宮本市長の時にしてほしかったとの答弁でした。まるで自分は、この問題の後に市長になったから関係ないかのような発言に聞こえたのは、私の聞き違い、勘違いでしょうか。

そのほかの答弁でも、そこまで疑念があるのなら百条委員会を設置して調査する必要があるのではないかという答弁もされました。私は、平成25年9月議会の討論の最後に、市民の理解を得るためにも今後、特別委員会や百条委員会の設置も視野に入れなければならないことを申し添えますと発言しております。その当時、西田市長も我々と同じ議員であったはずですが、市長になってから、議会の調査権である百条委員会設置を提言されても遅いではありませんか。今回の市長の答弁の中にも、自分も議会人であった者として、議会制民主主義の中で、6回も議会が否決したことの重大さは十二分に理解していると答弁をしています。そう思うのであれば、私が平成25年9月議会で討論した特別委員会や百条委員会の設置を促したときに、なぜ賛同の声を上げていただけなかったのでしょうか。市長という立場になってから、そのような答弁をされても時すでに遅し、ましてや自分の権限以外の市長という立場になってからの発言では、あまりにも都合がよすぎる感じがいたしますが、いかがですか。

また、特別委員会について申し上げるなら、平成14年11月の臨時会で生ごみ分別収集・たい肥化問題調査特別委員会なるものを設置されております。このときは、本会議の中で動議という形で提出をされています。その理由として、生ごみ分別収集・たい肥化問題については、国有林の賃貸借契約を巡る問題、市議会議決前の収集袋の製造発注、10月1日からの分別収集の開始が強行されようとするなど、市議会軽視も表面化し、市制に対する信頼を損ないかねない事態が生じている。こうした異常な事態を招いた原因の調査と今後の対策を講じるためとあります。しかし、このときは調査したが特別に問題も出てこなかったと聞いております。

そのときの生ごみ調査特別委員会の委員長をされた方が、平成25年9月議会討論の私の発言に対し、平成25年12月議会の討論の中で、問題ありなら特別委員会、最後の切り札として百条委員

会で調査するのが議会である。安易に声高々と脅し的に使うものではない、議会の品位を落とすだけ。調査したからには、ただだけの成果が出ないと議会の存在が問われると討論で言っておられます。平成14年のときはどうだったのでしょうか。

しかし私は、結果が出る出ないもさることながら、行政が行う施策に関して、市民に誤解を招いたり、不信感や不透明な疑念を持たれるものに対して、議会のチェック機能を働かせ、市民の信頼を得ることが大切であると考えます。

まさに今回の問題は、平成14年のときと比べても公平公正であるべき行政が、1社単独に古紙の売り払いをさせるような随意契約の覚書を結んだことに対する説明がなされていないこと、顧問弁護士からの回答に対し電話での聞き取りによる回答しかもらっていないこと、顧問弁護士に随意契約の相談はしたが、それを担保・保障する覚書についての問題は相談をしておらず、その意思すら答弁ではっきり答えていないこと、今回の件に対し、市役所内部の責任問題や原因究明を含む改革の姿勢が見られないこと等、市民の税金を使うことへの自覚が不足していると言わざるを得ません。今議会で、与党議員の1人から裁判になれば新たな税金が発生するとの疑問の声がありましたが、だからこそ市民の誤解を招くような施策や支出がないように、議会が厳しい目でチェックをしなければならぬのではないのでしょうか。

今回の補助金の問題に関しては、まだまだ多くの疑問や検証を残していると判断せざるを得ません。

よってこの修正案に賛成であります。

○議長（大川末長君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第56号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから、議第68号水俣市過疎地域自立促進計画の変更についてまで、11件を一括して採決します。

本11件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本11件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本11件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（大川末長君） 次に、議第70号平成26年度水俣市一般会計補正予算第4号に対する谷口明

弘議員外6人から提出された修正案について採決します。

修正案に対しては、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので、起立により採決します。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大川末長君) 起立少数であります。

したがって本修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決します。

原案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大川末長君) 起立多数であります。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長(大川末長君) 次に、請第1号「農協改革」に関する意見書提出を求める請願について及び請第2号「手話言語法(仮称)」制定に向けた意見書提出を求める請願について、以上2件を一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告はいずれも採択であります。

本2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長(大川末長君) 次に、請第3号「消費税10%への引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める請願についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって請願本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大川末長君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長（大川末長君） 次に、陳第6号「水俣市民を守る避難計画もできない中での川内原発再稼働には、最大限の規制、対応を要求する意見書」の採択を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

○議長（大川末長君） 次に、陳第7号集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書提出に関する陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大川末長君） 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長（大川末長君） 次に、陳第8号特定秘密保護法を白紙に戻し、秘密保護のあり方を改めて議論し尽くすことを求める意見書採択の陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大川末長君） 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長（大川末長君） 次に、陳第9号「住民を守る避難計画が完備されない中での、川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書」の採択を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大川末長君） 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長（大川末長君） 次に、陳第10号「要援護者＝私たちの「いのち」を守れない避難計画での川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書」の採択を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大川末長君） 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

日程第21 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 議第67号 平成25年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第75号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 陳第5号 道州制導入・労働法制改悪に反対し、最低賃金・公務員賃金の改善を求める意見書の提出に関する陳情について
- 1 陳第2号 携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について
- 1 陳第3号 行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情について
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 議第66号 平成25年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 1 議第72号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第73号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第74号 平成25年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（大川末長君） 日程第21、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成26年9月12日

総務産業常任委員長 淵 上 道 昭

水俣市議会議長 大 川 末 長 様

記

事件の番号	件 名	理 由
議第67号	平成25年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため
議第75号	平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
陳第5号	道州制導入・労働法制改悪に反対し、最低賃金・公務員賃金の改善を求める意見書の提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
陳第2号	携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第3号	行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

	御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
--	----------------------------------	----------------

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成26年9月12日

厚生文教常任副委員長 田口 憲 雄

水俣市議会議長 大川 末 長 様

記

事件の番号	件 名	理 由
議第66号	平成25年度水俣市病院事業会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第72号	平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第73号	平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第74号	平成25年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成26年9月11日

議会運営委員長 福田 齊

水俣市議会議長 大川 末 長 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第22 議第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第23 議第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第24 議第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第25 議第79号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第26 議第80号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第27 意見第5号 農協改革に関する意見書について

日程第28 意見第6号 川内原発再稼働に当たっては、拙速な再稼働は行わず、住民の安全安心の確保を最優先し、対応するよう求める意見書について

日程第29 意見第7号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書について

日程第30 意見第8号 オスプレイの佐賀空港配備と低空飛行訓練等の全国運用中止を求め、オスプレイが参加する日米共同実動訓練の中止を求める意見書について

日程第31 意見第9号 消費税引き上げ決定に反対する意見書について

○議長（大川末長君） 日程第22、議第76号固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第31、意見第9号消費税引き上げ決定に反対する意見書についてまで、以上10件を一括して議題とします。

議第76号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市の固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成26年9月18日提出

水俣市長 西田弘志

住 所 水俣市天神町1丁目5番1号
氏 名 田中 孝典
生年月日 昭和25年11月5日

（提案理由）

本市の固定資産評価審査委員会委員として、本案のように選任しようとするものである。

議第77号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市の固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成26年9月18日提出

水俣市長 西田弘志

住 所 水俣市長崎445番地
氏 名 山口 保彦
生年月日 昭和16年2月13日

（提案理由）

本市の固定資産評価審査委員会委員として、本案のように選任しようとするものである。

議第78号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市の固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成26年9月18日提出

水俣市長 西田弘志

住 所 水俣市大川55番地
氏 名 梅下 正孝
生年月日 昭和27年 6 月29日

(提案理由)

本市の固定資産評価審査委員会委員として、本案のように選任しようとするものである。

議第79号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成26年 9 月18日提出

水俣市長 西 田 弘 志

住 所 水俣市古城2丁目8番1号
氏 名 井上 博之
生年月日 昭和19年12月 8 日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

議第80号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成26年 9 月18日提出

水俣市長 西 田 弘 志

住 所 水俣市古城2丁目8番6号
氏 名 中村 茂子
生年月日 昭和20年 4 月 3 日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

意見第5号

農協改革に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年 9 月18日

提出者代表

総務産業委員長 瀧 上 道 昭

水俣市議会議長 大 川 末 長 様

(別紙)

農協改革に関する意見書

平成26年6月24日に農林水産業・地域の活力創造プランが改訂され、政府は、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指すという目標のもと、新たに農協・農業生産法人・農業委員会の改革推進を盛り込みました。

特に農協の改革推進においては、JAの事業や組織運営のあり方、JA・連合会等の組織形態の見直し、中央会の新たな制度への移行等、幅広い提言がなされており、これらの内容を具現化するための法律改正等が、来年の通常国会で行われる予定となっています。

水俣市の農業振興や農村社会の維持・発展については、これまでJAと一体となって取り組んできており、今後もこの関係を維持していく必要があると認識しています。

しかしながら、農協改革に関する今後の政府のとりまとめいかなでは、JAの組織・事業機能が低下し、これまで連携して取り組んできた農業政策の推進、担い手の育成、農業の持つ多面的機能の維持等の対応が困難になり、ひいては農業者、地域農業・農村に対しても多大な影響が出るのが懸念されます。

よって国におかれては、次期通常国会で審議される予定となっている農業改革については、下記の事項を十分踏まえて対応するよう強く求めます。

記

1. 農業者の協同組織であり民間組織であるJAに対して、強制的な組織変更をさせるのではなく、あくまでも農家・組合員・組織の総意に基づく自己改革を基本とするよう、十分配慮すること。
2. JAの行う事業は、地域社会のインフラを支える役割を担っており、この役割は今後も大きくなっていくことから、JAの事業について地域実態を無視したような過度な干渉は行わず、自主性を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月18日

水俣市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
農林水産大臣 西川公也様
内閣府特命担当大臣 有村治子様
(消費者及び食品安全、規制改革、少子化対策、男女共同参画)
内閣官房長官 菅義偉様
衆議院議長 伊吹文明様
参議院議長 山崎正昭様

意見第6号

川内原発再稼働に当たっては、拙速な再稼働を行わず、住民の安全安心の確保を最優先し、対応するよう求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年9月18日

提出者議員	谷口明弘
"	淵上道昭
"	大川末長
"	岩村龍男
"	中村幸治
"	福田斉
"	谷口眞次
"	野中重男

水俣市議会議長 大川末長様

(別紙)

川内原発再稼働に当たっては、拙速な再稼働を行わず、住民の安全安心の確保を最優先し、対応するよう求める意見書

私たちは、鹿児島県に隣接する水俣市に住む者です。今年に入り、薩摩川内市の原子力発電所が再稼働するかもしれないと聞き、大変不安に思っています。御存じのとおり、水俣市は川内原発から50キロ圏内。福島県でいうと飯館村と同じ距離になり、風向きによっては、避難地域となります。出水市との協定では、避難者を受け入れるということですが、避難しなければならない者が避難者を受け入れることができるのか、地域住民としては混乱しているのが現状です。

また、往年に比べれば比較にならない数ですが、不知火海に漁に出ます。ミカンやタマネギなどの栽培も盛んになってきました。水俣病の被害からやっと脱しつつあり、子どもたちの笑顔も戻ってきています。

しかし、このささやかな平和な暮らしも、一たび原発の事故が起これば、全てが水俣病の惨禍以上の状態となってしまいます。そして、何より孫や子どもたちの故郷がなくなることは、許しがたいことでもあります。

よって私たちは、川内原発1、2号機については、拙速な再稼働は行わず、福島の悲劇を二度と繰り返さないためにも、福島第一原発の事故を十分検証し、安全体制を確立し、住民の安心、安全を優先するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月18日

水俣市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
経済産業大臣 小淵優子様
内閣府特命担当大臣 望月義夫様
(原子力防災)
衆議院議長 伊吹文明様
参議院議長 山崎正昭様

意見第7号

手話言語法（仮称）制定を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年9月18日

提出者議員 真野頼隆
" 田口憲雄
" 高岡利治
" 藤本壽子
" 川上紗智子
" 牧下恭之
" 緒方誠也

水俣市議会議長 大川末長様

(別紙)

手話言語法（仮称）制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。手話を使う者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られ、時には新たな手話をつくり培ってきたのであります。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が保障されると定められました。

また、同法22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって水俣市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものであります。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を目指した手話言語法（仮称）を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月18日

水俣市議会

内閣総理大臣	安 倍 晋 三	様
文部科学大臣	下 村 博 文	様
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久	様
総 務 大 臣	高 市 早 苗	様
衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明	様
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭	様

意見第8号

オスプレイの佐賀空港配備と低空飛行訓練等の全国運用中止を求め、オスプレイが参加する日米共同実動訓練の中止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年9月18日

提出者議員 谷 口 眞 次
" 野 中 重 男

水俣市議会議長 大 川 末 長 様

(別紙)

オスプレイの佐賀空港配備と低空飛行訓練等の全国運用中止を求め、オスプレイが参加する日米共同実動訓練の中止を求める意見書

7月22日、政府は自衛隊に新たに導入する予定のティルト・ローター機「オスプレイ」の配備先として佐賀空港を選定し、佐賀県に移転に関する検討を要請しました。

その内容は、①陸上自衛隊が導入するオスプレイ17機を佐賀空港に配備すること、②米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設実現まで、海兵隊のオスプレイ24機が暫定的に佐賀空港を利用すること、③陸上自衛隊目達原駐屯地のヘリ50機を佐賀空港に移駐すること、などであります。

佐賀空港へのオスプレイ配備は、自衛隊基地の新設そのものであり、極めて大きな問題があります。また、海兵隊のオスプレイの佐賀空港移駐については、米軍側も反発しており、沖縄県の基地負担軽減につながるか不明であります。そもそも佐賀空港は、民間機使用を前提に佐賀県が整備した空港であり、建設に当たっては、地元住民との公害防止協定の中で自衛隊と共用しないことが約束されており、自衛隊が利用することは協定に違反しています。

また、沖縄県の米軍・普天間飛行場のオスプレイの訓練分散の対象の一つとして、熊本県内の大矢野原演習場

が上げられています。(産経新聞)

さらに地元紙(熊本日日新聞)は、12月に陸上自衛隊西部方面隊と沖縄駐留米海兵隊が大矢野原演習場で日米共同実動訓練を計画していること、そして、それへのオスプレイ参加が検討されていると報じています。

また、防衛省は2014年度に購入する最新式地对艦誘導弾16台を西部方面隊に集中配備することも明らかにしています。

したがって、水俣市議会は、政府に対し、下記の事項について誠実に対応するよう要望します。

記

1. 佐賀空港へのオスプレイ配備を行わないこと。
2. 米政府に対して、オスプレイの低空飛行訓練等の全国運用中止を求めること。
3. 大矢野原演習場での日米共同実動訓練を中止し、オスプレイ分散訓練場とする計画を撤回すること。
4. 西部方面隊への地对艦誘導弾の集中配備を中止し、九州、熊本の軍事化を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月18日

水俣市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
防衛大臣 江渡聡徳様
衆議院議長 伊吹文明様
参議院議長 山崎正昭様

意見第9号

消費税引き上げ決定に反対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年9月18日

提出者議員 野中重男
" 谷口眞次

水俣市議会議長 大川末長様

(別紙)

消費税の税率引き上げ決定に反対する意見書

本年4月に、消費税率が8%へと増税されました。また、2015年10月からの税率10%に向け、政府はさらなる増税判断を年内にも行うとしています。

しかし、もはや消費税率を引き上げる経済状況ではありません。株価連動内閣とも称される政府は、6月25日に発表した成長戦略において、法人税率の引き下げや年金資金のリスク運用を盛り込むなど、株価維持と景気回復を演出していますが、地域の実体経済は冷え込んだままであり、国民生活は疲弊しています。

内閣府が発表した4～6月期の国内総生産(GDP、季節調整値)改正值では、年率換算7.1%減となりました。政府は想定内との見解ですが、7月の消費者物価指数は前年同月比3.3%上昇、14カ月連続の上昇です。一方、勤労世帯の実収入は10カ月連続減少しています。

物価高に賃金が追いつかない中、庶民は支出を控えています。

中小企業・勤労者を土台とする国民経済は、一方で年金等社会保障削減の影響も受け、さらなる消費税増税は一層深刻な消費不況を招き、地域経済に計り知れない影響を与えることは必至です。それは全体としての税収減を招き、財政再建にも全く逆行します。

また、日銀の質的・量的金融緩和による円安・金利低下が、想定どおりに輸出増・設備投資増をもたらしているとは到底考えられません。消費税増税とセットで実施されている公共事業についても、経済対策としての効果が想定どおりに出ていません。

景気回復の演出と、それによる消費税増税という悪循環を即刻、断つべきです。実体経済や国民の生活を直視

すれば、景気回復といえる状況にない以上、増税判断は容認できません。

したがって、水俣市議会は、政府に対し、下記の事項について誠実に対応するよう要望します。

記

1. 消費税の税率引き上げ決定を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月18日

水俣市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様

財務大臣 麻生太郎様

経済再生担当

社会保障・税一体改革担当

内閣府特命担当大臣 甘利明様

(経済財政政策)

衆議院議長 伊吹文明様

参議院議長 山崎正昭様

○議長（大川末長君） 順次提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第76号、議第77号及び議第78号固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

このたび、永野豊照委員、田中孝典委員、山口保彦委員の任期が9月30日をもって満了となりますので、田中孝典委員及び山口保彦委員につきましては、引き続き同氏を選任したく、また、永野豊照委員につきましては、後任として梅下正孝氏を選任したく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、人格、識見ともにすぐれた方で、固定資産評価審査委員会の委員としてまことに適任であると存じます。

次に、議第79号及び議第80号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、井上博之委員及び中村茂子委員の任期が本年12月31日をもって満了となりますが、引き続き推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、人格、識見ともにすぐれた方で、人権相談や人権啓発などに熱意を持って積極的に取り組まれており、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第76号から議第80号までについて順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意いただきますようよろしくお願

いたします。

○議長（大川末長君） 次に、意見第5号について、提出者代表総務産業委員長瀧上道昭議員。

（総務産業委員長 瀧上道昭君登壇）

○総務産業委員長（瀧上道昭君） 農協改革に関する意見書について、案文を読み上げ提案理由の説明といたします。

平成26年6月24日に農林水産業・地域の活力創造プランが改訂され、政府は、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指すという目標のもと、新たに農協・農業生産法人・農業委員会の改革推進を盛り込みました。

特に農協の改革推進においては、JAの事業や組織運営のあり方、JA・連合会等の組織形態の見直し、中央会の新たな制度への移行等、幅広い提言がなされており、これらの内容を具現化するための法律改正等が、来年の通常国会で行われる予定となっています。

水俣市の農業振興や農村社会の維持・発展については、これまでJAと一体となって取り組んできており、今後もこの関係を維持していく必要があると認識しています。

しかしながら、農協改革に関する今後の政府のとりまとめいかんでは、JAの組織・事業機能が低下し、これまで連携して取り組んできた農業政策の推進、担い手の育成、農業の持つ多面的機能の維持等の対応が困難になり、ひいては農業者、地域農業・農村に対しても多大な影響が出るのが懸念されます。

よって国におかれては、次期通常国会で審議される予定となっている農業改革については、下記の事項を十分踏まえて対応するよう強く求めます。

記

1. 農業者の協同組織であり民間組織であるJAに対して、強制的な組織変更をさせるのではなく、あくまでも農家・組合員・組織の総意に基づく自己改革を基本とするよう、十分配慮すること。
2. JAの行う事業は、地域社会のインフラを支える役割を担っており、この役割は今後大きくくなっていくことから、JAの事業について地域実態を無視したような過度な干渉は行わず、自主性を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月18日

水俣市議会

全会一致の賛同お願い申し上げます。

○議長（大川末長君） 次に、意見第6号について、提出者代表谷口明弘議員。

（谷口明弘君登壇）

○谷口明弘君 意見第6号川内原発再稼働に当たっては、拙速な再稼働を行わず、住民の安全安心の確保を最優先し、対応するよう求める意見書について、案文を読み上げ提案理由の説明とさせていただきます。

私たちは、鹿児島県に隣接する水俣市に住む者です。今年に入り、薩摩川内市の原子力発電所が再稼働するかもしれないと聞き、大変不安に思っています。御存じのとおり、水俣市は川内原発から50キロ圏内。福島県でいうと飯舘村と同じ距離になり、風向きによっては避難地域となります。出水市との協定では、避難者を受け入れるということですが、避難しなければならない者が避難者を受け入れることができるのか、地域住民としては混乱しているのが現状です。

また、往年に比べれば比較にならない数ですが、不知火海に漁に出ます。ミカンやタマネギなどの栽培も盛んになってきました。水俣病の被害からやっと脱しつつあり、子どもたちの笑顔も戻ってきています。

しかし、このささやかな平和な暮らしも、一たび原発の事故が起これば、全てが水俣病の惨禍以上の状態となってしまいます。そして、何より孫や子どもたちの故郷がなくなることは、許しがたいことでもあります。

よって私たちは、川内原発1、2号機については、拙速な再稼働は行わず、福島の悲劇を二度と繰り返さないためにも、福島第一原発の事故を十分検証し、安全体制を確立し、住民の安心、安全を優先するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員の皆様のご賛同よろしく申し上げます。

○議長（大川末長君） 次に、意見第7号について、提出者代表真野頼隆議員。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 意見第7号手話言語法（仮称）制定を求める意見書について、案文を読み上げ提案理由にかえさせていただきます。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。手話を使う者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られ、時には新たな手話をつくり培ってきたのであります。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が保障されると定められました。

また、同法22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって水俣市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものであります。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を目指した手話言語法（仮称）を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月18日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同よろしく申し上げます。

○議長（大川末長君） 次に、意見第8号について、提出者代表谷口眞次議員。

（谷口眞次君登壇）

○谷口眞次君 案文を読み上げ、提案理由の説明にかえさせていただきます。

意見第8号オスプレイの佐賀空港配備と低空飛行訓練等の全国運用中止を求め、オスプレイが参加する日米共同実動訓練の中止を求める意見書

7月22日、政府は自衛隊に新たに導入する予定のティルト・ローター機「オスプレイ」の配備先として佐賀空港を選定し、佐賀県に移転に関する検討を要請しました。

その内容は、①陸上自衛隊が導入するオスプレイ17機を佐賀空港に配備すること、②米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設実現まで、海兵隊のオスプレイ24機が暫定的に佐賀空港を利用すること、③陸上自衛隊目達原駐屯地のヘリ50機を佐賀空港に移駐すること、などであります。

佐賀空港へのオスプレイ配備は、自衛隊基地の新設そのものであり、極めて大きな問題があります。また、海兵隊のオスプレイの佐賀空港移駐については、米軍側も反発しており、沖縄県の基地負担軽減につながるか不明であります。そもそも佐賀空港は、民間機使用を前提に佐賀県が整備した空港であり、建設に当たっては、地元住民との公害防止協定の中で自衛隊と共用しないことが約束されており、自衛隊が利用することは協定に違反しています。

また、沖縄県の米軍・普天間飛行場のオスプレイの訓練分散の対象の一つとして、熊本県内の大矢野原演習場が上げられています。(産経新聞)

さらに地元紙(熊本日日新聞)は、12月に陸上自衛隊西部方面隊と沖縄駐留米海兵隊が大矢野原演習場で日米共同実動訓練を計画していること、そして、それへのオスプレイ参加が検討されていると報じています。

また、防衛省は、2014年度に購入する最新式地对艦誘導弾16台を西部方面隊に集中配備することも明らかにしています。

したがって、水俣市議会は、政府に対し、下記の事項について誠実に対応するよう要望します。

記

1. 佐賀空港へのオスプレイ配備を行わないこと。
2. 米政府に対して、オスプレイの低空飛行訓練等の全国運用中止を求めること。
3. 大矢野原演習場での日米共同実動訓練を中止し、オスプレイ分散訓練場とする計画を撤回すること。
4. 西部方面隊への地对艦誘導弾の集中配備を中止し、九州、熊本の軍事化を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月18日

水俣市議会

御賛同よろしく申し上げます。

○議長(大川末長君) 次に、意見第9号について、提出者代表野中重男議員。

(野中重男君登壇)

○野中重男君 案文を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

消費税の引き上げ決定に反対する意見書

本年4月に、消費税率が8%へと増税されました。また、2015年10月からの税率10%に向け、政府はさらなる増税判断を年内にも行うとしています。

しかし、もはや消費税率を引き上げる経済状況ではありません。株価連動内閣とも称される政府は、6月25日に発表した成長戦略において、法人税率の引き下げや年金資金のリスク運用を盛り込むなど、株価維持と景気回復を演出していますが、地域の実体経済は冷え込んだままであり、国民生活は疲弊しています。

内閣府が発表した4～6月期の国内総生産(GDP、季節調整値)改正値では、年率換算7.1%減となりました。政府は想定内との見解ですが、7月の消費者物価指数は前年同月比3.3%上昇、14カ月連続の上昇です。一方、勤労世帯の実収入は10カ月連続減少しています。

物価高に賃金が追いつかない中、庶民は支出を控えています。

中小企業・勤労者を土台とする国民経済は、一方での年金等社会保障削減の影響も受け、さらなる消費税増税は一層深刻な消費不況を招き、地域経済に計り知れない影響を与えることは必至です。それは全体としての税収減を招き、財政再建にも全く逆行します。

また、日銀の質的・量的金融緩和による円安・金利低下が、想定どおりに輸出増・設備投資増をもたらしているとは到底考えられません。消費税増税とセットで実施されている公共事業についても、経済対策としての効果が想定どおりに出ていません。

景気回復の演出と、それによる消費税増税という悪循環を即刻、断つべきです。实体经济や国民の生活を直視すれば、景気回復といえる状況にない以上、増税判断は容認できません。

したがって、水俣市議会は、政府に対し、下記の事項について誠実に対応するよう要望します。

記

1. 消費税の税率引き上げ決定を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月18日

水俣市議会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大川末長君） この際、5分間休憩をいたします。

午後0時23分 休憩

午後0時27分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を行います。

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長及び提出者代表から提案理由の説明がありました本10件について質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本10件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本10件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本10件について討論はありませんか。

〔議長〕「なし」と言う者あり

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 私は、意見第8号及び意見第9号について、反対の立場で討論したいと思います。

意見第8号オスプレイの佐賀空港配備と低空飛行訓練等の全国運用中止を求め、オスプレイが参加する日米共同実動訓練の中止を求める意見書について。

オスプレイの普天間基地配備に端を発した機体の安全性を問題視する過剰な報道によって、オスプレイは、危険な航空機との印象を国民に植え付けようと一部マスコミが活発に活動しておりますが、そもそもオスプレイの佐賀空港配備は、佐賀県の自治体の長である古川知事が、今月2日の会見でまだその件に関してよくわからないと発言しております。これから県としてさまざまな角度から検討がなされると思われ、他県の一地方自治体が現段階で物申す段階ではないと考えます。

また、米政府に対して低空飛行訓練の全国運用中止を求める件について、低周波、騒音、衝撃波の被害などの懸念があるとの国民の皆さんもいらっしゃるという話もありますが、むしろ現行の双発ヘリコプターより騒音は少ないとの報告もあり、車に置きかえますと、軽自動車と普通自動車ですら必ずしも排気量の大きい普通自動車が、音がうるさいとは限らないのであります。また、墜落、接触事故の危険も指摘されておりますが、航空機である限り、それらの事故が起きないとは断言できませんが、防衛省の示す事故率のデータでもオスプレイの事故率は、他の米軍機と比べてもむしろ低いくらいで、オスプレイがだめなら他の全ての航空機も空を飛べなくなります。

大矢野原演習場については、日米共同訓練の中止を求めるということですが、熊本が軍事力強化、訓練基地化は、熊本が報復攻撃の対象になるのではないかと心配されているようですが、既に熊本には自衛隊の西部方面隊の西部方面総幹部が健軍駐屯地に置かれ、熊本が九州本土防衛の拠点であり、過去にも県内で日米共同訓練が実施されております。また、沖縄県の基地負担を全国に分散し、軽減させる意味においても、どこかが引き受けなければならない問題であると考えます。

最後に、西部方面隊への地对艦誘導弾の集中配備を中止し、九州、熊本の軍事化を中止することについてですが、地对艦誘導弾は、移動式のミサイルで、九州のへそたる熊本にそれを置くことで、いつでも必要な地域へ派遣することが可能になります。中国が尖閣を初めとする軍事的な挑発行為を強める中、我々は、九州に防人を置き、防塁を築いた先人の教訓に習い、万が一の備

えをすることは重要なことであると考えます。

日本を含む東南アジア各国に脅威を与える中国の覇権主義に対抗するには、まず、敵を知り己を知れば百戦危うからずの精神で、必要な手立てを先に講ずることが抑止力の観点から必要であると考えます。

以上のことから、本意見書には反対であります。

続きまして、消費税引き上げ決定に反対する意見書について。

消費税の増税、誰でも税金が上がるのを喜ぶ国民はいないと思います。また、消費増税に踏み切った政権は、過去必ず倒れております。しかし、なぜ政権与党である自民党・公明党、あるいは前政権の民主党が、国民に非難されるリスクを取ってまでも増税を決断したのか。それは、少子高齢化が急速に進む中で社会保障を低下させてはならないからであります。

日本の社会保障制度の充実度合いは、他の先進国とほぼ同じ水準であるにも関わらず、消費税率は、他の先進国が軒並み15%以上に比べて日本は現在8%。それに加え、他の先進国より高齢化が進んでいる日本は、今後ますます社会保障のための費用負担がふえていきます。

確かにGDPの数値や地方の経済状況は、決してよい状況とは言えませんが、この日本において将来にわたって高齢者や子育てなどの社会保障サービスを維持するためには、やはり、ある程度の痛みを分かち合わなければならないと理解していただける国民の皆さんも、また多いものと考えます。

また、安倍総理におかれても、まだ消費税増税については、7月から9月の経済状況を見極めて慎重に判断されるものと考えており、我々は、我々なりのルートを通じて、現政権に働きかけていくつもりであります。

今回の意見書には、日本の置かれたそういった大局的かつ根本的な部分には触れられておらず、消費税増税の税率引き上げ決定に反対するという趣旨の意見書でありますので、私は反対であります。

議員の皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（大川末長君） ほかにありませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 私は、意見第9号消費税引き上げ決定に反対する意見書について、賛成の立場で討論をいたします。

政府は、今年4月8%への引き上げを実施し、さらに来年10月10%への決定の判断を年内に行おうとしています。消費税法で、既にこの10%増税は定められておりますが、附則の第18条に消費増税の引き上げに当たっての措置として、経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認

し、その施行の停止を含め所要の措置を講ずるといふふうに記載してございます。

御承知のとおり、4月から6月の国内総生産は、実質で前年比率換算7.1%減と落ち込み、消費者物価指数も14カ月連続の上昇です。一方では、勤労者世帯の実収入も10カ月連続減少して、物価高に賃金が追いつかない状況であります。

来年10%への増税について、各新聞社の世論調査においても賛成が30%前後に対しまして、反対が朝日新聞が69%、読売新聞が72%、毎日新聞と共同通信が68%と多くの国民が反対をしている状況であります。このように、国民の意思と大きく逆らったの決定を行おうとすることが、まず増税反対の大きな理由の一つであります。

政府は、消費税法に基づき10%を決定しようと、必死で景気浮上対策をこれまで講じた結果が、このような現状であります。自民党内でも意見が分かれ、安倍総理も増税はニュートラルだと発言をしております。これは、いかに経済が悪化しているかということが伺える現実であります。そして、1997年、増税した経験から、国全体として税収が減収することは明らかであります。

この状況の中での増税は、被災地を初め全国の中小企業の廃業や賃金の抑制、さらには雇用不安につながり、自治体財政にも深刻な打撃を与えかねません。大和総研の試算では、子ども2人の4人家族で年収500万円の家族において10%に上がれば、2016年は、5年前に比べて年間33万円の負担増になるという調査が出ております。このことから子どもの教育や親の介護、医療に金がかげられなくなるのではと切実な声も聞こえています。

反対のもう一つの理由は、そもそも消費税は、高齢化社会を支える社会保障の財源として導入されたはずであります。しかし、どうでしょうか。年金制度改悪、医療費負担増、社会保障の切り下げと一体となって、財政再建の抜本的改革にはなっていません。将来的には検討も必要でしょう。しかし、その前にやるべきことが数多くあります。このような現状の中で、今年4月に続き、1年半という短期間に税率を5%から10%へと2倍にした例は、これまでも皆無であります。暮らしと経済への打撃は、計り知れません。特に地域経済は、決定的な崩壊の危機と国民生活の疲弊は明らかであります。

政府においては、増税実施に影響がないよう補正予算の編成などの検討も言い出しているようですけれども、それこそ本末転倒であります。

今こそ国民の切実な実態と声を受け止め、消費税法附則第18条に基づき、慎重に議論し、10%増税施行の停止を水俣市民の生活を守る立場から、水俣市議会からもぜひ意見書を提出すべきだと考えております。

よってこの意見書に対しての賛成討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 私は、意見第8号について賛成の討論を行います。

日本政府は、佐賀空港にオスプレイを配置する計画ですけれども、これが強行されれば九州全域が、オスプレイの訓練場とされる危険があります。陸上自衛隊は、九州では50地域で航空法が定める山間地で150メートル、市街地で300メートルの飛行許可を得ておりますけれども、これに、さらに米軍が訓練基地を移し、合同訓練として参加するようになれば、米軍には日本の航空法は適用されませんので、低空での訓練がされる可能性があります。現に佐賀県議会でこのことを質問されたのに対し、防衛省の担当者はこれを否定しませんでした。沖縄の普天間基地では、日米合意でできるだけ人口密集地を避けるとなっておりますけれども、これは無視されています。

ところで、どのような被害が既に出ているのか紹介したいと思います。2014年3月に防衛省が出した米軍機による損害賠償事案によりますと、平成19年に熊本県菊池市で米軍機の騒音に驚いた牛が牛舎で暴れ、骨折・負傷し、屠殺されています。この件について、日米地位協定によって日本政府が賠償を払っている事例が2件発生しています。

ところで、本年12月に予定されている大矢野原での日米合同訓練では、米軍のオスプレイなども参加するというふうになっておりますけれども、地元の山都町議会は、2012年にこの飛行訓練に反対する請願を採択しています。

先ほどの討論で、オスプレイの事故は、海兵隊の平均より多くない、あるいは騒音も低くないという話もございました。ところで、事故は本当に少ないのか、米軍は、200万ドル以上で死者が出た事故をクラスAと分類しています。これを受けて防衛省は、オスプレイMV22は他の米軍機と比べて事故率が少ないと言っておりますけれども、クラスB、クラスCと合わせると事故率は平均を大きく上回っております。米軍のA、B、Cの分類は、不透明という指摘もありますけれども、どんなものであれ事故が発生していることに注目すべきであります。

また、先ほどの討論の中で抑止力、緊張緩和等の議論がございましたので、資料を紹介します。これは、NHK放送文化研究所が1日に発表した世論調査の結果です。実施は、7月25日から27日に行われております。中身を紹介します。武力に頼らない外交を進めるべきだ53.4%、民間レベルでの経済的・文化的交流の促進が26.0%に上ります。武力を背景にした抑止力は、わずか9.4%であります。そして、日本が中国にどう対処すべきかという設問に対し、アジアにおいて他の国々との連携を強めることで対処していくが50.0%、日中2国間の関係を深めることで対処していくが23.1%に上り、日本の防衛力を高める、アメリカの軍事的抑止力によって対処していくは、合わせても14.7%でした。この数字から見ても、世論が対中国との関係でどのように見ているか、明確ではないでしょうか。経済的問題については、先ほどの秘密保護法のところで言いましたけれども、1つだけ資料を紹介します。今年の7月27日、西日本新聞です。提論、明日へ、藻谷浩介さんという日本総合研究所の調査部主任研究員がこういうふうに言っています。例

えば、中国との経済競争。日本対中国の貿易収支は、昨年12年ぶりに日本の赤字となってしまった。震災の2011年にも2兆円近くあった対中貿易黒字が、1兆円の赤字に反転したのだが、貿易の黒字化を狙った円安誘導で逆に赤字を拡大させた安倍政権の関係者は、このことをどう思っているのだろうということを言っています。

このように緊張を強化する、抑止力で強めていくという議論ではなくて、こういうオスプレイ配備だとか、あるいは合同演習だとか、こういうのは緊張をより高めるという姿勢で、やはり見直されるべきだというふうに思います。

よってこの議案は、可決されるべきだというふうに思います。

以上、討論終わります。

○議長（大川末長君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第76号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（大川末長君） 次に、議第77号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（大川末長君） 次に、議第78号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（大川末長君） 次に、議第79号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、異議ないと決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、異議ない旨決定しました。

○議長(大川末長君) 次に、議第80号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、異議ないと決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、異議ない旨決定しました。

○議長(大川末長君) 次に、意見第5号農協改革に関する意見書についてから意見第7号手話言

語法(仮称)制定を求める意見書についてまで、3件を一括して採決します。

本3件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって本3件は、いずれも原案のとおり可決しました。

○議長(大川末長君) 次に、意見第8号オスプレイの佐賀空港配備と低空飛行訓練等の全国運用

中止を求め、オスプレイが参加する日米共同実動訓練の中止を求める意見書についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がございますので、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大川末長君) 起立少数であります。

したがって本件は、否決しました。

○議長(大川末長君) 次に、意見第9号消費税引き上げ決定に反対する意見書についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がございますので、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大川末長君） 起立少数であります。

したがって本件は、否決しました。

日程第32 議員派遣について

○議長（大川末長君） 日程第32、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

第256回熊本県市議会議長会出席

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

派遣目的	熊本県市議会議長会に出席し、地方自治の確立と都市の興隆発展を図る
派遣場所	宇土市
派遣期間	平成26年11月11日(火)～12日(水) 2日間
派遣議員	高岡利治議員
経 費	既決予算の中から支出

○議長（大川末長君） お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（大川末長君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成26年第4回水俣市議会定例会を閉会します。

午後0時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 大川末長

署名議員 田口憲雄

署名議員 谷口眞次

平成26年9月第4回水俣市議会定例会（8月29日～9月18日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第56号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	8月29日	厚生文教	9月18日 原案可決	
議第57号	水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	8月29日	厚生文教	9月18日 原案可決	
議第58号	水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	8月29日	厚生文教	9月18日 原案可決	
議第59号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	8月29日	総務産業	9月18日 原案可決	
議第60号	平成26年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	8月29日	各 委	9月18日 原案可決	
議第61号	平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	8月29日	厚生文教	9月18日 原案可決	
議第62号	平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	8月29日	厚生文教	9月18日 原案可決	
議第63号	平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	8月29日	厚生文教	9月18日 原案可決	
議第64号	平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	8月29日	総務産業	9月18日 原案可決	
議第65号	平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	8月29日	総務産業	9月18日 原案可決	
議第66号	平成25年度水俣市病院事業会計決算認定について	8月29日	厚生文教	9月18日 継続審査	
議第67号	平成25年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月29日	総務産業	9月18日 継続審査	
議第68号	水俣市過疎地域自立促進計画の変更について	8月29日	総務産業	9月18日 原案可決	
議第69号	水俣芦北広域行政事務組合の事務所の位置の変更に伴う規約の一部変更について	8月29日	総務産業	8月29日 原案可決	
議第70号	平成26年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	9月11日	各 委	9月18日 原案可決	
議第71号	平成25年度水俣市一般会計決算認定について	9月11日	一般会計 決算特別	9月11日 継続審査	
議第72号	平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月11日	厚生文教	9月18日 継続審査	

議第73号	平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月11日	厚生文教	9月18日 継続審査	
議第74号	平成25年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月11日	厚生文教	9月18日 継続審査	
議第75号	平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	9月11日	総務産業	9月18日 継続審査	
議第76号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（田中孝典君）	9月18日	省 略	9月18日 同 意	
議第77号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（山口保彦君）	9月18日	省 略	9月18日 同 意	
議第78号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（梅下正孝君）	9月18日	省 略	9月18日 同 意	
議第79号	人権擁護委員候補者の推薦について（井上博之君）	9月18日	省 略	9月18日 異議なし	
議第80号	人権擁護委員候補者の推薦について（中村茂子君）	9月18日	省 略	9月18日 異議なし	

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第5号	農協改革に関する意見書について	9月18日	省 略	9月18日 原案可決	
意見第6号	川内原発再稼働に当たっては、拙速な再稼働は行わず、住民の安全安心の確保を最優先し、対応するよう求める意見書について	9月18日	省 略	9月18日 原案可決	
意見第7号	手話言語法（仮称）制定を求める意見書について	9月18日	省 略	9月18日 原案可決	
意見第8号	オスプレイの佐賀空港配備と低空飛行訓練等の全国運用中止を求め、オスプレイが参加する日米共同実動訓練の中止を求める意見書について	9月18日	省 略	9月18日 否 決	
意見第9号	消費税引き上げ決定に反対する意見書について	9月18日	省 略	9月18日 否 決	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第14号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月11日

〔継続調査〕

件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	9月18日	総務産業	9月18日 継続調査	
御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について				
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	9月18日	厚生文教	9月18日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	9月18日	議会運営	9月18日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔請願・陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
請第1号	「農協改革」に関する意見書提出を求める請願について	葦北郡芦北町大字佐敷424 高峰 博美	総務産業	8月29日	9月18日 採 択
請第2号	「手話言語法（仮称）」制定に向けた意見書提出を求める請願について	熊本市中央区水前寺6丁目9番4号 福島 哲美	厚生文教	9月11日	9月18日 採 択
請第3号	「消費税10%への引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める請願について	水俣市洗切町12-20 小崎 繁敏	総務産業	9月11日	9月18日 不採 択
陳第5号	道州制導入・労働法制改悪に反対し、最低賃金・公務員賃金の改善を求める意見書の提出に関する陳情について	熊本市中央区神水1-30-7 中原 誠	総務産業	9月11日	9月18日 継続審査
陳第6号	「水俣市民を守る避難計画もできない中での川内原発再稼働には、最大限の規制、対応を要求する意見書」の採択を求める陳情について	水俣市袋2708 滝下 順子	総務産業	9月11日	9月18日 採 択
陳第7号	集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書提出に関する陳情について	水俣市桜井町2-2-28 元村 義晴	総務産業	9月11日	9月18日 不採 択
陳第8号	特定秘密保護法を白紙に戻し、秘密保護のあり方を改めて議論し尽くすことを求める意見書採択の陳情について	水俣市丸島町1-5-32 高岡 朱美	総務産業	9月11日	9月18日 不採 択

陳第9号	「住民を守る避難計画が完備されない中での、川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書」の採択を求める陳情について	水俣市月浦 247番地96 永野 隆文	総務産業	9月11日	9月18日 不採択
陳第10号	「要援護者＝私たちの「いのち」を守れない避難計画での川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書」の採択を求める陳情について	水俣市長崎962 松永 幸一郎	総務産業	9月11日	9月18日 不採択

〔前回から継続審査となっている請願・陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第2号	携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について	水俣市江添1072 友田 好二	総務産業	平成25年 6月13日	9月18日 継続審査
陳第3号	行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情について	水俣市八ノ窪町 2-7-86 鶴長 千徳	総務産業	11月29日	9月18日 継続審査